

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

みえ県民カミ ビジョン

第三次行動計画



「幸福実感日本一」をめざし 「新しい豊かさ」を享受できる三重を 一緒に創っていきましょう！

平成 28 年は三重県が誕生して 140 年目にあたります。その節目の年に、「幸福実感日本一」の三重をめざし、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めるための「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」をスタートさせます。



地域経済を取り巻く環境は依然厳しく、人口減少・高齢化がますます加速する中で、地域の活力低下や担い手不足が懸念されています。また、県民生活の現実に照らせば、命や暮らしに関する「安心」、「共生」、「優しさ」といった視点が一層重要になってきており、県民の皆さんが夢や希望を持てるよう、また、夢や希望の実現に向けた努力が報われるよう、環境整備などに取り組む必要があります。

第二次行動計画ではこうした課題を解決し、人口減少下でも、地域の魅力が発揮され、県民の皆さんが日々幸福を実感しながら暮らしていけるようにとの思いを込めて、「新しい豊かさ」の考え方を打ち出しました。

豊かさといえば、これまでは「精神的な豊かさ」と「経済的な豊かさ」の2つで語られることが多かったと思いますが、これらに加え、安全安心に関わる社会のセーフティネットや能力を高め発揮できる環境、支えあいのベースとなる人と人との絆などを「社会のシステムやつながりの豊かさ」ととらえ、この3つの豊かさ全てを高めていく必要があると考えています。

我が国の歴史の中でその時々豊かさを追い求める舞台の中心にあって、多様な地域の資源を活用し豊かさを創造してきた三重のDNAを生かし、三重ならではの「新しい豊かさ」の実現に挑戦していきます。

本年5月26、27日には伊勢志摩サミットが開催され、三重に新たな歴史が刻まれることとなります。三重には、世界に誇れる価値あるもの、日本を代表する素晴らしいもの、人々の心を豊かにするものが数多くあります。サミットを契機に、県民の皆さんが地域への愛着を一層深め、世界に向けて自信をもって発信し、自ら行動を起こすことで、今暮らす県民の皆さんはもちろんのこと、訪れる人や次世代の人たちも、未来に夢や希望を持ち、幸福を実感することのできる三重へと進化できると考えています。

県民の皆さん、愛するふるさと三重がいつまでも活力を持ち続け、誰もが幸福を実感しながら暮らしていけるよう、力を合わせて挑戦していきましょう。

平成 28 年 4 月

三重県知事 鈴木英敬

みえ県民力 ビジョン

第二次行動計画

目次

第1編 基本的な考え方	3
第1章 第一次行動計画の総括と今後の課題	6
第2章 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり	18
第2編 政策体系	25
第1章 政策体系の概要	26
第1節 政策体系とは	26
第2節 政策体系の見直し	27
第3節 重点取組	28
第4節 横断的な取組	29
第2章 政策の概要	31
第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	32
第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	34
第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	36
第3章 施策の概要	38
第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	42
第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	94
第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	146
第3編 計画の推進	191
第1章 行政運営の取組	192
第1節 施策の推進を支えるために	192
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）	208
第2章 計画の進行管理	211
第1節 基本的な考え方	211
第2節 県民の幸福実感の把握	212
第3節 行政経営資源の見通し	214
参考資料	219
1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映	220
2 個別計画一覧	222
3 数値目標一覧	230
4 横断的な取組	284
5 みえ県民力ビジョン	314

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画

第1編

基本的な 考え方



第1編 基本的な考え方

はじめに 第二次行動計画策定の趣旨

県では、平成 24(2012)年 4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を策定しました。そして、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するために、「みえ県民力ビジョン・行動計画」(以下「第一次行動計画」という。)＜平成 24(2012)年度～平成 27(2015)年度＞を策定し、さまざまな施策、事業等に取り組んできました。

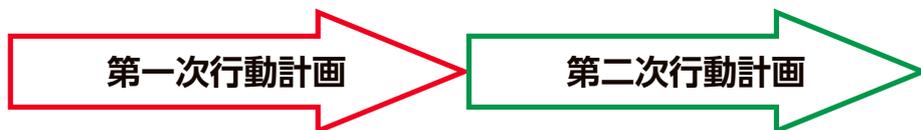
「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画(以下「第二次行動計画」という。)は、第一次行動計画の取組の成果と課題を検証するとともに、時代の環境の変化などを見極めつつ、「みえ県民力ビジョン」が掲げる「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具体化するための取組を示す中期の戦略計画です。

● 計画期間

平成 28(2016)年度から平成 31(2019)年度までの 4 年間です。

● みえ県民力ビジョンと行動計画の関係

2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------



※行動計画の進行管理は、毎年度策定する経営方針とみえ成果向上サイクルによって行います。



1 第一次行動計画を振り返って

「第三の分水嶺^{れい}」とも言うべき大きな時代の転換期に、県自らの変革を進める中で、県民の皆さんにもアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現をめざし、政策を推進してきました。

この4年間の中での、状況の変化や、成果と課題についてまとめると次のとおりです。

伊勢志摩サミット

平成 28 (2016) 年の主要国首脳会議(サミット)が伊勢志摩地域で開催されることが決定し、三重県に新たな歴史が刻まれることとなりました。平成 26 (2014) 年夏から官民一体となって取り組んできた誘致活動が、大きく実を結びました。

伊勢志摩サミットの開催は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、伝統と革新に彩られた本県の歴史、文化や古から多くの人びとを受け入れてきたもてなしの心といった本県の魅力を世界に発信し、知名度を高める絶好の機会であり、県民の皆さんの一体感の醸成など地域の総合力向上にもつながる千載一遇のチャンスです。

サミットの成功に向け、各国首脳をはじめ、県民の皆さん、来訪者などの全ての方々の安全・安心が確保されるよう、万全の対策を講じていく必要があります。また、一人でも多くの県民の皆さんが参画していただけるよう、全県的な取組としていくことが大切です。

このため、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を中心として、県内市町や企業、関係団体等と連携し、各国首脳をはじめ訪れた方々に日本人の精神性や豊かな伝統・文化、日本のふるさとの原風景とも言える美しい自然を感じていただけるよう、「開催支援」、「おもてなし」、「明日へつなぐ」、「三重の発信」の4つを柱に取組を展開しています。

「開催支援」については、首脳会議が安全・安心に開催されるよう、関係機関がさまざまな状況を想定した訓練を展開し、対策の強化を図るとともに、宿泊予約センターの設置・運営、県産食材等の利用促進や配偶者プログラムの国への提案等に取り組んでいます。

「おもてなし」については、機運醸成に向けたサミットフォーラムの開催やカウントダウンボード



伊勢志摩サミット会場(賢島)
(一般財団法人伊勢志摩国立公園協会提供)



伊勢志摩サミット
三重県民会議

と今後の課題

の設置等を行うとともに、クリーンアップ活動や花いっぱいおもてなし運動を展開しています。

「明日へつなぐ」取組については、高校生を対象にしたジュニア・サミットの三重県開催が決定し、三重県ならではの歓迎・交流行事や県内高校生等との交流を含む県内各地分散型の体験・交流の具体的なプランを国に提案するとともに、明日を担う世代の育成をめざし、県内の学校、民間団体等による国際理解・国際交流の取組を展開しています。

「三重の発信」については、県民会議のシンボルマークの制定や海外プレスツアーの展開、三重県情報館(仮称)の設営に向けた「伝統と革新～“和”の精神」の基本コンセプトに基づくコンテンツの選定等、国内外への情報発信に取り組んでいます。

オール三重で一丸となって準備を一層加速させる必要があります。

また、サミットを一過性のものとせず、開催後の地域の活性化などに着実につなげていくことが重要であり、サミットのレガシーを次世代に継承し、三重の未来に生かすための「ポストサミット」に取り組む必要があります。



伊勢志摩サミット「おもてなし大作戦」キックオフイベント

人口減少への対応

人口減少問題がクローズアップされ、国・地方を挙げて地方創生に取り組むこととなったきっかけは、平成 26(2014)年に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」から発表された平成 52(2040)年時点の将来推計人口でした。

三重県の総人口は、全国よりも1年早い平成 19(2007)年にピークを迎え、その後減少に転じており、このまま推移した場合、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 72(2060)年には県内人口(平成 27年8月現在 約 181万人^{注)1})が約 120万人に減少することが見込まれています。

県では、子ども・家庭政策に関する計画に基づき、少子化対策に重点的に取り組むとともに、人口減少・高齢化が急速に進む南部地域において、市町と連携して移住・定住の促進に注力するなど国に先駆けて取り組んできましたが、人口減少に歯止めがかかっていません。

人口減少への対応は、三重の未来を決める重要な課題であり、中長期的な視点に立って、着実に対策を推進していかなければなりません。

本県の人口減少の課題に的確に対応し、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「希望がない、選ばれる三重」の実現をめざし、自然減対策および社会減対策を両輪として取組をさらに加速させていく必要があります。

注) 1 三重県「三重県月別人口調査(推計)」による。

少子化対策

少子化の進展は、国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題であり、20年かけてようやく成果が出ると言われている少子化対策において、今、抜本的な対策の強化を行わなければ、手遅れになるという危機感がありました。

平成26(2014)年、国において地域少子化対策強化交付金が創設され、三重県では平成27(2015)年に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざしています。その中で、おおむね10年後の三重県の合計特殊出生率^{注)2}を、県民の結婚や出産の希望がなかった場合の水準である1.8台に引き上げることを総合目標の一つとしています。

「子ども・思春期」から、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野ごとにきめ細かな対策を展開し、児童生徒等を対象としたライフプラン教育の推進や、結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場の創出について支援しました。また、産みたい人が安心して産み育てられるよう、不妊治療等への助成や妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援体制(三重県版ネウボラ)の構築を図るとともに、安心して子育てができるよう、放課後児童対策の充実などに取り組みました。

今後も、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」等に基づき、各取組を着実に推進する必要があります。



第2回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」
ベストショット賞より

注) 2 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。

教育

「全国学力・学習状況調査」では、小中学校の全ての教科で平成24(2012)年度から4年連続して平均正答率が全国平均を下回っており、子どもたちの学力の定着や向上に課題が見られます。みえスタディ・チェックやチェックシートの活用等を図り、学力の向上に取り組んだ結果、平成27(2015)年度の調査では、10教科中9教科で全国の平均正答率との差が前回の調査より縮まり、小中学校とも改善の兆しが見られました。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においても、調査開始以来、全国平均を下回っていましたが、小中学校で体力向上の目標設定や1学校1運動プロジェクトなど、子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう取組を推進した結果、



どちらがひろいか、みんなで考える算数の授業の様子

平成 27(2015)年度の調査では、中学生男子が初めて全国平均を上回りました。小学生男子・女子、中学生女子についても、最高値を示すとともに全国平均との差も縮まりましたが、依然として全国平均を下回っていることから、引き続き各取組を進める必要があります。

また、いじめが深刻化する中、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラー等の効果的な活用や「学校いじめ防止方針」に基づいた組織的な取組を進める必要があります。

家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。全ての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長していけるよう、さまざまな関係機関が一体となって支援を行う必要があります。

県内の大学進学者のうち8割が県外に進学し、県内大学卒業生の県内就職率が5割を下回るなど、大学進学時や就職時の転出超過が人口の社会減の大きな要因の一つとなっており、学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上、若者の県内への就職を促進する必要があります。

こうした中、首長と教育委員会の連携強化等を趣旨とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、知事と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置し、「三重県教育施策大綱」の策定に関する協議等を進めています。

知識基盤社会の一層の進展、人口減少の本格化といった時代潮流の中で、三重県が、希望に満ちた新しい社会の姿を描いていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

新しく策定する「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実現など、6つの基本方針に基づく取組を進めていく必要があります。

スポーツ・文化

平成 23(2011)年に「スポーツ基本法」が制定され、県でも、平成 27(2015)年に、県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、「県民の力を結集した元気なみえ」をめざし、「三重県スポーツ推進条例」を施行しました。

こうした中、平成 24(2012)年のロンドンオリンピック・パラリンピックにおいて、三重県出身選手の素晴らしい活躍が、三重県中、日本中、世界中の人びとに夢と勇気と感動を与えてくれました。また、平成 26(2014)年、全国高等学校野球選手権大会で、三重県勢が 59 年ぶりに決勝へ進出し、準優勝の栄誉を勝ち取り、県民に多くの感動を与えてくれました。平成 27(2015)年、和歌山県で開催された第 70 回国民体育大会において、三重県勢は 13 種目での優勝をはじめ入賞数は 62 件となり、男女総合成績(天皇杯)で 27 位の成績を残すなど、一昨年の 41 位、昨年の 32 位か



国体(レスリング)

国体(レスリング)

ら上昇しました。また、第15回全国障害者スポーツ大会では、20個のメダルを獲得し、1名が大会新記録を樹立しました。

今後、平成30(2018)年に全国高等学校総合体育大会が三重県を中心として、平成32(2020)年に全国中学校体育大会が東海ブロックにおいて、さらに、平成33(2021)年に国民体育大会および全国障害者スポーツ大会が県内で開催される予定であり、加えて、平成32(2020)年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されています。このような大規模大会の開催は、本県スポーツの推進にまたとない好機であり、本県アスリートの育成、強化を図るとともに、市町等と連携して着実に開催準備を進め、地域の活性化につなげていく必要があります。

平成26(2014)年4月に、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念とする三重県総合博物館(MieMu)が開館し、平成27(2015)年12月には入館者が55万人を超えました。

今後も、三重県の魅力向上に向けて、世界に誇る三重県特有の歴史・文化資源の情報発信等を行っていく必要があります。

医療・介護・福祉

県内では、地域における医師・看護師等の不足・偏在により、診療科の中止や地域の救急医療を担う二次輪番制の維持が困難になるなど、地域医療に対する不安が高まっていました。

高齢化の一層の進展で高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯等も増加し、家族の介護力の低下が懸念されています。また、障がい者の自立と共生の社会づくりの実現に向けた取組も、まだまだ十分とは言えません。

全国的に児童虐待に係る死亡・重篤事例の発生が相次ぐ中、平成24(2012)年、県内で2名の子どもの尊い命が奪われるという事案がありました。また、児童虐待や親の養育困難により、社会的養護が求められています。

県では、医師確保対策として医師修学資金制度の活用を促進するとともに、平成24(2012)年、「三重県地域医療支援センター」を開設し、若手医師の県内定着や医師不足の地域偏在解消に取り組みました。また、看護学生に対する修学資金の貸与を行うなどして、看護師等の確保も図りました。

介護については、施設サービスのニーズが高いことから、市町とも連携して、介護基盤の整備を進めました。障がい者の自立支援については、ハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、共同受注窓口の運営や社会的事業所の創設支援など多様な働き方を見据えた取組を進めました。

児童虐待防止については、児童相談センターにおける専門組織の設置や、一時保護など援助方針の判断的確性を高めるためのアセスメントツールの開発など、痛ましい事案が二度と起こらないよう児童虐待防止に取り組みました。また、社会的養護を必要とする全ての子どもが家庭的な環境のもとで養育されることをめざし、平成41(2029)年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標に、里親の新規



若手医師の研鑽

登録・委託の推進や施設の小規模グループケア化等に取り組んでいます。

医療や介護、福祉の取組については、市町や関係機関との連携をさらに深め、しっかりと取り組んでいく必要があります。県民の皆さんが質の高い医療サービスを受けることができるよう、医師、看護師等の確保や偏在解消などに取り組むとともに、高齢者や障がい者の方が地域で安心して暮らすことができるよう、介護、福祉分野における人材の育成・確保や施設整備を促進する必要があります。

また、児童虐待防止対策を強化するとともに、家庭養護の推進などを図る必要があります。

暮らしの安全・安心

暮らしの安全・安心を確保することは、「幸福実感日本一」の大前提ですが、その安全・安心を脅かす事案が発生しています。

平成 25(2013)年、米の産地偽装や食材の不適正表示など、三重県の食の信頼を損なう事案が発生しました。このため、監視指導や立入調査を行うなど、食の安全・安心に向けた取組を進めてきました。

平成 27(2015)年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録して 15,178 件となりましたが、県民に強い不安を与える凶悪犯罪等が後を絶たないなど、体感治安が改善するには至っていません。また、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数や女性・子どもが被害者となる性犯罪等が高水準で推移していますが、性犯罪・性暴力の被害者は、精神的なショック等から相談をためらうことが多いため、被害者等の保護対策の強化を行うとともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置しました。

県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見ると減少傾向にありましたが、平成 26(2014)年の交通事故死者数は 112 人となり、10 万人あたりの交通事故死者数は全国ワースト 3 位となりました。平成 27(2015)年は過去最少の 87 人まで減少しています。また、飲酒運転の根絶をめざし、平成 25(2013)年には「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」を制定しました。

生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物不適正処理事案において、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」による国の支援を受け、実施計画に基づく恒久対策に着手したところであり、引き続き取組を進める必要があります。

県民の皆さんが安全・安心を実感できるよう、食の安全・安心の確保、犯罪抑止や被害者支援、交通安全対策を強化する必要があります。

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心
よりこ

性暴力被害にあわれた方へ

性暴力とは—
あなたの望まない性的な行為はすべて性暴力です。

だれにも相談せずに、ひとりで悩んでいませんか？
あなたは、なにも悪くありません。
ひとりで抱え込まず、まずはお電話ください。
秘密は厳守します。
あなたの大切な味と心のケアについていっしょに考えましょう。

電話相談
匿名相談は24
時間いつでも
お電話ください。

支援機関の
紹介
相談にのり、支
援機関を紹介
いたします。

村居支援
相談にのり、支
援機関を紹介
いたします。

法律相談
弁護士による、法
律上による被害
の救済を行います。

女性相談員による
相談専用電話 **059-253-4115**

相談時間 10時～16時（土日祝、年末年始除く）
✉ yorico@tenor.ocn.ne.jp

三重県保健生活部 暮らし安全課 相談機関：みえ性暴力被害者支援センター

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」周知ポスター

防災・減災

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災により、自然の脅威を見せつけられて大規模災害への危機意識が高まりました。また、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波を発生させる南海トラフ地震の近い将来の発生が高まっています。こうしたことから「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これに基づいて広域防災拠点の整備、「みえ防災・減災センター」の設立等に取り組みました。

近年、全国で局所的な集中豪雨が発生する中、大規模な風水害や土砂災害等により大きな被害が生じており、平成 23 (2011) 年に発生した台風

12 号は紀伊半島に記録的な豪雨をもたらし、本県と和歌山県、奈良県を中心に甚大な被害が発生したため、復旧・復興に向けた取組を懸命に進めてきました。また、県内には多数の土砂災害危険箇所があることから、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるようその指定に向けた取組を進めています。

紀伊半島大水害における山地災害等の被害の大きさから、森林の公益的機能の重要性を再認識し、社会全体で森林づくりを進めていくため、「みえ森と緑の県民税」を創設しました。

震災で芽生えた危機意識が低下しつつある中で、今後、「防災の日常化」の定着や、「自助」「共助」「公助」の取組継続・強化を図るとともに、おおむね 10 年先を見据えた防災・減災対策等の取組方針を示す「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強い県土づくりを推進していく必要があります。

紀伊半島の緊急時の救助・救援、復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備については一定の進捗が図られましたが、いまだミッシングリンクが残っており、解消に向けた取組が求められます。



紀伊半島大水害からの復旧（井戸川（熊野市））

雇用・産業振興

我が国の雇用・経済は、平成 20 (2008) 年秋のリーマンショックによる厳しい状況から立ち直る途上で、東日本大震災の発生によりサプライチェーンの寸断や電力供給不足などの打撃を受け、再び大きく落ち込みました。県内においても、水産業で甚大な被害が発生したほか、企業の生産活動が低下しました。その後も歴史的な円高水準やタイの大洪水、欧州債務・金融危機など、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増し、本県雇用・経済の回復に向けた動きも大きく減速しました。

そうした中で、県では、国と連携し平成 23



飛行試験を行うMRJ（三菱航空機（株）提供）

(2011)年6月補正予算で緊急経済対策を実施するとともに、世界経済の変化に大きな影響を受けるという本県産業の課題を克服するため、みえ産業振興戦略を策定し、強じんて多様な産業構造の構築をめざし、ものづくり産業の振興や全国初となる「マイレージ制度」を取り入れた新たな企業投資促進制度による企業誘致の推進などに取り組みました。また、北米地域からアセアン諸国や欧州へとターゲットを徐々に拡大しながら、海外の地域との経済交流や県内中小企業の海外展開、農林水産物の輸出促進に取り組むなど、国際戦略を推進してきました。

県内の情勢を見ると、平成24(2012)年度の1人あたり県民所得は被災3県を除けば全国2番目の伸びとなりました。また、県内総生産は、平成24(2012)年度、25(2013)年度と2年連続して過去最高を更新し、平成26(2014)年の完全失業率は全国で2番目に低くなりました。

県の企業誘致により、国産初のジェット旅客機「MRJ」量産拠点の県内への整備が決定しました。平成27(2015)年11月には、「MRJ」の初飛行が成功したところであり、本県航空宇宙産業の発展に向けた大きな契機になると期待が寄せられています。

障がい者の自立に向けたチャレンジを支援するステップアップ・カフェCottic菜(こっちな)を県総合文化センター内にオープンさせるとともに、本県の障害者実雇用率の改善に向けて、国と連携し、県内企業へ積極的に働きかけを行いました。その結果、平成27(2015)年6月1日現在の三重県の民間企業の実雇用率は、大幅に向上しました。

県内の食関連産業の振興などを目的とし、ミラノ国際博覧会において、海外で初めて松阪牛と伊賀牛を同時に展覧・提供するなど、海外の多くの方々に本県の豊かな食や食文化をアピールし、「みえの食」の魅力を印象づけました。

国において、アベノミクス「3本の矢」が順次実施され、円安の進行や株高により国内景気は回復の動きを見せてきたものの、消費税増税の影響による民間消費の伸び悩みや国際競争の激化、さらには、中国経済の減速による先行きの不透明感などから、本県産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

県内においては、県内総生産が2年連続して過去最高を更新し、有効求人倍率も平成25(2013)年6月から連続して1倍を超えて推移するなど、景気は緩やかに回復しています。中小企業・小規模企業における景況判断等が改善傾向にあるなど、一部に明るい兆しが見られるものの、依然として景気回復の実感が伴っていない状況もあります。

引き続き「中小企業・小規模企業振興条例」に基づく取組を強力的に推進していくとともに、外部環境の変化にいち早く対応する中で、成長産業等への攻めの取組や国際展開を加速させる必要があります。また、若者の就労支援や多様な働き方の促進など、誰もがいきいきと働ける環境整備を進める必要があります。

北勢・中勢バイパスの整備が一定進み、物流アクセスの向上につながりつつあります。今後、東海環状自動車道西回りや新名神高速道路の全線開通による立地優位性の向上をふまえて企業誘致を推進するなど、インフラ整備の進展に伴う効果を着実に県内産業の振興につなげていく必要があります。

観光

前回の式年遷宮のおかげ年となる平成6(1994)年に大きく伸びた観光レクリエーション入込客数は、不況や顧客のニーズの変化により、減少傾向にありました。

三重の認知度を高め、観光誘客や県内企業の販路拡大につなげていくため、平成23(2011)年に「三重県営業本部」を設置し、観光・県産品なども含めた総合的な三重の情報発信を行っています。

平成25(2013)年、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開し、式年遷宮の斎行とあいまって、神宮の年間参拝者数は2年連続1千万人を突破し、三重県全体の入込客数も史上最高の4,079万9千人となりました。平成25(2013)年9月、「三重テラス」がオープンし、平成27(2015)年7月には来館者が100万人を超えるとともに、首都圏営業拠点として三重の魅力を発信しています。

平成26(2014)年、熊野古道が世界遺産に登録されて10周年を迎え、多彩な魅力を発信するキャンペーンの展開や、紀勢自動車道延伸など交通アクセスの向上の効果もあり、その来訪者数は過去最高の42万9千人となりました。

インバウンドについては、東アジア・東南アジア諸国を中心とした重点国・地域に忍者、海女、F1等の海外へ訴求性が高いクールジャパン資源を活用したプロモーションを実施しました。

そうした中で、県内延べ宿泊者数は増加し、外国人延べ宿泊者も平成26(2014)年には17万8千人を超えるなど、三重のさまざまな魅力が国内外に発信され、三重は大いに賑わいました。

引き続き、平成28(2016)年には伊勢志摩サミット、平成29(2017)年には「全国菓子大博覧会・三重(お伊勢さん菓子博2017)」が開催され、三重県の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、新サービスの開発、販路開拓、マーケティング、人材の育成などを含めた観光の産業化に向けた取組を進める必要があります。

農林水産業

県内の農林水産業は、就業人口の減少や高齢化の進行、農林水産物価格の低迷、野生鳥獣による被害の発生など、依然として厳しい状況にあり、農林水産物の安定供給への支障や農林水産業の活力低下が危惧されています。こうした中、県では、生産体制や生産基盤の整備、多様な担い手の確保・育成を進めるとともに、みえフードイノベーションプロジェクトの推進や三重ブランドの認定など、新商品の開発や国内外への販路開拓支援などに取り組み、次代を担う大規模な経営体の育成や地域資源を活用した高付加価値化の成功例を創出してきました。また、6次産業化に取り組む若い担い手も育ってきており、新たな事業展開につながっています。

今後、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定による影響が懸念される中、農林水産業の体質強化や付加価値の向上、輸出促進など「もうかる農林水産業」の実現に向けた取組を加速することにより、農林漁業者が将来展望を持って経営を持続し、競争力を確保できるよう取り組む必要があります。



伊勢茶の収穫風景

市町との連携

活気に満ちた地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進するため、住民に最も身近な自治体である市町と「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設置して、さまざまな課題について協議しました。また、市町の課題について知事と市町長がオープンな場で議論する「1対1対談」を開催して、認識の共有と課題の解決に向けた議論を行いました。

過疎化・高齢化が進み、財政基盤も脆弱な市町が多い南部地域については、県が創設した南部地域活性化基金を活用し、若者の働く場の確保と定住の促進に向けて、複数市町の連携によるさまざまな取組が進みました。

今後、地方創生の推進に向けて、県と市町が両輪となり、相乗効果を発揮して地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と一層緊密な連携・協力を進める必要があります。

<施策>および「選択・集中プログラム」の達成状況

このように政策を推進した結果、第一次行動計画の<施策>および「選択・集中プログラム」の達成状況を進展度でまとめると次のとおりです。

施策

56の<施策>について、平成26(2014)年度の実績を数値目標で見ると、目標値を達成したものは、5割弱にとどまりましたが、進展度で見ると、平成26(2014)年度では、「進んだ」または「ある程度進んだ」と評価する施策は52施策となっており、おおむね順調に進んでいます。

一方で、教育・人づくり、医療、介護、子育ての分野について、取組は道半ばと考えています。

選択・集中プログラム

また、16の「選択・集中プログラム」について、「みえ県民力ビジョン」を推進するにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、第一次行動計画の計画期間中に、課題解決や「協創」の取組を進めた結果、進展度で見ると、平成26(2014)年度では、全てが「進んだ」または「ある程度進んだ」となっており、一定の課題解決につながっています。

緊急減災、道づくり、獣害対策、産業廃棄物の不適正処理是正、産業振興など喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携などで「協創」の新たな仕組みづくりが進むなどの成果がありました。

一方で、制度面では、4年間固定のプログラムであるという性格上、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面がありました。

2 県民の意識から見た変化

県では、「みえ県民力ビジョン」の取組を推進する中で、平成 23(2011)年度から、県民の皆さんの日ごろ感じている幸福感や、16 の政策分野ごとに設定した幸福実感指標に関する推移などを把握し、県政運営に活用するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施してきました。

幸福実感指標

この4年間では、県民の皆さんが生活の中で感じる、16 の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感(幸福実感指標)について、第4回調査結果を第1回調査結果と比較すると、「実感している層」は16項目中14項目で高くなっており、最も割合が高くなったのは「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」、次いで、「災害の危機への備えが進んでいる」、「道路や公共交通機関が整っている」、「県内の産業が活発である」などとなっており、経済および観光分野や防災分野など、これまで注力してきた取組において、「実感している」という層が増えています。その一方、「実感していない層」は、「三重県産の農林水産物を買いたい」を除き15項目で低くなっています。

幸福実感

また、県民の皆さんの幸福実感について、いろいろなことがわかりました。

家族や結婚、子どもを持つことは、県民の幸福実感と密接な関連があることがわかりました。結婚し配偶者がいる方は、未婚の方より幸福感が高く、また、子どもの数が増えると幸福感が高くなる傾向があります。

就労や収入は県民の幸福実感に関連があり、必要な収入が得られる安定した就労に加え、ライフステージやそれぞれの希望や状況に応じた柔軟で多様な働き方が選択できることが望まれていると考えられます。

地域活動への参加度合や意欲が高まるにつれ、幸福感も高まる傾向があり、地域や社会とのつながりと幸福実感とは密接に関連していると考えられます。

幸福感を判断する上で重視するものとして、第4回調査結果では、健康状況、家族関係、家計状況に次いで、精神的なゆとり、自由な時間が上位にきています。

しかしながら、県民の皆さんの状況を見ると、

- 20歳代の未婚者の9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにもかかわらず、男性の生涯未婚率は16%を超えています。
- 理想の子どもの数が2.5人に対して、実際の子どもの数は1.6人ととどまっています。
- 専業主婦や高齢者の方々は収入に関わらず高い就労意欲を持っていますが、現状は希望どおり就労できている状況ではありません。
- 将来の地域社会を担う若い世代(20代～30代)において、日ごろの近所付き合いや地域活動への参加が減っています。

- 仕事と生活の時間とのバランスに関して、週35時間以上働いている方の7割以上が、就業時間を短くしたいと希望しています。
- 就労や収入、子育て、介護などに関する不安の声も、自由記述意見として多く寄せられ、日々の暮らしの中で、不安や問題を抱え、夢や希望を持つこと自体が難しい状況にある方もいると考えられます。

県民の皆さんの幸福実感をより高めていくためには、県民の皆さんの一人ひとりの暮らしにおける理想と現実のギャップをなくし、貧困や孤立の中で夢や希望を持つこと自体が難しい方は夢や希望が持てるよう、また、夢や希望の実現に向けてチャレンジしている方はその努力が報われるよう、環境整備などに取り組む必要があります。

3 第二次行動計画の基本的な考え方

この4年を総括すると、幸福実感指標の推移等から見て、これまで注力してきた、観光、防災、インフラ整備、雇用・経済の分野については、一定の成果が出ており、引き続き、しっかり取り組んでいく必要があります。一方、教育・人づくり、医療、介護、子育ての分野については、県民の皆さんに政策推進の成果が届くよう、市町や関係機関との連携をさらに深め、危機感を持って取り組んでいく必要があります。

第二次行動計画の4年間においては、そのような検証結果や課題をふまえ、基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、政策展開の基本方向(三つの柱)である「守る」「創る」「拓く」を掲げて、引き続き政策を推進していきます。

一方で、人口減少や経済のグローバル化の流れはますます強まっており、三重県を取り巻く環境も厳しさを増しています。また、これまで以上に、自分らしい生き方や自己実現、家族の絆、地域のつながりが求められている時代であり、県民の皆さん一人ひとりの暮らしにおける理想と現実のギャップの解消が重要です。このため、「みえ県民力ビジョン」で掲げた「新しい豊かさ」を見つめ直し、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けて、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めていきます。



「みえ県民力ビジョン」では、「新しい豊かさ」は、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい豊かさであるととらえています。

第二次行動計画において4年間取り組んでいく上で、「新しい豊かさ」について、あらためて深く考え、三重らしさを生かした、三重だからこそ実現できる「新しい豊かさ」をめざしていくことが必要です。

1 「新しい豊かさ」について

経済的な豊かさと精神的な豊かさ

豊かさの概念は、時代や社会環境によって変化するもの、また個人によってとらえ方が異なるものであり、一律に定義することは難しいと考えていますが、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」について、次のようにとらえています。

「経済的な豊かさ」は、1人あたりGDPなどの指標で測られるものであり、所得や物・サービスの消費(フロー)、社会資本(ストック)なども含む、「物質的な豊かさ」に通じるものだと考えます。「精神的な豊かさ」は、「こころの豊かさ」と同じ意味で使われることもあります。個人の内面的な充足であって、例えば、自己実現や生きがい、自分らしさ、安心などにより得られるものだと考えます。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」によれば、昭和50年代から徐々に、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視するようになってきたことがわかります。1960年代の高度経済成長が象徴するように、戦後、経済的な豊かさを追求してきた結果、多くの人が便利で快適な生活を送れるようになり、衣食住に関するニーズが満たされてきたことが背景にあるのではないのでしょうか。

「経済的な豊かさ」は、人びとの暮らしを安定させる、いわばベースとなる豊かさだと考えます。

社会のシステムやつながりの豊かさ

そしてもう一つ、ベースとなる豊かさがあると考えています。

その中には、例えば、命や暮らしの安全・安心に関わるさまざまな社会のセーフティネットである社会保障制度や地域における相互扶助の活動があります。

また、さまざまな絆やつながり、ネットワーク、NPOやボランティアの活動、身近な自然やまち並み、景観なども含まれます。

そして、こうした活動や環境を支える、地域をよくするために夢や希望を持って主体的に行動する人びと(アクティブ・シチズン)の存在そのものがとても大切だと考えます。あわせて、個人がその能力を高め、自己実現を図るための機会としての教育やスポーツ、文化なども重要です。

これらは、「個人が社会に参画し、持てる能力を発揮しながら、よりいきいきと暮らすことを可能にする社会のさまざまなシステムやつながり、活動」であり、「精神的な豊かさ」を得る上で欠かせない大切なものですが、これまでは積極的に豊かさにとらえられてこなかったと認識しています。地域が育んできたこれらの豊かさを総称して「社会のシステムやつながりの豊かさ」と呼ぶことにします。

できる三重づくり

2 豊かさの変遷と三重の関わり

江戸時代までの変遷

我が国では、近世に入るまでは、資源や生産技術に限られる中で、たびたび飢饉に見舞われたことなどもあり、食料を得ることが豊かさの象徴であったと思われます。

伊勢神宮が今の地に鎮座したのは、風光明媚、気候温暖で新鮮な海・山の幸に恵まれた豊かな国であったからだと言われています。日本書紀に「常世の浪の重浪歸する国」、「可^{とこ}怜^よし国」と記され、万葉集では「御^み食^け国^{くに}」と詠われたように、日本人のこころのふるさと、憧れの地として、多くの来訪者を受け入れてきました。

江戸時代には、社会が長期的に安定し、貨幣経済の浸透や農業生産力の向上などが見られますが、大きく見るとやはり食が豊かさの中心にあったと思われます。一方、農民が暮らす村は、共同体として社会的弱者の救済や消防、教育、医療などの面で相互扶助機能を有し、家族や地域の絆・つながりがありました。しかし、身分や制度にも縛られ、人びとの自由な生き方は大きな制限を受け、現代における自分らしい生き方や自己実現といったことは、困難であったと思われます。

こうした中で、三重県では、全国から多くの人びとが、おかげ参りとして伊勢を訪れるようになりました。信仰の旅の中に「心の豊かさ」を求めたのではないのでしょうか。また、このことで、人、モノ、情報の交流が活発になり、貨幣経済が発達したことなどから、伊勢商人が生まれ、今日に至る我が国の経済・産業・文化の振興に大きく寄与しています。

明治から現代へ

明治に入り、我が国は富国強兵を掲げ、近代産業の育成に力を入れましたが、これは国民の豊かさの向上のためというより、欧米列強に負けない富んだ国をつくるのが目的でした。

その後、大正デモクラシーに象徴される民主主義的な動きがあったものの、昭和に入り、第二次世界大戦に向けた戦時体制の下では、国民の生活が犠牲となり、国民が豊かさを感じることは困難だったと思われます。

終戦後は、国民が一丸となって戦後の復興に取り組み、驚異的なスピードで経済成長を成し遂げ、多くの国民が「経済的な豊かさ」を享受できるようになりました。その一方で、それまでは当たり前存在だと意識されていた、人と人、人と地域のつながりや、身近な自然環境、地域固有の文化や景観などは、豊かさとして認識されることはなく、「社会のシステムやつながりの豊かさ」は大きく低下していったと考えられます。

三重県では四日市公害が発生しましたが、公害による環境問題の改善に取り組んできた経験から、高い環境保全の技術が地域に蓄積され、そうした技術の海外移転を進めることで、豊かな地球環境の保全・創造に貢献してきました。産業活動と環境保全の両立とともに、精神的なものも含めた生活の豊かさを求める声が高まる契機となりました。

伊勢志摩サミットが開催される伊勢志摩国立公園は、戦後初めて指定された国立公園で、我が国の国立公園の中では定住人口が最も多く、人と自然との共生という理念を象徴する地域として、各国首脳をはじめ訪れる海外の方々には、美しい自然の中で豊かな精神性を感じていただけたと考えます。

近年から現在

21世紀に入って、グローバル競争が激化するとともに、人口減少や高齢化が急速に進み、右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、リーマンショックに端を発する経済危機や東日本大震災をはじめとする大災害に直面しました。国内産業の空洞化や地方の活力低下が大きな問題となるとともに、国民の間で、家族や地域の絆の大切さが再認識される一方で、社会とのつながりが持てず、貧困や格差に苦しむ方が増えています。

「精神的な豊かさ」を求める傾向が一層強まっている一方で、「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」についても実感できていないという状況にあると考えます。

三重の地において

こうした中、三重県では平成25(2013)年のご遷宮で、過去最高の1,400万人の方が伊勢神宮を訪れました。日本の精神性の原点とも言える全てを受け入れる共存や共生と、1300年にわたり連綿と続けられてきた式年遷宮による常若の精神が、脈々と受け継がれているのではないのでしょうか。そして、三重には、江戸時代に見返りを求めず旅人をもてなすおもてなしの精神で、おかげ参りを受け入れてきた土壌があります。

また、三重は、世界を視野に入れ活躍した人材を輩出するとともに、多様性に満ち、伝統や技術を受け継ぎながら時代の変化に対応し、三重ならではの豊かさを創造してきました。

そして、我が国における豊かさの変遷と三重の関わりを時代の大きな流れの中で見ると、三重は、その時々々の豊かさを追い求める舞台の中心にいたと言えるのではないのでしょうか。

三重の地には、多様な資源を活用し、豊かさを創造してきたDNAがあり、それは県民の中にも脈々と受け継がれています。こうした三重のDNAを再認識し、「協創」を進めることで実感できる、時代の分水嶺の先にある「新しい豊かさ」を追求すべきであり、三重こそがその地にふさわしいものと考えます。

3 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

時代の分水嶺にあって、人口減少の一層の進展や価値観の多様化など県民の生活を取り巻く状況は大きく変化してきています。

また、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や「協創」の必要性は、ますます強まっていると考えます。

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、こうした状況変化等をふまえ、脈々と受け継がれてきた三重のDNAを再認識し、多様な資源や特性を活用し、三重らしさを生かし、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」を享受できる三重をつくりあげる必要があります。

「精神的な豊かさ」は、個人レベルの豊かさであり、内面的、主観的なものであって、県民の皆さんの幸福実感と密接に関わっていると考えます。

一方、「経済的な豊かさ」と「社会のシステムやつながりの豊かさ」については、個人的ではなく社会全体としての豊かさであるとしてとらえており、「精神的な豊かさ」を支える、ベースとなるものです。

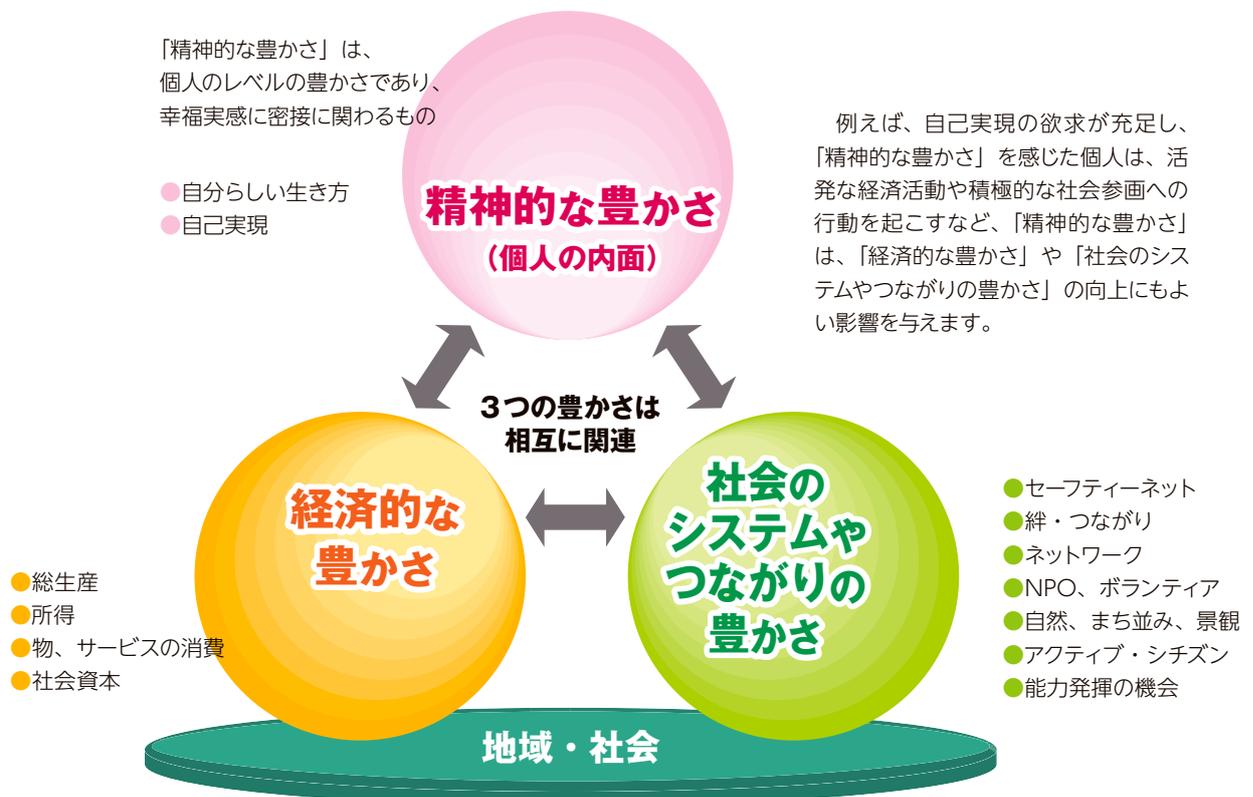
「経済的な豊かさ」と「社会のシステムやつながりの豊かさ」をともに充足することで、人びとはより「精神的な豊かさ」を感じることができます。そして、例えば、自己実現の欲求が充足し、「精神的な豊かさ」を感じた個人は、活発な経済活動や積極的な社会参画への行動を起こすなど、「精神的な豊かさ」は、「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」の向上にもよい影響を与えると考えます。

このように、3つの豊かさは、相互に関連し合っており、「幸福実感日本一」の三重をめざす上で、どれも欠くことのできないものです。

こうした考えのもと、豊かさを追い求めてきた先人のたゆまぬ努力と未来を拓く英知の上に今ある三重の資源や特性、三重県の強み・弱みなどの三重らしさを生かし、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そしてこれまで積極的に豊かさにとらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つの豊かさ全てを追求することで、人口減少や価値観の多様化などが進展する中でも、地域が持続的に活性化し、県民の皆さんが夢や希望に向けて行動できる地域社会の基盤をつくりあげます。

これこそが、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」であり、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで享受できる豊かさです。

「新しい豊かさ」は、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさです。



「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」は、地域・社会全体としての豊かさであるにとらえており、「精神的な豊かさ」を支えるベース

県民の皆さんがこの「新しい豊かさ」を享受できるよう「協創」を進めることが、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながると考えます。

そして、「新しい豊かさ」を享受できる、時代の分水嶺の先のめざすべき三重の姿として、誰もがどこに住んでいても、次のような暮らしを営むことができる社会をイメージしています。

- 将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる。
- 自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる。
- ライフステージに応じて多様な働き方ができる。
- より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度でも挑戦できる。
- 家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる。
- 美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に、愛着や誇りを感じながら暮らすことができる。
- 活力のあるさまざまな産業が発展する中で、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる。

4 県の施策展開

時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」は、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさと考えています。

「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに向けて、アクティブ・シチズンによる「協創」の一層の推進により、人口減少下でも地域の持続的な活性化を図り、県民の理想と現実のギャップを解消することで、希望が持て、希望がかなうように、以下の5つの視点(新しい豊かさの視点)から施策を展開していきます。

新しい豊かさの視点

視点① 社会全体の安全・安心のシステムの充実 (セーフティネット、インフラ)

- ・ 県民の命や暮らしの「安全・安心の確保」が不可欠です。
- ・ 医療や介護・福祉分野において、誰もが質の高いサービスを受けることができ、健康な暮らしを送れるとともに、貧困や格差の解消につながるよう、セーフティネットの充実を図る必要があります。
- ・ その際、生活不安への悩み等の県民の声に真摯に耳を傾け、「寄り添う」姿勢が大切です。
- ・ 道路、橋梁、水道、電力など生活の基盤を支えるインフラの整備・維持とともに、いつどこで起こるかわからない災害への備え・対策が必要です。

視点② 価値観の多様化への対応

- ・ 家族観や仕事観など、価値観が多様化する中で、自分に合った暮らし方が選択ができ、「自分らしい生き方」ができる環境づくりが必要です。
- ・ ライフステージやライフシーンにおいて、自らの夢や希望に沿った道に進めることが大切であり、選択肢が十分でない分野では選択肢の拡充を、選択肢があっても選択できない環境にある場合には、選択できるようなサポートをしていく必要があります。
- ・ 例えば、仕事と子育て・介護の両立やリタイア後の再就職など暮らしに合った柔軟な働き方ができる環境整備が必要です。
- ・ また、仕事と生活時間のバランスがとれた働き方が望まれます。

視点③ 自己実現の後押し(個人の特性や能力の発揮のための環境づくり)

- ・ 夢や希望を持って自己実現や個人の能力・特性の発揮に向けてチャレンジでき、失敗しても何度でも挑戦できる環境づくりが必要です。
- ・ その際、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず意欲や努力に応じて、また教育、文化、スポーツ、仕事などさまざまな分野で、チャレンジできる環境があることが重要です。
- ・ 世界での活躍や一流をめざすなど、より高い目標を持ってチャレンジできる環境づくりは、子どもたちの大きな夢や希望につながります。
- ・ 子どもたちは、親にとってとても大切な存在であり、次代の社会を担う地域の希望でもあります。大人だけでなく、子どもたちが、未来に夢や希望を持ち、地域に愛着と誇りを感じながら、生きていけるようにする必要があります。

視点④ 社会関係資本(人とのつながり・ネットワークなど)の充実・再生

- ・ 家族・友人等との絆や地域社会の中でさまざまな「つながり」・「ネットワーク」を持って、お互いに「支え合う」ことで、みんなが安心感のある暮らしができる社会づくりが必要です。
- ・ 例えば、結婚や子どもを持つという希望がかなえられるよう、社会全体でサポートしていくことが必要です。
- ・ ひとり親家庭への支援や、里親委託等による子どもの家庭的な養護の推進、障がい者などの自立に向けた支援、外国人住民の地域参画へのサポートなどによって、さまざまな環境の中でも、安心感のある暮らしができることが大切です。

視点⑤ 地域の魅力の向上(多様な資源の活用や磨き上げ、情報発信)

- ・三重には、美しい自然、恵まれた食材や多彩な文化、伝統技術などさまざまな地域の資源や、ものづくりにおける高い産業集積、最先端技術などの大きな強みがあります。
- ・これらの多様な資源や強みを生かす、磨き上げる、国内外に情報発信することにより、三重の魅力の向上を図る必要があります。
- ・そのことで、三重の知名度が高まり、交流が促進され、地域の活気や賑わいにつながるとともに、県内での定住や県外からの移住につながっていきます。
- ・平成 28(2016)年の伊勢志摩サミットは、本県がその経験を経ることで、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する本県の知名度を向上させる絶好の機会であり、地域の総合力向上にもつながるものであり、サミットを一過性に終わらせることなく、開催後の地域の活性化につなげるための取組を展開する必要があります。

これらの取組により、個人の理想と現実のギャップが解消され、県民が夢や希望に向けた行動ができるようになるとともに、地域のさまざまな課題が解決され、地域の活性化が図られます。

そして、夢や希望を持った人びとは主体的な行動(アクティブ・シチズンの活動)を起こし、地域資源の活用や磨き上げが活発になることで、地域の安心や魅力が向上します。

そのことにより、県民の地域への愛着や誇りが高まり、アクティブ・シチズンが増え、地域の持続的な活性化が図られて、誰もが暮らしたいと願う場所で暮らし続けることができ、また次代へとつながるといふ「協創の好循環」が生まれます。

第二次行動計画の4年間においては、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進め、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につなげていきます。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画

第2編

政策体系



第1節 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞(三つの柱)のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」で示した＜政策展開の基本方向＞(三つの柱)に加え、この「行動計画」では、＜政策＞と、＜施策＞の内容を、構成する＜基本事業＞とあわせて示しています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標(「県民指標」と、県(行政)が取り組んだことの効果がわかる指標(「県の活動指標」)を設定しています。

＜施策＞は、数値目標の達成状況や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、＜施策＞を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

〔施策の指標の考え方〕

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

● 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標(「平成31年度末での到達目標」)をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

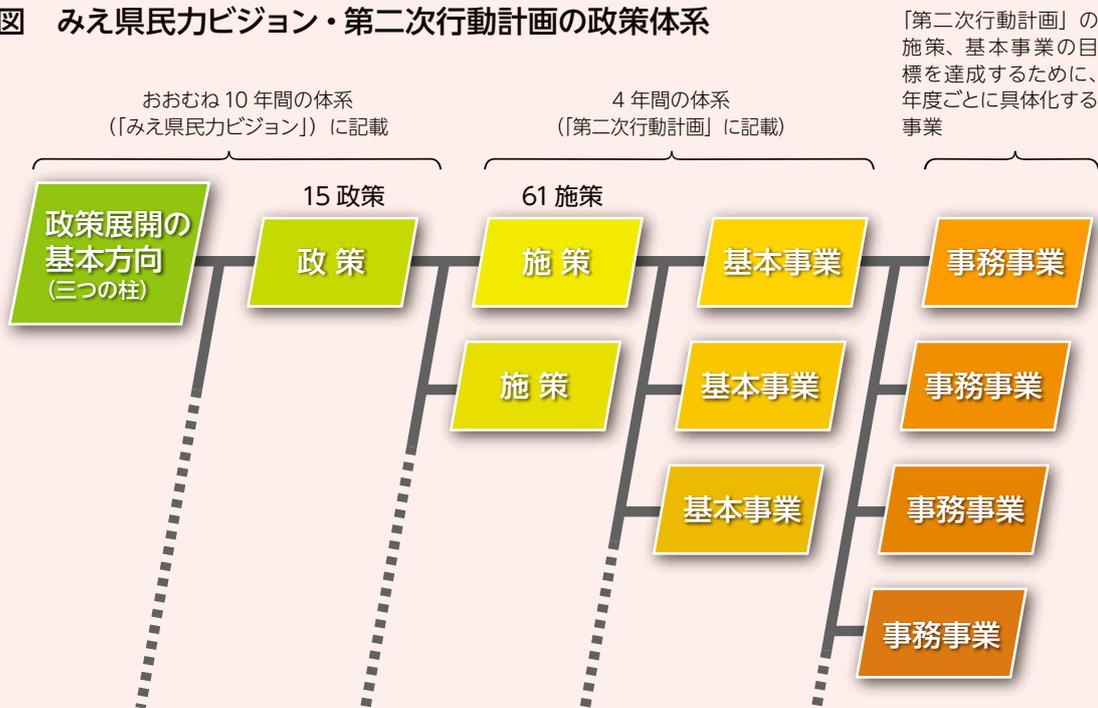
● 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県(行政)が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

図 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の政策体系



第2節 政策体系の見直し

政策体系については、社会経済情勢の変化やこれまでの成果の確認と検証等をふまえて、必要な見直しを行いました。

1 政策体系の見直しの考え方

(1) 政策展開の基本方向(三つの柱)

「みえ県民力ビジョン」策定の前提となった時代潮流は、大きく見て現時点でも続いており、新しい三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や「協創」の必要性はますます強まっていると考えられるため、第二次行動計画の4年間においても、基本理念の実現に向けて、三つの柱で取り組んでいきます。

(2) 政策・施策

政策・施策については、本格的な人口減少に対応した少子化対策や移住の促進など社会経済情勢の変化による見直しや、「三重県教育施策大綱」や「みえ産業振興戦略」など計画策定等による見直しを行いました。

(3) 数値目標

P D C A (計画・実行・評価・改善)のサイクルをバージョンアップするために、県民の皆さんから見た成果をあらわす指標(アウトカム)となっているか、県民の皆さんから見てわかりやすいか、また施策等の進捗状況をより正確に評価できるか、などの観点から指標を見直しました。

(4) 新しい豊かさ・協創の視点

第一次行動計画では、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」に取り組み、一定の成果が出ています。

第二次行動計画では、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりと「協創」を一層推進する必要があることから、各施策の構築にあたり、「新しい豊かさ・協創の視点」を入れ、基本理念の実現に向けて取組を進めます。

第3節 重点取組

第一次行動計画では、「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、4年間をとおして課題に重点的に取り組む「選択・集中プログラム」として、10本の「緊急課題解決プロジェクト」、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」、そして「南部地域活性化プログラム」を設けていました。このプロジェクトでは、防災・減災対策など喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携による学生と地域活動をつなぐ取組や、南部地域活性化プログラムにおける市町の連携など、「協創」の新たな仕組みづくりが進むといった成果があった一方で、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面がありました。

そこで、第二次行動計画の中では、具体的な重点取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において定めることで、さまざまな状況変化に柔軟に対応できるように変更します。

1 「重点取組」の概要

時代潮流の変化により、三重県でも、全国同様に人口減少が深刻な問題となっており、まさに今、県内の人口減少に歯止めをかけ、人口減少下でも豊かで活力を持ち続ける三重づくりに向けた動きが求められています。

県では平成27(2015)年度から、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、人口減少への対応と地域の自立かつ持続的な活性化に向けて総合的に取り組んでいくこととしています。第二次行動計画においては、その中で毎年度特に重点化する内容を選定して、取り組んでいきます。

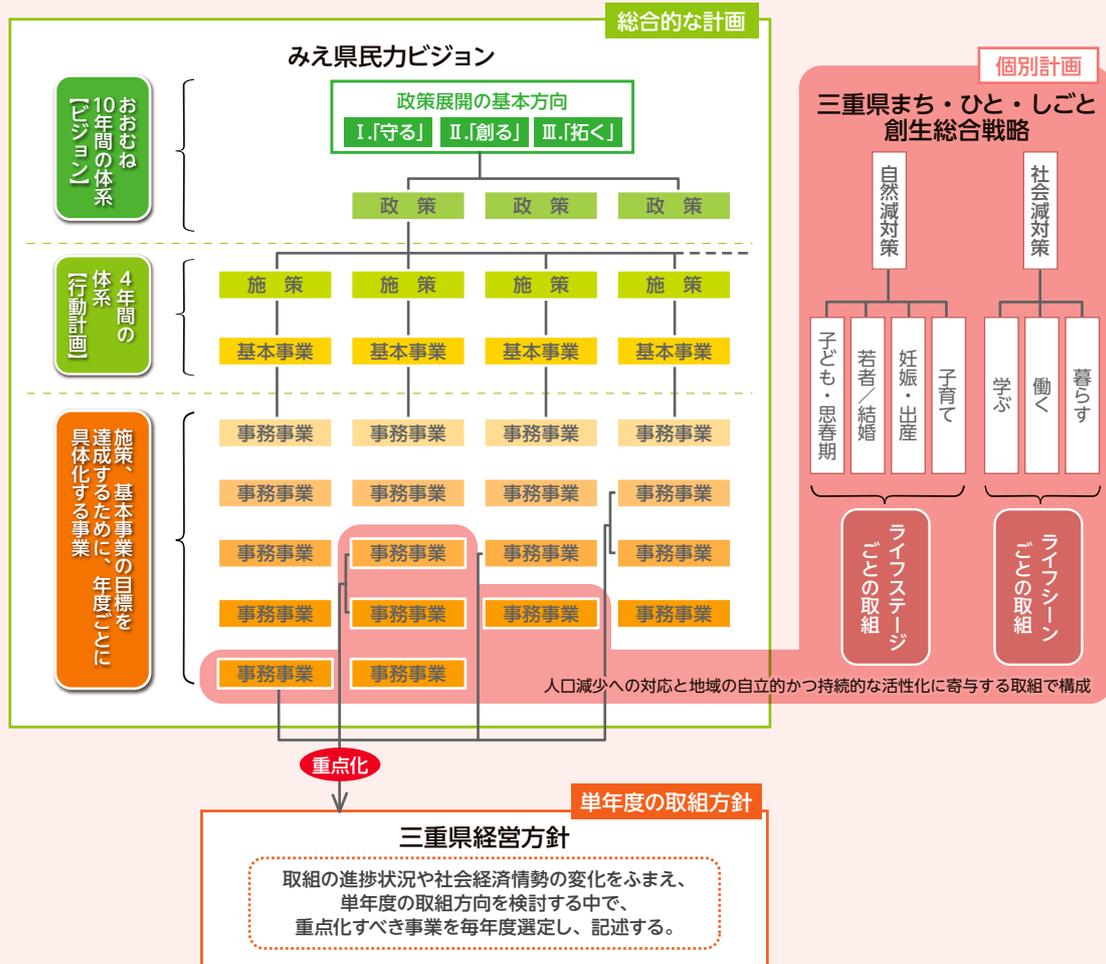
また、人口減少以外の課題等についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、機会を逃さずに重点化を図っていきます。

2 「重点取組」の仕組み

第二次行動計画においては、「人口減少への対応」に重点的に取り組むのに加え、その他の社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応していくこととします。

そのため、第二次行動計画の中では具体的な取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針を定める「三重県経営方針」において、当該年度の重点取組を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

図 「みえ県民カビジョン」と重点取組（重点化）の位置づけ



第4節 横断的な取組

「みえ県民カビジョン」で示す基本理念の実現に向けては、政策体系に基づき、施策の目標を達成するため、基本事業に取り組むこととしています。

一方で、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進める上で、地方創生の推進や次代を担う人材の育成など政策分野を越える横断的で中長期の課題について、具体的な目標を定め、庁内の部局の枠を越えた取組を着実に進めるとともに、伊勢志摩サミットについて、会議そのものの成功に加え、それを一過性のものとせず地域の活性化につなげていくことが大変重要です。

こうした横断的な課題等については、個別に策定した戦略等に基づき、庁内はもとより、国や市町、民間の主体等ともしっかりと連携しながら、的確に対応していきます。

(1) 地方創生(「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」)

人口減少に関する課題に取り組み、地域の自立かつ持続的な活性化を実現するため、「希望がかない、選ばれる三重」をめざす姿として、自然減対策および社会減対策を両輪として推進していきます。

自然減対策は、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標に掲げ、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の4つのライフステージごとに、「働き方」も含めた切れ目のない取組を推進します。社会減対策は、「『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重」を基本目標に掲げ、「学ぶ」・「働く」・「暮らす」の3つライフシーンごとに取組を展開します。

その推進にあたっては、県民の皆さんとこのめざす姿を共有した上で、アクティブ・シチズンとしてより一層協創を進めるとともに、緩和と適応、「三重らしさ」と「三重ならではの」、条件不利地域への対応など県独自の視点から取組を展開していきます。

(2) 教育・人づくり(「三重県教育施策大綱」)

「三重県教育施策大綱」に掲げる「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実現等6つの基本方針に基づき、教育・人づくり施策の総合的な推進を図ります。

推進にあたっては、学校、家庭、地域住民、企業など、三重の県民力を結集し、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、「横の連携・協働」による社会総がかりの教育活動を展開します。また、家庭教育、幼児教育から社会人教育に至るまで、ライフステージを通じた途切れのない施策の充実を図り、時間軸を貫く学びの「縦の接続」が円滑に進むよう取り組んでいきます。

(3) ポストサミット

伊勢志摩サミットの開催は、千載一遇のチャンスであり、これを一過性のものとせず、サミットのレガシー(資産)を次世代に継承し、三重の未来に生かしていくポストサミットを取組を展開します。

ポストサミットを取組については、「知名度等の向上」、「会議自体の成果」、「地域の総合力の向上」の3つを「レガシー」と捉えるとともに、伊勢志摩サミット開催後、我が国で次のサミット開催地が決定するまでを「ポストサミット期」と位置づけ、「人と事業を呼びこむ」、「成果を発展させる」、「次世代に継承する」という3つの視点から事業を構築し、長く効果が持続すると期待される取組を展開します。

(4) 国土強靱化(「三重県国土強靱化地域計画」)

「国土強靱化基本法」の施行、国の「国土強靱化基本計画」の策定を受け、また、南海トラフ地震の発生が危惧され、近年において風水害被害が甚大化傾向にある状況を背景に、大規模自然災害に対する事前防災および減災の取組を進めるため、「三重県国土強靱化地域計画」を定めました。

同計画では、大規模自然災害を対象とし、想定するリスク、達成すべき目標、目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定して、脆弱性評価を行っています。その評価結果に基づき、本県の実情をふまえたリスクシナリオごとに取組方針を定めており、土砂災害対策、離島等への対策、観光地の防災対策、石油コンビナート等の防災対策、外国人住民向けの防災対策等を進めていきます。

基本理念の実現に向けて、次のとおり<政策展開の基本方向> (三つの柱) を定めるとともに、その下に 15 の<政策> を位置づけて、県政を推進していきます。



I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を
実感できるために～

- 1 防災・減災
- 2 命を守る
- 3 共生の福祉社会
- 4 暮らしの安全を守る
- 5 環境を守る



II 「創る」

～人と地域の夢や希望を
実感できるために～

- 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会
- 2 学びの充実
- 3 希望がかなう少子化対策の推進
- 4 スポーツの推進
- 5 地域の活力の向上



III 「拓く」

～強みを生かした経済の躍動を
実感できるために～

- 1 農林水産業
- 2 強じんて多様な産業
- 3 世界に開かれた三重
- 4 雇用の確保と多様な働き方
- 5 安心と活力を生み出す基盤



I 「守る」 命と暮らしの安全・安心を 実感できるために

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

県民の皆さんが「公」を担う主体として持てる力を発揮し、アクティブ・シチズンとして活動するためには、まず、日常生活における不安が解消され、安全で安心な生活が確保されていることが必要です。

地域における県民の皆さんの自主的な活動や、さまざまな主体が力を合わせ、「協創」の取組を進めることにより、命と暮らしの安全・安心が確保された社会を実現することは、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

政策

I-1 防災・減災

県民の皆さんの命や生活に甚大な影響を及ぼす災害の発生に備える防災・減災の観点から、災害は必ず起こることを前提に、ハード・ソフト対策の両面から地震・津波や風水害などの防災対策に取り組みます。

特に、防災対策については、「減災」の考え方を重視し、防災の日常化に向けて「自助」「共助」を軸とした県民力による地域防災力の向上と、それを支える施設整備や体制づくりなど「公助」の取組を進めます。

I-2 命を守る

県内の全ての地域において、県民の皆さんが必要とする医療サービスや介護サービスを受けることができ、生涯にわたって健康な暮らしを続けることができるよう、県民の皆さんの命を守るという視点から、安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に向けて取り組むとともに、死亡原因の第1位であるがんに関する対策や県民の皆さんのこころと身体の健康づくりの取組を進めます。

特に、医療・介護を総合的に確保するため、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進します。

政策

I-3 共生の福祉社会

障がい者や生活に困窮する人などが、福祉サービス等を利用しながら、住み慣れた地域で自立し社会参画できる仕組みや、地域活動に関わるさまざまな主体が協力し、ライフステージに応じた質の高い福祉サービス等を維持できる仕組みづくりを推進します。

特に、障がい者が、地域で生活し就労するなど自立と社会参画ができるように、地域生活への移行や就労等の支援を行います。

I-4 暮らしの安全を守る

犯罪、交通事故、消費者トラブル、薬物の乱用、食の安全、感染症の拡大、獣害など、日常生活の中で遭遇する可能性のあるさまざまなリスクに対して、県民の皆さんの暮らしの安全を守るという視点から、県民の皆さんや地域、行政等の関係機関が一体となって備えることのできる社会づくりを進めます。

I-5 環境を守る

県民の皆さんの自主的な活動やさまざまな主体が連携した取組により、温室効果ガスの排出抑制や、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進するとともに、野生動植物の保護・管理や、里地・里山・里海などの自然環境の保全を進めます。



第2節



II

「創る」

人と地域の夢や希望を実感できるために

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

県民力による「協創」の三重づくりを担うのは、人です。人は社会の成長を支え、豊かさを生み出しています。人と人、人と地域が結びつき、力を合わせ、活動の輪を大きく広げていくことで、夢や希望を実感できる豊かな社会が生まれます。

社会を支える人づくりや人びとの活動の場づくりは、活力ある地域の源泉であり、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

政策

II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが互いに支え合いながら社会におけるさまざまな活動に参加できるよう、県民意識の醸成や仕組みづくりを推進します。

特に、個人の個性と能力を発揮し活躍できる社会づくりに向けて、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりを進めます。

II-2 学びの充実

一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みであり、それぞれの個性・能力が社会参画という形で咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動である教育の取組を進めます。

これからの社会の担い手である子どもたちへの教育は最重要課題であることから、学力の育成、豊かな心の育成、身体の育成、特別支援教育の推進、安全で安心な教育環境づくり、地域に開かれ信頼される学校づくり、高等教育機関の充実に取り組みます。

政策

Ⅱ-3 希望がかなう少子化対策の推進

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、少子化対策の推進等を図ります。

「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに切れ目のない取組を進めます。

Ⅱ-4 スポーツの推進

スポーツをとおして、人びとに夢と感動を与え、県民の皆さんの一体感の醸成につなげるとともに、人と人、地域と地域との絆づくりを進め、活力に満ちた三重を創っていくため、競技スポーツ、地域におけるスポーツや障がい者スポーツの推進に取り組みます。

特に、本県における国民体育大会の開催に向けて、競技力が向上する取組を進めます。

Ⅱ-5 地域の活力の向上

人口減少が進む中、地域の活力の維持・向上に向けて、地域住民、企業、NPO、県・市町等のさまざまな主体が結びつき、みんなで力を合わせて、特色ある地域資源の磨き上げや、新しい地域資源の開拓等に取り組み、個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めます。

特に、若者の人口流出、過疎化・高齢化の進んでいる南部地域や中山間地域の活性化、移住の促進に取り組みます。



第3節



Ⅲ 「^{ひら}拓く」

強みを生かした経済の躍動を実感できるために

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を
^{ひら}拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済
の躍動を実感できる三重をめざします。

働いて収入を得るなど経済的な安定は、人びとの生活に豊かさをもたらす土台であり、自立し、行動する県民の皆さんの活動を支えることにつながります。県民の皆さんの生活や地域の活力を支えるのは産業であり、三重の産業が国内外に向けて力強く展開されることで、経済の躍動が生まれ、多様な就業機会が創出されます。地域の資源や特性を生かした産業を磨き上げ、経済成長と就業機会を生み出していくことは、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

政策 Ⅲ-1 農林水産業

生産・流通体制の整備や雇用力のある経営体の育成・確保、新規就農者を育成するシステムの構築などに取り組むとともに、国内外への販路拡大や食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出などを推進することにより、「もうかる農林水産業」の実現をめざします。

特に、本県の「食」の魅力を生かした「みえフードイノベーション」の創出とイノベーションを起こす人材の育成に取り組めます。

Ⅲ-2 強じんて多様な産業

強じんて多様な産業構造を構築するため、産業の「高み」をめざす取組を強化するとともに、それらを支える中小企業・小規模企業の活動、人づくりなど産業基盤を強固にする取組を充実させ、三重県経済・産業のステージアップにつなげていきます。

特に、中小企業・小規模企業、航空宇宙産業やヘルスケア産業などものづくり・成長産業、「食」の産業などの振興に向けた取組を進めます。

政策

Ⅲ-3 世界に開かれた三重

グローバル化に対応し、国際競争の中で存在感のある三重を確立できるよう、戦略的な海外との連携、観光産業の振興による誘客促進、三重が誇る魅力や強みの国内外への発信などを進めます。また、伊勢志摩サミットの開催は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する三重県の知名度を向上させる絶好の機会であり、地域の総合力向上にもつながります。

特に、三重県の強みを発揮できる分野や国・地域に対して重点的かつ集中的な国際展開を行うとともに、観光の産業化に向けた取組を進めます。

Ⅲ-4 雇用の確保と多様な働き方

若者をはじめ働く意欲のある人が、自己の能力や適性に応じて多様な働き方ができるよう、地域の実情に応じたさまざまな雇用支援を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、誰もが働き続けることができる環境づくりを促進します。

特に、若者の安定した就労や、障がい者雇用などの支援に取り組みます。

Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤

道路や港湾などの交流・連携基盤の整備を計画的に進めるとともに、都市基盤の整備や安全で快適な住まいづくり、公共交通の確保と活用、安定した水資源の確保や土地の計画的利用に取り組むことで、県民の皆さんの利便性や安定した生活の確保、国内外との交流・連携活動や地域の経済活動の活性化をめざします。

特に、県民の皆さんの命と地域を支える基盤としての幹線道路等の整備を進めます。

第3章 施策の概要

この章では、61の<施策>について、記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>(三つの柱)ごとに節を分けた上で、15の<政策>順にまとめています。



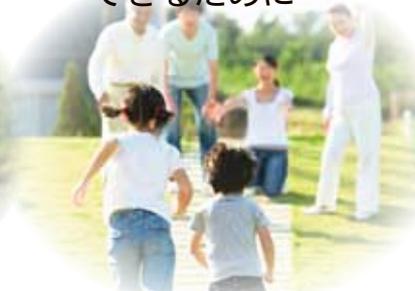
I 「守る」

～命と暮らしの
安全・安心を
実感できるために～



II 「創る」

～人と地域の夢や
希望を実感
できるために～



III 「拓く」

～強みを生かした
経済の躍動を
実感できるために～



● 政策体系一覧



I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を
実感できるために～

I-1 防災・減災	111	災害から地域を守る人づくり……………	44
	112	防災・減災対策を進める体制づくり……	46
	113	治山・治水・海岸保全の推進……………	50
I-2 命を守る	121	地域医療提供体制の確保……………	52
	122	介護の基盤整備と人材の育成・確保……	56
	123	がん対策の推進……………	58
	124	こころと身体健康対策の推進……………	60
I-3 共生の福祉社会	131	障がい者の自立と共生……………	62
	132	支え合いの福祉社会づくり……………	66
I-4 暮らしの安全を守る	141	犯罪に強いまちづくり……………	70
	142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり…	72
	143	消費生活の安全の確保……………	74
	144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等……	76
	145	食の安全・安心の確保……………	78
	146	感染症の予防と拡大防止対策の推進……	80
	147	獣害対策の推進……………	82
I-5 環境を守る	151	地球温暖化対策の推進……………	84
	152	廃棄物総合対策の推進……………	86
	153	豊かな自然環境の保全と活用……………	88
	154	大気・水環境の保全……………	90



Ⅱ 「創る」

～人と地域の夢や希望を
実感できるために～

Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211	人権が尊重される社会づくり……………	96
	212	あらゆる分野における女性活躍の推進…	98
	213	多文化共生社会づくり……………	100
Ⅱ-2 学びの充実	221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成…	102
	222	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成…	104
	223	健やかに生きていくための身体の育成…	106
	224	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進…	108
	225	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり…	110
	226	地域に開かれ信頼される学校づくり……………	112
	227	地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実…	114
228	文化と生涯学習の振興……………	116	
Ⅱ-3 希望がかなう少子化対策の推進	231	少子化対策を進めるための環境づくり…	118
	232	結婚・妊娠・出産の支援……………	122
	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実……………	124
	234	児童虐待の防止と社会的養護の推進……………	126
Ⅱ-4 スポーツの推進	241	競技スポーツの推進……………	128
	242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進……………	130
Ⅱ-5 地域の活力の向上	251	南部地域の活性化……………	132
	252	東紀州地域の活性化……………	134
	253	中山間地域・農山漁村の振興……………	136
	254	移住の促進……………	140
	255	協創のネットワークづくり……………	142
	256	市町との連携による地域活性化……………	144



Ⅲ 「拓く」

～強みを生かした経済の躍動を
実感できるために～

Ⅲ-1 農林水産業	311	農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出…	148
	312	農業の振興……………	150
	313	林業の振興と森林づくり……………	154
	314	水産業の振興……………	158
Ⅲ-2 強じて多様な産業	321	中小企業・小規模企業の振興……………	160
	322	ものづくり・成長産業の振興……………	162
	323	「食」の産業振興……………	166
	324	地域エネルギー力の向上……………	168
	325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進…	170
Ⅲ-3 世界に開かれた三重	331	国際展開の推進……………	172
	332	観光の産業化と海外誘客の促進……………	174
	333	三重の戦略的な営業活動……………	176
Ⅲ-4 雇用の確保と多様な働き方	341	次代を担う若者の就労支援……………	178
	342	多様な働き方の推進……………	180
Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤	351	道路網・港湾整備の推進……………	182
	352	公共交通の確保と活用……………	184
	353	安全で快適な住まいまちづくり……………	186
	354	水資源の確保と土地の計画的な利用……………	188

※ 行政運営の取組については、第3編第1章をご覧ください。

●施策の各ページの見方



↑ 施策の番号と名称を記載しています。



← 県民の皆さんとめざす、おおむね平成 33(2021)年度の長期的な目標を記載しています。

現状と課題

← この施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえて現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

新しい豊かさ・協創の視点

↑ 新しい豊かさ・協創の視点から、この施策での方向性を記載しています。

取組方向

← 新しい豊かさ・協創の視点をふまえ、到達目標を実現するために、県がこの施策で4年間に取り組むことを記載しています。

政策体系におけるこの施策の位置づけ(施策が属する政策)を示しています。→ **政策** ○-○ ○○○

主担当部局：○○○○○

この施策を担当する部局名を記載しています。↑

平成31年度末での到達目標

↑ 施策の行動計画期間内(4年後)の目標を記載しています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<p>← 県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標を示しています。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標および重要業績評価指標(KPI)と同一の指標を示しています。→ 創</p>	<p>← 現在(最新の実績)の数値を示しています。^{注)1}</p>	<p>← 平成31年度における目標値を示しています。^{注)2}</p>	<p>←この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。^{注)3}</p>

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>○○○○○ ○○○○○</p> <p>↑ この施策を構成する基本事業の番号と名称を記載しています。</p> <p>(主担当：○○○○)</p> <p>↑ この基本事業を担当する部課名を記載しています。</p> <p>○○○○○○○○</p> <p>↑ この基本事業の具体的な取組を記載しています。</p>	<p>← 県が取り組んだことの効果がわかる指標を示しています。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標および重要業績評価指標(KPI)と同一の指標を示しています。→ 創</p> <p>(目標項目の説明)</p> <p>←この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。^{注)3}</p>	<p>← 現在(最新の実績)の数値を示しています。^{注)1}</p>	<p>← 平成31年度における目標値を示しています。^{注)2}</p>

注)1 現時点で、平成27年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(○○年度)」と記載しています。

注)2 平成31年度の実績を評価する時点(平成32年5月頃を予定)で、平成31年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「(○○年度)」と記載しています。

注)3 目標項目の選定理由や目標値の設定理由については、参考資料3 数値目標一覧(P230)をご覧ください。

第1節



I「守る」

「命と暮らしの安全・安心を実感できるために」

政策

I-1

防災・減災

- | | | | |
|-------|----|-----|------------------|
| | 施策 | 111 | 災害から地域を守る人づくり |
| | | 112 | 防災・減災対策を進める体制づくり |
| | | 113 | 治山・治水・海岸保全の推進 |

政策

I-2

命を守る

- | | | | |
|-------|----|-----|------------------|
| | 施策 | 121 | 地域医療提供体制の確保 |
| | | 122 | 介護の基盤整備と人材の育成・確保 |
| | | 123 | がん対策の推進 |
| | | 124 | こころと身体の健康対策の推進 |

政策

I-3

共生の福祉社会

- | | | | |
|-------|----|-----|--------------|
| | 施策 | 131 | 障がい者の自立と共生 |
| | | 132 | 支え合いの福祉社会づくり |

政策

I-4

暮らしの安全を守る

.....	141	犯罪に強いまちづくり
.....	142	交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ） をめざす安全なまちづくり
.....	143	消費生活の安全の確保
.....	144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等
.....	145	食の安全・安心の確保
.....	146	感染症の予防と拡大防止対策の推進
.....	147	獣害対策の推進

施策

政策

I-5

環境を守る

.....	151	地球温暖化対策の推進
.....	152	廃棄物総合対策の推進
.....	153	豊かな自然環境の保全と活用
.....	154	大気・水環境の保全

施策

災害から地域を守る



多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相を見せる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」が一体となった取組を進めることが必要ですが、東日本大震災の発生から5年あまりが経過し、県民の皆さんの防災に関する危機意識は年々低下する傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下する中で、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材が地域でより活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、消防団や自主防災組織の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上等に引き続き取り組み、学校における防災教育を推進していく必要があります。
- 学校における防災教育の成果を、世代を超えて次代につなげていく必要があります。
- 大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できる環境の整備や、関係者(市町・市町社会福祉協議会・NPO等)の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、誰もが不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向け、防災・減災対策の取組を通じて県民の皆さんの防災意識を向上させ、家族の絆や地域とのつながりを深めることにより、県民主体の災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、学校が行う体験型防災学習等の支援、教職員の防災に関する研修の充実など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、速やかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。



多気町小中学生を対象とした「防災学習会」

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合(防災に関する県民意識調査)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
11101 防災人材の育成・活用 (主担当：防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、消防団と自主防災組織の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、「みえ防災・減災センター」と連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 創	—	300件
	【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数		
11102 学校における防災教育の推進 (主担当：教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、「みえ防災・減災センター」等と連携して、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	—	100%
	【目標項目の説明】 家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制強化と、大規模災害時にボランティアやNPOが円滑かつ効果的に支援活動を行うための取組を進めます。	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)	8団体	12団体
	【目標項目の説明】 「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル(風水害編)」に掲載されている「幹事団体」および「協力団体」の団体数		

防災・減災対策を進める



県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から5年あまりが経過しましたが、被災地の復興は未だ道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も国、市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討、防災情報の迅速な県民への提供方法の検討など、災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時の医療体制や緊急輸送道路の充実・強化に取り組む必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の防災機能の充実に今後も取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、誰もが不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制を、市町、防災関係機関等とともに構築します。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン(仮称)」等の策定や「三重県復興指針」に基づく事前対策の検討に取り組むなど、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組めます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や緊急輸送道路の機能確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防職員や消防団員の資質向上、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

体制づくり

政策 I-1 防災・減災
 主担当部局：防災対策部

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。



災害対策本部図上訓練

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	87.4%	90.0%	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合(防災に関する県民意識調査)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
11201 防災・減災対策の推進 (主担当：防災対策部防災企画・地域支援課) 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。	「三重県新地震・津波対策行動計画」等における主要な行動項目の進捗率	93.4% (26年度)	100%
【目標項目の説明】 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値			
11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当：防災対策部災害対策課) 災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	8回 (26年度)	13回
【目標項目の説明】 県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実働訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数			
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当：防災対策部防災対策総務課) 防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	16.0%	30.0%
【目標項目の説明】 防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合(防災に関する県民意識調査)			

施策 112

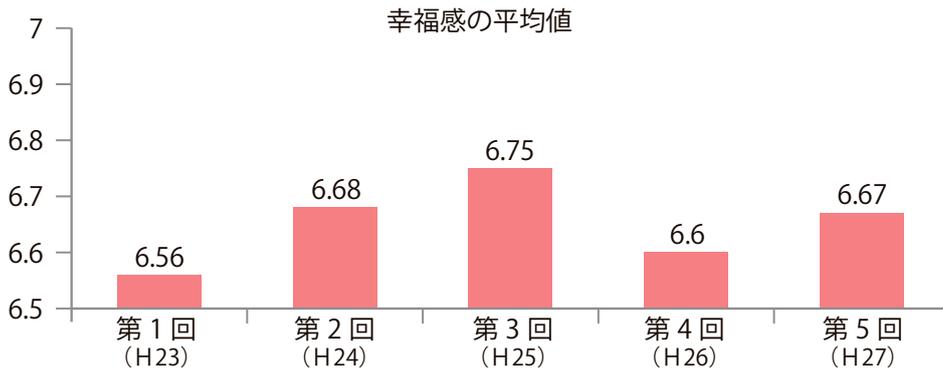
主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
11204 災害医療体制の整備 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実・強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数 【目標項目の説明】 県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数	19 (26年度)	24
11205 安全な建築物の確保 (主担当：県土整備部建築開発課) 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、地震災害に対するまちの安全性の確保を図ります。	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率 【目標項目の説明】 耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合	0% (26年度)	100%
11206 教育施設の防災対策 (主担当：教育委員会学校総務課・施設課) 県立学校の防災機能の充実を図るとともに、市町等の学校設置者に対し、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における防災機能の強化を図ります。	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数 【目標項目の説明】 つり天井の撤去や照明設備の落下防止等が必要な体育館や武道場等のうち、対策が未完了となっている棟数 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む	県立学校 131棟 市町立学校 92棟 私立学校 9棟 (26年度)	県立学校 0棟 市町立学校 23棟 私立学校 2棟
11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当：県土整備部道路管理課) 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図ります。	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合 【目標項目の説明】 緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合	93.4% (26年度)	96.5%
11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当：防災対策部消防・保安課) 消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。	消防団員の条例定数充足率 【目標項目の説明】 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合	95.3%	96.0%
11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当：防災対策部消防・保安課) 高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナーや研修の実施などによる保安人材の育成により、適正な保安の確保を図ります。	高圧ガス等施設における事故発生防止率 【目標項目の説明】 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合	99.6% (26年度)	100%

『みえ県民意識調査』 ～幸福実感日本一の三重をめざして～

県では、毎年、県民の皆さん一万人を対象とした「みえ県民意識調査」を実施しています。県民の皆さんの日ごろ感じている幸福感や地域や社会の状況についての実感、結婚・子育て・介護などに関する質問項目を設け、その回答結果をさまざまな角度から分析することで、県民の幸福実感向上や政策のあり方等について議論する際の参考としています。直近の第5回調査(平成27年度)の一部をご紹介します。

＜県民の皆さんの幸福感について＞

県民の皆さんの日ごろ感じている幸福感を10点満点で質問したところ、第5回(平成27年度)調査の平均値は6.67点で、第4回(平成26年度)調査より0.07点、第1回(平成23年度)調査より0.11点、それぞれ高くなっています。幸福感は第4回調査で初めて低下しましたが、今回再び上昇に転じました。



主な特徴として、これまで幸福感の低かった層で上昇がみられました。例えば、地域で見ると東紀州は第4回調査より0.29点、伊勢志摩は第1回調査より0.21点それぞれ高くなっています。また、男性は第4回調査より0.11点高くなっています。

	今回点	(前回差)ポイント	(第1回差)ポイント
合計	6.67	(0.07)	<(0.11)
地域			
北勢	6.76	(0.07)	<(0.12)
伊賀	6.48	(0.06)	<(-0.03)
中南勢	6.65	(-0.02)	<(0.11)
伊勢志摩	6.62	(0.19)	<(0.21)
東紀州	6.48	(0.29)	<(0.01)
性別			
男性	6.42	(0.11)	<(0.10)
女性	6.86	(0.01)	<(0.06)

治山・治水・海岸保全の



洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 頻発・激甚化する水害・土砂災害から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、洪水・高潮・土砂災害対策として、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備を着実に進めています。防災・減災対策として施設整備の必要性は依然として高く、施設整備の推進が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策ならびに脆弱箇所の補強対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 防災・減災対策の推進にあたり、ハード対策だけでなくソフト対策として、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などを進めています。平成 27(2015)年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成が 37 河川で求められています。また、土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、土砂災害危険箇所(16,208 か所)における早期の基礎調査完了と土砂災害警戒区域等の指定が求められています。
- 堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに老朽化した施設の適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強じん化を図ります。

また、県民の参画を得ながら、施設を適切に維持管理していきます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命と財産を守る河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設の整備については、緊急度が高いものに重点化を図り、早期の効果発現をめざします。
- 切迫する大規模地震や津波による被害を軽減するため、河川・海岸堤防や大型水門・排水機場、ダム等の補強や耐震対策を進めます。なお、海岸堤防における津波対策として、これまで進めてきた整備に加え、粘り強い構造とする対策を取り入れます。
- 自然災害から県民の皆さんの生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。
- 市町からニーズの高い河川堆積土砂の撤去については、関係市町と撤去箇所の情報を共有しながら、推進します。また、これまで整備してきた施設の機能を確保するとともに延命化を図るため、適切な維持管理や老朽化対策を実施します。

推進

政策 I-1 防災・減災
 主担当部局：県土整備部

平成31年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。



要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤(松阪市)

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	236,700戸 (26年度)	242,300戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
11301 洪水対策の推進 (主担当：県土整備部河川課) 洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成等に取り組みます。	浸水想定区域図作成河川数 (目標項目の説明) 浸水想定区域図を作成した河川数	—	20 河川
11302 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部防災砂防課) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。	基礎調査実施箇所数 (目標項目の説明) 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施箇所数	5,770 か所 (26年度)	16,208 か所
11303 高潮・地震・津波対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組みます。	堤防耐震化延長 (目標項目の説明) 伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長	33.3km (26年度)	35.6km
11304 山地災害対策の推進 (主担当：農林水産部治山林道課) 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組みます。	山地災害危険地区整備着手地区数 (目標項目の説明) 治山施設整備に着手した山地災害危険地区数	2,029 地区 (26年度)	2,179 地区

地域医療提供体制の



県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、地域において必要となる医療提供体制を確保するため、病床の機能分化・連携等を進め、地域医療構想の実現に取り組んでいく必要があります。
- 医師の地域偏在等の解消および看護師等の不足解消が課題となっていることから、地域医療に従事する医師の育成と定着促進や看護師等の確保・定着を図る必要があります。
- 救急搬送患者が増加する中、救急医療への対応に困難な状況がみられるため、救急医療体制を確保する必要があります。また、「過疎地域自立促進特別措置法」等の指定地域においては、医療の提供が困難な状況にあるため、へき地等における医療提供体制を維持・確保する必要があります。さらに、リスクの高い妊産婦や低出生体重児の増加等に対応するため、安心して産み育てる環境づくりを進める必要があります。
- 医療機関の機能分化・連携を進めていく一方で、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関の医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担っていくとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 平成30(2018)年度から、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくことをふまえ、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられる体制の確保ができるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動を行うことを通じ、県民の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するとともに、あわせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

取組方向

- 地域医療構想の実現に向けて、医療機関の自主的な取組および医療機関相互の協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療提供体制の充実を図ります。
- 医師の地域偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組むことなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取組を進めます。また、看護師等の確保・定着に向けて、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけや潜在看護職員の復職支援などに取り組めます。
- 救急医療体制を確保するため、県民の適切な受診行動の促進、病院前救護体制の充実、初期・二次・三次救急医療体制の充実に取り組めます。また、へき地等の医療提供体制の維持・確保に取り組むとともに、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期医療における医療機関の機能分担、連携体制の構築、療育・療養支援体制の充実等に取り組めます。
- 県内医療機関の医療安全体制の整備を促進するとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を引き続き実施します。
- 県立病院では良質で満足度の高い医療サービスの提供を図っていくとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。
- 「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、引き続き市町を支援するとともに、県に設置する「国保運営協議会」において国民健康保険運営方針を策定し、国民健康保険の財政運営の都道府県化を円滑に進めていきます。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。



若手医師の外来診療

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域医療安心度指数	56.2%	70.0%	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標(県民へのアンケート結果について、重みづけ(アクセスのしやすさ 0.5、かかりつけ医の有無 0.25、地域医療に対する理解度 0.25)した合計値)

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
12101 地域医療構想の実現 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課) 地域医療構想の実現に向け、医療機関相互の協議の場(地域医療構想調整会議)を継続的に開催するとともに、地域において不足する機能を担う病床や在宅医療体制の整備支援等を進めます。	地域医療構想の達成度	0%	28.0%
	【目標項目の説明】 地域医療構想で定めた平成37(2025)年の必要病床数達成の進捗度と、在宅医療提供体制の整備度の複合指標(平成37年に100%達成させることをめざして目標設定)		
12102 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 県内の医師不足・偏在の解消に向け、地域医療支援センターにおける三重専門医研修プログラムを活用した若手医師のキャリア支援や医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組み、医師確保対策を総合的に進めます。 また、県内の看護師等の不足解消に向け、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけなど「人材確保対策」をはじめ、「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組みます。	保健医療圏別人口あたり 病院勤務医師数乖離度	76.9% (26年度)	80.9% (30年度)
	【目標項目の説明】 人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数の県平均値に対する、平均値より低い4保健医療圏(北勢、伊賀サブ、伊勢志摩サブ、東紀州)の常勤換算医師数の乖離度		
	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 創	206人 (26年度)	243人
	【目標項目の説明】 県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数		
県内看護系大学卒業者の 県内就業者数 創	159人 (26年度)	231人 (30年度)	
【目標項目の説明】 県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護職員数			

施策 121

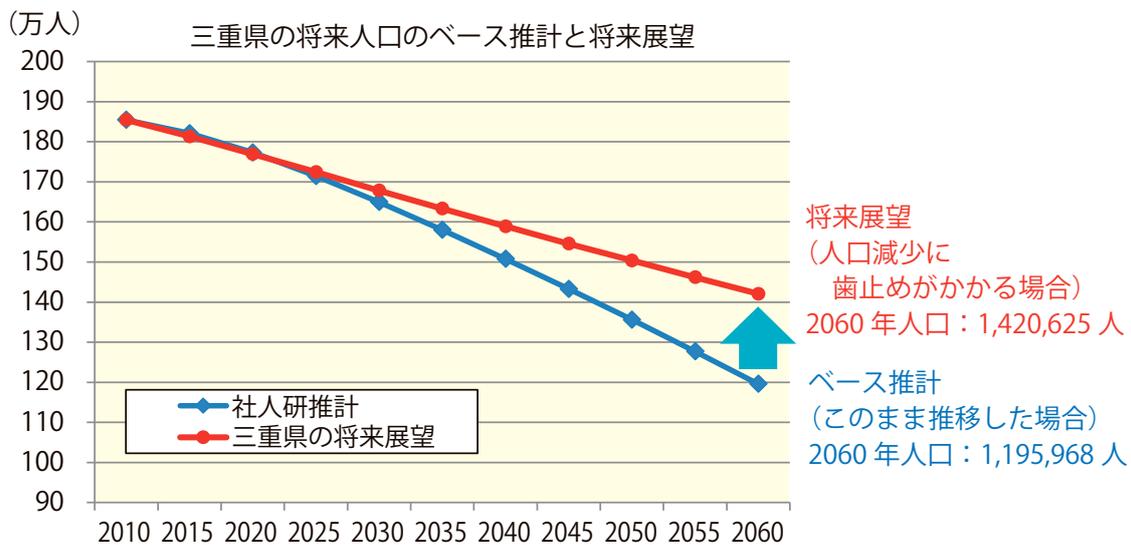
主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>12103 救急医療等の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課)</p> <p>ドクターヘリの運航や救命救急センター・二次救急医療機関等への支援、県民への啓発活動、へき地医療拠点病院・へき地診療所、周産期母子医療センター等への支援、小児在宅医療を推進する関係機関への支援等に取り組みます。</p>	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	634 機関 (26年度)	704 機関
<p>〔目標項目の説明〕 三重県救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行う医療機関数</p>			
<p>12104 医療安全体制の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> <p>県内医療機関の医療安全体制の整備に対して必要な支援を行うとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続して実施します。</p>	医療安全対策加算届出医療機関数	47 機関	62 機関
<p>〔目標項目の説明〕 100床以上の医療機関のうち、医療安全対策加算の届出をしている医療機関数</p>			
<p>12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当：病院事業庁県立病院課)</p> <p>医療を必要とする人に対して、各県立病院に求められる役割をふまえた良質な医療サービスを提供することにより、患者満足度の向上を図ります。</p>	県立病院患者満足度	90.5%	95.0%
<p>〔目標項目の説明〕 県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合</p>			
<p>12106 適正な医療保険制度の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> <p>国民健康保険の財政の安定のために、県内市町の保険料の収納率の向上を推進するとともに、地域医療構想と整合した市町の取組を支援し、一層の医療費の適正化に取り組みます。</p>	県内市町の国民健康保険料の収納率	91.41% (26年度)	93.00% (30年度)
<p>〔目標項目の説明〕 県内市町の国民健康保険料の調定額のうち、収納できた額の割合</p>			

コラム ②

まったなし！「人口減少への対応」その1

「三重県人口ビジョン」によると、三重県の人口は、2007年の約187万人をピークに減少に転じており、このまま推移した場合、2060年には、約120万人に減少すると推計されていますが、自然減対策と社会減対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には約142万人を確保できることが見込まれます。

人口減少への対応は、三重県の未来を決める重要な課題であり、今手をつけないと手遅れになるとの認識で、真正面から取り組まなければなりません。このため、平成27年10月に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、『希望がかない、選ばれる三重』の実現に取り組んでいます。



その2は、65ページへどうぞ

介護の基盤整備と人材



利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 高齢化の一層の進展で、要介護状態になったり認知症を発症する割合の高い75歳以上の高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯も増加し、家庭の介護力の低下が懸念されています。
- 介護保険制度を円滑に運営し、サービスの質を向上させていくためには、介護保険制度を支える中心的な役割を担うケアマネジャーや認定調査員等の育成と資質向上が必要です。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護従事者の確保が課題となっています。
- 市町とも連携し、介護基盤の整備を進めているところですが、施設サービスへのニーズが依然として高く、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を進める必要があります。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域の特性に応じた、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期からの適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携や、地域で本人と家族を支えるための支援体制を確立するとともに、虐待防止等の権利擁護の取組を充実させることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要になったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、元気な高齢者をはじめとする地域住民やNPOなどに多様な生活支援サービスの担い手として活躍していただくとともに、県が認知症サポーターの養成や当事者・家族の自発的な取組を支援することで、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

- 介護サービスを充実させるため、ケアマネジャー等に対する各種研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。
- 介護従事者を確保するため、市町や事業者団体等とともに、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上、労働環境の改善等に取り組みます。
- 介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消をめざして、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、各地域におけるまちづくりの視点も取り入れながら、生活支援サービスの充実や、在宅医療・介護連携の取組を支援します。
- 認知症の方や家族を支援するため、啓発活動、相談体制の充実、医療・介護サービスの充実、地域での支援体制の整備に取り組みます。また、高齢者虐待を防止するため、介護関係者等に対する研修を実施するなど、権利擁護の取組を進めます。

の育成・確保

政策 I-2 命を守る
 主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 <small>創</small>	863人 (26年度)	0人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、ケアマネジャーや認定調査員等の研修、介護サービス情報の公表、苦情処理体制の整備に取り組みます。	主任ケアマネジャー登録者数(累計) 【目標項目の説明】 ケアマネジャーに対する指導的役割を担う主任ケアマネジャーの登録者数	942人	1,057人
12202 介護従事者の確保 (主担当：健康福祉部地域福祉課) 求人と求職のマッチング支援やシニア世代の介護職場への就労支援等を行うとともに、市町、事業者団体、職能団体、介護事業所等が実施する参入促進、資質向上または労働環境・処遇の改善の取組を支援します。	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数 【目標項目の説明】 県福祉人材センターが実施する福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援や、求人・求職のマッチング支援事業等によって、介護職場等へ就職した人数	662人 (26年度)	710人
12203 介護基盤の整備促進 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の広域型介護施設の整備を進めるとともに、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計) 【目標項目の説明】 特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型およびショートステイの転換)施設整備定員数	9,643床	10,647床
12204 在宅生活支援体制の充実 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 地域包括支援センターの機能強化に向けて、各種研修や地域ケア会議への専門職の派遣を実施するとともに、地域における在宅医療・介護連携や生活支援サービスの提供体制の整備等を支援します。	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数 【目標項目の説明】 地域包括支援センターが、困難事例の検討、地域課題の把握や新たな地域の資源開発を目的として、行政等の関係機関、医療・介護等の多職種、ボランティア等の住民組織の参加を得て開催する地域ケア会議の開催回数	339回 (26年度)	440回 (30年度)
12205 認知症施策の充実 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る役割を担う認知症サポーターを養成するとともに、認知症の早期発見、相談窓口の充実および医療と介護の連携を強化するため、認知症サポート医の養成や認知症疾患医療センターの運営への補助をします。	認知症サポーター数(累計) 【目標項目の説明】 認知症の方や家族を地域で支援する認知症サポーター数	108,069人 (26年度)	175,000人

がん対策の推進



がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- 県内のがんによる死亡者数は年間5千人を超え、県内における死亡原因の第1位であり、がんは重要な健康問題の一つとなっていることから、「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進していく必要があります。
- がんに罹患しない、あるいは罹患しても死に至らないようにするためには、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要であり、特に児童期からがんに対する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 国の新たな拠点病院の整備指針を受けた県内のがん医療提供体制の再整理に合わせ、がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- 「がん登録の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、がん患者の罹患状況等の情報がより多く集約できるようになることから、これらのデータを積極的に活用してがん対策を進めていくことが必要です。
- 緩和ケアについては、県内各地で医師等を対象として研修を実施していますが、さらに受講者を増やす必要があります。また、患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、正しい知識の普及が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するとともに、がん患者の治療と仕事の両立を支援するための相談体制や情報提供体制等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の生命および健康にとって重大な問題となっているがんについて、がん検診受診率の一層の向上を図ることができるよう、ソーシャルマーケティング^{※1}の手法を対象に合わせて活用し、県民の意識の向上を図るための取組を県民、NPO、企業、医療機関、市町等と連携しながら推進します。また、児童期からがんに対する正しい知識と生活習慣を身につけがん予防が図られるよう、がん教育を推進します。

取組方向

- 児童期からがんに対する正しい知識を習得し、正しい生活習慣を身につけてがん予防を行うため、小中学校におけるがん教育の拡充を図ります。
- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診の受診率向上を図るため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、がん検診への理解を深める取組を県民運動として実施します。また、働く世代に重点を置いた取組を行います。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備等の充実を支援するとともに、三重医療安心ネットワークを活用した医療連携体制の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を推進します。また、市町、医療機関へ分析結果を情報提供します。
- 緩和ケア体制の充実のため、がん診療に携わる医師等に緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、県民に対してがんと診断された時からの緩和ケアの有用性について普及啓発を行います。
- がん患者とその家族の不安、悩みの解消、がん患者の就労支援のための相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

平成31年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	70.8人 (26年)	66.0人以下 (30年)	国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
12301 がん予防・早期発見の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) がんの予防・早期発見のため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等と協働し、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、教育委員会と連携して児童期からのがん教育を推進します。	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30年度)
〔目標項目の説明〕 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率			
12302 がん医療の充実 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、がん診療の拠点となる医療機関を指定し、小児がんを含めたがん医療提供体制の一層の充実・強化を図ります。また、がんの治療効果向上のため、医科歯科連携についても引き続き推進します。	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	6か所	10か所
〔目標項目の説明〕 手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数(がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携拠点病院は県指定)			
12303 緩和ケアの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) がんに係る療養生活を送っているがん患者およびその家族を支援するため、療養生活の質の向上に向けて緩和ケアに係る人材育成を支援する取組を推進します。	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	599人 (26年度)	929人
〔目標項目の説明〕 厚生労働省の示す開催指針に基づいた緩和ケア研修を修了した県内の医師数			
12304 がん患者等への支援の充実 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) がん患者やその家族の不安等を軽減するため、がんに係る相談窓口を設置するとともに、治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談、企業等への積極的な情報提供等、がん患者の就労支援についての取組を推進します。	がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	232社	1,192社
〔目標項目の説明〕 説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数			

注) 1 ソーシャルマーケティング：社会福祉の向上を目的として、行動心理学等に基づき、自発的な健康行動に影響を与えるようなマーケティング技術。

こころと身体 の健康



健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル^{注1}を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に罹患する県民が増加することが予想されることから、病気の予防や早期発見、地域包括ケアシステムを活用した取組を強化するとともに、正しい食習慣の定着をはじめ、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得など生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が本県は全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なむし歯予防対策が急務です。また、障がい児(者)や高齢者等、通常の歯科保健医療サービスを受けられない県民のニーズに対応できる体制づくりが必要です。
- 本県の自殺者数は毎年400人前後で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進める必要があります。
- 平成27(2015)年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始されました。法制化に伴う医療費助成対象疾病の拡大等、難病患者等に対する新制度の周知や、医療提供体制の整備等を引き続き推進していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、県民の皆さんのライフステージに応じた取組を行うことが必要であり、住民同士のつながりが強い地域では、健康づくりの取組が継続し、健康の維持や健康寿命の延伸につながると考えられることから、ソーシャルキャピタルを活用した県内各地域の取組を推進します。

取組方向

- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取組の支援や健康に関する情報提供を行うとともに、県内各地域でソーシャルキャピタルを活用した健康づくりが展開されるよう、県民、NPO、企業、学校、市町等と連携して県民の健康づくりを推進します。
- 特定健康診査の受診率向上の取組等により、病気の予防・早期発見をし、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策に取り組めます。
- 県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが取り組むことができるように、さまざまな主体と連携した食育活動を推進し、バランスの取れた食事に関する普及啓発を行います。
- 歯と口腔の病気は心疾患、糖尿病など全身の病気と関連していることから、三重県口腔保健支援センターを中心に関係機関と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- うつ・自殺などこころの問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組めます。
- 難病患者等への医療費助成や療養支援、生活支援等を行うとともに、医療提供体制の整備の推進に取り組めます。

対策の推進

政策 I-2 命を守る

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命 (健康寿命の伸び)	男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26年)	男 78.6 歳 女 81.1 歳 (30年)	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21(第2次)」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 生活習慣病に着目した特定健康診査について普及啓発を行い、県民が二次予防を行うことができるよう取り組みます。	特定健康診査受診率 (目標項目の説明) 三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率	49.0% (26年度)	56.4% (30年度)
12402 歯科保健対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 歯科疾患予防対策、生活の質の向上のための口腔機能の維持・向上に向けた体制整備や、障がい児(者)、介護が必要な高齢者、中山間地域等の住民に対する歯科口腔保健サービスの充実といった歯と口腔の健康づくり対策に取り組みます。	在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数 (目標項目の説明) 在宅患者に対して訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	198 機関	270 機関
12403 こころの健康づくりの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数 (目標項目の説明) 企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	8 か所	37 か所
12404 難病対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 難病患者やその家族等の療養生活の質の向上を図るため、医療費助成を行うとともに、相談窓口の設置や、「指定医療機関」の指定をはじめとする医療提供体制の整備の推進に取り組みます。	指定医療機関(診療所)指定数 (目標項目の説明) 難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関(診療所)」の指定数	909 か所	1,006 か所

注) 1 ソーシャルキャピタル：人びとの信頼関係や結びつき。

障がい者の自立と共生



障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備に取り組んでいますが、障がい種別や程度に応じて、地域生活を支援できるよう福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 地域の事業所等における就労訓練を基本に、工賃向上や職場定着、就労の場づくりに係る取組をさらに充実・強化し、障がい者の自立と社会参加を促進していくことが求められています。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいますが、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいますが、市町の一次的な相談機能を高めるため、各障害保健福祉圏域における地域支援機能やバックアップ体制の強化を図ることが必要です。
- 精神障がい者の長期入院の解消に取り組んでいますが、精神科病院からの退院を促進するとともに、地域で安心して生活できる体制づくりを進める必要があります。
- 共生社会実現に向けた啓発活動などの取組を進めていますが、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」への対応など、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。
- 障がい者の社会参加の機会の確保や情報保障に取り組んでいますが、さらなる機会の充実とともに、手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備など情報コミュニケーションの支援が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が自分らしく生き、社会で活動できるよう、「障害者権利条約」で保障されている「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方に基づき、生活や就労、スポーツ、文化など、さまざまな場面で全ての県民によって社会全体で支える取組を進めます。

取組方向

- 障がい者の地域移行を促進するとともに、暮らしの場の確保や医療的ケアを必要とする障がい児(者)の受入体制の整備など障がいの状態に応じた地域生活の支援体制の強化に取り組みます。
- 就労に向けた訓練のほか、事業所の工賃向上支援、職場定着支援、社会的事業所の創設・運営支援による雇用の場の拡大など、就労支援の充実に取り組みます。
- 県関係機関および民間事業者等と連携して農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- 広域的、専門的な相談支援体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、ライフステージに応じた途切れのない支援、関係機関の連携強化に取り組みます。
- 休日・夜間における精神科救急医療体制を確保するほか、アウトリーチ^{注1}の取組を拡大し、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の取組を進めます。また、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実とともに、情報コミュニケーション支援に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,410人 (26年度)	1,871人	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 暮らしや日中活動の場を確保し、福祉施設入所者の地域移行を促進するとともに、生活全般にわたる障害福祉サービスの充実に取り組みます。	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	6,775人 (26年度)	8,442人
【目標項目の説明】 日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)を利用している障がい者数			
13102 障がい者の就労促進 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 就労訓練や定着の支援、工賃向上、障害者就業・生活支援センターの機能強化、社会的事業所の創設・運営支援等に取り組みます。	一般就労へ移行した障がい者数	344人 (26年度)	480人
【目標項目の説明】 障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数			
13103 農林水産業と福祉との連携の促進 (主担当：農林水産部担い手育成課) 障がい者を農林水産業の新たな担い手として育成を図るため、農林水産業で障がい者が活躍できる環境整備に取り組みます。	農林水産業と福祉との連携取組数(累計)	65件	101件
【目標項目の説明】 障がい者を雇用している農林水産事業者の件数、農林水産業へ参入した福祉事業所の件数、および農林水産業者と福祉事業所の連携による作業受委託の実施件数			

施策 131

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
13104 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 広域的、専門的な相談体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、関係機関の連携強化など、障がい者のニーズに適切に対応した相談支援体制の整備に取り組みます。また、障害福祉サービスの充実を図るための各種研修を実施します。	相談支援事業における支援件数 【目標項目の説明】 県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業および専門性が高い、重症心身障がい児(者)相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延べ件数	55,836 件 (26年度)	60,202 件
13105 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 電話による24時間医療相談、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備、精神障がい者の地域生活定着のためのアウトリーチなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合 【目標項目の説明】 ある月(毎年6月調査)に入院した精神障がい者のうち、当該ある月から起算して1年以内に退院し、地域移行できた者の割合	88.0% (26年度)	92.0%
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止などに取り組むほか、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実など、社会参加のための環境整備に取り組みます。	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率 【目標項目の説明】 障害者差別解消法で努力義務とされている県、市町等(29市町、地方独立行政法人)に加えて、公立大学法人および県100%出資法人が職員対応要領を策定した割合	26.3%	100%

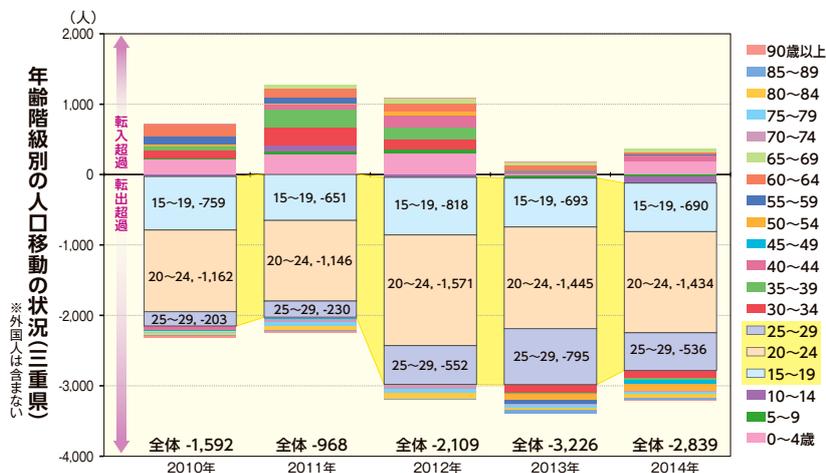
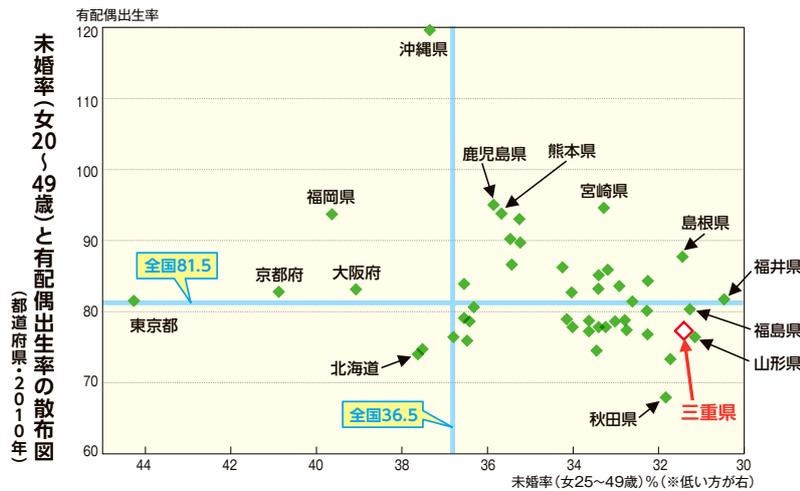
注) 1 アウトリーチ(訪問支援)：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

まったなし！「人口減少への対応」その2

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、『希望がない、選ばれる三重』をめざす姿とし、その実現に向けて、自然減対策および社会減対策それぞれに目標を掲げ、車の両輪として推進していきます。

自然減対策については、本県は未婚率が低い一方で、有配偶出生率が低く、また、「みえ県民意識調査」の結果から県民の皆さんの理想の子どもの数と実際の子どもの数との間に乖離^{かいり}があることなどから、本県の自然減の要因については、未婚化や晩婚化の影響に加え、結婚しても子どもを産み育てにくい環境が背景にあると考えられます。このため、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の4つのライフステージごとに、切れ目のない少子化対策を推進しています。

社会減対策については、近年の人口移動の状況を見ると、15歳から29歳の転出超過が大きく、県内の高等学校を卒業し大学に進学する者のうち約8割が県外の大学に進学し、県内の大学卒業者のうち約5割が県外に就職していることなどから、本県の社会減の要因については、近年は就職や大学等への進学といったことが背景にあると考えられます。このため、「学ぶ」・「働く」・「暮らす」の3つのライフシーンごとに、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでいます。



その1は、55ページどうぞ

支え合いの福祉社会



地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化、少子高齢社会の進展等により、福祉的支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などを、社会全体で支え合う体制づくりが、これまで以上に必要となっています。
- 福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- 福祉サービスを担う人材や提供されるサービスの質の向上が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、商業施設や公共施設などを整備することが求められます。
- 家事や外出支援等の生活支援サービスや見守り活動を充実させるため、元気な高齢者自身が地域の担い手となる必要があります。
- 生活困窮状態に陥った背景には、失業、引きこもり、障がい、病気など多様な要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が求められています。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになってきているため、平和への思いを次世代に継承していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、生活困窮者の自立支援などを進めます。

また、市町や各種団体が取り組む地域福祉の推進について、先進例に係る情報提供や広域調整、人材育成など、専門的・技術的な助言・支援を行います。

取組方向

- 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を進めます。
- 運営に課題のある社会福祉法人等に対し、重点的に指導監査を行います。
- 質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域の活動の場づくりや、地域貢献活動を行う老人クラブ等への支援に取り組めます。
- 生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援に取り組めます。また、生活困窮者への相談支援を的確に行い、生活保護に至る前の段階での自立支援に取り組めます。
- 戦没者慰霊事業等への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
日常生活自立支援事業の利用者数	1,426人 (26年度)	1,920人	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
13201 地域福祉活動の推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課) 民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。	民生委員・児童委員の相談支援件数	105,559件 (26年度)	107,000件
【目標項目の説明】 民生委員・児童委員の活動のうち、住民の相談や支援を行った年間件数			
13202 質の高い福祉サービスの提供 (主担当：健康福祉部地域福祉課) 社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、社会福祉施設職員への研修の実施、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。	第三者評価を受審した福祉施設の数	17施設 (26年度)	40施設
【目標項目の説明】 みえ福祉第三者評価、社会的養護関係施設の第三者評価を受審した福祉施設の数			
13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課) おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準や適合証の啓発、鉄道駅のバリアフリー化の支援等を進めます。	「おもいやり駐車場」の登録施設数	1,961施設 (26年度)	2,160施設
【目標項目の説明】 「おもいやり駐車場利用証制度」の駐車場の登録をした施設数			

施策 132

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>13204 高齢者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>地域で社会参加や地域貢献活動等を目的に、高齢者のリーダーとなって自主的に活動する高齢者団体を養成するため研修を実施します。また、老人クラブによる地域活動を支援するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。</p>	<p>地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)</p> <p>〔目標項目の説明〕 地域シニアリーダー研修受講後、地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動している高齢者団体数</p>	4 団体 (26 年度)	87 団体
<p>13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、離職等のため生活に困窮する人に対して、相談支援、就労支援など、自立に向けた支援を行います。</p>	<p>就労支援を行う生活困窮者の人数</p> <p>〔目標項目の説明〕 生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数</p>	—	540 人
<p>13206 戦没者遺族等の支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、慰霊事業への次世代遺族の参加を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。</p>	<p>県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数</p> <p>〔目標項目の説明〕 県および全国戦没者追悼式への 18 歳未満の参加者数</p>	31 人	64 人

コラム ④

**県民の皆さんや市町から意見をいただき、
県議会と議論を重ねて策定した
「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」**

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の策定にあたって、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」(パブリックコメント制度)に基づき、計画の中間案に対して、県民の皆さんから、「これだけ盛りだくさんの施策であるためオール三重で取り組んでほしい」といったご意見をいただきました。また、市町からもご意見やご提案をいただきました。



また、県民の代表である県議会と議論を重ね、特に中間案や最終案については、県議会から知事へ申し入れが行われるなど、多くのご意見をいただきました。

県では、県民の皆さんや市町、県議会のご意見を真摯に受け止め、第二次行動計画に反映しました。

犯罪に強いまちづくり



さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

現状と課題

- 地域の安全と安心を確保するため、犯罪の抑止と検挙に取り組んできた結果、平成 27(2015)年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 14(2002)年から 7 割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数、特殊詐欺の被害額が高水準で推移するなど、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。このほかにも、サイバー空間が県民の日常生活の一部となっている中で、インターネットバンキング不正送金事犯等のサイバー犯罪の多発やサイバー攻撃の危険性の増大といったサイバー空間における脅威の深刻化など、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。
- このような現状において、県民の皆さんの安全が保たれ、安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、自治体や地域住民、ボランティア団体などのさまざまな主体と連携した犯罪抑止活動はもとより、社会経済情勢の変化等に伴う捜査環境の変容に柔軟に対応した検挙活動を一層推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らしていける犯罪の起きにくい社会を構築するため、県民の皆さんとの「協創」による犯罪抑止活動を展開するとともに、発生した犯罪の徹底検挙に取り組みます。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性・高齢者の安全の確保、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の持続的な発展などに取り組むとともに、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を得ることで、犯罪に遭わない・起こさない意識を醸成します。
- 犯罪を徹底検挙するため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用、科学捜査の高度化など、犯罪の痕跡と犯人とを結びつける事後追跡可能性や客観証拠の確保に向けた取組を推進します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	15,178件	15,178件 未満	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化 (主担当：警察本部生活安全部) 自治体等と連携し、犯罪抑止インフラの整備・拡充や、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保・非行防止、特殊詐欺の被害防止などの犯罪抑止活動に取り組むとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図るほか、犯罪被害者等を社会全体で支援する機運を高めます。	防犯ボランティアの団体数	610団体	690団体
	【目標項目の説明】 県警察において把握している防犯ボランティア団体のうち、平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体数		
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (主担当：警察本部刑事部) 迅速・的確な初動捜査の徹底、各種システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙を図ります。	重要犯罪の検挙率	81.3%	70.0%以上
	【目標項目の説明】 重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合 ※女性や子どもに対する性犯罪等は依然として高水準にあり、県民に強い不安を与えていることをふまえ、第一次行動計画の目標項目である凶悪犯罪(殺人、強盗、放火、強姦)に略取誘拐・人身売買および強制わいせつを加えた重要犯罪を目標項目とし、権利侵害や危害の度合いが非常に高い犯罪を検挙することで、県民の体感治安向上を図る。 ※「重要犯罪」の検挙率は、過去10年間(平成18～27年)の平均が61.3%であるのに対し、第一次行動計画期間内の4年間(平成24～27年)の平均が70.0%と大きく改善されており、少なくともこの水準を維持する。		
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部) 地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所や、装備資機材、各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ることで、犯罪の抑止と徹底検挙を進めます。	交番・駐在所の機能強化数	2か所	年2か所以上
	【目標項目の説明】 安全・安心のよりどころとして、1年間に高機能化を図った交番・駐在所施設の数		

交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)を



県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、平成26(2014)年は約11,000人(1日あたり約30人)の方が死傷し、10万人あたりの死者数は全国ワースト3位となりました。平成27(2015)年は前年に比べ死者数は減少していますが、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくなる現状にあり、「飲酒運転はしない、させない」という意識の定着とともに、アルコール依存症などの関連問題を含めて総合的な取組が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、交通安全意識の高揚や交通安全対策の推進により、交通事故が減少していることが必要です。そのため、市町、地域、国の機関、関係団体等のさまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進します。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、市町、地域、国の機関、関係団体等のさまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、防犯等の他部門とも連携した交通事故から県民の皆さんを守る取組を推進します。
- 飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着のための飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発と再発防止のための飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 交通安全施設の整備を推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

めざす安全なまちづくり

政策 I-4 暮らしの安全を守る

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故を無くすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	87人	60人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：環境生活部くらし・交通安全課) 四季の交通安全運動などの取組により、広報・啓発を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 また、交通弱者の交通事故防止対策などを重点的に推進します。	交通事故死傷者数	9,604人	7,700人以下
	〔目標項目の説明〕 交通事故による死者数と負傷者数の合計		
	高齢者交通事故死者数	52人	30人以下
〔目標項目の説明〕 交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の数			
14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 (主担当：環境生活部くらし・交通安全課) 県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携し、教育・啓発活動を推進します。 また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務等の取組により再発防止を図ります。	飲酒運転事故件数	44件	23件以下
	〔目標項目の説明〕 飲酒運転が関係する人身事故発生件数		
14203 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部) 歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう信号制御機の更新をはじめとした交通安全施設を整備します。	老朽化した信号制御機の更新数(累計)	25基	152基
	〔目標項目の説明〕 歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数		
14204 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部) 飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや広報啓発活動を推進します。	運転者のシートベルト着用率	96.6%	99.0%
	〔目標項目の説明〕 一般道における運転者のシートベルト着用率		

消費生活の安全の確保



県民の
皆さんと
めざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務(サービス)の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中でIT環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増えると見込まれます。
- 国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- 安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- 安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、商品・サービスの適正な取引や表示に努めるとともに消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすことが不可欠なものとなっています。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な消費生活を守り、地域で支え合う意識の醸成が必要です。そのために、自らの消費活動が、将来の世代にわたって国内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを理解した、公正かつ持続可能な社会の形成にも寄与する、自主的かつ合理的な消費活動を促します。また、消費者、事業者、教育機関、福祉機関、県・市町等さまざまな主体が、消費生活の安全を支え合う意識を醸成することで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。

取組方向

- さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」^{注1}を生かし、消費者と事業者等との情報交換や連携した啓発活動を活発に行うことにより、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、「消費者啓発地域リーダー」、市町や福祉機関等による地域での啓発活動を促進・支援します。
- 消費者出前講座、青少年消費生活講座、お金に関する金融講座等を実施するとともに、学校や大学等の教育機関と連携して消費者教育に取り組むことにより、消費者トラブルの未然防止や自主的かつ合理的な消費活動の実現を図ります。
- 「三重県消費生活センター」は、県内の消費者行政の中核センターとして、専門的な相談対応や消費者事故等に関する情報集約・情報提供を行うとともに、新たな消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による市町相談体制の充実への支援・助言を行います。
- 商品・役務の適正な表示、安全性の確保、悪質な商取引の防止のため、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」の改正等もふまえ、関係部局、市町、警察ほか関係機関、近隣府県等と連携して事業者指導・啓発を行います。

平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。



架空請求トラブル防止啓発キャラクター
「ダンコムシ」

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	49.6%	64.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (主担当：環境生活部暮らし・交通安全課) 「みえ・暮らしのネットワーク」を生かした啓発を行うとともに、消費者出前講座等の開催や啓発情報の提供に取り組みます。また、地域リーダーを支援するとともに、市町、福祉機関、老人クラブ等に働きかけ、地域での啓発活動を促します。	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	96.2%	100%
	〔目標項目の説明〕 出前講座等でのアンケートにおいて、消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られた(内容を理解できた)と回答した受講者の割合		
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (主担当：環境生活部暮らし・交通安全課) 「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内の相談体制の充実を支援します。また、適正な商取引が行われるよう、事業者に対して指導・助言等を行います。	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.3% (26年度)	95.0%
	〔目標項目の説明〕 消費生活相談において、「三重県消費生活センター」が斡旋を行った相談のうち消費者トラブルが解決した割合		

注) 1 「みえ・暮らしのネットワーク」：安全・安心な消費生活環境の実現をめざして、広く消費者への啓発等を行うために設けた、消費者団体、事業者団体、行政ほか関係機関・関係団体を会員とする連携体(平成22(2010)年9月設立)。

薬物乱用防止と動物



県民の
皆さんと
めざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んできましたが、危険ドラッグなど新たな薬物乱用もあり、関係機関と連携して取組を強化することが必要です。
- 動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- 医薬品等製造業者等に対する監視指導や県民への医薬品等の適正使用のための情報提供などを行ってきましたが、引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るため、医薬品等製造業者等の監視指導などに取り組む必要があります。また、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 生活衛生営業施設に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行ってきましたが、施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが薬物乱用を許さない意識と動物を愛護する意識を持ち、安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、薬物乱用防止と動物愛護管理の取組を強化します。

また、安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組めます。

取組方向

- 薬物乱用防止に関する推進体制や必要な規制などを規定した「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、警察等の関係機関との連携により、危険ドラッグ販売店舗等に対する取締りを行うとともに、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組めます。
- 新たに三重県動物愛護推進センター(仮称)を整備し、動物愛護管理の拠点と位置づけ、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組めます。
- 医薬品等製造業者等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の提供に取り組めます。また、献血については、県民への啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進などに取り組めます。
- 生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。

愛護の推進等

政策 I-4 暮らしの安全を守る

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む)	1件 (26年度)	0件	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗(インターネット販売店舗を含む。)に対し、監視指導を実施した後の店舗数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14401 薬物乱用防止対策の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」、さらに関係機関が連携した「取締対策」の3つの対策により薬物を許さない社会環境づくりを進めます。	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	388,992人 (26年度)	689,000人
	【目標項目の説明】 県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数		
14402 人と動物との共生環境づくり (主担当：健康福祉部食品安全課) 県の動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター(仮称)を整備し、動物愛護教室などの普及啓発活動の取組等を強化します。 また、動物による危害発生の防止に取り組みます。	犬・猫の殺処分数	627匹 (26年度)	200匹以下
	【目標項目の説明】 保健所に収容した犬・猫のうち、飼い主への返還や譲渡した数を除き、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数(生後間もない犬・猫、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡した犬・猫を除く。)(平成35年度までに殺処分数を0とすることをめざして目標設定)		
14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 医薬品等製造業や販売業に対して監視指導やGMP適合性調査 ^{注1} を実施するとともに、県内薬事関係企業を対象とした研修会等を実施します。 また、安全な血液製剤を確保するため、献血推進に取り組みます。	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.3% (26年度)	100%
	【目標項目の説明】 県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合(不良品が出た場合は回収となります)		
14404 生活衛生営業の衛生確保 (主担当：健康福祉部食品安全課) 生活衛生営業施設の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進を図ります。	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	99.9% (26年度)	100%
	【目標項目の説明】 生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合		

注1 GMP適合性調査：「医薬品および医薬部外品の製造所における製造管理および品質管理の基準」の適合性に係る調査をさす。

食の安全・安心の確保



農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ^{※1}等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導や食品の検査等に取り組んでいますが、食の安全・安心を確保するためには引き続きこれらを実施し、県内に流通する食品の安全性を確保することが必要です。
- 米穀の不適正流通や食材の不適正な表示事案が発生していることから、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- 食の安全・安心の確保のためには、行政等の取組だけでなく、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め自ら判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用管理、安全・安心な農水産物生産システムの構築を図ることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんが安心して暮らせるよう、食品関連事業者、生産者および県民の皆さん等幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

取組方向

- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、危害発生リスクに応じた食品関係施設の監視指導を実施することで施設の衛生を確保します。また、食品中の残留農薬や微生物等の検査により食品の基準の適合性確認を行うとともに、食品関係施設や米穀取扱事業者への立入検査により「食品表示法」や米トレーサビリティ法の基準の適合性確認を行います。
- 食品関連事業者や生産者に対して研修などによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、衛生管理や食品表示等についての自主点検など自主管理の取組を促進します。
- 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開するとともに、消費者懇談会や意見交換会等のリスクコミュニケーションの機会の充実に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制を強化するとともに、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用の監視指導、農水産物の生産工程管理および衛生管理の促進に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食品の基準適合の確認率(累計)	16.2% (26年度)	100%	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設(不適合であったが適合するよう改善したものを含む)の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14501 食の安全・安心の確保 (主担当：健康福祉部食品安全課) 食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品表示の適合性確認等を実施するとともに、食品事業者の自主管理を促進します。 また、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。	食品事業者の自主点検実施件数 【目標項目の説明】 自主点検を実施している食品営業許可施設数	728件 (26年度)	34,200件
14502 農水産物の安全・安心の確保 (主担当：農林水産部農産物安全課) 家畜伝染病、米トレサビリティ法および「農産物検査法」等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理、衛生管理を促進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率 【目標項目の説明】 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合	100% (26年度)	100%

注) 1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、鶏などの家禽に強い病原性を引き起こし、感染した家禽の致死率が極めて高いものをいう。

感染症の予防と拡大



県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症の早期探知を行う感染症情報システムを構築するとともに、中心的役割を担っていただく感染症情報化コーディネーターを養成しました。今後は、学校、保育園、医療機関等の施設が、本システムの活用やコーディネーター等との連携により、予防や感染拡大防止に取り組んでいただくことが必要です。
- 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群(MERS)等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症については、適切な治療や防疫措置を講じるために、感染症指定医療機関の整備や防疫用品等の備蓄を行ってきたところです。今後は、関係機関と連携した訓練等を行い、防疫体制の充実を図る必要があります。
- エイズや肝炎対策については、早期発見、感染拡大防止のために、無料検査を行うとともに、陽性者については、相談体制を整備し、適切な治療につなげました。引き続き、県民の方が検査を受けていただくよう啓発をしていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症情報システムを活用し、学校、保育所、医療機関などや、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行えるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう関係機関と連携を進めます。

取組方向

- 感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組みます。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- HIV(エイズの原因となるウイルス)や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等に合わせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。

防止対策の推進

政策 I-4 暮らしの安全を守る

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	98.6% (26年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14601 感染予防のための普及啓発の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 地域や施設等における感染予防のために、感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、普及啓発する推進者を育成します。さらに、コーディネーターや推進者等をとおして、県民に予防対策を啓発するとともに、あわせて、感染症情報システムを活用した情報提供を行い予防対策を推進します。	感染予防を普及啓発する推進者の総数(累計)	—	400人
	【目標項目の説明】 地域や施設において、感染症情報システムを活用して感染予防を実践的に行う推進者の総数		
14602 感染症危機管理体制の整備 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群(MERS)等の発生すると社会的影響の大きい感染症に備え、関係機関との訓練を行い、防疫体制の強化を図ります。また、抗インフルエンザウイルス薬や防疫用品を備蓄するとともに、感染症移送車を配備します。	感染症危機管理に関する訓練実施率	20.0% (26年度)	100%
	【目標項目の説明】 感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率(全県および各保健所で、年1回以上実施)		
14603 感染症対策のための相談・検査の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) HIV、肝炎検査の検査体制の充実を図るとともに、県民への啓発を行い早期発見につなげます。また、陽性者が安心して治療ができるよう相談体制を整備します。さらに、結核については、的確な治療につながるよう健康診断や医療費の助成等を行います。	保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数	1,671件 (26年度)	1,700件
	【目標項目の説明】 保健所(四日市市保健所を含む)においてHIV(エイズの原因となるウイルス)検査を受けた人数		

獣害対策の推進



農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

現状と課題

- 野生鳥獣による被害の減少に向け、集落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整備などを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力強化や森林再生による生息環境の創出などを進める「生息管理」、適正に捕獲した野生獣を地域の未利用資源として有効に生かす「獣肉等の利活用」の3本柱の取組を、これまで市町や関係団体等と連携しながら総合的に展開してきました。
- 農林水産業被害金額は着実に減少してきているものの、県内の全集落代表者に実施しているアンケート調査では、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害が「ある」と回答する集落数は減少傾向になく、侵入防止柵未整備の農地等における被害は、依然として深刻な状況にあります。また、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じています。
- サル、ニホンジカ、イノシシについては、特に被害も大きいことから、増えすぎた野生鳥獣を管理する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数調整に取り組んでいるものの、依然、個体数が多いため、生息の状況もふまえて、大量捕獲技術の開発・普及などを通じて、効果的かつ効率的に捕獲を進めていく必要があります。
- これまでの3本柱の取組をさらに深化・発展させ、より効果的に獣害対策を促進するためには、地域の人材の育成を含め、集落ぐるみ・地域ぐるみで対策に取り組むための「体制づくり」に注力する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

地域ぐるみで取り組む獣害につよい集落づくりを推進することにより、地域住民相互の絆の醸成や地域コミュニティの維持が図られるとともに、被害軽減によって、農林漁業者の生産意欲の向上や生きがいの醸成が図られ、栽培の拡大や農林地の維持・再生につながります。また、狩猟者や地域住民の協力を得ながら「生息数管理」を行うことを通じて、野生鳥獣との共生が図られ、安心して暮らせる農山漁村が実現するとともに、獣肉を地域おこしの素材として活用することで、地域活力の向上につながります。

取組方向

- 獣害につよい集落づくりを進めるため、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、集落における捕獲体制の構築などを進める「体制づくり」に取り組めます。また、生活被害の軽減につながるよう関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
- 野生鳥獣による被害の防止に向けて、侵入防止柵の計画的な整備やこれまでに開発した大量捕獲技術を活用した捕獲を進めるなど、獣害につよい集落づくりに取り組めます。
- 野生鳥獣との適正な共生をめざした「生息数管理」の実践に向け、増えすぎた野生鳥獣の大量捕獲技術の開発・普及や捕獲を担う人材の確保・育成を進めながら、特に、ニホンジカの生息数推定やサルの群れのモニタリング等を基礎とした個体数調整の強化に取り組めます。
- 獣肉等利活用に取り組む環境づくりを進めるため、県が定めた『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』の普及と、マニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大に取り組めます。また、獣肉等利活用を促進するため、付加価値向上や販路拡大などに取り組めます。

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産業被害金額	558百万円 (26年度)	460百万円以下 (30年度)	サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ等による農林水産業の被害金額

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14701 獣害対策の体制づくりの推進 (主担当：農林水産部獣害対策課) 「獣害対策に取り組む集落」の確保・育成および地域の持続的な捕獲体制の構築を支援するとともに、地域リーダー育成のための指導者育成講座を開催します。また、被害対策の着実な実施に向け、関係機関との情報共有、連携強化に取り組めます。	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	470集落 (26年度)	600集落 (30年度)
14702 獣害につよい集落活動の実践による被害防止の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課) 集落ぐるみによる追い払いの実施や侵入防止柵の整備とそのメンテナンスなどの取組を支援します。また、市町等が行う有害捕獲活動に対する支援、被害減少に効果的な捕獲技術の実証や普及に取り組めます。	被害が大きい集落の割合	47.0% (26年度)	36.0% (30年度)
14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課) 科学的なモニタリングに基づいた生息数管理に取り組めます。 特に、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害の減少につなげるため、国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(環境省・農林省)」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組めます。	ニホンジカの推定生息頭数	56,200頭	41,500頭
14704 獣肉等利活用の促進 (主担当：農林水産部フードイノベーション課) 『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』の普及啓発、「みえジビエ登録制度」の拡大とともに、「みえジビエ」の付加価値向上と販路拡大に取り組めます。	みえジビエとして利活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	817頭 (26年度)	1,300頭

地球温暖化対策の推進



地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

現状と課題

- 三重県域における平成 24 (2012) 年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度 (平成 2 (1990) 年度) に比べると 6.9% 増 (森林吸収量を含む) と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 56%、運輸部門が 15% と排出量の大部分を占める一方、伸び率 (平成 2 (1990) 年度比) では、民生業務部門 (オフィス、店舗等) が 102%、民生家庭部門が 25% と大きな伸びを示しています。
- 平成 27 (2015) 年 12 月、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択され、日本全体で今後さらなる温室効果ガス排出削減の取組が求められることとなりました。
- 県民の皆さんや事業者等において、個々に地球温暖化対策の取組が進められているものの、連携した地域の低炭素なまちづくりといったものとはなっていません。
- 平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされ、県民の皆さんや事業者等に省エネルギーの意識が高まりつつあるものの、必ずしも県域の二酸化炭素排出削減につながっていない状況にあります。
- 世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、温暖化の影響と思われる変化があらわれてきています。
- 今後の環境行動の定着を図るためには、子どもたちへの環境教育が重要です。

新しい豊かさ・協創の視点

地球温暖化による影響が既に身近に起こりつつあり、県民の皆さんや事業者等のさまざまな主体が自らのこととして地球温暖化防止に向けた具体的な行動に取り組む必要があります。
地域の特性を生かした再生可能エネルギー等の導入や技術革新によって、県民の皆さんや事業者等と連携し、地域が活性化した豊かな低炭素社会づくりを進めます。

取組方向

- 「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を総合的に推進していきます。
- 地域が一体となって電気自動車等を活用するなど、低炭素なまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。
- 県民の皆さんや事業者等に対しては、県や地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの利用等による二酸化炭素の排出削減を進めます。
- 事業者には、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) 等の環境マネジメントシステムの普及拡大を図り、環境経営による環境負荷の低減を促進します。
- 気候変動の影響や地球温暖化対策 (緩和策・適応策) について、県民の皆さんや事業者等に情報提供していきます。
- 子どもたちを中心に、「三重県環境学習情報センター」を拠点にして、環境活動団体等と連携し環境教育を推進していきます。

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。



電気自動車（EV）納車式

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,196 千 t-CO ₂ (26年度)	1,119 千 t-CO ₂	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率 【目標項目の説明】 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量の増減比率	0% (25年度)	+ 2.0%以下 (30年度)
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 市町と共に進める「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進事例を学んだり、情報交換を行うことで、具体的な低炭素なまちづくりの取組を進めます。	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計) 【目標項目の説明】 電気自動車等の活用などの二酸化炭素排出削減対策に取り組む地域の数	1地域 (26年度)	10地域
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 気候変動の影響や地球温暖化の問題について情報提供を行い、県民の皆さんや事業者等の取組を促進します。	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 【目標項目の説明】 県民の皆さんや事業者向けの地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合	95.8%	100%
15104 環境教育の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県環境学習情報センター」を活用した講座やイベントの開催などにより、子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。	環境教育講座等参加者の満足度 【目標項目の説明】 小学校高学年以上を対象とした講座におけるアンケート調査で、その内容等について「非常によい」、「よい」と回答した参加者の割合	98.7% (26年度)	100%

廃棄物総合対策の推進



私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

現状と課題

- 県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にありますが、一層「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については件数、量ともに減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

廃棄物の適正処理の体制整備により安全・安心を確保し、発生抑制や質に着目した循環利用を推進することで低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにもつながる循環型社会を構築していく必要があります。そのため、県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が地域特性などに応じた最適な規模の循環の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

取組方向

- ごみの発生・排出抑制や循環利用を推進することにより、最終処分される廃棄物を極力抑制し、レアメタルや未利用エネルギーの回収・活用、効率的なごみ処理システムの構築など、循環の質を高めるための取組を進めます。また、RDF焼却・発電事業の安全で安定した運用を図るとともに、将来にわたって一般廃棄物の適正処理がなされるよう市町との連携に努めます。
- 産業廃棄物が貴重な資源として一層有効活用されることをめざし、排出事業者や処理業者の3Rの取組を促進します。特に、レアメタルの回収や、使用済み製品の再資源化、廃棄物の性状に応じた適正な規模での循環の形成など、地域循環の高度化を図るための取組を進めます。
- 電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。
- 不適正処理4事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	293千t (26年度)	270千t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量(速報値)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15201 ごみゼロ社会の実現 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	978g/人日 (26年度)	943g/人日
	【目標項目の説明】 一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値(速報値)		
15202 産業廃棄物の3Rの推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。	産業廃棄物の再生利用率	43.0% (26年度)	43.5%
	【目標項目の説明】 産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合(速報値)		
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課) 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (26年度)	100%
	【目標項目の説明】 不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合		
15204 不適正処理の是正措置の推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT) 産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案について、行政代執行による是正措置を実施し、着実に環境修復を行います。	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (26年度)	81.3%
	【目標項目の説明】 不適正処理4事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合		

豊かな自然環境の保全



県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

現状と課題

- NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が持続的に展開されることが重要です。また、県内の希少野生動植物の生息・生育状況を継続的に調査し、県民の皆さんと情報を共有することで、これまで以上に自発的な保全活動を促進する必要があります。
- 県内の野生動植物が置かれている環境は依然厳しい状況から、希少野生動植物の生息・生育環境の保全に向け、開発などに伴う自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- 県内各地で、さまざまな活動団体によるエコツーリズムの取組が行われています。こうした取組を一層広め、定着させるとともに、自然とのふれあいの場となる自然公園施設の整備に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、豊かな自然やそこで生きる動植物にふれあうことは、自然環境や生物多様性の保全意識を高めるとともに、自然から得られる癒し効果を実感する機会となります。また、県民の皆さんが連携して、自然環境や生物多様性の保全活動を進めることで、地域の魅力のさらなる創出はもとより、地域の絆を深めていくことにもつながります。

取組方向

- 生物多様性の確保に向け、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物の現状把握と保全に向けた取組を進めます。絶滅のおそれのある動植物の中で、特に保護する必要がある動植物種については、「三重県自然環境保全条例」に基づき希少野生動植物種に指定し、保全活動を進めます。また、希少野生動植物種や里地・里山・里海などの保全活動を実施するNPO等に対し、専門知識や必要な情報の提供などに取り組めます。
- 身近な自然環境や生物多様性によって私たちが享受している恩恵などの情報発信を通じて、それらを保全し持続的に利用することの重要性を県民の皆さんに普及啓発していきます。
- 優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を図るため、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正な管理とともに、外来生物対策を進めます。また、事業者等による開発や河川・海岸等の整備に際しては、自然環境や希少野生動植物に配慮したものとなるよう、適切な指導等に取り組めます。
- 県民の皆さんが快適に自然公園施設を利用できるよう、施設の整備・改修を計画的に進めます。また、県民の皆さんに自然の価値や大切さが理解されるよう、民間活動団体等による地域の自然の魅力を生かしたエコツーリズムの取組を促進します。

と活用

政策 I-5 環境を守る
 主担当部局：農林水産部

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。



外来種の駆除のための池干し

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然環境の保全活動 団体数	74 団体 (26 年度)	84 団体	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15301 貴重な生態系と生物多様性の保全 (主担当：農林水産部みどり共生推進課) 県指定の希少野生動植物種の調査や保全活動、外来生物対策の普及啓発に取り組みます。また、里地里山保全活動認定団体等による里山整備やNPO等が行う希少野生動植物種の自主的な保全活動を支援します。さらに、自然公園や三重県自然環境保全地域の特別地域など重要な地域において、貴重な生態系を維持回復する取組を進めます。	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	35.0% (26 年度)	100%
	(目標項目の説明) 県指定希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種に対する保全活動および生態系維持回復事業計画に基づく維持回復活動を実施した割合		
15302 自然とのふれあいの促進 (主担当：農林水産部みどり共生推進課) 利用者が安全に自然公園を楽しむよう、自然公園施設の維持管理に取り組むとともに、老朽化や災害等で補修が必要な公園施設等の整備を計画的に進めます。また、民間団体等による自然公園等の資源を活用したエコツアーリズムの取組を促進します。	自然とのふれあい体験の満足度	69.9%	80.0%
	(目標項目の説明) 県内のさまざまな自然を体験するプログラム等への参加者の満足度		

大気・水環境の保全



大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{注1}やPM2.5^{注2}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準(BOD^{注3})の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準(COD^{注4})の達成率が50%前後で推移しており、また、伊勢湾においては赤潮や貧酸素水塊が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について汚濁負荷の削減等による水質改善が求められています。
- 自動車排出ガスの影響により、一部の測定地点では二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しており、局地的には環境基準を超過する濃度となっているおそれがあります。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を經由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大と活性化が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境の中で、豊かで魅力ある地域づくりを進め、県民の皆さんが安全・安心で豊かな生活を営むためには、大気環境と水環境が保全されている必要があります。そのため、工場・事業場の法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進するとともに、人と人とのつながりを深めることなどを通じて、環境を守ろうとする意識の醸成を図り、県民の皆さん、市町、民間団体、企業等のさまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

取組方向

- 光化学スモッグやPM2.5による被害を未然に防止するため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組みます。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷の削減に取り組みます。
- NOx・PM法^{注5}に係る自動車環境対策については、事業者や関係団体の協力を得ながら大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めるとともに、大気汚染物質濃度を注視し、必要な対策を実施します。
- 生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して、下水道、浄化槽、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が行われるよう地域の実情に応じた適切な手法による整備を進めます。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、本県がリーダーシップをとり海岸漂着物の発生抑制等の対策に取り組みます。
- 伊勢湾の汚濁のメカニズムなどを解明するため、大学等研究機関と連携して調査・研究を推進します。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。



伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦
 (松阪市松名瀬海岸)

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	91.2% (26年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注)6}

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15401 大気・水環境への負荷の削減 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 大気、水質の規制対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の状況を確認・指導をします。また、大気環境、公共用水域(河川、海域)および地下水の常時監視を行い適合状況を確認します。	大気・水質の排出基準適合率 (目標項目の説明) 工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合	100% (26年度)	100%
15402 自動車環境対策の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めます。国の大気汚染物質濃度の評価手法をふまえ、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の進行管理に関する調査を実施し対策につなげます。	NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率 (目標項目の説明) NOx・PM法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合(面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。)	100% (26年度)	100%
15403 生活排水対策の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 「生活排水処理アクションプログラム」に基づき関係機関と連携し、下水道・集落排水施設等については計画的・効率的な整備を行い、浄化槽については補助制度により施設整備を促進します。	生活排水処理施設の整備率 (目標項目の説明) 下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合	81.5% (26年度)	86.5%

施策 154

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 伊勢湾流域圏を中心とした環境保全活動を広域的にネットワーク化する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 【目標項目の説明】 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数	25,984人 (26年度)	34,000人
15405 環境保全のための調査研究成果の還元 (主担当：環境生活部大気・水環境課) 光化学スモッグやPM2.5などの大気環境、伊勢湾再生などの水環境に関する調査研究を行い成果を公表します。	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数 【目標項目の説明】 大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数	4件 (26年度)	7件

- 注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注) 2 PM2.5：微小粒子状物質。大気中に浮遊している 2.5 μ m (1 μ m は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子。PM2.5 は非常に小さい(髪の毛の太さの 1/30 程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
- 注) 3 BOD：生物学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させた時に消費される酸素の量。
- 注) 4 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させた時に消費される酸素の量。
- 注) 5 NO_x・PM法：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注) 6 環境基準の達成割合：大気環境測定地点における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)、河川におけるBODおよび海域におけるCODが環境基準を達成したと評価した割合。

コラム 5

大局から時代をみる「三重県経営戦略会議」

県では、県政における政策課題に関し、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行うため、「三重県経営戦略会議」を設置しています。「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の策定にあたり、同会議において「新しい豊かさ」について議論いただくなど、考え方や今後の取組の方向性の参考となる貴重なご意見をいただきました。

三重県経営戦略会議委員（敬称略、所属・役職は平成28年4月時点）

氏名（50音順）	所属・役職等
加藤 秀樹	構想日本 代表
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
田中 里沙	学校法人 日本教育研究団 事業構想大学院大学 学長 教授 株式会社宣伝会議 取締役メディア・情報統括
津谷 典子	慶應義塾大学経済学部 教授
西村 訓弘	三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授、副学長、三重大学地域戦略センター長
沼尾 波子	日本大学経済学部 教授
速水 亨	速水林業 代表
増田 寛也	前岩手県知事 株式会社野村総合研究所 顧問
松本 正之	東海旅客鉄道株式会社 特別顧問
宮崎 由至	株式会社宮崎本店 代表取締役社長



三重県経営戦略会議

第2節



II

「創る」

人と地域の夢や希望を実感できるために

政策 II-1

人権の尊重と 多様性を認め合う社会

- | | | | |
|-------|----|-----|-------------------|
| | 施策 | 211 | 人権が尊重される社会づくり |
| | | 212 | あらゆる分野における女性活躍の推進 |
| | | 213 | 多文化共生社会づくり |

政策 II-2

学びの充実

- | | | | |
|-------|----|-----|-----------------------|
| | 施策 | 221 | 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 |
| | | 222 | 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成 |
| | | 223 | 健やかに生きていくための身体の育成 |
| | | 224 | 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 |
| | | 225 | 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり |
| | | 226 | 地域に開かれ信頼される学校づくり |
| | | 227 | 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実 |
| | | 228 | 文化と生涯学習の振興 |

政策
Ⅱ-3

希望がかなう 少子化対策の推進

- | | | | |
|-------|----|-----|-------------------|
| | 施策 | 231 | 少子化対策を進めるための環境づくり |
| | | 232 | 結婚・妊娠・出産の支援 |
| | | 233 | 子育て支援と家庭・幼児教育の充実 |
| | | 234 | 児童虐待の防止と社会的養護の推進 |

政策
Ⅱ-4

スポーツの推進

- | | | | |
|-------|----|-----|--------------------|
| | 施策 | 241 | 競技スポーツの推進 |
| | | 242 | 地域スポーツと障がい者スポーツの推進 |

政策
Ⅱ-5

地域の活力の向上

- | | | | |
|-------|----|-----|----------------|
| | 施策 | 251 | 南部地域の活性化 |
| | | 252 | 東紀州地域の活性化 |
| | | 253 | 中山間地域・農山漁村の振興 |
| | | 254 | 移住の促進 |
| | | 255 | 協創のネットワークづくり |
| | | 256 | 市町との連携による地域活性化 |

人権が尊重される社会



さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付き、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民一人ひとりが、人権に関する知識や情報を習得し、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、より多くの県民の皆さんに参加してもらう必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人権や個性を認め、「存在」を尊重できる人権意識を定着させる必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの人権意識を把握し、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するとともに、さまざまな主体の活動を支援するなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 国や企業、NPO等の団体等さまざまな主体と連携し、多様な手段や機会を活用して効果的な人権啓発活動を推進するとともに、教育活動全体を通じた人権教育を行うことにより、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。
- 県民の皆さんからの人権に関する相談に適切に対応できるように、各相談機関の相談員の資質向上に取り組むとともに、相談機関相互の連携を強化し、身近で気軽に相談できる支援体制の整備に取り組みます。
- 同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者等の人権に関する課題の解決に向けて取り組むとともに、近年顕在化している性的マイノリティの人びと等の人権課題について、社会の動向等を的確にとらえ、対応を進めていきます。

平成31年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	38.5%	42.5%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (主担当：環境生活部人権課) 住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体の人権尊重の視点をベースにした活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	35 団体 (26 年度)	35 団体
	【目標項目の説明】 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数		
21102 人権啓発の推進 (主担当：環境生活部人権課) 多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民の皆さんの人権に関する理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について、自分の問題としてとらえてもらえるような効果的な啓発に取り組みます。また、地域の実情に応じた人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	100%
	【目標項目の説明】 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合		
21103 人権教育の推進 (主担当：教育委員会人権教育課) 教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成の支援等を行い、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	65.5% (26 年度)	100%
	【目標項目の説明】 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合		
21104 人権擁護の推進 (主担当：環境生活部人権課) 人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを広げて、連携を強化します。 また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、インターネットの適正利用について啓発を進めます。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	100%
	【目標項目の説明】 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合		

あらゆる分野における



県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

現状と課題

- 人口が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。しかしながら、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできたものの、指導的地位に占める女性の割合は少なく未だ不十分です。そのため、政策・方針決定過程への一層積極的な女性の参画が必要です。
- 地域活動等における女性の参画についても徐々に進んできましたが、未だ不十分な状況であり、固定的な性別役割分担意識が根深く残っているなどの状況もあることから、市町等と連携して、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- 職業生活等における女性の参画については、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが求められています。また、男性の家事や育児等への参画意識を高め、長時間労働を前提としない働き方の構築等、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)^{注1}等の相談件数が高止まりの傾向にあることなどから、DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが、男性、女性に関わらず、各々の個性と能力を発揮し活躍できる社会づくり、多様な生き方が認められる社会づくりが必要です。このため、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりをめざし、企業や団体、関係機関や市町と連携し、取組を進めていきます。

取組方向

- 県民の皆さんや関係機関と連携しながら、政策・方針決定過程への女性の参画を一層進めるとともに、市町や企業・団体等にも働きかけを行います。また、県の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた展開を図ることができるよう全庁的に取り組みます。
- 「三重県男女共同参画センター」による学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発等を通じ、男女共同参画意識の一層の普及を進めるとともに、市町等と協働し、地域活動等における女性のさらなる参画と活躍が進むよう支援します。
- 職業生活等において女性が活躍するための男性の意識改革や長時間労働の是正等働き方の改革に取り組むとともに、企業等における女性の職域拡大や活躍できる環境整備が進むよう働きかけや支援を行います。
- DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力やDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

女性活躍の推進

政策 II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	39.4%	47.4%	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
21201 政策・方針決定過程への女性の参画 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりを進めるため、県および市町の審議会等における女性委員の占める割合の増加に取り組みます。	県・市町の審議会等における女性委員の割合 (目標項目の説明) 地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合	25.8% (26年度)	29.4%
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 「三重県男女共同参画センター」が行うさまざまな講座やフォーラム、情報誌の発行などを通じ、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度 (目標項目の説明) 「三重県男女共同参画センター」が開催する講座やセミナー等における新規参加者の数および満足度	新規参加者数 292人 満足度 94.0% (26年度)	新規参加者数 370人 満足度 100%
21203 職業生活等における女性活躍の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 女性が職業生活等において能力を發揮できる環境づくりに取り組み、女性の活躍を推進します。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計) 創	14団体 (26年度)	303団体
21204 性別に基づく暴力等への取組 (主担当：環境生活部くらし・交通安全課) DVや性犯罪・性暴力を許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計) (目標項目の説明) 性犯罪・性暴力の被害者支援事業をテーマとして盛り込んだ研修会等を実施した団体数	—	49団体

注) 1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からの体に対する暴力等をいう。

多文化共生社会づくり



県民の
皆さんと
めざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、41,251人(平成26(2014)年末)と県人口の約2.22%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民等は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。一方、国では、高度外国人材の受入れ促進に取り組むなど、今後は、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本(三重県)で生活することが見込まれます。
- 県内の外国人住民は定住傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。また、日本語の理解度や経済的理由等から、外国人住民等の間にもさまざまな格差が生じています。
- 県内の市町においては、外国人住民数や外国人住民の在留資格の違いなどにより、取組に差があります。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位であり、多言語化が進んでいることから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組むほか、学校・家庭・地域と連携して、外国人児童生徒の学び^{注1}を支える体制づくりに取り組みます。

取組方向

- 外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができるよう、必要な情報を提供します。また、日本人住民と外国人住民を対象に、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、外国人住民等の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた支援に引き続き取り組みます。
- 市町の先進的な事例を他の市町へ展開するなど、市町との連携強化に取り組みます。
- 外国人児童生徒がどの地域、どの学校に通っても、学力を高め、社会的に自立ができるよう、学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学びを支える体制づくりに取り組みます。

平成31年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。



三重県多言語ホームページ紹介チラシ

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	29.1%	33.1%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると感じる「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援 (主担当：環境生活部多文化共生課) 多文化共生に係る啓発を進めるほか、外国人住民等が地域づくりに積極的に参画することができる仕組みの構築に取り組みます。 また、県内市町の取組もふまえ、外国人住民等に対する生活の支援に取り組みます。	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	100%
	(目標項目の説明) 多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、研修会等の参加者へのアンケートにおいて、「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した参加者の割合 医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)	6 機関	10 機関
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 (主担当：教育委員会小中学校教育課) 外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、受入体制の整備の支援を行うほか、日本語指導、適応指導の充実等を図ります。また、就学の案内・相談や進路選択の支援に取り組みます。	日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%
	(目標項目の説明) 日本語指導を必要とする中学3年生の外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合		

注) 1 外国人児童生徒の学び：外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取り組む。

夢や希望をかなえる学力と



子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら、主体的・協働的に学び、自らの夢や希望をかなえられるよう、指導方法および指導内容の工夫・改善や、学校・家庭・地域が一体となった取組が充実することにより、他者と協働しながら、社会を生き抜いていける、確かな学力と社会への参画力が育まれています。

現状と課題

- 三重県の全国学力・学習状況調査の結果は、平成 24 (2012) 年度から 4 年連続で全国平均を下回る状況にあり、子どもたちの学力の定着や向上に課題があります。本調査は子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の改善や、学校における指導の充実等に役立てることなどを目的としており、実施にあたっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要です。
- 子どもたちが社会で活躍する頃には、社会構造等が大きく変化し、一層厳しい挑戦の時代を迎えると予想されています。新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、子どもたちに課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ力を育む必要があります。
- 産業や文化などあらゆる面でグローバル化が進む中、豊かな語学力やコミュニケーション能力に加え、異文化理解の精神や主体性、積極性等を身につけ、さまざまな分野で活躍できるグローバル人材の育成が求められています。
- 子どもたちが自己の能力や適性、社会や時代のニーズを理解するとともに、多様な選択肢の中から進路を決定することができる能力や態度を育成することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

本県の子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら、主体的・協働的に学び、自らの夢や希望をかなえられるようにしていくことが必要です。そのため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識するとともに、当事者意識を持ち、社会総がかりで子どもたちの学力と社会参画力の育成に取り組みます。

取組方向

- 子どもたちが主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って社会を創造していく力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、学力向上に取り組みます。
- 学力向上アドバイザーや指導主事等による学校訪問をとおして、授業改善に向けた小中学校教員の意識向上と、授業において、「めあての提示」「振り返る活動」を設けるなどの効果的な授業スタイルの確立や授業規律の徹底に取り組みます。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに対して、補充的な学習や家庭学習のための指導等の組織的な取組を進めます。
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実に取り組みます。
- 小学校における英語教育の早期化、教科化に向けて、小・中・高等学校の系統性を意識した英語指導モデルの構築と普及・啓発を行います。
- 地元の企業での就業体験や社会で活躍する卒業生等による授業の実施など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を充実します。

社会参画力の育成

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：教育委員会

平成31年度末での到達目標

学校における指導方法の工夫・改善や家庭・地域と連携した取組が進むことにより、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感し、意欲的に学んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数 ^{注1} 創	0	8 (全教科)	教科(小学校国語A・B、小学校算数A・B、中学校国語A・B、中学校数学A・B)の平均正答率において、全国平均を上回った教科数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22101 学力の育成 (主担当：教育委員会学力向上推進PT) 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セット等を活用し、授業方法等の工夫改善を継続的に進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。	授業内容を理解している子どもたちの割合 【目標項目の説明】 「各教科(小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学)の授業の内容はよくわかりますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校国語 82.2% 算数 81.3% 中学校国語 76.3% 数学 75.4%	小学校国語 88.0% 算数 88.0% 中学校国語 84.0% 数学 77.0%
22102 グローバル教育の推進 (主担当：教育委員会高校教育課) 英語によるコミュニケーション能力の育成、留学支援や国際交流活動の充実などに取り組みます。	海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数 【目標項目の説明】 2週間未満のホームステイ、2週間～1年未満の短期語学留学(個人)、1年間以上の長期留学(個人)または学校が主催する短期海外研修旅行等に参加した県立高等学校の生徒の数	287人 (26年度)	480人
22103 キャリア教育の推進 (主担当：教育委員会高校教育課) 上級学校への体験入学など、発達段階に応じたキャリア教育や、地元の企業等での就業体験、地域人材による出前授業など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育に取り組みます。	地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合 創 【目標項目の説明】 地域等の人材を招へいした授業等を行った公立小中学校および県立高等学校の割合	小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 92.6% (26年度)	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%

注1 全国平均を上回った教科数：全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用することが重要です。

人・自然の中で伸びゆく



子どもたちが他者とのつながりや自然環境、郷土、社会との関わりの中で、命を大切にできる心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識、人間関係を築く力などの豊かな心を持った人として育つとともに、郷土を愛し、自信を持って語り、郷土三重を担う力を身につけています。

現状と課題

- 近年、深刻ないじめやネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生しており、命を大切にする教育や規範意識の醸成が求められています。また、道徳の教科化へ向けて、学校全体が一体となって道徳教育を進める必要があります。
- 人口減少やグローバル化が進む中、子どもたちが郷土の豊かな自然、歴史、文化等について理解し、郷土への愛着や誇りを持ち、地域や世界で活躍できる力を身につけることが求められています。
- 子どもたちの豊かな人間性を養い、創造力を育むために書籍や文化芸術に親しむことが大切です。学校では、読書活動の時間を設けるなど、読書習慣づくりに努めていますが、小学校から中学校、高等学校と進むにつれて、子どもたちの読書離れが進んでいます。また、本物の文化芸術にふれる機会も十分にあるとはいえません。

新しい豊かさ・協創の視点

人との絆や自然との関わりの中で、子どもたちに豊かな心、よりよく生きようとする意欲と実践力を育むことが必要です。そのため、学校における各教科の授業等に加え、家庭や地域と連携した体験的な学習の機会等を通じて、子どもたちの発達段階に応じた心の教育に取り組みます。また、子どもたちの郷土への愛着や誇りを高め、地域に貢献する意欲や態度を育みます。

取組方向

- 子どもたちが命を大切にできる心や、公共心、規範意識、人間関係を築く力等を身につけるとともに、自尊感情を高め、意欲的に生きていけるよう、道徳教育を推進します。
- 道徳の教科化へ向け、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導体制の充実や、高等学校における道徳教育の全体計画の充実等に取り組みます。
- 子どもたちが郷土三重への誇りを持って、地域や世界で活躍できるよう、郷土に関する教材や、伝統文化・伝統工芸にふれる体験活動等とおして、郷土教育に取り組みます。
- 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して行うことにより、子どもたちの読書活動を推進します。
- 子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実することで、豊かな感性・情操等を育むとともに、次代の文化の担い手や鑑賞者を育成します。

豊かな心の育成

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：教育委員会

平成31年度末での到達目標

道徳教育や郷土教育等を充実することにより、子どもたちが、命を大切に作る心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識などの豊かな心を持つとともに、郷土についての理解を深め、郷土への愛着を深めています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 81.0% 中学生 75.0%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22201 道徳教育の推進 (主担当：教育委員会小中学校教育課) 道徳の時間(特別の教科 道徳)を要として、各教科等の授業のほか、家庭や地域と連携した学習の機会等を通じて、道徳教育を推進します。 また、有識者や関係者等による懇談会「三重県道徳教育推進委員会」を開催し、道徳教育の充実につなげます。	人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合 (目標項目の説明) 「人の役に立ちたいと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 95.0% 中学生 95.0%
22202 郷土教育の推進 (主担当：教育委員会小中学校教育課) 子どもたちの郷土への愛着を育むため、郷土に関わる教材の開発とその活用・実践を進めるとともに、地域と連携した郷土教育、博物館や図書館などの社会教育施設等を活用した郷土教育を推進します。	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもたちの割合 (目標項目の説明) 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0%
22203 読書活動・文化芸術活動の推進 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) 子どもたちの読書習慣の形成を図るため、公立図書館、学校図書館の充実や学校図書館の授業での活用、朝の読書や家庭読書などを促進します。 また、子どもたちが本物の文化芸術にふれたり、子どもたちの作品を発表したりする機会の充実を図るとともに、文化部活動の活性化を支援します。	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 (目標項目の説明) 「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した児童生徒の割合	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0%

健やかに生きていくための



子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけるとともに、体を動かすことが好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。

現状と課題

- 柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たします。また、運動習慣を身につけることは、意欲や気力の充実につながり生活習慣や食習慣にもよい影響を与えます。一方で、幼児期を含め、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっています。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本県の子どもたちの体力は、全国の状況を下回っており、体力の向上が求められています。
- 運動部活動は、子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを味わい、責任感や連帯感を育み、良好な人間関係を培うなど、人間形成に有益であり、心身の成長に大きな役割を果たすことから、運動部活動の適切な運営や効果的な指導を行うことが必要です。
- アレルギー疾患や、心の健康に課題を抱える子どもたちが増加するとともに、インターネットやスマートフォンへの依存や過度なダイエットが問題となるなど、子どもたちの健康課題が多様化しています。また、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育が不十分であると指摘されています。
- 全国学力・学習状況調査と全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、朝食の摂取と学力・体力との相関がみられることから、さらなる摂取率の向上が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが将来の目標を実現できるよう、その基盤となる心身の健康づくりや、体力の向上に取り組むことが求められています。そのため、家庭や地域、関係機関が連携して、子どもたちが健やかに生き続けるための生活習慣や運動習慣の確立をめざします。

取組方向

- 生涯にわたって運動に親しむ習慣を子どもたちに育むとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わうことなどをおして、子どもたちの体力の向上に取り組めます。
- 小中学校が、体力向上の目標を設定するとともに、体力テストの継続実施や1学校1運動プロジェクトの実践など各学校の体力向上に向けた取組を推進します。
- 運動部活動の指導者を対象とした研修会等を通じて指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。また、平成30(2018)年度全国高等学校総合体育大会、平成32(2020)年度全国中学校体育大会の開催を通じて、運動部活動の充実と強化を図ります。
- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や性的問題行動、薬物乱用、アレルギー、心の健康など健康課題の解決に向けて、関係機関と連携を図りつつ健康教育の取組を推進します。また、がんに対する正しい理解を深めるため、がんに関する教育に取り組めます。
- 子どもたちが「食」に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるよう、朝食メニューコンクールの実施等を通じて、食育の推進に取り組めます。

身体の育成

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：教育委員会

平成31年度末での到達目標

自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけ、目標を持って運動部活動に意欲的に取り組んだり、健康で充実した生活を送るための必要な知識と能力を身につけたりすること等により、子どもたちの体力が向上し、心身の健康が保持増進されています。



小学生とボール投げをする
 高校生体力向上サポーター

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果 <small>創</small>	48.5	51.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の体力合計点の全国との比較(小学5年生男女および中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22301 体力の向上と運動部活動の活性化 (主担当：教育委員会保健体育課) 小学校における体力向上の目標設定や1学校1運動プロジェクトを促進するとともに、各学校における運動部活動の活性化に取り組みます。	1学校1運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	77.0%	100%
(目標項目の説明) 「体育の授業以外で、児童の運動習慣を確立する手立てを行っている」と回答した公立小学校の割合			
22302 健康教育の推進 (主担当：教育委員会保健体育課) 生活習慣の確立など、子どもたちの健康課題の解決に家庭や関係機関と連携して取り組みます。	毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合	小学生 寝る 37.6% 起きる 59.3% 中学生 寝る 31.0% 起きる 55.7%	小学生 寝る 43.0% 起きる 64.0% 中学生 寝る 36.0% 起きる 61.0%
(目標項目の説明) 「同じくらいの時間に寝ますか、起きますか」という質問に対して、「寝る、起きる」と回答した児童生徒の割合			
22303 食育の推進 (主担当：教育委員会保健体育課) 学校給食や食に関する指導体制の充実、保護者への啓発等を通じて食育を推進します。	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 90.5% 中学生 88.0%
(目標項目の説明) 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「食べている」と回答した児童生徒の割合			

自立と社会参画をめざした



障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しています。特に小中学校の通常の学級や高等学校において、発達障がいのある子どもたちへの指導・支援の充実や校種間での円滑な支援情報の引継ぎが課題となっています。
- 障がいのある子どもたちへの支援を進めるためには、教員だけでなく、まわりの子どもの理解や適切な関わりが大切です。
- 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っていますが、障がいが重度・重複化、多様化する傾向があるため、キャリア教育の推進等、教育内容の一層の充実が必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要です。
- 一部地域の特別支援学校に在籍する子どもたちが増加しており、施設の狭隘化^{あい}等への対応が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、自立と社会参画のために必要な力を身につけることが望まれています。そのため、学校と家庭が連携して、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、全ての子どもたちが授業の内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごし、生きる力を身につけられるようインクルーシブ教育システムの推進に取り組みます。

取組方向

- 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテの活用を促進するとともに、支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めます。
- 特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。
- 小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性が向上するよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や各校に配置されている特別支援教育コーディネーターへの研修支援等を進めます。
- 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、三重県立子ども心身発達医療センターの開設に合わせて設置する三重県立かがやき特別支援学校、三重県立松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めます。

特別支援教育の推進

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：教育委員会

平成31年度末での到達目標

子どもたちの自立と社会参画をめざして、一人ひとりのニーズに応じた早期からの一貫した支援が行われ、各発達段階で必要な能力や態度が養われることにより、子どもたちの進路希望が実現しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (26年度)	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所 ^{注1} を除く)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22401 早期からの一貫した支援の推進 (主担当：教育委員会特別支援教育課) 指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテを活用した支援体制の整備を進めるとともに、パーソナルカルテの充実のための個別の指導計画の作成と活用を促進します。	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合 (目標項目の説明) 特別支援学級が設置されている小中学校のうち、特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている学校の割合	59.2%	100%
22402 特別支援学校のキャリア教育の推進 (主担当：教育委員会特別支援教育課) 特別支援学校版キャリア教育プログラムを各校で作成・活用し、計画的・組織的なキャリア教育に取り組むとともに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図り、関係機関、企業等と連携して、業務内容を支援方法とともに企業に提案する職場開拓を行います。	特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合(累計) (目標項目の説明) 県立特別支援学校のうちキャリア教育プログラムを作成した学校の割合	25.0% (26年度)	100%
22403 特別支援学校の整備 (主担当：教育委員会特別支援教育課) 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、かがやき特別支援学校、松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めます。	「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数(累計) (目標項目の説明) 特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、かがやき特別支援学校、松阪地域特別支援学校(仮称)のうち、整備された学校数	—	3校

注1 就労継続支援A型事業所：一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づき就労が可能である障がい者に対し、就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や支援を行う、就労系の障がい福祉サービス事業所のこと。

笑顔あふれる安全で安心な



子どもたちの危険予測・危険回避能力を育むとともに、信頼できる学校・学級づくりを進めることで、子どもたちがいじめや暴力行為を許さない心を身につけ、安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができています。

現状と課題

- 本県において、認知したいじめが年度内に解消した割合は高まる傾向にあります。一方、暴力行為の発生件数は小学校で増加傾向にあります。いじめや暴力行為を未然に防止するには、学校の教育相談体制の充実や、教職員が子どもたちの言動のわずかな変化等を察知することにより、適切に対応する必要があります。
- スマートフォンの普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等でのトラブルやいじめが社会問題となっています。子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラルの向上が課題です。
- 子どもたちが関わる交通事故や、被害者となる犯罪が後を絶たないことから、さまざまな主体が連携して通学路等の安全確保に努めるとともに、子どもたちが交通安全や防犯に対する危険予測・危険回避能力を身につける必要があります。
- 本県における小中学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に中学1年生で急増する傾向があります。また、高等学校の中途退学者数は減少傾向にあるものの、学業不振や学校生活に適應できないこと等から中途退学に至る生徒がいます。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが自らの個性や能力を発揮しながら、学校での学びをとおして、将来の目標を実現できるよう、安全・安心な学校生活を送ることができる学校づくりが求められています。そのため、家庭や地域、関係機関との連携を一層充実することにより、いじめや暴力行為、不登校等の多様な課題の解決と安全・安心な教育環境づくりに取り組みます。

取組方向

- 子どもたちにいじめや暴力行為を許さない心を育むとともに、学校全体でいじめ等の解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明確にした総合的な視点での「いじめ防止条例(仮称)」の制定を検討します。
- 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。
- 交通事故や不審者事案などから子どもたちを守り、危険予測・危険回避能力を育成するため、防犯教室や危険予測トレーニング等による交通安全・防犯教育を推進します。
- 子どもたちが安全に登下校できるよう、防犯団体や関係機関等、地域のさまざまな主体と連携し、通学路の安全対策を進めます。
- 魅力ある学校・学級づくりや、安心して学べる環境づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援を家庭や関係機関等と連携して行います。
- いじめや暴力行為、不登校の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーによる教育相談や、スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した支援に取り組みます。

教育環境づくり

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：教育委員会

平成31年度末での到達目標

いじめや暴力行為、不登校に対して学校全体で解決に取り組む体制や、地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に向けた体制が整うとともに、子どもたち自身が安全への意識を高め、互いを認め合い、相手を思いやる心を身につけ、学校生活に安心を感じながら学ぶことができている。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	92.3%	95.0%	公立小学校5年生、公立中学校2年生、県立高等学校2年生を対象とした調査における「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標													
	目標項目	現状値	目標値											
22501 いじめや暴力のない学校づくり (主担当：教育委員会生徒指導課) いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を対象とした教育相談を充実します。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図ります。	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合	92.0% (26年度)	100%											
	【目標項目の説明】 公立小中学校および県立学校から報告があったいじめの認知件数のうち、年度内に解消したものの割合 小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校</td> <td>2.7件</td> <td>小学校</td> <td>1.6件</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>10.5件</td> <td>中学校</td> <td>9.5件</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>2.8件</td> <td>高等学校</td> <td>2.0件</td> </tr> </table> (26年度)			小学校	2.7件	小学校	1.6件	中学校	10.5件	中学校	9.5件	高等学校	2.8件	高等学校
小学校	2.7件	小学校	1.6件											
中学校	10.5件	中学校	9.5件											
高等学校	2.8件	高等学校	2.0件											
【目標項目の説明】 公立小中学校および県立高等学校の児童生徒1,000人あたりの暴力行為発生件数														
22502 子どもたちの安全・安心確保 (主担当：教育委員会生徒指導課) 「地域安全マップ」づくりや、通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検を行うなど、通学路の安全対策に取り組めます。 また、子どもたちに対する交通安全教育や防犯教育を推進するとともに、教員の指導力向上を図ります。	児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合	74.6% (26年度)	100%											
	【目標項目の説明】 交通安全教育の観点から、校区の危険な箇所等をまとめた交通安全マップを児童等が作製している公立小学校の割合													
22503 不登校児童生徒への支援 (主担当：教育委員会生徒指導課) 教育相談の充実、魅力的な学校・学級づくりに取り組みます。 また、適応指導教室やフリースクール等の関係機関との連携により、子どもたちへの適切な支援を行います。	小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数	小学校 4.7人 中学校 28.9人 高等学校 14.8人 (26年度)	小学校 3.9人 中学校 26.2人 高等学校 14.4人											
	【目標項目の説明】 公立小中学校および県立高等学校の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数													

地域に開かれ信頼される



子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

また、子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

さらに、教職員が指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

現状と課題

- 子どもたちの豊かな育ちを支えるため、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクールや学校支援地域本部などに取り組み、「地域とともにある学校」となることをめざす必要があります。
- 小学校から中学校に進学する際に、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、不登校や、いじめが急増する「中1ギャップ」といわれる課題が指摘されており、小学校から中学校への円滑な接続に向けた取組が必要です。
- グローバル化の進展など社会の変化やニーズをふまえて、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。また、少子化の進行による子どもたちの減少や、地域の状況、学校の地域に果たす役割などについて総合的に考えて適正規模・適正配置を進める必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員は専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける意欲や探究心を持ち続ける必要があります。
- 今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な人材育成を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが郷土に誇りを持ち、夢や希望を持って学ぶためには、学校と保護者や地域が連携して、子どもたちの教育を行うことが大切です。そのため、保護者や地域住民の学校運営等への積極的な参画や学校を支援する体制づくりを進めるとともに、各学校が、それぞれの教育目標に応じて、専門的な知識や技能を有する外部人材の積極的な活用を進めます。

取組方向

- 地域とともにある学校づくりサポーターを学校に派遣すること等を通じて、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入など、保護者や地域住民が参画する学校運営を促進します。
- 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。また、中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- 高等学校において、グローバル人材の育成を目的とした教育内容の充実や地域に根ざした特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。
- 県内の工業高校が持つポテンシャルを生かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。
- 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を図ります。
- 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう取り組みます。

学校づくり

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：教育委員会

平成31年度末での到達目標

保護者や地域住民の学校運営等への参画が進むことにより、学校・家庭・地域の関係者が一体となった「地域とともにある学校づくり」が進められています。
 また、さまざまな研修や学校マネジメントの取組が充実することにより、各学校における組織的な授業改善等の取組が進んでいます。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合	65.5%	86.2%	「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した市町の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22601 開かれた学校づくり (主担当：教育委員会小中学校教育課) コミュニティ・スクールなどの導入を図るとともに、「学校マネジメントシステム」による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	14.6%	27.0%
	(目標項目の説明) 「コミュニティ・スクールの取組を推進している」と回答した公立小中学校の割合		
	学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	42.0%	50.8%
	(目標項目の説明) 「学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した公立小中学校の割合		
22602 学校の特色化・魅力化 (主担当：教育委員会高校教育課) 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組の充実、小中一貫教育の市町支援、中高一貫教育の検討、高大連携などに取り組むとともに、学校や地域の特色を生かした特色化・魅力化を進めます。	地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数(累計)	14校	35校
	(目標項目の説明) 地域の活性化に向けて地域課題に対応する学習や人材育成に取り組んでいる県立高等学校の数		
22603 教職員の資質向上 (主担当：教育委員会研修企画・支援課) 教職員の授業力向上に向けた研修を実施し、実践的な指導力を高める取組を進めます。	授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%
	(目標項目の説明) 「授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合		
22604 私学教育の振興 (主担当：環境生活部私学課) 私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、特色のある学校づくりおよび健全な学校運営を支援します。	私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数	95件 (26年度)	115件
	(目標項目の説明) 私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数		

地域と若者の未来を拓く



県民の
皆さんと
めざす姿

県内高等教育機関における学びの選択肢が増えるとともに、各機関における教育や研究、地域貢献の取組が充実し魅力が高まることにより、三重県で学び、働く若者が増えています。

また、県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、地域の課題解決に向けた取組が活発化するとともに、学生と地域との結びつきが強まっています。

現状と課題

- 平成 26(2014)年度の本県の大学収容力指数^{注1)}は 45.0 で全国 45 位と低く、県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合も約 2 割と低くなっており、大学収容力の向上をはじめ県内高等教育機関における学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上・充実が求められています。
- また、県内大学の卒業生が県内企業に就職した割合も 5 割を切っており、就職時の若者の県内定着が課題となっています。
- 平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度までの 4 年間、県民力を高める絆づくり協創プロジェクト「県内高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり」の中で、地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域とのマッチングを進めてきましたが、より一層の促進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

本県で学び、成長したいという希望を持つ若者の希望の実現に向けて、学びの選択肢の拡大に取り組みます。

本施策を推進するにあたり、県内全ての高等教育機関と県とで「高等教育コンソーシアムみえ(仮称)」を創設し、企業、NPO・地域団体、市町など、地域のさまざまな主体とも連携しながら、一体となって課題解決に取り組みます。

取組方向

- 大学・学部等の新增設・再編に向けた検討を進め、高等教育機関における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。
- 学生の確保や学生の県内への定着等に取り組む県内高等教育機関を支援するとともに、県内高等教育機関相互および県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図るため、「高等教育コンソーシアムみえ(仮称)」の取組を推進します。これらの取組により、県内高校卒業生の県内高等教育機関への入学者の増加を図るとともに、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就職率向上につなげます。
- 若者の県内定着を促進するため、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。
- 地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域とのマッチングのより一層の促進を図ります。

高等教育機関の充実

政策 II-2 学びの充実
 主担当部局：戦略企画部

平成31年度末での到達目標

県内高等教育機関における教育や研究、地域貢献の取組が充実し魅力が高まることにより、三重県で学び、働く若者が増え始めています。

また、学生を中心とした県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、地域の課題解決に向けた取組が活発化するとともに、地域に関心を持つ学生が増加しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内高等教育機関卒業生の県内就職率 <small>創</small>	49.0% (26年度)	59.0%	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22701 県内高等教育機関の魅力向上・充実 (主担当：戦略企画部戦略企画総務課) 学生確保や学生の県内への定着等に取り組む県内高等教育機関に対し助成を行います。 「高等教育コンソーシアムみえ(仮称)」の取組を通じて、県内高等教育機関の魅力向上・充実を図ります。 若者の県内定着を促進するため、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。	県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数	0人	200人
	(目標項目の説明) 県内高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)への県内高等学校および中学校からの入学者の増加数		
22702 県内高等教育機関と地域との連携の促進 (主担当：戦略企画部戦略企画総務課) 地域活動に関心がある県内高等教育機関の学生と課題を抱える地域のさまざまな主体とのマッチングを促進します。	「学生×地域活動」サポート情報局等におけるマッチング延べ人数の増加数	0人	1,000人
	(目標項目の説明) 「学生×地域活動」サポート情報局および県内高等教育機関のボランティアセンター等を利用して地域活動に参加した学生の延べ人数の増加数		

注) 1 大学収容力指数：県内外からの県内大学への入学者数/前年度に県内高等学校を卒業した者のうち国内大学への入学者数×100。

文化と生涯学習の振興



県民の
皆さんと
めざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。
- 特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財を適切に保存し、地域に対する愛着や誇りを育めるよう、人づくりや地域づくりに活用していく必要があります。
- ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。
- 生涯学習の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産の磨き上げとともに、復元建物を中心とした「さいくう平安の杜」や総合博物館(MieMu)等をとおした国内外への情報発信により、三重の知名度を向上させ、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進めます。

また、県民の皆さんが自分らしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージに応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

取組方向

- 県立文化施設の拠点機能や連携を強化し、「三重県ゆかりの偉人の顕彰」など多様で魅力的な展覧会・公演を開催するとともに、これを支える専門人材の育成、顕彰制度の運用や発表の場づくり等により、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。特に、次代の文化の担い手や鑑賞者を育み、心豊かな子どもを育成するため、子どもたちが本物の文化にふれ、豊かな感性等を育む機会を充実します。
- 県民の皆さんが地域の文化財の価値に気づき、大切に守り伝え、積極的に活用できる環境づくりを進めるとともに、歴史的・文化的資産を生かした人づくりや地域づくりを促進します。
- 県立生涯学習施設がコーディネートや調査研究などの機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等との連携を強化し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、さまざまな主体の交流や情報発信の充実を図るとともに、学習成果の活用や機会の創出に取り組みます。
- 社会教育関係者のネットワークを拡充し、交流の場を設け、情報共有や人材育成を図ることにより、社会教育、学校教育、家庭教育の連携を促進し、地域の教育力の向上につなげます。

平成31年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.3% (26年度)	97.0%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 (主担当：環境生活部文化振興課) 多様で魅力的な展覧会・公演や調査研究の実施などにより、文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどによりさまざまな主体の文化活動を促進していきます。	県立文化施設の利用者数 【目標項目の説明】 県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数(現状値には、総合博物館の開館効果による特殊要因が含まれており、平成ベースでは134万人を想定)	150.7万人 (26年度)	140万人
22802 文化財の保存・継承・活用 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) 歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって保存・継承・活用するための取組を推進します。	文化財情報アクセス件数 【目標項目の説明】 三重県が管理運営する、文化財に関するウェブサイトの年間アクセス数	203,945件 (26年度)	228,000件
22803 学びとその成果を生かす場の充実 (主担当：環境生活部文化振興課) 県立生涯学習施設の機能の充実等を図り、多様なニーズをふまえた一層魅力的な講座やセミナー等を開催するとともに、生涯学習に取り組むさまざまな主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組みます。	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計) 【目標項目の説明】 さまざまな主体が、自らの活動成果の発表や情報発信を目的に加入している生涯学習センターのみえ生涯学習ネットワーク登録会員数	122会員 (26年度)	170会員
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) 地域において社会教育の推進に取り組む関係者のネットワークを構築し、情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備のための検討を行う場を提供します。	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計) 【目標項目の説明】 地域において子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者によって構築するネットワーク(集まり・つながり)への参画者数	—	500人

少子化対策を進めるため



「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との連携による少子化対策の取組が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 県民の結婚や出産等について理想と現実にギャップが生じており、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりに向けて、さまざまな主体の参画を得ながら「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく少子化対策を進める県民運動を展開する必要があります。
- 核家族化が進み、地域の絆が薄れる中、子育て家庭の負担が増大しています。また、自己肯定感が低い子どもが一定割合いるとの調査結果もあります。このため、社会全体で子育て家庭の負担や不安を軽減するとともに、「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めていく必要があります。
- 有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加等をふまえ、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、若い世代が妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える人の割合が高いものの、子育て期男性の多くが長時間労働をし、男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果があります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果などがあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「社会の宝」、「私たちの未来」である子どもの育ちや子育て家庭を地域社会全体で支えていくため、結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観を尊重するという大前提のもと、県民の皆さんや企業、関係機関等と、少子化等の現状に対する危機感と対策の必要性についての認識を共有し、連携して取り組むことにより、「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」の希望がかない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりを進めます。

取組方向

- 県民や企業、関係機関等、さまざまな主体の参画を得て「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく少子化対策の取組を進めます。あわせて、県民への少子化対策等に関する情報発信等を進めます。
- 「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進等により、地域社会や企業等で子どもの育ちを見守り、子育て等を支える人材の育成や取組の支援を進めます。
- 「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めます。
- 家庭生活や家族の大切さについて考え、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中高生を対象とした教育や大学生・学卒後の若者を対象とした普及啓発に取り組みます。
- 職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう、普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけを進めます。

の環境づくり

政策 II-3 希望がかなう少子化対策の推進
 主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

平成31年度末での到達目標

県をはじめとするさまざまな主体が「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」に基づき取組を進めることにより、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域社会づくりが進んでいると実感しています。



子どもスマイルフォーラム

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 創	53.4%	62.0%	「みえ県民意識調査」で地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると「感じる」「どちらかといえど感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
23101 少子化対策を進めるための機運醸成 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、「みえ・たい ³ (たいキューブ)・スイッチ」フォーラムを通じた少子化対策を進めるための機運の醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	—	31,000 件
	(目標項目の説明) 少子化対策に関する情報を総合的に発信するウェブサイト「みえ子どもスマイルネット」への月間平均アクセス数		
23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) 三重県子ども条例の基本理念をふまえ、地域や企業、団体等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査の適正な実施や、携帯電話等販売店において、子どもを持つ親等のフィルタリングサービス導入の必要性に関する理解が進むよう取り組めます。	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	350 店舗 (26年度)	3,000 店舗
	(目標項目の説明) 子育て家庭応援クーポンを利用することができる県内の店舗数		
	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	59.1%	72.4%
(目標項目の説明) 携帯電話等販売店への調査に基づき把握する、青少年の携帯電話等契約時におけるフィルタリングサービス利用率			

施策 231

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
23103 ライフプラン教育の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中高生を対象とした教育や大学生・学卒後の若者を対象とした普及啓発に取り組みます。	ライフプラン教育を実施している市町の数 創	10 市町 (26 年度)	29 市町
	【目標項目の説明】 性や妊娠・出産等の医学的に正しい知識や家族の大切さ等についてのライフプラン教育を実施している市町の数		
	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合 創	38.6% (26 年度)	100%
	【目標項目の説明】 県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合		
223104 男性の育児参画の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) 男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」 ^{注1} の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけます。	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計) 創	19 企業・団体 (26 年度)	300 企業・団体
	【目標項目の説明】 「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加した企業や団体数		

注) 1 みえの育児男子プロジェクト：「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。



結婚や子育てを応援するハンドブック

結婚・妊娠・出産の支援



結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由を聞くと「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する人に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要です。また、20～30歳代の未婚の人の8～9割の人が結婚を望みながらも、多くの若者が結婚していない状況がある中で、若い世代が結婚をあきらめることのないよう、市町や企業などが行う結婚支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援できるような機運の醸成が必要です。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。
- 地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産・育児支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

出逢いの場の情報提供に加え、既婚者を含む多くの主体の参画を得て、結婚や家族形成についてポジティブなイメージを抱けるような取組を進め、結婚を希望する人を後押しします。

また、県内どの地域でも安心して子どもを産み育てることができると実感できるよう、市町や関係機関との連携を進めます。

取組方向

- 結婚を希望する人に、出逢いの場の情報が提供されるよう取り組むとともに、市町や企業、団体等と連携して社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。
- 不妊や不育症に対する経済的支援や相談体制の充実に取り組みます。
- 全ての市町において切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)^{注1}の取組を進めます。

平成31年度末での到達目標

市町や関係団体と連携が図られ、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が進んでいます。



出産・育児まるとサポートみえ

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数 創	24 市町	29 市町	子育て世代包括支援センター等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
23201 出逢いの支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課) 「みえ出逢いサポートセンター」における出逢いイベント等の情報提供や、結婚や家族形成についてポジティブなイメージを抱けるような情報発信等、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。	出逢いの場の情報提供数 創	15 件 (26 年度)	240 件
	【目標項目の説明】 「みえ出逢いサポートセンター」において情報提供する出逢いイベント・セミナーの件数(年間)		
23202 不妊に悩む家族への支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 国補助事業である特定不妊治療助成事業・男性不妊治療のほか、特定不妊治療の上乗せ事業、不育症治療等県独自の市町に対する上乗せ助成による経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数 創	5 市町 (26 年度)	20 市町
	【目標項目の説明】 県独自の助成事業を全て利用している市町の数		
23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 各市町が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。	「妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	22 市町 (26 年度)	29 市町
	【目標項目の説明】 妊娠届出時アンケートや妊娠経過の中で、医療機関と連携した市町の数		

注) 1 出産・育児まるとサポートみえ：親と子およびその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。



障がいの有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。

「教育の原点」である家庭がその役割を果たすとともに、子どもたちに遊びや体験活動等とおして、人間形成の基礎が培われています。

現状と課題

- 平成 27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童解消のための保育の確保や放課後児童対策など子育て支援の充実について、地域の実情に応じ市町に対する支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。また、生活保護世帯の中学生の高等学校等進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあります。いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 発達支援が必要な子どもおよびその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供されることが求められています。
- はじめて乳幼児を持つ家庭などに対し、子育ての不安感や負担感等を軽減する必要があります。
- 子どもの頃の体験活動が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果があります。
- 幼児期は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭、地域と連携・協力し、幼児教育の充実を図っていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

必要な人に必要な子育て支援サービス等が届くよう、行政も含む地域社会全体で子育て家庭を支える取組を進めることにより、地域で安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って成長できる社会づくりを進めます。

取組方向

- 幼児期の教育・保育ニーズ等に的確に応じられるように、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を検証しながら、市町と連携し、地域の実情に応じた、幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの子育て支援の実施を支援します。
- 「三重県子どもの貧困対策計画」等に基づき、ひとり親家庭等の自立支援や経済的支援、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもへの学習支援を行うとともに、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、給付金等の支給および奨学金の貸与等を行います。
- 子どもの発達支援体制の構築をめざして、三重県立子ども心身発達医療センターを整備するとともに、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携して、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援を行います。
- 発達支援が必要な子どもが、身近な地域において早期に適切な支援が受けられるよう、市町等地域の関係機関に対して、専門性を生かした技術指導や助言等の支援を行うことにより、県全体の総合力の向上をめざします。
- 親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安を解消するための交流機会の提供や、子どもが生活習慣や自主性、社会性を身につけるために、家庭においてできること、求められることなどを考える場づくりに取り組むことなどにより、家庭教育を応援します。
- 自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を市町や関係機関と連携して進めます。
- 幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組むとともに、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高める研修を実施し、幼児教育の充実を図ります。

教育の充実

政策 II-3 希望がかなう少子化対策の推進
 担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

平成31年度末での到達目標

子育て支援サービス等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。

また、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう、連携した取組が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
保育所の待機児童数 <small>創</small>	98人	0人	4月1日現在における保育所の待機児童の数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 保育士の確保と処遇改善、低年齢児保育や病児・病後児保育の拡充、放課後児童クラブの充実等を図ります。	放課後児童クラブの待機児童数 <small>創</small>	86人	0人
(目標項目の説明) 5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童の数			
23302 子どもの貧困対策の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携して、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援を行います。	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数 <small>創</small>	6市町 (26年度)	29市町
(目標項目の説明) 生活困窮家庭(生活保護世帯も含む)またはひとり親家庭が、県や市町等が実施する学習支援事業を利用することができる市町数			
23303 発達支援が必要な子どもへの支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT) 三重県立子ども心身発達医療センターを整備するとともに、市町への保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口設置の働きかけや専門人材の育成支援、幼稚園・認定こども園・保育所への支援ツールの導入等を行います。	「CLM ^{注1} と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 <small>創</small>	33.1% (26年度)	75.0%
(目標項目の説明) 発達障がい児等に対する支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を導入している県内の幼稚園・認定こども園・保育所の割合			
23304 家庭・幼児教育の充実 (主担当：教育委員会小中学校教育課) 乳幼児等の親同士の交流をはじめ、子育て家庭を応援する取組を進めるとともに、自然体験を通じた子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の普及啓発等を関係機関と連携して進めます。 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の接続に関するカリキュラムを作成し、研修を実施するとともに、生活習慣・読書習慣チェックシートの活用を促進します。また、幼稚園教諭と保育士等の専門性を高めるための研修等の充実を図ります。	家庭教育を支援する市町・団体数(累計) <small>創</small>	10市町・団体 (26年度)	74市町・団体
(目標項目の説明) 乳幼児の親を対象としたワークショップ等を実施する市町数など家庭教育を支援する市町・団体数			
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 <small>創</small>			
(目標項目の説明) 小学校の児童との体験的な交流を複数回行った幼稚園・認定こども園・保育所の割合			

注1 CLM(Check List in Mie)：幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。

児童虐待の防止と社会的



地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

また、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成 24(2012)年度から 26(2014)年度にかけて、1,000 件を超える数値で推移しています。その内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力強化および市町等と連携した取組の強化が必要です。また、地域社会全体で児童虐待防止に取り組んでいくために、県民に対する一層の啓発が必要です。
- 児童虐待を予防するため、予期せぬ妊娠に対する支援体制の整備が求められています。
- 児童虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により児童養護施設などに入所している社会的養護を必要とする児童には、家庭的な環境でのきめ細かなケアが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養護などを必要とする要保護児童が安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットワークを機能させて支援を行います。

取組方向

- 児童相談所の対応力の強化、市町の児童相談体制の充実の支援、警察や医療機関等の関係機関との連携強化、および児童虐待防止のための啓発に取り組みます。
- 医療、保健、教育等関係機関が主体的に連携し、児童虐待の要因となり得る若年層の予期せぬ妊娠に対する相談体制の充実を図ります。
- 平成 26(2014)年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設等における小規模グループケアや里親委託等家庭的ケアを促進するとともに、要保護児童の自立や家庭復帰を支援します。

養護の推進

政策 II-3 希望がかなう少子化対策の推進
 主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

平成31年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 <small>創</small>	18.5% (26年度)	21.5%	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親等委託児童)のうち、家庭養護(里親・ファミリーホーム委託)を受けている児童の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
23401 児童虐待対応力の強化 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 虐待の未然防止に向け、予期せぬ妊娠への支援等を行うとともに、虐待があった家庭への支援、市町の児童相談体制への支援、市町をはじめとする関係機関との連携強化等に取り組みます。	児童虐待により死亡した児童数 <small>創</small>	0人 (26年度)	0人
23402 家庭養護の推進 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 家庭養護の充実に向け、県民への里親制度の周知や里親登録者の増加を図るとともに、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進していきます。	新規養育里親登録数(累計)	—	50世帯
23403 社会的養護が必要な児童への支援 (主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) 施設養護においても、入所児童により家庭的な養育環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化を図るとともに、施設の職員体制の充実や人材育成等に取り組みます。	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 <small>創</small>	8.5% (26年度)	18.1%

競技スポーツの推進



全国高等学校総合体育大会、国民体育大会の本県開催や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、県民の皆さんのスポーツに対する関心が高まり、本県選手の活躍をとおして、県民の皆さんが夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

現状と課題

- 平成 33(2021)年の国民体育大会に向けたさらなる競技スポーツ水準の向上と終了後も安定的な競技力が維持されるよう、取組を進めていく必要があります。
- 平成 33(2021)年の国民体育大会の本県開催に向けて、着実に準備を進めていく必要があります。
- 大規模大会の開催等に向け、老朽化している県営スポーツ施設の整備を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県のアスリートが個性や能力を発揮して夢の実現につなげるとともに、本県アスリートの活躍が県民の皆さんに夢や感動を与えることにより、一体感のある活力ある地域社会をつくっていくことが重要です。

大規模大会の開催を目前に控え、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まる中で、競技団体などさまざまな主体が一体となって、本県の競技スポーツ水準の向上対策に取り組めます。

取組方向

- (公財)三重県体育協会や学校体育団体等と連携し、「チームみえジュニア」^{※1}、「チームみえスーパージュニア」^{※2}の強化指定や中学校、高等学校運動部の強化活動の支援等を行うとともに、本県選手に対する強化活動の支援や競技を継続できる環境づくりを進め、国内外の大会等で活躍できる選手の育成・強化を図ります。
- 国民体育大会の本県開催に向けて着実に準備を進めるとともに、県民の皆さんと一体となった大会にできるよう周知、PRに努めます。
- 大規模大会の開催に向け、老朽化している県営スポーツ施設の整備を進めるとともに、施設の効率的、効果的な管理運営に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

将来を担うジュニア・少年選手の育成やトップアスリートの強化、指導者の確保・養成等に取り組むことにより、本県選手の育成・強化が進んでいます。



三重交通G スポーツの杜 伊勢
陸上競技場 整備イメージ図

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
国民体育大会の男女 総合成績	27位	10位以内	国民体育大会における正式競技の参加点(ブロック大会を含む)と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
24101 競技力の向上 (主担当：地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課) 「チームみえジュニア」等の強化指定、中学校・高等学校運動部の強化指定などジュニア・少年選手の育成・強化を行います。 本県選手の県内定着支援や強化活動を行い、成年選手の育成・強化を行います。 女性アスリートの支援や指導者の養成・確保に取り組めます。	全国大会の入賞数	117	142
	〔目標項目の説明〕 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数		
24102 国民体育大会の開催準備の推進 (主担当：地域連携部スポーツ推進局国体準備課) 市町や競技団体と協議、調整を行いながら、各専門委員会において各種方針等の策定、閉会式等の式典の方針策定を行います。 また、国体開催に向けた機運の醸成を図ることで、幅広い県民の皆さんの理解と協力を得て、県民力を結集した準備に努めます。	国体開催に向けた広報ボランティアの延べ活動人数	—	970人
	〔目標項目の説明〕 県の広報・PR活動に自発的に協力していただいたボランティアの延べ活動人数		
24103 スポーツ施設の充実 (主担当：地域連携部スポーツ推進局国体準備課) 「三重交通Gスポーツの杜伊勢」陸上競技場について、第1種公認陸上競技場の施設基準を満たすための大規模改修を行うほか、その他の県営施設についても、施設基準、安全対策等から必要な改修等を行います。 施設利用の安全・安心を確保した上で、より快適で効率的な管理運営に努めます。	県営スポーツ施設年間利用者数	870,333人 (26年度)	978,000人
	〔目標項目の説明〕 スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設(三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、三重交通Gスポーツの杜伊勢、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場)の年間利用者数		

注) 1 チームみえジュニア：将来の本県の競技スポーツを支える人材を育成するため、平成33(2021)年の国民体育大会等の全国大会で活躍が期待できるジュニア選手(小学5年生から中学3年生)を「チームみえジュニア」として指定するもの。

注) 2 チームみえスーパージュニア：全国大会や世界を舞台とした大規模な大会で活躍する選手を育成・強化するため、トップジュニア選手(中学生、高校生)を「チームみえスーパージュニア」として指定するもの。指定を受けた選手は、「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」により、県外遠征等強化活動の支援を受けることができる。

地域スポーツと障がい者



県民の
皆さんと
めざす姿

県民の皆さんが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形でスポーツに関わることを通じてスポーツの持つ価値が共有され、人と人、地域と地域との絆づくりが進み、地域に活力が生まれています。

現状と課題

- 平成 26(2014)年度に「三重県スポーツ推進条例」を策定し平成 27(2015)年度から施行しており、県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図っていく必要があります。
- 大規模スポーツ大会の開催というチャンスを的確にとらえ、本県スポーツのさらなる推進およびスポーツを通じた地域の活性化につなげていく必要があります。
- 本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、基本計画の策定や会場の選定の準備を進めるとともに、選手の育成や指導員、審判員の養成など障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県では、スポーツは人生を豊かにするものととらえています。スポーツを通じて、個人が個性や能力を発揮し、夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいを実感できる活力ある地域社会づくりが重要です。スポーツの持つ多面的な価値を県民の皆さん、市町等をはじめさまざまな主体が共有しながら、取組を進めます。

取組方向

- 市町等と連携し、総合型地域スポーツクラブ^{注1}の定着に向けた支援など、県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の充実やスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成に取り組むとともに、スポーツを通じた地域の活性化を推進します。
- 平成 33(2021)年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けた開催準備、障がい者スポーツ選手等の育成・強化等を図り、障がい者の社会参加を推進します。

スポーツの推進

政策 II-4 スポーツの推進

主担当部局：地域連携部スポーツ推進局

平成31年度末での到達目標

より多くの県民の皆さんが、運動やスポーツに取り組むようになっていきます。



美し国市町対抗駅伝



ボッチャ(障がい者スポーツ)

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	47.4%	65.0%	「みえ県民意識調査」で、1週間に1回以上、運動やスポーツ(ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど(日常生活での工夫した運動も含む))を実施していると回答した県民(成人)の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
24201 地域スポーツの活性化 (主担当:地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課) 地域におけるスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの支援やみえのスポーツ応援隊の運営を行うとともに、みえスポーツフェスティバルや市町対抗駅伝を開催します。 市町等を支援し、スポーツを通じた地域の活性化を推進します。	総合型地域スポーツクラブの会員数	26,955人	27,350人
	【目標項目の説明】 地域の人たちが主体的に運営する総合型地域スポーツクラブに会員登録している人の数		
24202 障がい者スポーツの充実・強化 (主担当:健康福祉部障がい福祉課) 平成33(2021)年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け準備を進めます。 障がい者スポーツの競技団体および選手の育成・強化、指導員・審判員の養成など障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組み、スポーツを通じた障がい者の社会参加を推進します。	全国障害者スポーツ大会への出場率	75.0%	100%
	【目標項目の説明】 団体競技が実施される12競技について、全国障害者スポーツ大会(東海・北信越ブロック大会含む)に出場した競技団体の割合		

注) 1 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

南部地域の活性化



県民の
皆さんと
めざす姿

南部地域において、働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

現状と課題

- 南部地域は、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる地域が増えていきます。財政基盤が脆弱な市町も多いこともあり、連携による効果的・効率的な取組が求められています。
- これまで、南部地域活性化基金を活用し、定住の促進や働く場の確保に向けた複数市町による取組を支援することで、市町連携の促進や一体感の醸成に取り組んできました。さらに、市町や大学と連携して集落機能の維持に向けてモデル的に取り組むことで、住民自身による主体的な取組へつながっている地域も出てきています。
- 南部地域は進学等のタイミングで若者が地域を離れる割合が他の地域に比べて高い傾向が見られますので、一旦は地域を離れたとしても将来的に戻って来るための働きかけが必要です。一方で全国的な地方創生への動きもあり、地方回帰に向けた機運は高まりを見せています。これらを的確にとらえ、定住の促進につなげていく必要があります。
- 平成 28(2016)年の伊勢志摩サミット開催のチャンスを一過性にせず、引き続き地域の活性化につなげていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

人びとが南部地域の魅力や価値に気づき、主体的に活性化に取り組むことで定住を促進していく必要があります。そのため、南部地域が持つ「らしさ」や「ならでは」の魅力を生かし、磨き上げ、発信するとともに、人と人、人と地域などの「つながり」を創出することで、地域住民、団体などさまざまな主体が相互に作用し、新たな活動が生まれてくるような環境づくりを進めます。

取組方向

- 地域の実情に応じて市町がさまざまな形で連携した取組を南部地域活性化基金の活用等により積極的に支援するとともに、情報共有や課題解決に向けた話し合いの場を設けることで、南部地域における市町の連携を促進し、定住の促進や働く場の確保に向けて、効果的・効率的に取り組めます。
- 定住の促進に向けては、生まれ育った人びとが地域に住み続けるための取組、進学等のタイミングで地域を離れた若者が将来的に戻って来るための取組および南部地域の魅力を生かした移住促進の取組が必要です。これら「住み続けたい」「戻りたい(Uターン)」「暮らしたい(移住)」の3つのアプローチに沿った取組を進めます。
- 地域での新たな事業活動につなげるため、市町とともに集落活性化に向けた住民の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊をはじめとした地域づくりに関わる人びとのネットワーク化を促進します。
- 平成 28(2016)年の伊勢志摩サミット開催を南部地域の活性化につなげるため、市町と連携して地域の魅力発信などに取り組めます。

平成31年度末での到達目標

定住の促進に向けて、市町、県およびさまざまな主体の連携が進展するとともに、地域において活性化に向けた住民による主体的な取組が広がっています。



大学と連携した集落活性化の取組

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
南部地域における転出超過数	2,069人	1,200人	南部地域の市町における転出者数から転入者数を引いた数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25101 住み続けたくなる取組 (主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課) 集落の自立活性化に向けた取組や地域おこし協力隊の活動を支援するとともに、つながり学び合う場づくりを行うなど人材育成に取り組むことで地域づくりに関わる人びとのネットワーク化を促進します。また、働く場の確保や交流促進など市町が連携した取組を支援します。	南部地域の人びとによる創業件数(累計)	4件	15件
	【目標項目の説明】 集落の活性化に向けた支援や人材育成の取組を通じて実現した、南部地域の人びとが主体的に行う、地域の自立や雇用の創出につながる創業の件数		
25102 戻りたくなる取組 (主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課) 地域への理解を深めるなど若者と地域の結びつきを強める市町等の取組を支援します。また、南部地域ならではのライフスタイルや働き方を伝えることで若者が地域で働く選択の幅を広げます。	南部地域において将来的に戻りたいと考えている高校生の割合	—	80.0%
	【目標項目の説明】 南部地域において将来的に地域に住み続けたい、または戻りたいと考えている高校生の割合		
25103 暮らしたくなる取組 (主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課) 南部地域の魅力を生かした情報発信や市町が実施する空き家バンク、田舎暮らし体験事業など受入体制の充実に向けた取組を支援します。	県および市町の相談窓口等で把握した南部地域への移住者数	—	60人
	【目標項目の説明】 「ええとこやんか三重 移住相談センター」など県の相談窓口および空き家バンクなど市町の相談窓口で把握した県外から南部地域への移住者数		

<対象地域の考え方>

県南部に位置し、地理的・経済的に条件が不利な地域、若者の流出などによる生産年齢人口の減少の著しい地域を中心に、一定のまとまりを持った以下の市町を対象とします。

<対象市町(南部地域 13市町)> 三重県南部地域活性化基金条例第一条で規定

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

東紀州地域の活性化



東紀州地域は多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざし、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史とともに生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

現状と課題

- 東紀州地域は、地理的条件もあり地域経済が低迷しており、就労の場が少ないことから、若年層が流出し、過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が低下しています。このままでは、県内他地域との経済的な格差がますます拡大するだけでなく、地域社会そのものが維持できなくなることも危惧される状況にあります。
- これまで、東紀州体験フェスタの開催や熊野古道の世界遺産登録など、さまざまな取組を通じて、魅力ある地域資源の掘り起こし、磨き上げを進めてきました。あわせて、熊野古道センターや紀南中核的交流施設を整備し、地域資源を生かした集客交流の取組を着実に進めてきました。
- 平成 25(2013)年度までの高速道路網の整備、平成 26(2014)年の「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録 10 周年の取組などにより、さらなる交流人口の増加、地域の賑わいにつながってきています。こうした成果を今後につなげていくため、引き続き、熊野古道を核とした集客交流の取組や産業振興の取組など、地域のさまざまな主体と連携して東紀州地域の活性化を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

東紀州地域が人びとにとってより魅力的で活力ある地域となるためには、世界から認められた地域の宝である熊野古道をはじめとする魅力ある資源を未来へ守り伝えるとともに、地域経済の活性化につなげていく必要があります。そのために、地域住民、団体、市町などさまざまな主体と連携して、地域資源を生かした集客交流や産業振興等の取組を進めます。

取組方向

- 地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社を最大限活用し、地域と一体となって、総合的に、観光振興、産業振興およびまちづくりを推進します。
- 東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、自然、歴史、文化など観光に生かせる優れた資源を有しており、集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設も効果的に活用することで、集客交流の取組を推進し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。
- 高速道路網整備の進展などにより、東紀州地域の基幹産業である第一次産業を活性化するチャンスが生まれていることから、一次産品を生かした高付加価値化を進めるとともにその販売促進を図ります。

平成31年度末での到達目標

これまでの熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興、まちづくりの取組を一層進めることにより、個性豊かな地域づくりが行われ、地域の人びとが誇りを持った魅力的な地域となることで、集客交流人口が増加するとともに、地域産品の販路拡大など産業振興が図られています。



熊野古道伊勢路(馬越峠)

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
東紀州地域における観光消費額の伸び率	100 (26年)	107	観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の平成26(2014)年を100とした場合の伸び率(雇用経済部観光局観光政策課調べ)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25201 地域の自立に向けた環境整備 (主担当：地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課) 地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社を軸に、東紀州地域の5市町と連携して観光振興、産業振興、まちづくりなどの取組を進めます。	地域づくりに取り組む語り部人数	85人	100人
25202 地域資源を生かした集客交流 (主担当：地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課) 集客交流拠点施設を十分に活用するとともに、熊野古道の価値を次世代に伝える取組や、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり、情報発信等を進めます。特に、世界遺産登録10周年の取組などによる賑わいを継続するため、伊勢志摩サミットなどを契機に、他部局や他県等とも連携し、より一層の誘客に向けて取組を進めます。	熊野古道の来訪者数 創	429千人 (26年)	450千人
25203 地域資源を生かした産業振興 (主担当：地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課) 東紀州地域振興公社が実施する産業振興の取組への支援を行うことで、地域特産品のブランド力強化や一次産品を生かした高付加価値化、販売促進に取り組みます。	商談会等における成約件数	19件 (26年度)	28件

中山間地域・農山漁村



中山間地域・農山漁村で暮らしたい、または暮らし続けたいという人が、将来に希望を持ち、心豊かに安心して生活を営むことができます。

現状と課題

- 中山間地域等は、良好な景観を有し、豊かな自然環境に恵まれ、伝承されてきた生活文化など多くの魅力がありますが、都市部と比較して高齢化や人口流出が深刻な状況にあることから、耕作放棄地の増加や地域コミュニティ機能の低下が顕在化してきています。
- 人口減少社会・高齢化社会の本格的な到来に向けて、地域の自立的かつ持続的な活性化に向けた地方創生の取組が始まっている中で、特に、中山間地域や農山漁村など条件不利地域において、地域コミュニティの維持に向けた取組が求められています。
- 都市に住む若者を中心に、田園回帰の動きなどがあり、こうした動きを本県農山漁村への定住につなげていくため、豊かな自然、美しい景観、食文化など、地域の魅力を生かした取組を活性化することにより、新たな雇用の場の創出を図る必要があります。
- 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮に向け、多面的機能を支える共同活動を持続的に発展させていくことが必要です。
- 農業用ため池や排水機場、農道等の老朽化が進んでおり、農村の防災・減災対策を進めることが喫緊の課題です。また、近隣都市部へのアクセスの改善や地震等災害の発生に備え、農村の道路網の充実が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

中山間地域・農山漁村が持つ豊かな自然、美しい景観、食文化など多様な資源や、人と人とのつながりや助け合いといった絆を、地域の誇りや宝として守り育てていくことが大切であり、市町および地域の皆さんとともに、中山間地域・農山漁村の活力や魅力の向上につながるよう取組を進めます。

取組方向

- 中山間地域等において、人口減少や高齢化などに伴うさまざまな地域課題を解決するため、地域や市町が実施するコミュニティの維持、生活サービス機能の確保などの取組を支援します。
- 過疎・離島・半島地域の自立促進に向けて地域の実情に応じた支援を行うとともに、定住を促進する取組を支援するなど、地域の活性化に取り組みます。
- 県内外から若者等呼び込み、地域活力の向上を図るため、地域の特性に応じた雇用の創出を図る取組を展開するとともに、農山漁村の豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した新たな価値創出の取組等を促進します。
- 農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動などの促進を通じ、農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 安全・安心な農村づくりに向け、農業用ため池、排水機場等の老朽化対策および耐震対策を計画的に進めます。また、農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道および集落道の計画的な整備を進めます。

の振興

政策 II-5 地域の活力の向上

主担当部局：地域連携部

平成31年度末での到達目標

中山間地域・農山漁村において、豊かな自然を生かした交流の促進、農地の保全に向けた共同活動などとおして、コミュニティが維持され生活サービス機能が確保されるとともに、地域の活力が向上しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
中山間地域・農山漁村の活性化に取り組む新規団体数(累計)	—	80 団体	中山間地域・農山漁村において、農村環境の保全や地域資源を生かした地域の活性化に取り組む新規団体数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25301 中山間地域等における持続可能なコミュニティづくり (主担当：地域連携部地域支援課) 中山間地域等において地域や市町が実施するコミュニティの維持・生活サービス機能の確保等のための取組を支援します。	中山間地域等において持続可能なコミュニティづくりに取り組む地域数(累計)	—	9 地域
	(目標項目の説明) 人口減少・高齢化の著しい中山間地域等において、地域と市町、県が連携・協働して取り組む持続可能なコミュニティづくりの支援地域数		
25302 過疎・離島・半島地域の振興 (主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課) 過疎・離島・半島地域の振興を図るため、地域の活性化・定住促進につながる市町の取組を支援します。	複数集落のネットワークにより新たに活動している事例数(累計) 創	—	6 事例
	(目標項目の説明) 過疎地域等において、集落の維持・活性化に向け、生活支援、移住促進などについて複数の集落がネットワークを形成し新たに活動している事例の数		
25303 人や産業が元気な農山漁村づくり (主担当：農林水産部農山漁村づくり課) 自然体験や農家レストラン、加工・直売など、地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農山漁村の魅力発信に取り組めます。 また、中山間地域において多様な雇用機会の創出を図るプロジェクト活動を展開します。	農山漁村の交流人口 創	1,376 千人 (26 年度)	1,484 千人 (30 年度)
	(目標項目の説明) 農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数		

施策 253

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25304 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮 (主担当：農林水産部農山漁村づくり課) 農地・水路・農道等の地域資源の保全活動、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動など、多面的機能を維持・発揮させるための取組を促進します。	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率 【目標項目の説明】 農林業センサスにおける農業集落のうち、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合	44.7% (26年度)	52.9%
25305 安全・安心な農村づくり (主担当：農林水産部農業基盤整備課) 農業用ため池、排水機場、農道等の老朽化対策・耐震対策とハザードマップ作成などのソフト対策を計画的に進めるとともに、農村の道路網の整備に取り組みます。	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積 【目標項目の説明】 耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積	2,717ha	3,357ha



鈴鹿市椿地区(ふるさと応援カンパニー)



紀和町丸山千枚田での田植え

コラム 6

田舎暮らしはクリエイティブ?!

三重県経営戦略会議において「新しい豊かさ」について議論いただいた中で、東京から田舎に引っ越した若者のエピソードを紹介いただきました。その若者は、地元の方から野菜など食材をいただいたことがきっかけで、都会では経験することのなかった「今日はどんな料理を作ろうか」と考える日々を、クリエイティブと感じたということです。

委員から、都会から離れて豊かな自然の中で、人と人とのつながりを感じながら日々を送ることも「新しい豊かさ」の一つの要素ではないか、さらに、そのことをあらわす指標について検討してはどうかという提案があり、「食費に占める現物収入(もらい物や自家産など)の割合」を調査しました。

総務省統計局の調査結果を独自集計したところ、三重県南部の地域は、三重県の平均に比べて高いことがわかりました。

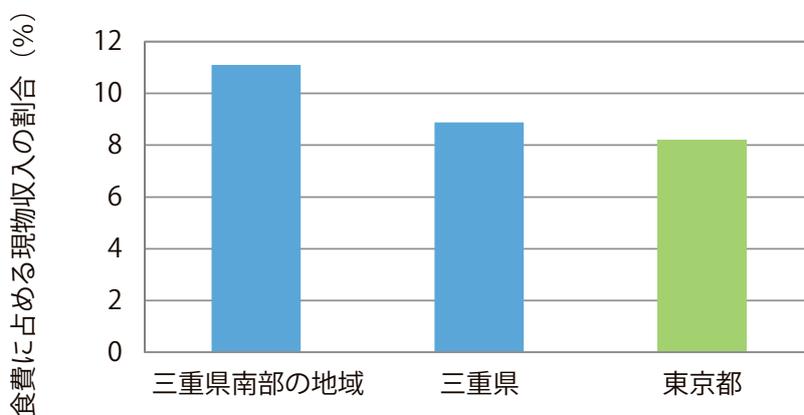


図 食費に占める現物収入の割合 (二人以上の世帯)

$$\text{※食費に占める現物収入の割合} = \frac{\text{食料の現物収入}}{\text{食料の消費支出}}$$

(現物とはもらい物、自家産、自分の店の商品)

総務省統計局「平成21年度全国消費実態調査」調査票情報の県独自集計による。

調査対象市町

四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市、明和町、名張市、伊賀市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、尾鷲市、熊野市、紀北町

このうち「三重県南部の地域」データは下線部7市町の平均

移住の促進



移住を考える人のライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで、三重県への移住が促進され、地域の活性化につながっています。

現状と課題

- 首都圏等において移住のニーズが高まっていることなどから、平成 27(2015)年 4月に移住相談のワンストップ窓口として「ええとこやんか三重 移住相談センター」を東京に開設しました。センターでの相談者は 30代・40代の現役世代が多く、移住先での仕事に関する情報提供や支援が求められています。
- 県内の市町においては、移住者受入れのための相談窓口の設置、「空き家バンク」制度の運用、「移住体験ツアー」の実施など、移住促進のためのさまざまな取組が進められており、こうした移住者を受け入れるための体制をさらに充実する必要があります。
- 都市に住む若者を中心に、田園回帰の動きなどがあり、農山漁村への移住を促進するために、農山漁村の暮らし、農林水産業の魅力にふれる機会の創出などにより、農林水産業への興味や就労意欲の醸成を図ることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

移住希望者がそれぞれのライフステージやライフシーンにおいて自らの夢や希望に沿った暮らしができるよう、三重の美しい自然、多彩な文化などさまざまな地域資源や地域での新たなライフスタイルを県内外に情報発信し、市町等と連携した受入体制を整備していきます。

取組方向

- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」などにおいて、関係機関と連携し、三重県の魅力のほか、県内企業への就職、農林水産業への就業など、移住を検討している人のニーズに対応した情報を一元的に発信します。
- 移住者の受入体制の確立を図るため、市町および関係機関の取組と連携し、移住者同士のネットワークづくりや、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション事業の支援に取り組みます。
- 農林水産業への就労体験を通じ農山漁村への移住を促進するため、農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる農林漁業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを進めます。

平成31年度末での到達目標

移住を検討する皆さんが、ライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで、三重県への移住が促進されています。



ええとこやんか三重
移住相談センターでの移住相談

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県および市町の相談窓口等で把握した県内への移住者数 創	—	100人	「ええとこやんか三重 移住相談センター」など県の相談窓口および空き家バンクなど市町の相談窓口で把握した移住者数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25401 移住促進に向けた情報発信の推進 (主担当：地域連携部地域支援課) 移住に関する相談をワンストップで受けられる窓口を東京に設置するなど移住相談体制を確立し、三重県の魅力や就業に関する情報を発信します。	移住相談センターにおける相談件数 【目標項目の説明】 「ええとこやんか三重 移住相談センター」における年間の相談件数	—	1,000件
25402 移住受入体制の整備 (主担当：地域連携部地域支援課) 市町と連携して、地域や市町が移住者を受け入れるための体制づくりを促進します。	県外の移住相談会等への参加市町数 【目標項目の説明】 県外の移住相談会等にブース出展した年間延べ市町数	26市町 (26年度)	42市町
25403 農林水産業の就労体験機会の創出 (主担当：農林水産部農山漁村づくり課) 農林水産業への就労体験を通じ農山漁村への移住を促進するため、農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる農林漁業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを進めます。	農林水産業就労体験者数(累計) 【目標項目の説明】 農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる農林漁業就労体験プログラムおよび農業現場における就労体験への延べ参加者数	—	280人

協創のネットワーク



県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

また、地域をより良くしようと思う県民の皆さんが、地域の将来の担い手である若者と共に地域の課題解決に取り組んでいます。

現状と課題

- NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容等の情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。また、NPO法人は増加しているものの、活動資金の調達や事務処理に課題のある法人もあります。
- 県民の皆さんやNPOにとって興味のある情報や連携できる団体の情報が容易に入手でき、交流や活動の拡大につながる取組が必要です。また、中間支援団体^{注1}には、情報発信だけに留まらず、現実的な事業計画の策定や地域や団体の特性に応じた有効なアドバイスと実践といった、より専門的な支援が必要とされています。
- 若者の県内定着の促進が課題となっている中、地域においては若者の力を地域の課題解決につなげたいというニーズがあります。一方で、若者にとっても地域社会に関わることが自己実現につながるということがわかってきました。こうしたことから、地方創生を推進していく上で、地域の将来の担い手である若者が主体的に地域社会に参画し、地域の皆さんと交流を深める場の創出が重要と なってきています。

新しい豊かさ・協創の視点

行政による公共サービス提供の限界や地縁的なつながりの希薄化が指摘される中で、安心感のある暮らしが実現できる地域づくりや地域の魅力向上に向けて、県民の皆さんが自らの能力を発揮しながら、地域活動団体等との主体的な関わりやさまざまな人とのつながり・ネットワークの形成を進めることで、地域の多様な課題を解決しようとする取組を進めます。

取組方向

- NPOや市民活動の意義や役割について県民の皆さんの理解を深め、活動に参加するきっかけとなるよう、12月の「市民活動・NPO月間」等において、地域の市民活動センター^{注2}と連携しながら取り組みます。また、NPO法人に対する会計事務等のセミナーの開催や日常的な相談・指導を行うなどNPO法人の活動を支援します。
- 「みえ県民交流センター^{注3}」では、県内のNPOの活動や情報を広く発信するとともに、県民の皆さんが出会い・交流できる魅力ある拠点となるよう努めます。また、NPOが地域のニーズに応じた活動が展開できるよう、中間支援団体の機能強化を支援するとともに全県的な中間支援のネットワークの構築をめざします。
- 若者と、地域をより良くしようとする活動に取り組むさまざまな主体とをつないで、若者が実践的に地域活動に取り組むことを促進するとともに、「協創」の取組のモデルとして成果を生み出し、継続的な活動となるよう支援します。

平成31年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源(資金、人材、情報など)が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域活動等を行っている県民の割合	19.7%	23.7%	「みえ県民意識調査」で、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加について、「している」「どちらかといえばしている」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25501 県民の社会参画の促進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) NPO法人認証事務を的確に行うとともに、NPO活動について県民の皆さんの理解を深め参画につなげるため、「みえ県民交流センター」指定管理者と連携・協働をさらに強化し、情報発信とNPO法人の運営基盤強化に取り組めます。	NPO法人活動への支援としての会費収入等	411,362千円 (26年度)	450,000千円
	【目標項目の説明】 NPO法人から毎年提出される事業報告書に記載されている会費収入等		
25502 若者の地域活動への参画促進 (主担当：戦略企画部企画課) 若者や地域の団体、行政等関係者が、地域課題の解決に取り組む「場」づくりを行い、若者の地域活動への参画・交流を促進し、地方創生の「協創」の実践的な取組を支援します。	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)	—	6件
	【目標項目の説明】 若者が地域の団体、行政関係者との「協創」により地域活動に取り組んだ件数		

注) 1 中間支援団体：市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う、民間の非営利公益活動団体および公設の市民活動センター。

注) 2 市民活動センター：ボランティアやNPOなど、公益的な活動をする市民(町民)を分野や領域を越えて支援する市民活動の拠点施設。

注) 3 みえ県民交流センター：県民の皆さんの自発的な社会貢献に関する活動を支援し、国際化の推進を行うための総合交流施設。

市町との連携による



県と市町が連携して地域づくりに取り組むことにより、県内各地域の活性化が進んでいます。

現状と課題

- 社会の枠組みが変化し、地域の多様性や自主性が重要となる中で、地域ではさまざまな課題に的確に対応することが求められており、県と市町が連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。
- 市町の厳しい行財政運営が続くことが予測される中で、基礎自治体として自主性、自立性を確保し、効率的かつ効果的な行財政運営が行われる必要があります。また、国から要請のある公共施設の老朽化対策、統一的な基準による地方公会計の整備、地方の発意に基づく地方分権改革への対応、地域の特色や地域資源を生かした地方版総合戦略の取組等が円滑に行われる必要があります。
- 大仏山地域、木曾岬干拓地等の特定地域については、関係機関との連携のもと、時代の変化への対応もふまえ、地域のニーズに合った振興や利活用を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然・多様な文化・培われてきた技術など地域の魅力や価値をより一層高めていくことが求められています。このため、活力に満ちた地域社会の形成に向け、住民に最も身近な自治体である市町と広域的な自治体である県とがしっかり連携し、地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進していきます。

取組方向

- 市町固有の具体的な課題を解決に導くための議論を行う「知事と市町長との1対1対談」など「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組めます。
- 広域自治体である県は、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度の運用のみならず、財政健全化や地方分権改革の取組、地方版総合戦略の進行管理等について、市町の自主性を尊重しつつ、適正な行財政運営や地域の活性化につながるよう、市町に対する必要な助言や情報提供による支援を行います。
- 県が主体的に取り組む特定地域の活性化については、環境変化などの課題対応を含め関係機関と連携し、土地の利活用等に向けた取組を進めます。

地域活性化

政策 II-5 地域の活力の向上

主担当部局：地域連携部

平成31年度末での到達目標

県と市町の連携が一層強化されることにより、各地域の特性に応じた地域資源の活用や地域課題の解決が図られるなどの成果があらわれています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	19取組 (26年度)	109取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、それぞれの地域固有の課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
25601 市町との連携・協働による地域づくり (主担当：地域連携部地域支援課) 魅力と活力ある地域づくりの推進に向け、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域課題の解決に取り組みます。	県と市町の連携により全県的な課題の解決に成果があった取組数(累計)	3取組 (26年度)	8取組
25602 市町行財政運営の支援 (主担当：地域連携部市町行財政課) 市町が、行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営を行うことができるよう、市町に対する必要な助言や情報提供による支援を行います。	財政健全化計画策定市町数	0市町	0市町
25603 特定地域の活性化 (主担当：地域連携部水資源・地域プロジェクト課) 大仏山地域、木曾岬干拓地等の特定の地域が企業や住民の用に供され、当該地域が活性化されるよう、関係機関との連携により土地の利活用等に取り組みます。	特定地域の利用率	23.5%	48.9%

第3節



Ⅲ 「拓ひろく」

「強みを生かした経済の躍動を実感できるために」

政策 Ⅲ-1

農林水産業

.....	311	農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出
.....	312	農業の振興
.....	313	林業の振興と森林づくり
.....	314	水産業の振興

政策 Ⅲ-2

強つよじんで多様な産業

.....	321	中小企業・小規模企業の振興
.....	322	ものづくり・成長産業の振興
.....	323	「食」の産業振興
.....	324	地域エネルギー力の向上
.....	325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

政策 Ⅲ-3

世界に開かれた三重

.....	331	国際展開の推進
.....	332	観光の産業化と海外誘客の促進
.....	333	三重の戦略的な営業活動

政策
Ⅲ-4

雇用の確保と多様な働き方

- 施 341 次代を担う若者の就労支援
- 策 342 多様な働き方の推進

政策
Ⅲ-5

安心と活力を生み出す基盤

- 351 道路網・港湾整備の推進
- 施 352 公共交通の確保と活用
- 策 353 安全で快適な住まいまちづくり
- 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

農林水産業のイノベーションを支え



食への期待が多様化する中、農林水産業や関連産業等に関わるさまざまな主体によって創出された新たな価値が地域資源を活用した商品等の開発に生かされ、商品として提供されることで、県民の皆さんの豊かな暮らしや「もうかる農林水産業」の実現につながっています。

現状と課題

- 経済のグローバル化や国内市場規模の縮小など、農林水産業や関連産業等を取り巻く厳しい経営環境の中、伊勢志摩サミットや「お伊勢さん菓子博 2017」などの開催を本県の食や木の魅力を国内外に発信していくための絶好の機会としてとらえ、農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や新たな市場の開拓等を加速する必要があります。
- 「三重ブランド」の認定や「みえフードイノベーションプロジェクト」の活動促進など、地域資源の高付加価値化に向けた取組を通じて、農林水産業者や関連産業事業者等による成功事例が生まれてきています。今後も、こうした事例を創出し、「もうかる農林水産業」の実現につなげていくためには、従来の取組に加えて、事業者の連携を促進することで、消費者に提供していく価値の最大化を図る必要があります。
- 消費者への県産農林水産物の情報発信は十分とはいえないことから、その価値や魅力を的確に消費者などに伝えていく取組を強化する必要があります。
- 農林水産業の分野でも、植物工場や農林水産物の機能性の活用に取り組む経営体が育ってきているものの、一部に留まっていることから、イノベーションを創出する人材、ICTやビッグデータなどを活用できる人材を確保・育成する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

さまざまな主体が連携してイノベーションの促進や県産農林水産物の高付加価値化に取り組むことによって、絆やネットワークの形成、新たな価値を創出できた時の達成感・満足感の醸成などにつながります。また、創出された魅力ある商品やサービスが県民の皆さんに提供されることにより、豊かな食生活の実現などに貢献します。

取組方向

- 伊勢志摩サミットや「お伊勢さん菓子博 2017」などの開催を契機として、県産農林水産物の認知度や競争力を高め、「もうかる農林水産業」の実現につなげていくため、産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の取組をさらに拡大します。また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーンの構築を通じて、新しい商品やサービスの開発を促進します。
- 県産農林水産物の効率的な生産や品質向上、利用拡大等に向けた技術の開発と生産現場等への移転を通じて、新たな商品やサービスの開発を促進します。
- 県産農林水産物の認知度をさらに向上させるため、三重ブランドの認定や地産地消、食育の推進等に企業と連携して取り組むとともに、県産農林水産物の魅力を消費者に的確に伝えられる専門人材の育成など総合的な情報発信に取り組みます。
- 農林水産業の生産性向上や農林水産物の高付加価値化に向け、新たな技術の開発やICT・ビッグデータが活用できる人材などの育成に、産学官が連携して取り組みます。

る人材育成と新たな価値の創出

政策 Ⅲ-1 農林水産業
 主担当部局：農林水産部

平成31年度末での到達目標

「みえフードイノベーション」や食のバリューチェーンの構築、農林水産業技術の開発と移転などの取組を進める中で、地域資源などを生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や企業、地域などが増加するとともに、こうした事業者を含むさまざまな主体の連携が強化、高度化することで、新たな需要の開発や市場の開拓などの取組が拡大しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	42.1%	50.0%	「みえ県民意識調査」で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
31101 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出 (主担当：農林水産部フードイノベーション課) 農林水産資源の高付加価値化に取り組む事業者の増加をめざし、「みえフードイノベーション」のプロジェクト活動を促進するとともに、事業者連携の仕組みづくりとして、食のバリューチェーンの構築に取り組みます。	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	4億円 (26年度)	19億円
	【目標項目の説明】 企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーション・プロジェクト」から生み出された商品等の売上額		
31102 農林水産技術の研究開発と移転 (主担当：農林水産部担い手支援課) 地域資源を生かした魅力ある新たな商品やサービスの創出を促進するため、農業・畜産・林業・水産の各研究所において、農林水産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術等を農林水産事業者などに移転していきます。	農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	155件	315件
	【目標項目の説明】 農業・畜産・林業・水産の各研究所における研究成果のうち、事業者等に活用された商品や技術の件数		
31103 県産農林水産物の魅力発信 (主担当：農林水産部フードイノベーション課) 県産農林水産物に対する認知度向上をめざし、「三重ブランド」に代表される地域の農林水産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めます。	魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	—	200社
	【目標項目の説明】 県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出された連携企業数		
31104 イノベーションを担う人づくり (主担当：農林水産部フードイノベーション課) 事業者間連携、研究開発、ブランド化、ICTの活用などの分野において、イノベーションの創出に取り組む中核の人材を育成するため、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。	「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数(累計)	—	40人
	【目標項目の説明】 事業者間連携、研究開発、ブランド化等を促進する多様な人材の確保や能力向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数		

農業の振興



県民の皆さんの「食」に対する多様なニーズに応え、安全で安心な農産物が安定的に供給されることにより、県民の皆さんの健全な食生活の実現につながっています。また、収益性と高付加価値化を意識した農業への転換や若者が就労の場として農業を選べる環境の整備等が図られ、農業の次世代への継承が実現しています。

現状と課題

- 安全・安心な農産物等の安定供給を図るため、三重県の食料自給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用し、消費者の皆さんが期待する価値を発揮することで、持続性の高い「もうかる農業」の実現につなげていくことが求められています。
- 農業就業人口に占める 65 歳以上の割合は 75%（平成 27(2015)年）と高いことから、農業の持続的な発展に向け、T P P などのグローバル化にも対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現とともに、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体の育成、次世代農業の主軸となる新規就農者の確保・育成を図ることが必要です。
- 中山間地域は、営農条件が整っている平野部に比べ、集落営農組織の育成や新規就農者の確保、担い手への農地集積が進みにくい状況となっています。
- 農業の次世代への継承にあたり、営農の高度化や効率化に対応できる農業生産基盤の整備を計画的に進めていくとともに、農業用施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、多彩な農産物の魅力や農村の美しい景観を身近に感じ、豊かな暮らしを営めるよう、農業および食を支える皆さんとともに、農業の持続的発展、安全で安心な農産物の安定的な供給および農業の有するさまざまな機能の発揮に取り組めます。

また、農業者の皆さんが、農業に誇りを持ち、農業の未来に展望を描けるよう、新たなチャレンジへの支援や課題に応じたサポートに取り組めます。

取組方向

- 穀類の生産力を維持するため、地域特性を生かした米のブランド化や需要に応じた麦・大豆・飼料用米等の生産拡大、ICT活用による水田営農の低コスト化と水田作物の高品質化を進めます。
- 園芸等産地の維持・発展を図るため、加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培する品目の複合化など、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。
- 畜産経営の競争力強化を図るため、畜産農家を核とした関連産業等の連携により自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築等を進めるとともに、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組めます。
- 強い農業経営を実現するため、農地の集積・集約を加速するとともに、雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、法人化・多角化等経営発展に向けたチャレンジへの支援や企業・福祉事業所等の農業参入の促進等に取り組めます。
- 新規就農者の確保・育成に向け、産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みを構築するとともに、U・Iターン者の就農受入れ環境の整備などに取り組めます。また、農村女性の活躍の場を創出するため、女性の就農や起業、ワーク・ライフ・バランスの促進などに取り組めます。
- 中山間地域等条件不利地域の農業の持続的発展に向け、集落営農組織の育成等により水田営農体制の構築を進めるとともに、産地強化や有機農業の取組など、多様な地域課題等に応じた総合的なサポートを展開します。
- 営農の高度化、効率化に向け、「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業生産基盤の整備や農業用施設の適切な維持・更新等を計画的に進めるとともに、優良農地の確保に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されています。また、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、国内外への販路拡大や食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出等により「もうかる農業」が実現されています。



伊勢茶の収穫風景

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
農業産出等額 創	1,138 億円 (26年)	1,160 億円 (30年)	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計(農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ)(経営所得安定対策等による交付金等を含む)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
31201 水田農業の推進 (主担当：農林水産部農産園芸課) 「結びの神」をはじめとしたブランド米の生産拡大に取り組み、県産米の需要確保を進めます。また、需要に応じた麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めます。	米、小麦、大豆の自給率 (カロリーベース)	77.0% (26年度)	79.0% (30年度)
31202 園芸等産地形成の促進 (主担当：農林水産部農産園芸課) 野菜の加工・業務用需要や果樹・伊勢茶の輸出への対応など、国内外の新たな需要の取り込みにより、多様な流通に対応できる戦略的な園芸産地を育成します。また、生鮮食料品の安定的・効率的な供給に向け、卸売市場の適正運営を図ります。	産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	15 産地 (26年度)	40 産地
31203 畜産業の健全な発展 (主担当：農林水産部畜産課) 畜産物の生産コストの低減や高品質化を進めるとともに、ブランド力向上や販路拡大の促進等に取り組めます。また、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。	高収益型畜産連携体数(累計)	4 連携体	20 連携体

施策 312

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
31204 多様な農業経営体の確保・育成 (主担当：農林水産部担い手支援課) 農地中間管理事業を活用し農地集積を加速するとともに、農業経営の法人化、多角化等経営発展に向けた取組を支援します。また、多様な農業経営体の育成や中山間地域等における集落営農の推進、地域活性化プランの取組、新規就農者を育成するシステムの構築に取り組みます。	農畜産経営体における法人経営体数(累計)	395 経営体 (26年度)	495 経営体
	〔目標項目の説明〕 各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計		
31205 農業生産基盤の整備・保全 (主担当：農林水産部農業基盤整備課) 「三重県農業農村整備計画」に基づき、パイプライン化などの高度な生産基盤の整備や津波に備えたBCP ^{注1} の作成を計画的に進めるとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	35.1%	47.1%
	〔目標項目の説明〕 パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地域における農地の担い手への集積率		

注) 1 BCP：大規模災害に備えた業務継続計画。この施策では、農業用施設や共同施設等の被災からの早期復旧や復興に向け、事前の取組や被災後の業務などを定めた計画のこと。

みえの産地マップ

農産物

うんしゅうみかん	ほうれんそう	ばれいしょ
中晩柑	きんこ(さつまいも)	いせいも
ぶどう	かぼちゃ	マコモ
日本なし	茶	サツキ
柿	観葉植物	シクラメン
トマト	バラ	
いちご		
メロン		
梅		
ブロッコリー		
だいこん		
はくさい		
にんじん		
キャベツ		
きゅうり		
なす		
かまねぎ		
たまねぎ		
ねばな		
モロヘイヤ		
たかな		

林産物

しいたけ	ヒラタケ	ハタケシメジ	エリンギ	木炭	FSCの森
------	------	--------	------	----	-------

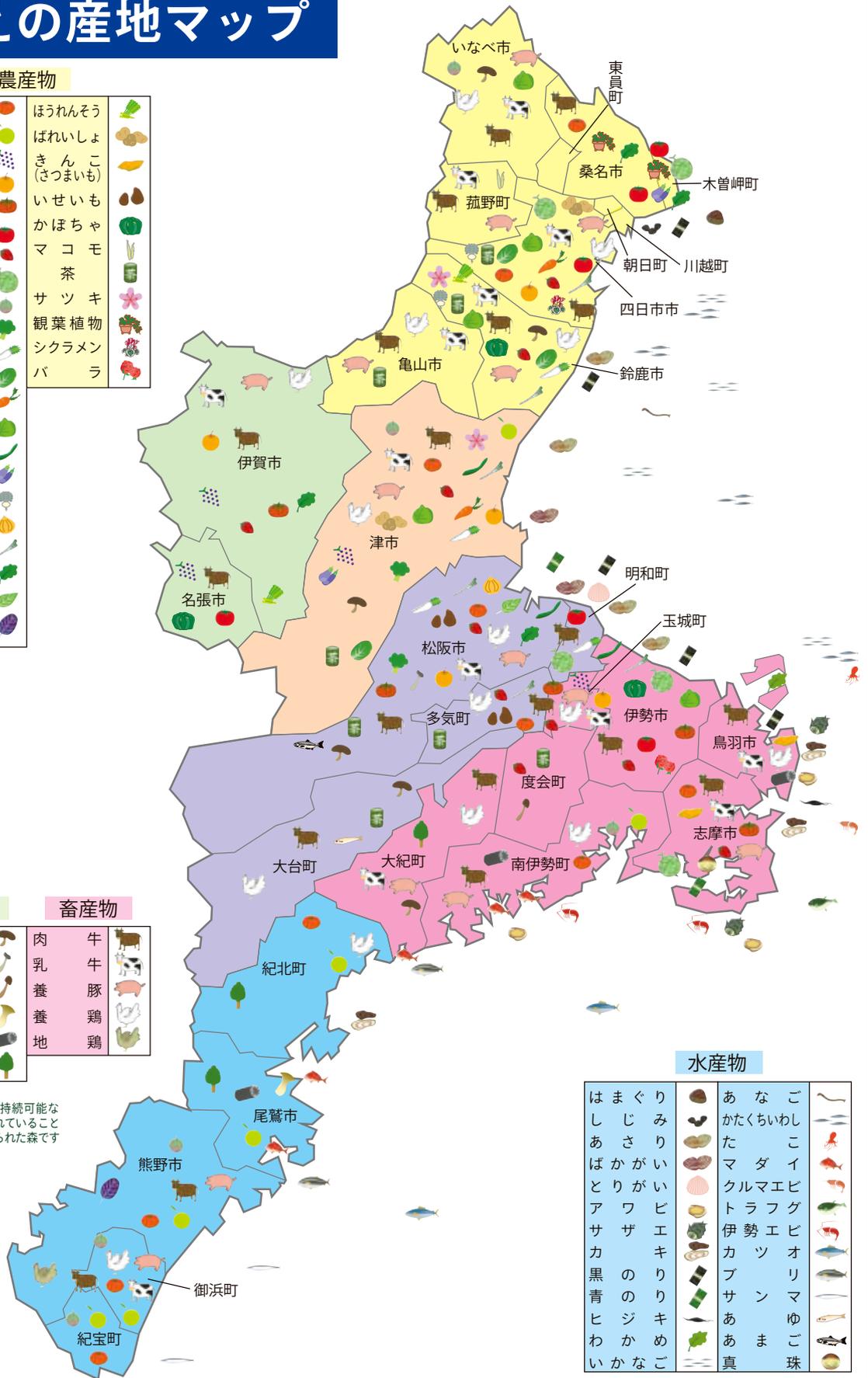
畜産物

肉	牛	豚	鶏
乳	牛	豚	鶏
養	鶏	地	鶏

※FSCの森
環境に配慮した持続可能な
森林管理がなされていること
を国際的に認められた森です

水産物

はまぐり	あなご	かたぐい	たこ
しじみ	あさり	まがい	クルマエビ
あさり	ばかがい	とりがい	アワビ
サザエ	カキ	のり	フサン
黒のり	青のり	ヒジキ	わかめ
いかなご	あま真		



林業の振興と森林づくり



県産材の需要が拡大し、活発な林業活動が展開されることにより、持続的な森林資源の育成と活用が進むとともに、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画しています。

現状と課題

- 人口減少社会を迎え、住宅着工戸数が伸び悩む中、木材の建築用途でのさらなる利用促進や新たな用途の開拓、販路の拡大に向けた取組を推進し、県産材の需要を拡大していくことが必要です。
- 県内の森林資源の大半は、本格的な利用時期を迎えているものの、木材価格の低迷による採算性の悪化などから、その多くが伐採されず、活用されない状況が続いています。一方で、木質バイオマス発電所の稼働によって木質チップ原料の需要は高まっており、この機会に、森林施業の低コスト化や生産体制の強化を図り、素材生産量の増大に取り組む必要があります。
- 林業従事者が減少傾向にある中、効率的な森林施業の実践により、素材生産量の増大を図るため、必要な担い手を確保するとともに、高い技術を持った人材の育成が課題です。
- 豪雨災害が多発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。また、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、間伐の実施など、森林の適正な管理が必要です。
- 森林は県民共有の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で進めるためには、森林づくりに取り組む活動団体を増加させ、森林環境教育や木育を推進する必要があります。また、そのための指導者や活動団体と、学校などをコーディネートする人材等の確保・育成が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

中山間地域の貴重な産業である林業を活性化することで、若者やU・Iターン者などの働く場を創出するだけでなく、そこで生活する人びとのつながりや絆を深めることにつながります。また、森林づくりにさまざまな形で県民が参画することで、森林や木材への親しみが深まり、次世代に豊かな森林を健全な形で引き継いでいく意識の醸成につながります。

取組方向

- 県産材の需要拡大に向け、品質や性能が明確な製材品の生産拡大や大消費地等での販路開拓などに取り組むほか、公共建築物への利用を促進します。また、県産材の輸出や新規用途の開拓、CLT（直交集成板）などの新たな需要の創出に取り組めます。
- 低コスト造林の推進等により主伐を促進することで素材生産量を増大させるとともに、森林経営計画に基づく森林施業の集約化、路網や高性能林業機械等の基盤整備など、生産体制の強化に取り組めます。また、木材の流通の合理化や木質チップ原料を含めた供給体制の構築を進めるなど、川上から川下までの対策を一体的に進めます。
- 効率的な木材生産や森林施業を実践するために必要な林業技術者の育成に取り組めます。また、将来の森林・林業を支える人づくりのための新たな教育・研修機関の検討を進めるなど、次代を担う林業就業者等の確保・育成に取り組めます。
- 森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害に強い森林づくりを進めます。また、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、特定水源地域内の保安林指定や森林の公的管理を進めます。
- 県民の皆さんの森林づくりへの参画を進めるため、森林づくりを行うさまざまな活動主体に対し、各種イベントの開催等を通じて、必要な情報の提供に取り組めます。また、新たに開設した「森づくりサポートセンター（仮称）」において、森林づくりを行う活動団体へのサポートに取り組むとともに、市町との連携により、森林環境教育や木育を推進するほか、地域の実情に応じた森林づくりを促進します。

平成31年度末での到達目標

建築用材や木質バイオマスなど、さまざまな用途での県産材の利用が進み木材生産量が増加するとともに、若者が林業の現場に定着し、間伐などの森林整備のほか、主伐に伴う再造林等が着実に実施され、森林の循環利用につながっています。また、森林環境教育や木育の実施など、森林に親しむ機会が増え、さまざまな主体による森づくり活動が活発に行われています。



原木市場での競り

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量 創	315 千 ^m ³ (26年度)	426 千 ^m ³	県内で生産されるスギ、ヒノキの供給量

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
31301 県産材の利用の促進 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 「三重の木」認証材等の県産材の需要拡大に取り組みとともに、建築用途や合板用途、木質バイオマスのエネルギー利用など木材の積極的な活用を進めます。また、木材の輸出促進やCLT等県産材の新たな需要の創出に取り組みます。	「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合	17.0% (26年度)	25.0%
	【目標項目の説明】 県内製材工場から出荷される県産丸太を用いた「JAS製材品」、「三重の木」認証材および「あかね材」認証材の建築用材に占める割合		
31302 持続可能な林業生産活動の推進 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 生産林を対象に、森林経営計画等に基づく森林整備や林道・森林作業道等の路網整備、高性能林業機械の導入等による経営基盤の強化など、持続可能な林業生産活動を促進します。	森林経営計画認定面積(累計)	41,662ha (26年度)	62,000ha
	【目標項目の説明】 森林所有者や経営の委託を受けた林業事業者等による森林経営計画の認定面積		
31303 林業・木材産業の担い手の育成 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 効率的な森林施業を実践できる高い技術を持った人材の育成に取り組みます。また、新規就業者等の確保・育成に向け、新たな教育・研修機関の検討などを進めます。	新規林業就業者数 創	40人 (26年度)	44人
	【目標項目の説明】 林業事業者(森林組合、素材生産業者等)への新規就業者数		

施策 313

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
31304 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮 (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 手入れ不足などにより、公益的機能が低下している森林の機能を回復するため、間伐等森林整備を促進します。また、雨水が集中する谷や災害が起こりやすい溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備に取り組みます。	公的森林整備面積 2,671ha (26年度)	2,000ha	
	【目標項目の説明】 森林の公益的機能を高めることを目的として、公的な管理により森林整備等を実施した面積		
31305 みんなで支える森林づくりの推進 (主担当：農林水産部みどり共生推進課) 県民の皆さんや企業、ボランティアなどさまざまな主体に、各種イベントの開催などを通じて、森林づくりに必要な情報の提供を行います。また、「みえ森と緑の県民税」を活用し、学校や地域での森林環境教育や木育を推進するほか、市町による地域の実情に応じた森林づくりを促進します。	森林づくりおよび森林環境教育などの活動の進展度 57,956人 (26年度)	66,000人	
	【目標項目の説明】 県民の皆さん、企業、森づくり活動団体など、さまざまな主体による森林づくり活動や森林環境教育などに参加した人数		

コラム ⑦

「みえの現場“やっぱし”すごいやんかトーク」で地域で頑張る皆さんと対話を重ねています。

現場を重視し、地域の力を伸ばす県政を展開していくことを目的に、知事が現場に出向き、地域で主体的にがんばっている地域づくりの担い手の皆さんの熱い思いなどをお聞きし、地域の課題認識を共有するため、「みえの現場“やっぱし”すごいやんかトーク」を行っています。

このような「すごいやんかトーク」は平成23年から平成28年3月末まで、のべ127回開催しています。平成27年度は12回開催し、その中で「活動を通じて、地域の方からの『ありがとう』の言葉がやりがいになっている。」「地域の皆さんと連携して活動することで住みやすい街にどんどん変わっていくことが楽しみ。」など、それぞれの活動が地域の絆を深めている具体的なお話がたくさんありました。



みえの現場“やっぱし”すごいやんかトーク

水産業の振興



県内産の魚介類などを安定的に供給できる希望ある水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることの素晴らしさを実感しています。

現状と課題

- 水産業を取り巻く環境が厳しい中、水産業・漁村の活性化には、浜ごとに抱える課題を整理し、対策に取り組む必要があります。また、国内では魚価の低迷や消費者の魚離れが進む一方、海外では水産物需要が拡大していることから、国は輸出拡大策を強化しています。
- 燃油や配合飼料価格の高騰により漁家経営が一層厳しさを増す中、漁業就業者の高齢化と減少が急速に進行しています。また、水産業・漁村における中核的組織である漁協の多くは、事業規模が小さく経営基盤が脆弱です。
- 水産資源の状況が悪化する中、今後も漁業を継続していくためには、資源を管理し増殖する取組や漁業秩序の維持が重要となっています。また、伊勢湾をはじめとする内湾域では水質の浄化機能を有する藻場・干潟が減少しています。
- 南海トラフ地震など大規模地震発生の緊迫度が高まる中、漁港施設の老朽化が進んでおり、地震・津波から漁村を守るため、施設の耐震化・長寿命化を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

水産物や漁村の食文化など多様な資源が生かされ、地域が活気にあふれ、賑わうよう、漁村の課題を解決する取組を支援します。また、多様な水産業の担い手の確保・育成に向け、漁村への定着を支援する取組を漁業者や関係機関と連携して進めます。さらに、南海トラフ地震など大規模地震・津波に対し、漁港で働く人びとが、安心して生産活動に取り組めるよう、水産基盤の整備を進めるとともに漁港BCPの策定に取り組めます。

取組方向

- 水産業・漁村の活性化などに向けて、「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実践を支援するとともに、県産水産物の高付加価値化や消費拡大の取組、海女漁業や養殖業の振興などの取組を進めます。また、海外の魚食嗜好の高まりを好機ととらえた輸出の促進に取り組めます。
- 漁家経営の安定に向けた支援に取り組むとともに、「漁師塾」など水産業・漁村の多様な担い手を確保・育成する取組を進めます。また、漁協合併等による経営基盤の強化を促進します。
- 水産資源の回復をめざした資源管理の徹底や栽培漁業の推進、漁業取締りの強化等により、持続的な生産が可能な水産業の確立を図るとともに、漁場環境の保全のため、藻場・干潟等の再生保全に取り組めます。
- 地震・津波への対応や持続的な水産業を実現するための生産基盤の整備、住民が安心して快適に生活できる漁村の整備を計画的に進めます。また、被災時の緊急物資の輸送手段の確保や水産業の早期復旧を目的とした「漁港BCP」の策定に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

県産水産物の高付加価値化や輸出の促進、水産資源の管理や漁場環境の保全などが進むことにより、「もうかる水産業」の実現が図られ、多様な担い手が確保されることで、県民の皆さんの期待に応える水産物が安定的に供給されています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
漁業者1人あたり漁業生産額 創	593万円 (25年)	667万円 (30年)	漁業者1人あたりの海面漁業(養殖業を含む)生産額

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
31401 高い付加価値を生み出す水産業の確立 (主担当：農林水産部水産資源課) 「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実践に取り組む漁業者等を支援します。また、アサクサノリや「海女もん」商品等の高い付加価値を生み出す経営体の育成や6次産業化、輸出の促進、魚食普及、養殖業の振興等に取り組みます。	県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	—	12件
	【目標項目の説明】 三重県農林水産・食品輸出促進協議会水産部会員のBtoB輸出成立件数		
31402 水産業の担い手の確保・育成 (主担当：農林水産部水産経営課) 「漁師塾」などによる新規就業者の定着支援、水産業普及指導員による技術指導および制度資金等の活用による漁家経営の安定化、合併等による漁協の経営基盤の強化に対する支援等を進めます。	新規漁業就業者数 (45歳未満) 創	30人 (26年度)	42人
	【目標項目の説明】 45歳未満の新規漁業就業者数		
31403 資源管理・漁場環境保全等の推進 (主担当：農林水産部水産資源課) 持続的生産が可能な水産業の確立に向け、資源管理の徹底を推進するとともに、魚介類の種苗放流を通じて積極的な資源の増大を図る栽培漁業の推進、漁業秩序の維持等に取り組めます。また、漁場環境の保全のため、藻場・干潟等の造成に取り組めます。	資源管理に参加する漁業者の割合	14.0% (26年度)	30.0%
	【目標項目の説明】 全漁業就業者数(海面養殖業を含む)に占める資源管理計画参加漁業者数の割合		
31404 水産基盤の整備・保全 (主担当：農林水産部水産基盤整備課) 安全で持続的な水産業を実現するための漁港施設の耐震化や長寿命化、「漁港BCP」の策定、生産性を高めるための拠点漁港や共同加工施設の整備、快適な漁村を構築するための集落道路等の生活環境の整備などを促進します。	耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	2漁港	4漁港
	【目標項目の説明】 防災拠点漁港(全4漁港)として耐震岸壁の整備を行った漁港数		

中小企業・小規模企業



中小企業・小規模企業をはじめとする関係者・団体に、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の理解が深まり、中小企業・小規模企業が経済的・社会的環境の変化をふまえて、自らの創意工夫や地域資源の活用を進めることにより、本県の経済が持続的に発展しています。

現状と課題

- 中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成および維持に寄与している重要な存在です。しかし、小規模ゆえに経営資源の確保が困難であり、人材不足、販路開拓、資金調達等の課題を抱えています。また、需要の低迷、国内外での競争が激化する中、施設・設備の老朽化や不足が経営上の課題となっており、企業に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。
- 強じんて多様な産業構造を構築していくためには、県内企業の国際展開が重要です。そのため、海外市場を積極的に取り込み、新たな事業に挑戦するグローバル人材の育成が不可欠です。また、県内のサービス産業の多くは、経営資源に乏しい中小企業・小規模企業であり、とりわけ、現場での問題解決を通じて新たな挑戦や価値の創造に取り組む人材を育成していくことが重要です。
- 規模、資金力において多様な商店街、共同店舗等があることから、めざす方向性や実施する事業が異なっており、画一的な支援では対応が難しくなっています。
- 伝統産業・地場産業は、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化による需要の低迷、海外からの安価な輸入品の増大、産地間競争等による生産額の落ち込みに伴い、従事者数が減少し、後継者などの人材不足や販路開拓が喫緊の課題となっています。
- インターネットに接続されるデバイス数が急激に増加し、あらゆるモノがインターネットにつながる I o T (Internet of Things) が進展しつつあり、それを県内の産業振興や地域活性化につなげていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県内産業を支える中小企業・小規模企業が、世界経済の構造変化や人口減少社会の中で、伝統および技術を受け継ぎながら、時代の変化に対応するという機動性や地域性を発揮し、新たな事業の展開に取り組めるよう支援する必要があります。そのため、関係団体等とともに、中小企業・小規模企業の特性に応じたきめ細かな支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出し、サービス産業等の生産性向上などに取り組めます。

取組方向

- 「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会において、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握やその解決策を検討し、関係団体と連携しながら地域の実情に応じた支援に取り組みます。
- 中小企業・小規模企業の経営向上・経営革新への取組を支援するとともに、金融機関などと連携し、企業の多様なニーズに応じた資金供給の円滑化を図ります。とりわけ、設備投資が困難な小規模企業に対し、経営上の課題解決に向けたきめ細かな支援に取り組みます。
- 創業および第二創業を促進するため、海外ネットワークとの交流促進、金融支援、人材育成などの仕組みを構築し、新たな価値の創造および挑戦を促進するため、起業から販路開拓支援まで包括的に取り組みます。また、県内で活躍する社会的起業家(ソーシャルビジネス)を支援します。
- 中小企業・小規模企業の競争力強化、底上げを図るため、グローバルな視点を有するトップクラスの次世代経営人材を育成するとともに、経営者間のネットワークづくりに取り組みます。また、食・観光産業などサービス産業において、ホスピタリティ人材の育成・確保を図ります。
- 商店街をはじめとする地域の商業活性化を図るため、商店街を地域のインフラ基盤としてとらえ、まちづくりと一体となり、市町と連携して商店街の主体的な取組を支援します。
- 伝統産業や地場産業における匠の技や技術を生かし、デザイナー等との連携により現代のライフスタイルに即した新商品の開発ならびに大都市圏や海外に向けての販路開拓を支援します。また、地域資源関連商品については、商品のブラッシュアップと事業者の販売力向上を支援します。
- 「みえ ICT を活用した産業活性化推進協議会」に、多様な業種の企業等の参加を募るとともに、オープンデータ・ビッグデータや ICT を活用することにより、県内産業の振興や地域活性化につなげます。

の振興

政策 Ⅲ-2 強じんて多様な産業

主担当部局：雇用経済部

平成31年度末での到達目標

中小企業・小規模企業が経済的・社会的環境の変化をふまえて、自らの創意工夫や地域資源の活用をはじめ、経営向上、新たな事業展開・価値の創造および次世代経営人材の育成などの取組を進めたことにより、その成果(付加価値)が毎年継続的に増加し、地域経済が持続的に発展しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合 創	62.9% (26年度)	69.0%	県内事業所(5,000社)アンケートに回答のあった中小企業・小規模企業のうち、「営業利益」が3年前と対比し「増加傾向」または「横ばい」と回答した企業の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
32101 中小企業・小規模企業の主体的な取組の促進 (主担当：雇用経済部中小企業・サービス産業振興課) 三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、中小企業・小規模企業の経営の安定および向上を図るとともに、新たな価値の創造および挑戦を促進するため、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた支援に取り組みます。	企業が三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)	999件 (26年度)	2,100件
	【目標項目の説明】 商工団体等の支援により、中小企業・小規模企業が三重県版経営向上計画の認定や経営革新計画の承認を受けた件数		
32102 商業・サービス産業の振興 (主担当：雇用経済部中小企業・サービス産業振興課) サービス産業の振興と活性化を図るため、中小企業・小規模企業に対する人材育成や創業支援等に取り組むとともに、市町等と連携して地域の特性に応じた商店街振興等に取り組みます。	商業・サービス産業における高付加価値な商品・サービス等の創出件数(累計)	—	60件
	【目標項目の説明】 高付加価値な新しい商品開発や新たなサービスが生まれた件数		
32103 伝統産業・地場産業、地域資源を活用した産業の振興 (主担当：雇用経済部地域資源活用課) 地域経済を支える中小企業・小規模企業等の活力ある事業活動や、地域産業の強化、新たな地域産業の創出のための商品開発、販路開拓等の支援に取り組みます。	地域資源を活用した新商品を開発、商品化し、販売につながった企業数(累計)	—	52社
	【目標項目の説明】 みえ地域コミュニティ応援ファンド、みえ農商工連携推進ファンド、デザイナー連携事業等を活用して商品開発、商品化し、販売につながった企業数		
32104 ICTを活用した産業振興 (主担当：雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課) 産学官の連携による「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」において、オープンデータ・ビッグデータやICTを活用した産業振興や地域振興に向けた取組を支援します。	「三重県オープンデータライブラリ」に登録したオープンデータの数(累計)	31データ (26年度)	80データ
	【目標項目の説明】 「三重県オープンデータライブラリ」に登録したことにより、県民や企業等が活用できるようになったオープンデータの数		

ものづくり・成長産業



三重のものづくり産業が、産学官の連携により、技術力を向上させるとともに、世界的な成長が見込まれ本県の強みを発揮できる航空宇宙分野や福祉・医療分野などへ挑戦し、より付加価値の高い製品づくりを行うことで日本のものづくり産業の発展を支えています。

現状と課題

- 本県では、北勢地域を中心として、我が国の基幹産業である自動車産業、電機・電子産業、石油化学産業等の大企業やそれを支える多くの中小企業が立地しています。今後、地域間競争が激しくなる中、こうしたものづくり産業の一層の付加価値の向上をめざしていく必要があります。
- 強じんて多様な産業構造への転換をめざすため、本県が強みを発揮できる分野を生かして、今後、市場の拡大が見込める航空宇宙産業など成長産業に挑戦する必要があります。
- 高齢化社会の進展に伴い、ヘルスケア産業の成長が期待されています。このため、ものづくり企業の高い技術力や産学官民の連携基盤を活用し、医療・健康・福祉分野の製品・サービスの創出に向けた取組を強化するとともに、多様な健康需要に対応した新たな製品・サービスを創出するなど、ライフイノベーションを推進する必要があります。
- 新商品・新技術の開発、技術の高度化、コスト削減、人材育成などは、ものづくり企業にとって大きな課題であり、きめ細かい中長期的な支援が必要です。また、ものづくり中小企業の技術課題解決に貢献していくため、行政をはじめ、研究機関、高等教育機関、産業支援機関が、一層の連携を図る必要があります。
- 大企業等からは、設計や試作段階から参画できるような技術力の高い中小企業への期待が高まっており、両者のマッチングの機会を創出していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県の活力あるものづくり産業の発展に向け、県内のものづくり中小企業が今後も高い技術力や競争力を保ち、さらに成長産業分野への参入を進めていくために、産学官等が連携し、企業の課題の解決に取り組みます。

取組方向

- 東海環状西回り等の高速道路網の整備が進むことで、本県では、完成品工場が中部地域に集中する自動車産業や航空機産業への物流アクセスのさらなる向上が期待されます。この好機を生かし、中部地域における産業連携をより強化することで、企業の事業拡大や地域の経済発展につなげます。
- 「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、人材育成、参入促進、事業環境整備などを通じて、本県の航空宇宙産業のすそ野の拡大をめざしていくなど、今後、成長が期待される産業分野への県内企業の参入を促進します。
- ライフイノベーションの取組をさらに推進するため、医療・健康・福祉分野の産学官民金が連携して、先進的な製品・サービスの創出に向けた研究開発から販路開拓に至る総合的支援に取り組むとともに、多様な健康需要に対応した予防・健康管理等の新たな製品・サービスの開発支援に取り組みます。
- ものづくり中小企業が自らの経営戦略に基づいて取り組む新商品・新技術の開発、技術的な課題への対応を促進します。また、広域による技術連携を促進し、県研究機関の研究開発能力を向上させ、「町の技術医」としての機能の強化を図ることによって、県内企業の課題解決を支援します。
- 大手企業と県内のものづくり中小企業の技術交流会を開催し、販路開拓のほか、技術や開発の動向に関する情報交換を促進します。

の振興

政策 Ⅲ-2 強じんて多様な産業

主担当部局：雇用経済部

平成31年度末での到達目標

県内のものづくり企業が自社の特徴や強みを生かし、技術的な課題解決や新たな分野展開にチャレンジし、その結果、高付加価値製品の生産に取り組んでいる企業が増加しています。



こども向けの航空機セミナー

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
ものづくり中小企業における、従業員1人あたりの付加価値額	10,383千円 (25年)	11,383千円 (30年)	工業統計におけるものづくり中小企業の付加価値額(営業利益、減価償却費、人件費)を、同統計におけるものづくり中小企業の従業員数1人あたりで割った額

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
32201 ものづくり・成長産業への参入促進 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 今後、大きな成長が期待される産業分野への県内企業の参入を促進するため、国内外の専門機関等と連携した人材育成や参入促進に向けての支援、企業の設備投資への支援など事業環境整備に取り組みます。	県内で新たに航空宇宙産業へ参入・事業拡大をした企業数(累計)	0社 (26年度)	30社
	【目標項目の説明】 みえ航空宇宙産業振興ビジョン(平成27(2015)年度から)に基づき、目標値として設定した航空宇宙産業分野への参入・事業拡大企業数		
32202 ライフイノベーションの推進 (主担当：健康福祉部ライフイノベーション課) 医療・健康・福祉分野の産学官民金が連携して、ものづくり技術や医療データなどを活用した先進的な製品・サービスの研究開発や国内外の販路開拓などの支援に取り組みます。また、地域資源・ICTなどの活用や実証をとおして、ニーズの高い予防・健康管理等の新たな製品・サービスの開発支援に取り組みます。	医療・健康・福祉分野の製品・サービス開発数(累計)	—	34件
	【目標項目の説明】 県内事業者等が開発した医療・健康・福祉分野の製品・サービス件数		
32203 ものづくり基盤技術の強化 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) ものづくり中小企業自らが戦略的に取り組む研究活動や試作品の開発、各企業に共通する基盤技術の高度化に向けた研究会の開催、知的財産の取得、国等の競争的資金獲得等、企業の付加価値額向上に向けたきめ細かな支援に取り組みます。	ものづくり中小企業が自らの経営戦略に基づき取り組み、事業化を進めた件数(累計)	—	140件
	【目標項目の説明】 ものづくり中小企業が高付加価値の製品づくりに向けて、県の支援制度などを活用して、研究開発の推進および知財取得などに取り組んだ件数		

施策 322

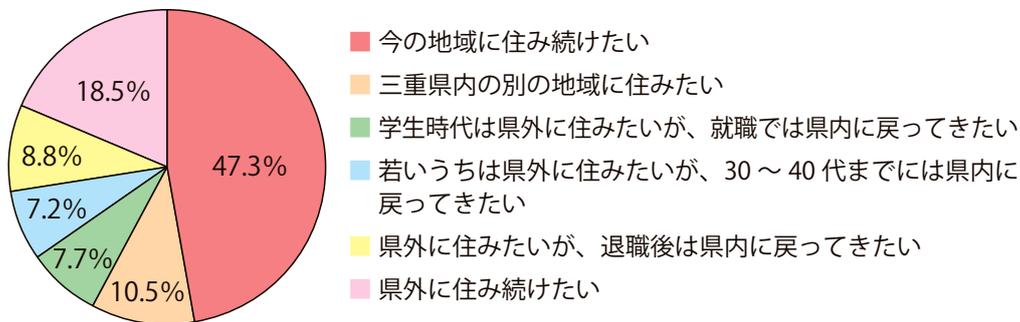
主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
32204 技術開発の推進 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 企業、高等教育機関、県研究機関などのさまざまな主体が連携し、県内企業との共同研究等を行うことによって、企業の技術者育成や市場のニーズをふまえた技術課題の解決に取り組めます。	共同研究等による企業の課題解決数(累計) 【目標項目の説明】 県研究機関の設備・知見を活用し、広域的な技術連携や共同研究等を行うことにより、企業が技術課題を解決した件数	—	108 件
32205 ものづくり企業の販路開拓の促進 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) ものづくり企業の新分野への進出等を促進するため、大手企業等との技術交流会等を開催し、中小企業等が大手企業の開発・技術動向を知る機会を創出するとともに、販路開拓や、新製品の設計・試作、技術力の高度化などへの支援に取り組めます。	企業等の技術交流会等により成約に至った商談数と共同研究に進んだ件数(累計) 【目標項目の説明】 県が取り組んだ技術交流会等をきっかけに新たに成約した商談数や大手企業等の商品開発等に参画するため、ものづくり企業が、他の企業、大学、研究所等と実施した共同研究数など、ものづくり企業の販路開拓につながった件数	—	52 件

未来を担う高校生に聞きました！

三重県では、高等教育機関への進学や学卒後の就職のタイミングで、多くの若者が県外に流出してしまうことが課題になっています。

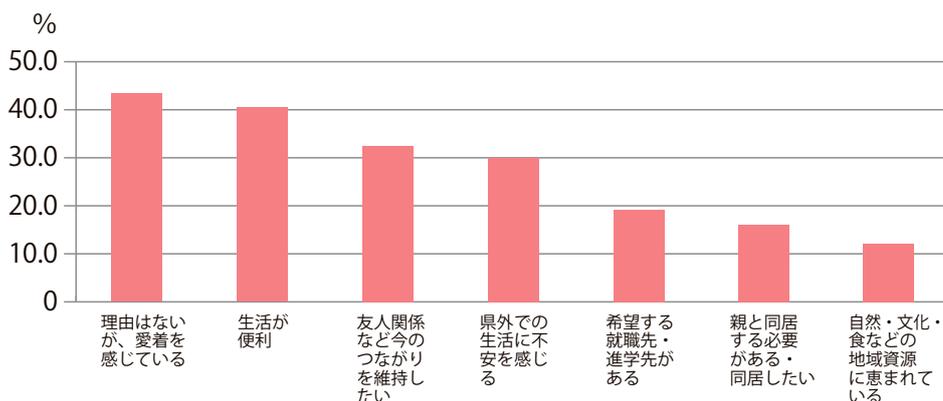
若者の県外流出防止や、一度県外に出た人の再流入を促進する対策等の検討に向けた基礎資料とするため、県内の高校2年生とその保護者を対象としたアンケート調査を平成26年12月に実施しました。調査結果の中から、高校生に「定住意向および卒業後の進路」について尋ねた一部を紹介します。

Q 現在、住んでいる地域にこれからも住み続けたいですか。



今回の高校生アンケートの結果から、全体の47.3%が「今の地域に住み続けたい」と考えており、「三重県内の別の地域に住みたい」の10.5%を加えると、全体の57.8%が県内に住み続けたいと考えていることがわかりました。

Q 「今の地域に住み続けたい」とお答えになった理由を教えてください。



「今の地域に住み続けたい」と考えている人に、その理由を尋ねたところ、「理由はないが、愛着を感じている」を選択した人が最も多く42.6%、次いで、「生活が便利」が39.8%、「友人関係など今のつながりを維持したい」が31.9%となっており、生活上の利便性の確保とともに、地域への愛着を育む郷土教育の推進や地域との関わりを深める取組の推進が必要であると考えられます。

「食」の産業振興



三重の食材や食文化の魅力が広く伝わり、県内企業の海外に向けた販路が拡大するとともに、国内外から本県への「食」を目的とした集客交流が促進され、「みえの食」の消費拡大が図られることにより、多くの雇用が生まれるなど、食関連産業が活性化しています。

現状と課題

- 食関連産業の裾野は広く、平成 26(2014)年経済センサスによると、本県においては、全産業に占める「宿泊・飲食サービス業」の事業所数は第 2 位、従業員数は第 4 位となっているほか、「卸売業・小売業」における事業所数・従業員数の約 3 分の 1 が飲食料品関係となっています。また、「製造業」においても「食品製造業」の事業所数が第 1 位、従業員数が第 4 位となっており、「食」の産業振興に取り組むことにより、広く関連する県内産業への波及効果が期待できます。
- 世界の「食」に関する市場は、平成 21(2009)年の 340 兆円から、平成 32(2020)年には 680 兆円と倍増し、特にアジアでは、82 兆円から 229 兆円と、約 3 倍に拡大することが予測されています。国は、農林水産物・食品の輸出額を平成 26(2014)年の 6,117 億円から平成 32(2020)年には、1 兆円とする目標の前倒しを掲げており、本県としても急速に拡大する世界の食市場をターゲットにした食関連産業の振興を図っていく必要があります。
- 伊勢志摩サミット開催という、「みえの食」が国内外から注目される千載一遇の好機を生かし、ポストサミットにおいても、本県が魅力ある食を提供することができる地域として認知されるよう、引き続き国内外への情報発信や販路拡大など食関連産業の振興を図っていく必要があります。また、米国で開催された世界の食関連産業関係者が集まる国際会議である WOF (ワールド・オブ・フレーバー)への参加や、ミラノ国際博覧会日本館イベント広場への出展など、これまで取り組んできた経験と実績を生かし、「みえの食」の将来を担う人材の確保・育成につなげていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県が有する豊かな食材や多様な食文化、人材などの高いポテンシャルを生かし、「みえの食の産業振興ビジョン」に基づき、関連する企業や団体等と連携しながら、素材の磨き上げや試験研究、商品開発や販路開拓、情報発信、人材の確保・育成などの取組を進めます。

取組方向

- 本県の産業政策を体系的に推進するため、第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業までが一体となった取組を推進します。具体的には、「素材(農林水産物)の磨き上げ」、「試験研究」、「商品開発支援」、「販路開拓支援」、「情報発信」の分野において、関係部局間の調整を図り、相乗効果や新たな可能性を見いだすとともに、食の安全・安心に向けた取組をベースに多様な連携(つながり)を生み出す仕組みづくり、食関連産業の人材の確保・育成に取り組む、「みえの食」の産業振興を支える人づくりを進めます。
- 第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業までがさまざまな形で互いに連携・補完しながら新たな価値の創出を後押しするとともに、「みえの食」や食文化に対する県民の理解を醸成するための施策を展開します。
- 伊勢志摩サミットや「お伊勢さん菓子博 2017」の開催などの機会を生かしつつ、関係機関等と連携して「みえの食」に関する情報を積極的に情報発信するとともに、国内外への販路拡大につなげ、食関連産業の活性化を支援します。また、飲食業・宿泊業における人材育成を図るとともに、「みえの食」の将来を担うグローバルな人材の育成に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

「みえ食の産業振興ビジョン」に基づく取組を推進することで県内の食関連産業が活性化し、多くの雇用が生まれ、若い人材が育成されるなど、県内経済の改善に成果が生まれています。



WOFでの相可高校生による実演・試食提供

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内における飲食料品の製造品出荷額および販売額の合計 創	6,577 億円 (26年)	6,774 億円 (30年)	工業統計調査における食品製造業の製造品出荷額等および商業動態統計調査における百貨店・スーパーの飲食料品販売額の合計

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
32301 「みえの食」の情報発信と販路拡大に向けた支援 (主担当：雇用経済部中小企業・サービス産業振興課) 三重の食材や食文化の情報を国内外に積極的に発信し、「みえの食」の販路開拓や国内外からの誘客につなげていくため、国内外で行う情報発信等と連動させ、大都市圏や海外のバイヤーやシェフ等とネットワークを構築するほか、販路の拡大をめざし、企業の流通面や海外営業活動などを支援します。	商談会等に出展した県内食関連事業者が商談に至った件数	585 件 (26年度)	650 件
	〔目標項目の説明〕 県が実施する「食」に関する国内外の商談会や食品見本市(他団体が主催する商談会や食品見本市に県が一定の小間を確保するものを含む)に出展した県内食関連事業者が商談に至った件数		
32302 「みえの食」の産業振興を支える人づくり (主担当：雇用経済部中小企業・サービス産業振興課) 第1次産業から第3次産業までの各産業間の連携を促進することで新たな価値を創出する仕組みづくりを行うとともに、本県の食関連産業が持続的に発展できるよう専門講座の開催等を通じて成長産業化に向けた事業者の人づくり等の取組を支援します。	「みえの食」の産業を担う人材の育成数(累計) 創	—	320 人
	〔目標項目の説明〕 県等が県内の食関連・サービス産業従事者を対象に実施した商品力強化や販路拡大、おもてなし経営手法の習得などの講座等を通じて育成した人材の数		

地域エネルギー力の



県内企業の技術と地域資源を生かして、エネルギー分野の産業が戦略的に展開され、安全で安心な新エネルギーの導入が広がるとともに、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革が進み、省エネルギーや多様なエネルギーの適切な組み合わせのもと、県民生活や産業活動の基盤となるエネルギーが安定的に供給されています。

現状と課題

- さまざまな主体が、意識とライフスタイルや事業活動を変革しながら、新エネルギーの導入、エネルギーの地産地消、エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進等を、「協創」のスタンスで進めていくことが必要です。
- エネルギーは県民の生活や産業活動を支える基盤であることから、従来の大規模電源のみに依存するのではなく、地域資源を活用した、環境に負荷をかけない安全で安心な新エネルギーの導入を、さらに進めていくことが求められています。また、RDF焼却・発電事業は、安全で安定した運転を行う必要があります。
- 地方創生の観点から、豊かな自然や産業・技術の集積といった本県の強みを生かし、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用した新しいまちづくりを行うことが必要です。
- 高度な技術を有する県内企業が、その技術を生かして今後の成長分野と期待されるエネルギー関連産業に進出できるようにすることが必要です。
- 次世代の地域エネルギーとして期待される水素エネルギーやメタンハイドレートについて、それを利活用することで産業振興等に結びつけていくことが求められています。また、バイオリファイナリーに関する新技術により、バイオケミカル産業の振興につなげる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの生活や産業活動を支える安全で安心なエネルギーが安定的に供給されるよう三重県の自然特性を生かした新たなエネルギーの導入を促進します。

また、県民の皆さん、地域団体、事業者、大学、行政などのさまざまな主体と連携し、省エネ行動やエネルギー・マネジメントの普及を図るとともに、三重県におけるエネルギーの地産地消、エネルギー関連産業の振興、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を生かしたまちづくりを進めます。

取組方向

- 県民や事業者に対してエネルギーに関する啓発等を行うとともに、地方から安全で安心なエネルギーの確保に貢献するため、「三重県新エネルギービジョン推進会議」や「みえスマートライフ推進協議会」の取組を通じ、新エネルギーの導入や省エネをはじめとしたエネルギー施策の推進に取り組みます。
- 本県の豊かな地域特性を生かして、引き続き、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の新エネルギーの導入を図ります。また、平成32(2020)年度末までを事業期間とするRDF焼却・発電事業については、引き続き安全で安定した運転を行います。
- 新エネルギーの導入はまちづくりと一体となって行うことが効果的であることから、これまでの桑名市・熊野市・鳥羽市・志志島での取組の成果と課題をふまえつつ、引き続き地域団体、事業者、市町等との「協創」により、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりを支援します。
- 県内企業等が有する既存技術やノウハウを生かしたエネルギー関連の製品開発や新しいサービスの提供に向けて、工業研究所が中心となって技術開発の支援などを行います。
- 水素エネルギー、メタンハイドレート、バイオリファイナリーなど実用化が期待されている次世代の地域エネルギーや新技術について、最新の調査研究や技術開発の動向をふまえつつ、本県の地域活性化に結びつける取組方策を検討します。

平成31年度末での到達目標

県民の皆さん、事業者、市町等と連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギー等の導入が進むとともに、県民生活や産業活動等での省エネの促進によりエネルギーが効率的に利用され、安全で安心なエネルギーの「地産地消」が行われています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
新エネルギーの導入量(世帯数換算)	384千世帯 (26年度)	543千世帯 (30年度)	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賅ったと仮定した場合の世帯数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
32401 新エネルギーの導入促進 (主担当：雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課) 事業者等の新エネルギーの普及開発を目的とする取組を促し、県民等の新エネルギーの導入や省エネに関する意識の醸成に努めます。また、発電用施設周辺地域等の地域活性化を支援します。	事業者等による新エネルギーの普及啓発の取組数(累計)	—	40回
	〔目標項目の説明〕 事業者等による、太陽光・風力・バイオマスなどの新エネルギーの普及啓発を目的とする取組数		
32402 創エネ技術等を活用したまちづくりの推進 (主担当：雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課) 地域団体、事業者、市町等の「協創」により、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりを支援します。	創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりへの支援件数(累計)	8件 (26年度)	32件
	〔目標項目の説明〕 県が支援した創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりに向けた計画策定やモデル事業等の件数		
32403 エネルギー関連技術の開発 (主担当：雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課) 県内企業のエネルギー関連分野への進出を支援するため、工業研究所を中心に企業と共同研究に取り組み、エネルギー分野に関する製品開発をめざします。	エネルギー関連技術に関する企業との共同研究の件数(累計)	10件 (26年度)	34件
	〔目標項目の説明〕 工業研究所を中心に、エネルギー関連技術(創エネ・蓄エネ・省エネ技術)に関する製品開発をめざして、企業と共同して研究に取り組む件数		
32404 次世代の地域エネルギー等の活用推進 (主担当：雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課) 水素エネルギー、メタンハイドレート、バイオリファイナリーに関する研究会を開催し、テーマに応じて関係者との情報交換・意見交換等を行うことにより、次世代産業の育成やまちづくりに向けた取組を進めます。	次世代の地域エネルギー等の利活用に向けた研究テーマ数(累計)	11テーマ (26年度)	44テーマ
	〔目標項目の説明〕 次世代の地域エネルギーや新技術の利活用を産業振興やまちづくりにつなげる取組方策等を検討するため設置した、みえ水素エネルギー研究会、みえバイオリファイナリー研究会、メタンハイドレート地域活性化研究会で検討するテーマ数		

戦略的な企業誘致の推進



県民の
皆さんと
めざす姿

成長が期待される産業や国際競争力のある産業など多様な産業が活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、国内外の企業による県内への投資が持続的に行われ、雇用の維持・創出や地域経済の活性化につながっています。

現状と課題

- クリーンエネルギー関連分野、ライフノベーション関連分野などに加えて、今後成長が期待される分野の投資をさらに促進していく必要があります。
- 県内企業等がグローバル競争に打ち勝つため、さらなる拠点化やマザー工場化、本社機能の移転などを促進し、県内産業基盤を強化する必要があります。
- 経済のグローバル化が進展する中、国やジェットロなど関係機関と連携して、外資系企業の立地を促進していく必要があります。
- 県内企業の再投資や事業拡大を促進するため、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化を図るとともに、新たな産業用地を確保する必要があります。
- 企業では物流の合理化によるコスト削減が最重要課題の一つとしてとらえられており、「必要な場所に、安価に、確実に」輸送できる物流プロセスの構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

経済のグローバル化の進展や人口減少・超高齢化という課題に直面する中、地域においては、自律的で継続的な産業の創出が必要です。このため、市町や関係機関と連携して国内外の企業による県内への投資を呼び込むことにより、雇用の維持・創出を図るとともに、さらなる地域経済の活性化につなげます。

取組方向

- 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、クリーンエネルギー関連分野、ライフノベーション関連分野をはじめ、今後さらに成長が期待される航空宇宙関連や「食」関連などの分野の投資を促進します。
- 国内企業が海外展開を進めていく中、県内への成長産業の新たな誘致や再投資を促進するとともに、マザー工場化、研究開発施設などの高付加価値化につながる投資を積極的に促進します。また、地方創生の観点から、企業の本社機能の移転や拡充を促進します。
- 新たな外資系企業の誘致手法の検討を進め、国やジェットロなど関係機関と連携して戦略的な企業誘致に取り組み、対内投資を促進します。
- 操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、企業の新たな事業展開を支援します。
- 市町等と連携して新たな産業用地の確保に向けた調査や工場跡地等の未利用地の情報収集を行い、企業誘致を推進します。
- 四日市港が企業の物流合理化ニーズに応え、背後圏産業の国際競争力の維持・強化に貢献するため、「四日市港利用促進協議会」を核としたポートセールス、臨港道路霞4号幹線や港湾施設の整備などの取組を支援します。また、企業の三重県への再投資や企業誘致につながるよう、四日市港管理組合や関係団体と連携して、セールス活動等を進めます。

と県内再投資の促進

政策 Ⅲ-2 強じんて多様な産業

主担当部局：雇用経済部

平成31年度末での到達目標

操業環境が向上し、成長産業をはじめ多様な産業による活発な事業活動が展開され、国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が活発に行われています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内への設備投資目標額に対する達成率	—	100%	県が関与した企業による県内への設備投資の目標額 1,320 億円(平成 23(2011)年度から平成 26(2014)年度までの設備投資額を 10%増加)に対する達成率

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
32501 付加価値創出に向けた企業誘致 (主担当：雇用経済部企業誘致推進課) 企業投資促進制度を活用して、県内への成長産業の誘致やマザー工場化、研究開発施設などの投資を促進します。また、首都圏、関西圏等での投資セミナーの開催や企業訪問などにより新たな企業の誘致を進めるとともに、県内企業の再投資を促進します。	企業立地件数(累計) 創	—	240 件
	(目標項目の説明) 県が関与した企業立地件数と工場立地動向調査等における企業立地件数の合計(重複を除く)		
32502 対内投資の促進 (主担当：雇用経済部企業誘致推進課) 伊勢志摩サミットを契機として大使館等とのネットワークを活用したプロモーションを展開するとともに、国やジェトロなど関係機関と連携して誘致活動を行うなど、効果的な外資系企業の誘致に取り組み、対内投資を促進します。	外資系企業の立地件数(累計)	—	6 件
	(目標項目の説明) 県内に外資系企業が立地した件数		
32503 操業しやすい環境づくり (主担当：雇用経済部企業誘致推進課) 市町等と連携を図りながら、規制の合理化、産業用地の確保に向けた検討など操業環境の向上に取り組み、県内企業の再投資や事業拡大を促進するとともに、新たな企業の誘致を進めます。	操業環境の向上に向けた取組件数(累計)	—	20 件
	(目標項目の説明) 規制の合理化など企業のニーズに応じた操業環境の向上に向けた取組件数		
32504 四日市港の機能充実と活用 (主担当：雇用経済部雇用経済総務課) 四日市港が背後圏産業の国際競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう支援するとともに、企業誘致と四日市港の活用が相乗効果を発揮するよう四日市港管理組合や関係団体と連携して、セールス活動等に取り組みます。	四日市港における外貿コンテナ取扱量	18 万 TEU (26 年)	26 万 TEU
	(目標項目の説明) 四日市港において 1 年間(1~12 月)に取り扱った外国貿易コンテナの量(20 フィートコンテナに換算したコンテナの個数)		

国際展開の推進



県民の
皆さんと
めざす姿

本県の持つ強みやこれまでに培ってきた海外の政府・自治体等との関係を生かしつつ、産学官金が一体となって、産業や観光、文化などのさまざまな分野において戦略的かつ横断的に国際展開の推進に取り組むことにより、世界からの優れた企業、人材の呼び込みや県内企業の海外展開が進み、地域に新たな活力と価値が創造されています。

現状と課題

- 国内市場が停滞する中、海外市場を見据えた県内中小企業の海外展開は、喫緊の課題となっていますが、県内中小企業の海外展開は遅れている傾向にあることから、海外展開をめざす県内中小企業の取組を積極的に支援していく必要があります。
- 航空宇宙産業は、今後 20 年間で世界で運行される旅客機数がほぼ 2 倍になると予測される成長産業として期待されていますが、県内企業が新規参入や事業拡大に取り組むにあたっては、海外との関係構築や人材育成が必要です。
- 農林水産物・食品等の輸出において、世界の「食」の市場は今後 10 年間で倍増とも言われている中、世界的な日本食ブームによる海外での認知度・注目度の高まりなど、世界における日本産食品に対するさらなる需要拡大の機会をとらえ、本県としても輸出促進の取組を効果的に行っていく必要があります。
- 訪日外国人旅行者の大幅な増加が進む中、三重県ならではの魅力ある観光資源や伊勢志摩サミット開催の好機を生かし、より効果的な外国人旅行者の誘致に積極的に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

世界に開かれた三重を実現するためには、県内自治体等の国際交流の促進、世界からの優れた企業・人材の誘致、県内企業の海外展開を進める必要があります。そのため、本県の有する強みや海外の政府・自治体等と培ってきた関係を生かしつつ、「みえ国際展開推進連合協議会」や「三重県企業国際展開推進協議会」等を通じて、産学官金が一体となって「オール三重」で国際展開の推進に取り組みます。

取組方向

- 伊勢志摩サミット開催という、本県の知名度向上につながる千載一遇の機会をステップに、産学官金が一体となって設立した「みえ国際展開推進連合協議会」を本県の国際展開のプラットフォームとし、県内企業の海外展開、農林水産物・食品の輸出促進、医療・健康・福祉および外国人旅行者誘致の各分野の協議会をその推進エンジンとして、医療・健康・福祉やスポーツ、文化交流等を含めた多方面にわたる本県の国際展開を「オール三重」で強力に進めます。
- 産業連携や観光交流等において、多様な連携や取組の成果が生まれつつあることから、公益財団法人三重県産業支援センターや公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）等と連携し、本県が培ってきた海外との関係を生かしつつ、県内企業の海外展開をはじめ、さらに一步先をめざした支援に積極的に取り組めます。特に成長産業として期待される航空宇宙産業への県内企業の新規参入、事業拡大を促進するため、「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、海外連携の総合窓口を設置し、人材育成や参入促進、事業環境の整備について、きめ細かな支援に取り組めます。
- 国際展開のさらなるレベルアップを図るため、「みえ国際展開に関する基本方針」の考え方をふまえて、新たな分野における海外との関係構築・深化を図ります。
- ブラジル・サンパウロ州、中国・河南省、パラオ等、これまで本県が長年にわたりさまざまな分野で関係を築いてきた友好・姉妹提携先について、長期的視野に立って交流を維持・継続するとともに、周年事業等の機会をとらえて、さらなる関係の強化・発展を図ります。

平成31年度末での到達目標

国際社会のグローバル化に対応するため、姉妹・友好提携先や各国の在日大使館等との連携を強化するとともに、これまで培ってきた国際的な関係を生かしながら、本県の持つ高い技術や観光資源等の魅力を海外に向けて発信することにより、海外自治体等との連携が進み、本県をはじめ、県内の市町、関係団体、企業等の経済・文化的交流が活性化しています。



ロンドンにおける三重県ビジネスセミナー

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
海外の政府・自治体等との連携取組件数(累計)	—	120件	本県が培ってきた海外の政府・自治体等との関係を生かしながら、県、県内市町、関係団体等が当該政府・自治体等と連携して取り組むセミナーや商談会の開催、展示会への出展等の件数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
33101 国際交流の推進 (主担当：雇用経済部国際戦略課) これまで培ってきた海外政府・自治体、大使館等との関係をさらに深化させ、「食」や医療・健康・福祉、観光・スポーツ・文化交流等多分野にわたる県内の市町、関係団体等の国際展開を支援する取組を進めます。	県内市町、関係団体等が新たに国際展開に取り組んだ件数(累計)	—	12件
	【目標項目の説明】 本県が有する海外政府・自治体等との関係を生かしながら、県内の市町、関係団体等が新たに国際展開(姉妹・友好提携、覚書(MOU)等の締結)に取り組んだ件数		
33102 海外事業展開の推進 (主担当：雇用経済部国際戦略課) 海外展開支援拠点等を活用するとともに、「みえ国際展開推進連合協議会」を核として産学官金が一体となって、県内中小企業の海外展開の支援に取り組めます。	海外事業展開に取り組む企業数(県が支援または関与した県内中小企業等)(累計)	—	64社
	【目標項目の説明】 海外での事業展開を行う県内中小企業数(県が支援または関与した中小企業)		

観光の産業化と海外



県民の皆さん、市町、観光関連事業者、NPO法人等と連携を図り、マーケティングを実施し、マネジメントおよびPDCAサイクルの方法を取り入れた取組を推進することにより、国内外の来訪者から何度でも訪問したい観光地として三重県が選ばれるとともに、観光関連産業が三重県経済をけん引する産業の一つとして確立し、地域が持続的に発展しています。

現状と課題

- 平成 25 (2013) 年 4 月から 3 年間にわたり展開してきた三重県観光キャンペーンの取組で得た仕組みや体制構築等の成果を生かし、三重県が魅力ある観光の目的地として、これからも選ばれ続けるために観光の「質」を高める取組を推進していく必要があります。
- 県内での外国人延べ宿泊者数は平成 26 (2014) 年に約 18 万人と平成 22 (2010) 年の約 11 万人から 1.6 倍に増加しています。アジアに加え、欧米、富裕層をターゲットにするほか、MICE^{注1}誘致に取り組み、これらの市場を三重県の海外誘客における主たる市場として確立させるとともに、比率が高まっている個人の外国人旅行者 (FIT) の一層の取り込みを図る必要があります。
- 平成 25 (2013) 年 6 月、三重県は「日本一のバリアフリー観光県」推進宣言を行いました。この宣言をもとに三重県版バリアフリー観光(パーソナルバリアフリー基準^{注2})の考え方を推進する観光を展開する等を通じて、「おもてなし」の向上や観光人材の育成を図ることで来訪を促す基盤づくりを行う必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

三重県ならではの魅力ある観光資源や伊勢志摩サミット開催の好機を生かし、国内外からの観光客の流れを創出し、観光地としてのグレードアップ、さらには地域の持続的な発展につなげるため、県民の皆さん、市町、観光関連事業者、NPO法人等と連携し、「地域ストーリー」づくりを進めるなど観光の産業化等に取り組みます。

取組方向

- 伊勢志摩サミット開催の好機を生かし、三重県を世界の人びとが 1 度は訪れたいブランド観光地、日本人が何度でも訪問したい定番の観光地にグレードアップします。
- 観光産業を裾野の広い産業ととらえ、「食」を中心としたサービス産業など多様な産業と連携した展開を図るとともに、地域をけん引する産業として観光関連産業を育成することで、「観光の産業化」を推進し、来訪者の観光消費額の増加につなげます。また、「観光地経営」の視点に立った持続可能な観光地域づくりを県内各地に展開するために、「日本版DMO^{注3}」を推進します。
- アジアの旅行者に加え、欧米諸国、富裕層の旅行者誘致のため、旅行博でのPR、欧米諸国メディアの取材受入れ、エージェントへのセールスやゴルフツーリズム等に取り組むとともに、リピーター確保につなげるため、体験型・着地型観光の充実を図ります。
- 三重県に適したMICE開催モデルの分析等を進め、MICE誘致・開催促進を図ります。
- 三重県版バリアフリー観光を普及し、県内におけるバリアフリー観光の受入れ環境の充実等、障がい者や高齢者・外国人でも安心して訪問できる三重県の魅力ある観光地づくりを進めるとともに、新たな需要喚起や観光客の多様なニーズに応えられる人材の育成に取り組みます。

誘客の促進

政策 Ⅲ-3 世界に開かれた三重

主担当部局：雇用経済部観光局

平成31年度末での到達目標

第62回神宮式年遷宮後の観光入込客の減、また、人口減少・少子高齢化による国内観光市場が縮小傾向にある状況においても、伊勢志摩サミット開催の経験や三重県の特性を生かした国内外誘客の取組、さらなる観光の産業化を進めることで、「みえの観光」のグレードアップが図られ、観光関連産業が活性化しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
観光消費額 創	4,657億円 (26年)	5,000億円 以上	観光客が県内において支出した観光消費額(交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
33201 持続可能な観光地づくり (主担当：雇用経済部観光局観光誘客課) 周遊性・滞在性の向上につながる誘客の仕組みを構築し、県内での延べ宿泊者数を増やすことで、持続可能な観光地づくりに取り組みます。	県内の延べ宿泊者数	879万人 (26年)	1,000万人
	【目標項目の説明】 「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数		
33202 インバウンド倍増戦略の展開 (主担当：雇用経済部観光局海外誘客課) 対象国(地域)の実情に応じたプロモーションや誘客活動に取り組むとともに、SNSや旅行口コミサイト等を活用し、個人の外国人旅行者への認知度を高めます。また、伊勢志摩サミット開催の好機を生かし、アジアに加え、欧米や富裕層市場を確立させることで、県内の外国人延べ宿泊者数の倍増をめざします。	県内の外国人延べ宿泊者数 創	178,520人 (26年)	450,000人
	【目標項目の説明】 「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数		
33203 伊勢志摩サミットの好機を生かしたMICE誘致 (主担当：雇用経済部観光局海外誘客課) 伊勢志摩サミット開催の経験とノウハウを生かし、三重県に適したMICEの分析を進め、持続的に誘致・開催促進に取り組みます。	国際会議開催件数(累計)	—	20件
	【目標項目の説明】 JNTO ^{注4} 国際会議統計に基づく国際会議開催延べ件数		
33204 人にやさしい観光の基盤づくり (主担当：雇用経済部観光局観光政策課) バリアフリー観光をはじめ、人にやさしい観光の基盤づくりを推進することで、観光客の満足度向上を図り、リピーターの獲得に努めます。	観光客満足度 創	20.5% (26年度)	25.5%
	【目標項目の説明】 「三重県観光客実態調査」における総合満足度(7段階評価)の「大変満足」の割合		

注1 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

注2 パーソナルバリアフリー基準：バリアの基準は段の高さや施設の有無ではなく、障がいの種類や程度により一人ひとり異なるという考え方のこと。

注3 DMO：観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地づくりの推進主体のこと。DMOはDestination Management/Marketing Organizationの略語。

注4 JNTO：日本政府観光局。海外における宣伝、外国人観光旅行者に対する案内や来訪促進に必要な業務など、国際観光の振興を図ることを目的とした法人のこと。

三重の戦略的な営業



三重の産業の持つ魅力や価値が、県が先頭に立った営業活動を通じて国内外から共感呼び、産業の活性化や地域経済の活性化につながるとともに、県内への企業誘致、製品・県産品等の売り上げ向上や国内外からの観光旅行者の増加につながっています。

現状と課題

- 経済のグローバル化が一層進み、産業構造の転換が進む中、県内産業の空洞化への懸念要因が顕在化してきています。一方、県産品のブランド力を向上させるためには、「食」を政策パッケージとした、販路拡大・商品開発・人材の育成を進めていく必要があります。
- 空洞化の懸念を払拭するためには、県内への投資環境づくりに加え、三重のポテンシャルなどが効果的に伝わるよう、戦略的に情報発信と営業活動を進めていく必要があります。また、農林水産業については、グローバル化に対応して地域資源を活用した産品創出や「食」に焦点をあてた取組、営業力の強化などにより、販路の確保等を進めていく必要があります。
- 国内需要の縮小や消費活動の低迷等により、国内競争が激しさを増しており、国外はもとより、国内需要を取り込む視点からも、魅力づくりに加え、情報発信のあり方や情報発信先の明確化など、その戦略性とともに強力な営業活動が求められています。
- 首都圏営業拠点「三重テラス」や関西事務所を通じて、着実にコアな三重ファンは増えていますが、首都圏および関西圏における三重の魅力の認知度をさらに高めていくために、効果の高い情報発信や、三重の産業の魅力や価値を見だし(棚卸と再発見)、磨き上げる(ブランディング)一方で、「見える化」を図っていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

本県が魅力ある地域として国内外から共感呼び、認知度を向上させていくため、観光資源、食材など三重のポテンシャルを生かし、国内外における営業活動を充実・強化するとともに、県民の皆さん、市町、県内事業者、団体等と連携して、三重の魅力・認知度向上に向けて取組を進めます。

取組方向

- 「三重県営業本部」のもと、首都圏および関西圏等における営業機能を強化し、戦略的に情報発信と営業活動を進め、首都圏および関西圏等の事業者に対する県産品とそれを生み出す自然や歴史・文化等の魅力発信とあわせて、県内事業者とのマッチング機会等を確保し、県産品の販路拡大につなげます。また、農林水産業との連携により、「食」に焦点をあてた取組やグローバル化に対応して地域資源を活用した産品創出により、販路の確保を行います。
- 伊勢志摩サミットや「お伊勢さん菓子博 2017」など、三重県で開催される、海外および国内に影響力のあるイベント等において、三重の魅力を集中的・総合的に情報発信していくとともに、包括協定を締結した企業等と連携しながら、国内外でのフェアや商談会を開催し、県内事業者とのマッチング機会を確保するなど、県産品の販路拡大や誘客促進につなげ、強力な営業活動を展開します。
- 首都圏営業拠点「三重テラス」は、日本橋エリアの関係団体や他県アンテナショップとの連携等を通じて、首都圏におけるネットワークの強化と拡大を図るとともに、「三重テラス」で行うイベントや講座における参加者との連携を継続することで、コアな三重ファンの形成につなげ、三重の魅力を発信し、より魅力的な営業拠点となるよう改善を重ねます。
- 関西では、「関西圏営業戦略」に基づき、関西圏での多様なネットワークを強化・活用し、消費者やマスコミ等に三重の魅力を訴求し、より効果的な営業活動を展開することにより、観光誘客の増加や「食」の販路拡大につなげます。

活動

政策 Ⅲ-3 世界に開かれた三重

主担当部局：雇用経済部

平成31年度末での到達目標

首都圏および関西圏等における営業(セールス)機能が強化され、三重が誇れるものづくり中小企業や観光商品・県産品等の魅力や価値が、トップセールスを中心とした強力な営業活動によって広く情報発信されることで、国内外から共感を呼び、魅力ある地域として三重の認知度が高まっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	55.5%	62.0%	首都圏および関西圏等において把握した、三重が魅力ある地域であると感じる人の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
33301 営業本部の展開 (主担当：雇用経済部三重県営業本部担当課) 営業本部活動において、コアな三重ファンとの連携を強化するとともに、戦略的な営業活動を進めることにより、三重の認知度向上を図ります。	三重ファンとなった企業等と連携した三重の魅力発信件数(累計)	—	1,750件
【目標項目の説明】 営業本部活動を通じて三重ファン(応援企業、応援店舗など)となった企業等と連携したイベントなどの営業活動件数			
33302 首都圏営業拠点の強化 (主担当：雇用経済部三重県営業本部担当課) 首都圏における営業機能を強化するとともに、戦略的な営業活動を進めることにより、産業の活性化につなげます。	首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数	566,521人 (26年度)	620,000人
【目標項目の説明】 首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数			
33303 関西圏営業戦略の展開 (主担当：雇用経済部三重県営業本部担当課) 関西圏における営業機能を強化するとともに、「三重の魅力」発信機能を最大限に発揮するための効果的なプロモーションを実施するなど、戦略的な営業活動を進めます。	関西圏での企業等と連携した「三重の認知度向上」に向けて取り組んだ実践数(累計)	—	530件
【目標項目の説明】 関西圏営業戦略の取組の基盤となる多様なネットワークの充実、強化が図られ、企業・団体等と連携して情報発信や取組をすることができた件数			

次代を担う若者の就労



県内で働きたいという意欲のある若者が、安定した就労により、経済基盤を確保し、安心して次世代を育てる労働力の好循環につながる仕組みが確立しています。

現状と課題

- 生産年齢人口が減少する中で、県内でも労働力の不足感が強まっています。特に、県内中小企業・小規模企業が強い危機感を覚えている状況において、若者の県内企業への就労を促進する必要があります。
- 新卒者の就職率向上等、若者の雇用状況は改善してきていますが、本意ではない非正規雇用、高い離職率などが年収や雇用形態による既婚率の格差につながるといった課題が依然として残っています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、就労に向け、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- 産業振興のためには、若者の県外流出に歯止めをかけるとともに、県外に進学した学生を呼び戻し、県外出身者を呼び込み、県内企業への就労を促進することが求められています。若者が県内での就職を希望しても、どのような企業があるのか、県内企業にはどのような魅力があるのか等を知ることが難しい状況です。
- 国際的な価格・品質競争の激化や少子高齢化の進展など県内産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、個々の勤労者の技能向上と産業を担う人材の育成・確保が求められています。また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等を一層充実させることが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

次代を担う若者は、安定した就労により経済基盤を確立し、企業は、必要な人材を確保できるよう、企業、国、市町、関係団体などさまざまな主体と連携して、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

取組方向

- 若者の雇用対策では、国等関係機関と連携し、若者の県内企業への安定した就労や職場定着に向けて、企業情報の提供、若者と企業の交流機会の創出やインターンシップの実施によるミスマッチの防止などの支援を総合的に実施します。
- 若者の正規雇用化を促進するため、正規雇用を基本とした就労支援に取り組むとともに、若者の正規雇用が企業にとっても重要で有益なことを理解していただくよう、啓発を行います。また、若年無業者の自立に向け、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携し、自立訓練、就労体験事業を進め、若年無業者の早期の就労につながるよう取り組みます。
- 若者のU・Iターン就職対策においては、若者が県内企業に対し興味を持つことができるよう、県内企業の魅力の情報発信に取り組むとともに、首都圏、関西圏における就職相談窓口を設置し、県内企業への就職促進に向けて取り組みます。
- 経済団体、労働団体、NPO、国、市町等と連携することにより、地域の実情に応じた雇用支援に取り組む、就労機会の確保を図ります。また、国等との連携のもと、成長が見込まれる分野や求人ニーズが高い分野への就労をめざした職業能力開発に取り組みます。さらに、高等学校卒業者等への職業訓練により地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、民間の職業能力開発校への支援や技能検定の実施等により、企業や勤労者が行う技能向上を支援します。

平成31年度末での到達目標

希望どおりに県内で働くことができている若者が増えているとともに、若年無業者の職業的自立が進んでいます。また、人材の育成・確保や、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実するとともに、技能向上に積極的に取り組む企業や労働者が増加しています。



企業内研修を受ける若者

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内新規学卒者等が 県内に就職した割合 <small>創</small>	71.9% (26年度)	76.1%	県内高校、高等教育機関等の新卒就職者および若年求職者のうち、県内企業へ就職した人の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
34101 若年者の雇用支援 (主担当：雇用経済部雇用対策課) 若年者の安定した就労に向け、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就職支援サービスを提供するとともに、U・Iターンによる県内企業への就職を促進します。	おしごと広場みえに登録した若者の就職率	55.0% (26年度)	59.0%
	【目標項目の説明】 おしごと広場みえに登録した若者のうち就職に至った人の割合		
34102 人材の育成・確保支援 (主担当：雇用経済部雇用対策課) 地域の中小企業等の成長と求職者の能力に応じた就職に向け、県内中小企業等の安定的な人材の確保への支援、求職者・在職者の能力開発に取り組めます。	職業訓練入校者の就職率	76.9% (26年度)	81.5%
	【目標項目の説明】 地域における安定的な人材の確保・育成のため、津高等技術学校が実施するさまざまな職業訓練への入校者のうち就職者の割合		

多様な働き方の推進



誰もが働き続けることができる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、家庭生活や地域づくり活動なども充実し、仕事と生活を調和させています。

現状と課題

- 少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中、地域の活性化を実現するには企業が労働者を確保し、競争力を維持・向上させることが必要であり、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりが求められています。
- 県内の民間企業における障がい者の実雇用率は、法定雇用率を下回っており、一層の雇用促進の取組が求められています。
- 妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える女性が、希望する形で就労できるよう支援することが求められています。
- 生産年齢人口の減少により、高齢者が今まで培ってきた経験や能力を発揮できる多様な就労機会の提供が求められています。
- ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は、企業規模や業種により取組の進捗度合いが異なることから、ワーク・ライフ・バランスの実現には、支援制度の整備と機運醸成との両面からの取組が求められています。
- 安心して働き続けるためには、雇用等に不安を抱える労働者に対する労働相談等のセーフティネット機能の充実が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが夢や希望を持って自己実現し、個人の能力・特性が発揮できるよう、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備を、企業、関係団体、国・市町等と連携して取り組みます。

取組方向

- 県と障がい者の就労を支援している関係機関との連携を強化し、企業の理解を深めるとともに、障がい者の態様に応じた職業能力開発を進めることにより、障がい者雇用の促進に努めます。
- 仕事と子育て等との両立を希望する女性を支援するため、就労継続に必要な環境づくりや再就職の支援などの取組を進めます。
- 高齢者の多様な就労機会の確保に対する取組を支援するとともに、関係機関と連携して求人・求職のマッチング向上に対する取組を進めます。
- 誰もがいきいきと働き続けることができるよう、企業での職場環境の整備に向けた機運を醸成するほか、ワーク・ライフ・バランス推進のため、優れた取組の発掘とその普及・啓発等を図るとともに、労働者の社会貢献活動や地域づくり活動への参加などを支援します。
- 相談内容が複雑・多様化する中、さまざまな労働相談に対して的確なアドバイスができるよう相談体制の充実を図り、労働者へのセーフティネットとしての支援を行います。

平成31年度末での到達目標

働く意欲のある障がい者、女性、高齢者の雇用が進んでいます。

また、誰もが仕事と生活の調和の取れた働きやすい職場環境づくりを目的に、長時間労働の抑制や休暇の取得促進、仕事と育児・介護の両立などに取り組む企業が増加しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	48.5% (26年度)	55.0%	「三重県内事業所労働条件等実態調査」における調査対象事業所(従業員規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
34201 障がい者の雇用支援 (主担当：雇用経済部雇用対策課) 働く意欲のある障がい者が就労できるよう、職業訓練・職場実習の機会を提供するとともに、企業における障がい者雇用を促進するため、ステップアップカフェや三重県障がい者雇用推進企業ネットワークなどの取組を通じて企業や県民の理解を深めます。	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 創	55.7%	62.2%
	【目標項目の説明】 毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある50人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率達成企業の割合		
	民間企業における障がい者の実雇用率	1.97%	2.45%
【目標項目の説明】 毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある50人以上規模の企業)において常時雇用する労働者のうち、障がい者の割合			
34202 女性、高齢者の雇用支援 (主担当：雇用経済部雇用対策課) 働く意欲のある女性や高齢者が就労できるよう、女性の再就職支援や就労継続支援に取り組むとともに、シルバー人材センターの活動を支援するなど高齢者の就労支援にも取り組みます。	女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	86.0%	90.0%
	【目標項目の説明】 「三重県内事業所労働条件等実態調査」における調査対象事業所(従業員規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「女性が長く働ける環境づくりに取り組みたい」と回答した県内事業所の割合		
34203 ワーク・ライフ・バランスの推進 (主担当：雇用経済部雇用対策課) 長時間労働の抑制や休暇の取得を促進し、子育てや介護などをしながら働き続けられるよう、誰もが活躍できる職場環境づくりや待遇の見直しに向けて、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合 創	36.8% (26年度)	65.0%
	【目標項目の説明】 「三重県内事業所労働条件等実態調査」における調査対象事業所(従業員規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「ワーク・ライフ・バランスに関する取組を行っている」と回答した県内事業所の割合		

道路網・港湾整備の推進



中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

現状と課題

- 多くの幹線道路等が供用し、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、バイパスの部分開通箇所における渋滞の発生、未だ残っているミッシングリンク、大規模自然災害の発生への懸念など多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。なお、整備にあたり、地域ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。さらに、平成33(2021)年の国体の本県開催に向け、県内外からの各競技会場への来場者の安全性、利便性の向上を図るための道路整備も必要です。また、伊勢志摩地域への誘客促進や活性化のため、伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しおよび県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対応を進めていますが、通学児童の安全確保等が全国的な課題となっている中、引き続き、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の機能向上を図る必要があります。また、今後、施設の高齢化が一層進展し、維持管理コストの増大が予想される中、さらなる効率的かつ効果的な修繕・更新が必要です。さらに、地域の安全・安心の観点から、引き続き、橋梁の耐震化や道路法面からの落石防止等の防災・減災対策が必要です。
- 県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急輸送を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めています。引き続き、老朽化した施設を早期に補修するとともに、大規模地震発生時の復旧・復興活動に重要な役割を担う耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全・安心はもとより、大規模災害時においても地域の経済活動が維持できるよう、道路網の整備や、道路・港湾が担うべき機能の確保・強化・充実にに向けた取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強じん化を図ります。なお、道路施設の機能向上にあたり、通学路の交通安全対策について、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支えるとともに、大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し地域の安全・安心を支える基盤として、また、平成33(2021)年の国体の本県開催に向けて、高規格幹線道路、直轄国道の整備やこれらと一体となった県管理道路の整備を進め、道路ネットワークの形成を図ります。また、高規格幹線道路等における未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるとともに、新たな道路ネットワークの構築に向けた検討を推進します。県管理道路については、道路整備方針に基づき、抜本的な整備に加え、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進します。さらに、平成29(2017)年4月1日に伊勢二見鳥羽ラインの無料化を前倒しするとともに、県営サンアリーナ前の仮設インターを常時開放するため、必要な手続きを関係機関と調整しながら進めます。
- 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう道路施設の機能向上を図ります。また、道路施設が将来にわたって機能を十分発揮するよう、予防保全の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を図りながら、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施するなど、適切な維持管理を推進します。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組みます。さらに、既存施設の防災・減災対策を進めます。
- 県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに老朽化対策を進めます。また、大規模地震発生時に耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

平成31年度末での到達目標

幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備を進めるとともに、道路・港湾施設の適切な維持管理を推進することで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進み、地域の経済活動が活性化しています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	76.8km	県内の高規格幹線道路、直轄国道や県管理道路の新規に供用した延長

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進 (主担当：県土整備部道路企画課) 産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	—	34.3km
(目標項目の説明) 県内の高規格幹線道路および直轄国道の新規に供用した延長			
35102 県管理道路の整備推進 (主担当：県土整備部道路建設課) 高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を推進します。	県管理道路の新規供用延長	—	42.5km
(目標項目の説明) 県管理道路の新規に供用した延長			
35103 適切な道路の維持管理 (主担当：県土整備部道路管理課) 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、舗装や橋梁等の道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、効果的・効率的な修繕・更新を進めるなど、適切な維持管理を推進します。	舗装の維持管理指数	5.1 (26年度)	5.0以上
(目標項目の説明) 県管理道路における舗装の状態を示す指数の平均値(5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)			
35104 県管理港湾の機能充実 (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	168m	240m
(目標項目の説明) 県管理港湾において、更新・大規模修繕を実施する岸壁の延長			

公共交通の確保と活用



バス、鉄道などの公共交通について、県民の皆さんと共に路線の維持・確保に取り組むとともに、利便性の向上等を図ることにより、県民の皆さんが円滑に移動できています。また、鉄道、空路などによる広域的な交通網の維持・確保、整備が進んでいます。

現状と課題

- 公共交通は通勤や通学、通院、買い物といった日常生活に不可欠なものであり、暮らしの基盤となっています。しかしながら、近年では公共交通の利用者が減少し、赤字路線等の廃止に伴う交通不便地域や空白地域が生じるなど、地域によっては交通の基本的な機能が損なわれつつあるため、生活のための交通の維持・確保に向けた取組が求められています。
- 移動時における自家用車への過度な依存が進んだことにより、公共交通の利用者が減少しています。いつまでも住み続けられる地域であるためには、県民の皆さん、事業者、行政など全ての主体が、地域のバスや鉄道を中心とした公共交通の必要性和重要性を理解し、移動手段を適切に選択することができる環境づくりが必要となります。
- 県内外との交流・連携、観光誘客、地域づくり、産業振興などを進めていくためには、円滑な広域移動を可能とする交通基盤が必要となりますが、設備維持に膨大な費用が発生するため、事業者の経営努力だけでは持続困難な状況となっています。また、ゲートウェイとしての役割を果たす拠点空港の機能強化およびリニア中央新幹線の早期整備に向けた取組の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

日常生活における移動手段を確保し、安心して暮らすことができるように、県民の皆さんが自ら、地域の特性に応じた公共交通や広域交通ネットワークの維持・確保について意識し行動することが重要になってきています。

そのため、県民の皆さんや事業者などさまざまな主体と相互に情報共有しつつ、お互いが自発的に望ましい交通社会の実現に向けて働きかける力(モビリティ・マネジメント力)の向上を図ります。

取組方向

- 生活基盤としての公共交通の維持・確保に向けて、広域的な移動を伴う地域間バスや鉄道事業者が行う老朽化・耐震・安全などの対策に対して、国や関係市町等と協調して支援するとともに、利便性や安全性の向上につながる取組を進めます。また、地域の特性に応じた生活交通の維持・確保のため、市町が地域公共交通活性化再生法に基づき設置する法定協議会に参画していきます。
- 自家用車による移動が困難な高齢者が急増する社会において公共交通が適切に維持・確保されるよう、県民の皆さん、事業者などさまざまな主体がモビリティ・マネジメント力を向上していくための取組を進めます。
- 広域路線と位置づけられる伊勢鉄道伊勢線の維持・確保に向け、県が主体的に取り組むとともに、市町、関係機関等との連携を図ります。また、関係府県、市町、経済団体等と連携して、中部国際空港と関西国際空港の利用促進や機能強化、リニア中央新幹線の早期全線整備、三重・奈良ルートおよび県内中間駅の早期決定等に向けた取組をさらに進めます。

平成31年度末での到達目標

国、市町、事業者、県民の皆さんなど、さまざまな主体がお互いの役割分担を果たしつつ、モビリティ・マネジメント力を向上することにより、公共交通の維持・確保が図られています。また、伊勢鉄道の経営基盤強化、中部国際空港と関西国際空港の機能強化およびリニア中央新幹線の早期整備に向けた取組が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内の鉄道とバスの利用者数	118,213 千人 (26 年度)	117,034 千人 (30 年度)	県内の鉄道(JRと私鉄の全線)とバス(三重交通、三岐バスおよび八風バスの全路線)の利用者数の合計

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
35201 生活交通の維持・確保 (主担当：地域連携部交通政策課) バス路線等の維持確保に向け、市町への助言や情報提供、事業者への支援を行います。 鉄道事業者が実施する老朽化対策、耐震対策、安全性対策に対して支援します。 鉄道路線の利便性向上に向け、事業者等に働きかけます。	地域公共交通網形成計画 ^{注1} を策定し、事業に着手した地域数(累計)	2 地域 (26 年度)	16 地域
35202 モビリティ・マネジメント力の向上 (主担当：地域連携部交通政策課) 市町等と連携し、モビリティ・マネジメント力を向上するための子ども向けの教育を実施します。 交通事業者等と連携し、通勤、買い物、レジャー等において、公共交通を利用するきっかけづくりに取り組みます。	モビリティ・マネジメント力の向上を促進する取組件数(累計) 創	—	15 件
35203 広域交通ネットワーク機能の向上 (主担当：地域連携部交通政策課) 伊勢鉄道が実施する安全性対策に対して支援するとともに、必要な資金を積み立てます。 中部国際空港と関西国際空港に係る利用促進や機能強化に取り組みます。また、中部国際空港の海上アクセスに係る利用促進に取り組みます。 リニア中央新幹線の早期全線整備、三重・奈良ルートおよび県内中間駅の早期決定に向け取り組みます。	伊勢鉄道(普通)、快速みえ、特急南紀の利用者数	1,719 千人 (26 年度)	1,620 千人

注) 1 地域公共交通網形成計画：地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携しながら面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業を記載し、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす計画。

安全で快適な住まい



人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成(コンパクトなまちづくり)が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向け、都市計画決定や鉄道と道路の立体交差化等の都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向け、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。
- 耐久性・省エネ性等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行うとともに、県営住宅の適切な維持管理を進めてきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の方々への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を楽しむことができるよう、将来にわたって住み続けることができる良質な住宅への転換や高齢者をはじめとする住宅の確保に特に配慮を要するの方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向け、建築主事を置く市と連携して、不特定多数の者が利用する既存建築物の維持保全適合率の向上に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、地域住民と行政の協働による修景整備や、市町が主体となった景観づくりへの取組、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した大規模災害に強いまちづくりを進めます。

取組方向

- 人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定め、市町による立地適正化計画(居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画)の策定等に対する支援を行います。また、都市交通の円滑化、都市災害の防止、都市景観の形成等に向け、街路の整備や電線類の地中化等を進めます。
- 将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅の普及促進や既存住宅ストックの活用促進等により、安全・安心な居住環境の構築に取り組みます。また、県営住宅の機能改善や長寿命化等による適切な維持管理を継続するとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居のための支援体制の整備等住宅セーフティネットの充実に努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、火災等に対する安全性確保に努めます。
- 県民の皆さんと行政がそれぞれの役割を理解して、協働による地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めます。また、良好な景観づくりを進めるため、「三重県景観計画」に基づく建築物の規制誘導や地域が主体となる景観づくりへの市町支援を行うとともに、地域の景観特性に配慮した公共事業等を推進します。さらに、屋外広告物の適正な設置に取り組みます。

まちづくり

政策 Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤

主担当部局：県土整備部

平成31年度末での到達目標

これまで進めてきた安全で快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全・安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、立地適正化計画の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数(累計)	—	3件	住宅および都市機能増進施設(医療施設、商業施設等)の立地の適正化を図るための計画(立地適正化計画)に位置づけられた、誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等に着手した件数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
35301 安全で快適なまちづくりの推進 (主担当：県土整備部都市政策課) 集約型都市構造の形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定めます。また、街路の整備や電線類の地中化等による都市基盤整備を実施します。	緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数(累計)	12 か所	15 か所
(目標項目の説明) 県が整備する緊急輸送道路となっている街路において、電線類を地中化し、電柱を無くすことができた箇所数			
35302 安全で快適な住まいづくりの推進 (主担当：県土整備部住宅課) 長期優良住宅の普及啓発とともに、既存住宅のストックの活用を促進します。また、県および市町の公営住宅の安全性を確保し適正な維持管理を行うとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援体制の充実を図ります。	県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	17.9% (26年度)	100%
(目標項目の説明) 県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合			
35303 適法な建築物の確保 (主担当：県土整備部建築開発課) 不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施します。また、新築等の建築物に対する中間検査および完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導を実施します。	防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合	62.8% (26年度)	82.8%
(目標項目の説明) 不特定多数の者が利用する大規模な既存建築物において、火災等に対して防火設備や避難施設等が適正に維持保全されている建築物の割合			
35304 参画と協働による景観まちづくりの推進 (主担当：県土整備部景観まちづくり課) 地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、住民との協働による修景整備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体にに向けた市町支援、景観に配慮した公共事業等の推進、県民への普及啓発、適正な屋外広告物の設置に向けて取り組みます。	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	15 件	18 件
(目標項目の説明) 地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりの指針となる景観計画等の件数および屋外広告物の許可指導権限を市町に移譲した件数			

水資源の確保と土地の



県民の
皆さんと
めざす姿

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に使用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和の取れた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

現状と課題

- 水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため経営安定化への取組が必要となっており、大規模な地震などによる被害に備え、行政区域を越えた連携の重要性が高まっています。また、県が供給する水道用水、工業用水の施設についても、地震による被害や経年による老朽劣化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の暮らしの安全・安心の確保と経済・産業の発展に寄与していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。また、近年の異常気象の頻発や少雨化傾向に伴い、水源の供給能力への影響が懸念されており、安定的な水資源の確保に取り組む必要があります。
- 土地は限られた貴重な資源であることから、計画的かつ適正な土地利用を図る必要があります。これまで市町等と連携して地籍調査を推進してきましたが、全国平均と比べて進捗率が低いことが課題となっています。

新しい豊かさ・協創の視点

近年の少雨化傾向に伴う渇水や大規模地震の発生が危惧されるとともに、施設の老朽劣化が進行する中で、県民生活や経済活動の基盤となる水がいつでも安定して利用できるように市町や関係機関と連携して取り組みます。

また、豊かな県土を次世代に引き継ぐためには、市町等と連携して、計画的で適正な土地利用や自然環境等を保全する土地利用を進めるとともに、円滑な土地利用や災害時の迅速な復旧等に貢献する地籍調査を促進します。

取組方向

- 県が供給する水道用水、工業用水の安全・安定供給の確保に向け、施設の適切かつ計画的な改良を継続して進めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。また、県内の水道事業について、県民の皆さんに安全な飲料水を安定的に供給するため、適切な事業運営ができるよう水道事業体の経営安定化の取組の促進、協定による災害発生時における県内市町および近隣府県市との応急給水、応急復旧等応援体制の連携の推進に取り組みます。あわせて、渇水に対処するため、必要な水資源の確保に取り組みます。
- 県土の計画的かつ適正な利用を図るため、土地利用関連諸施策の調整等に取り組みます。また、土地利用の円滑化や災害時の迅速な復旧・復興を図るため、全市町で地籍調査が実施されるように取り組めます。

計画的な利用

政策 Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤

主担当部局：地域連携部

平成31年度末での到達目標

必要な水資源の確保が進む一方で、渇水、地震などの非常時に影響を最小限に抑えるための基盤整備や、県内市町および近隣府県市との連携が進んでいます。

また、県内の全ての市町において、大規模災害の発生が想定される地域での地籍調査による土地情報の整備が着実に進められています。



多気浄水場

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地籍調査の実施面積	11.5km ² (26年度)	13.0km ²	市町が行う地籍調査の年間実施面積

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
35401 水資源の確保と水の安全・安定供給 (主担当：企業庁水道事業課) 県が供給する水道用水、工業用水について、施設の老朽劣化対策や耐震化を継続して進めるとともに、危機管理、技術継承などに取り組むことで、安全・安定供給を確保します。 また、県内の水道事業体における簡易水道事業の統合を促進するとともに、災害時には市町の応急給水および応急復旧の取組について連携を進めます。 あわせて、渇水に対処するため、必要な水資源の確保に向けて利水者および関係機関と連携して取り組みます。	管路の耐震適合率	61.1%	62.3%
(目標項目の説明) 企業庁が管理する管路総延長 780kmのうち耐震適合性のある管路延長の割合			
35402 土地の基礎調査の推進 (主担当：地域連携部水資源・地域プロジェクト課) 「三重県国土利用計画(第四次)」に基づき、土地関連諸施策の管理・運営、調整を行うとともに、南海トラフ地震などの津波による浸水、土砂災害などからの迅速な復旧・復興を図るため、県内の全市町において、大規模災害が想定される地域を重点に地籍調査を進められるよう取り組みます。	地籍調査の実施市町数	24市町 (26年度)	29市町
(目標項目の説明) 土地の基礎情報である地籍調査の実施市町数			

みえ県民カビジョン・第二次行動計画

第3編

計画の推進



政策体系に位置づけた<施策>を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容(「第1節 施策の推進を支えるために」)と、行政委員会(教育委員会、公安委員会を除く)の取組(「第2節 民主的かつ公正中立な行政運営(行政委員会)」)を政策体系に準じて記載しています。

第1節 施策の推進を支えるために

県の政策体系に位置づけて推進することとしている61の<施策>は、いずれも県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供するなどの取組です。ここでは、そうした<施策>の推進を支援する取組をまとめて掲載しています。

行政運営の取組は、<施策>に準じて、進行管理をします。行政運営の取組についても、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標(「県民指標」)と、県(行政)が取り組んだことの効果がわかる指標(「県の活動指標」)を設定しています。毎年、目標値を設定して取組結果についての評価を行い、「成果レポート」として取りまとめ、改善方向とあわせて翌年度に公表します。

- 行政運営1 「みえ県民力ビジョン」の推進
- 行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
- 行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
- 行政運営4 適正な会計事務の確保
- 行政運営5 広聴広報の充実
- 行政運営6 情報システムの安定運用
- 行政運営7 公共事業推進の支援

「みえ県民カビジョン」



めざす姿

第二次行動計画に基づく政策が進み、県民の皆さんが「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに向けて「協創」の取組が一層広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

現状と課題

- 第一次行動計画では、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」を運用し、進行管理を行ってききましたが、各施策の「県民指標」の達成割合が目標に達していない状況です。今後も引き続き、県政の取組の成果を確実に県民の皆さんに届けるよう取り組んでいく必要があります。
- 人口減少社会の本格的な到来に向けて自然減対策と社会減対策の取組を一層加速させていく必要があるため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。人口減少に歯止めをかけるため、本戦略に基づく取組を着実に推進する必要があります。
- 南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災および減災の取組を進めることが喫緊の課題になっていることから、大規模自然災害に対する県の取組方針「三重県国土強靱化地域計画」を策定しました。今後は本計画に基づく取組を着実に推進する必要があります。
- 全国知事会や他府県等と連携し、県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向け、取組等を進めてきました。今後も引き続き、他府県等と連携し取組を進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進め、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながるよう、新しい豊かさ・協創の視点から、施策を展開するとともに、施策の的確な進行管理を行います。

取組方向

- 第二次行動計画における「県民指標」等の達成や「幸福実感指標」の向上に向けて、計画の的確な進行管理と各部局に対する支援を行います。また、年度ごとの重点的な取組方向を明らかにした「三重県経営方針」を策定するとともに、「成果レポート」を公表し、計画の進捗状況を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。
- 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標(目標年度:平成31(2019)年度)の達成に向けて、的確な進行管理と各部局に対する支援を行います。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」との調整を図りながら「三重県国土強靱化地域計画」の的確な進行管理を行います。
- 全国知事会や他府県等と連携し、広域的な課題の解決に向け取組を進めます。

の推進

施策の推進を支えるために
 主担当部局：戦略企画部

平成31年度末での到達目標

第二次行動計画に基づく施策、事業や、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「三重県国土強靱化地域計画」に基づく事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ、幸福実感が高まっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
各施策の「県民指標」の達成割合	48.2% (26年度)	70.0%	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40101 「みえ県民力ビジョン」の進行管理 (主担当：戦略企画部企画課) 第二次行動計画に基づく施策、事業や、個別計画である「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「三重県国土強靱化地域計画」に基づく事業が的確に推進されるよう各部局を支援するとともに、進捗状況を把握し、県民の皆さんに広く情報提供します。	各施策の「県の活動指標」の達成割合	67.0% (26年度)	80.0%
【目標項目の説明】 各施策の「県の活動指標」のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合			
40102 広域連携の推進 (主担当：戦略企画部政策提言・広域連携課) 全国知事会や他府県等と連携し、広域的な課題の解決に向け取組を進めます。	新たに具体的な連携取組を開始した事業数(累計)	—	40件
【目標項目の説明】 他府県等と連携し新たに具体的な取組を開始した事業数			

行財政改革の推進による



めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

現状と課題

- これまで取り組んできた「三重県行財政改革取組」における残された課題への対応や、「みえ県民力ビジョン」の基本理念の実現に向けた県政運営の変革をさらに推進するため、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 県民ニーズの高度化・多様化や厳しい行財政環境の中で、職員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 社会情勢や県政を取り巻く環境の変化をふまえ、職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲やコンプライアンス意識、専門性等を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機対応力を備えた人材育成をより一層進める必要があります。また、危機の未然防止の徹底を図る必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、これまでの健康管理の取組に加え、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながるよう、県民との「協創」の視点を持ち、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに積極的に取り組む人材の育成や体制の整備などに取り組めます。

取組方向

- 「みえ県民力ビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進などに重点を置いた行財政改革を進めます。
- 職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進します。
- 職員の意欲、コンプライアンス意識や専門性、管理職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と、現場を重視し「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組めます。
- 職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、職場での健康管理や総合的なメンタルヘルス対策等、安全衛生管理に取り組めます。

県行政の自立運営

施策の推進を支えるために

主担当部局：総務部

平成31年度末での到達目標

「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づく行政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	100%	「第二次三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40201 自立的な県行政の運営 (主担当：総務部行財政改革推進課) 行財政改革の取組を的確に進行管理するとともに、改善・改革が意欲的に行われる組織風土づくりを進めます。また、職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントを推進します。	事務改善取組の実践 ([M I E 職員カアワード] への応募)	70.5%	90.0%
	【目標項目の説明】 [M I E 職員カアワード]に応募した所属の割合		
40202 人材育成の推進 (主担当：総務部人事課) 「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」等の考え方などをふまつつ、時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。	人材育成に関する達成度	—	100%
	【目標項目の説明】 「協創」に関する研修の受講後、知事部局内で「協創」への理解が向上し、研修が今後の業務に生かすことができた職員の割合		

行財政改革の推進による



めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

現状と課題

- 県の財政状況は、これまで財源として活用してきた特定目的基金の残高が減少していることに加え、社会保障関係経費や公債費が増加するなど、厳しさが一層増してきています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- 税収確保対策については、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底するなど市町と連携した取組を実施した結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等において一定の成果をあげることができました。今後も一層の税収確保対策を進める必要があることから、引き続き県民の皆さんが納税しやすい環境の整備拡充や滞納整理の強化に努めるなど、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成 26 (2014) 年度に策定した「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却に引き続き取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会づくりを進めるため、将来世代に負担を先送りしない健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組めます。

取組方向

- 財政運営にあたっては、将来世代に負担を先送りすることなく、健全で持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き、可能な限り県債発行の抑制に取り組むとともに、大規模プロジェクトの実施に備えるための基金を積み立てていくなど、機動的な財政運営を確保します。また、より県民の皆さんにわかりやすく財政状況をお伝えするため、統一的な基準による地方公会計の整備などを通じて、財政運営等の「見える化」を推進します。
- 県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図ります。
- 「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、これまでの取組もふまえ、長期的視点を持って県の公共施設等の適切な質と量の確保に取り組むため、各部局と情報共有等を行うとともに、総務部が所管する庁舎等について、点検・修繕履歴の情報蓄積を進め、予防保全の観点から修繕等を実施します。また、財産の計画的・効果的な利活用や未利用財産の売却に取り組めます。

県財政の的確な運営

施策の推進を支えるために

主担当部局：総務部

平成31年度末での到達目標

県債残高の減少傾向を維持し、持続可能な財政構造が確立されるとともに、財政構造の弾力性が向上しています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の的確な保全が行われ、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,048 億円 (26年度末)	7,684 億円	一般会計における県債残高 ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないもの及び計画期間中に特別会計へ移管される予定の三重県立こども心身発達医療センターの整備に要するものを除く。

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40301 持続可能な財政運営の推進 (主担当：総務部財政課) 一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。	総事業本数	1,616 本	1,418 本未満
	【目標項目の説明】 一般会計における当初予算等の事務事業の総本数(ただし、国の経済対策に係る補正予算など、臨時的なものについては除く。)		
40302 公平・公正な税の執行と税収の確保 (主担当：総務部税務企画課、税収確保課) 納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、滞納額の縮減や納税環境の一層の整備に取り組みます。	3月末現在の県税徴収率 (個人県民税を除く)	97.47% (26年度)	97.57%
	【目標項目の説明】 個人県民税を除く、3月末現在の県税収入額を調定税額で除した率		
40303 最適な資産管理と職場環境づくり (主担当：総務部管財課) 庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化を図るため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクル(点検・診断(評価)・修繕の履歴を蓄積し、次期点検・診断(評価)・修繕に生かすサイクル)を実施するとともに、未利用財産の貸付や売却、公用車広告を行うなど、県有財産の計画的・効果的な利活用を進めます。	メンテナンスサイクルの実施割合	—	100%
	【目標項目の説明】 本庁舎・地域総合庁舎の建物・設備に係る自主点検の結果判明した劣化・不具合箇所に対して診断(評価)を行い、不具合・修繕履歴の蓄積等により的確な保全を図るメンテナンスサイクルを実施している庁舎の割合		

適正な会計事務の確保



めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

現状と課題

- 適正な会計事務を確保するため、会計事務担当職員等のさらなる能力向上、コンプライアンスの徹底とともに、会計事務の効率化の推進が求められています。
- 公正で透明な入札・契約制度を確保するため、国の制度改革や社会経済情勢の変化への対応など、財務会計制度を取り巻く環境変化に的確に対応する必要があります。
- 厳しい財政状況が見込まれる中、資金の適正な管理とともに、より有利な運用方法による運用益の収入増加が求められています。
- 財務会計システムの安定稼働と効率的な運用を行うとともに、次期システムにおいて必要とされる抜本的なシステムの再構築について検討する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

厳しい財政状況が続く中で財源確保のため、資金の安全性を確保しつつ、基金運用方法を改善することで、歳入増加に向けた取組を進めます。

取組方向

- 会計事務に関する相談、検査、各種研修の実施や検査後のフォローアップなど、よりきめ細かい会計支援を通じて、会計事務担当者等の能力向上およびコンプライアンスの日常化を行うとともに、各所属における会計事務の円滑な執行と業務改善を積極的に支援します。
- 物件関係の調達について、公正で透明な入札・契約制度を確保するため、制度を適切に運用するとともに、国の財務会計制度、社会経済や地域の情勢等をふまえて、必要な財務会計制度の見直しを行っていきます。
- 資金の適正な管理を行うとともに、流動性を確保しつつ安全かつ効率的に、債券による長期の運用を拡大し、運用益の増加を図ります。また、県歳入金の多様な収納方法を確保し、県民の皆さんの利便性向上に努めます。
- 次期財務会計システムの構築に向け、地方公会計制度などへの対応とともに、経費の節減等も考慮しながら適切な取組を進めていきます。

平成31年度末での到達目標

会計事務担当職員が高い能力とコンプライアンス意識を持って適正で円滑な会計事務を行えるよう、会計支援が行われています。また、資金が適正に管理されるとともに、運用益が増加しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	1.44件	1.00件以下	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計(人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数)を監査実施箇所数で除した数値。なお、監査の結果において不適正・不正事案の指摘があった場合は、全庁への指摘とみなし、上記数値にその件数を加算する。

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40401 会計事務の支援 (主担当：出納局会計支援課) 会計事務担当職員が適正で円滑な会計事務を行えるよう、会計事務に関する相談、各種研修等の会計支援を行います。	出納局が行う会計支援の 有益度 【目標項目の説明】 出納局が行う相談や研修などの会計支援業務全般がどの程度有益であるかを、会計事務担当職員がアンケートにより評価した数値	90.2%	95.0%
40402 資金の適正な管理運用 (主担当：出納局出納総務課) 県の資金を適正に管理しつつ、運用益の増加を図ります。	債券による基金運用益の 増加率 【目標項目の説明】 債券での長期運用の拡大による基金運用益(平成27年度実績を100とした場合)の増加率	100	200

広聴広報の充実



めざす姿

県民の皆さんの視点に立った県政情報の発信や、県政に対する意見や評価が適切に把握されるなど、充実した広聴広報活動が行われています。これにより、県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼が深まり、県政への積極的な参画や提案など、「協創」の三重づくりが進んでいます。

現状と課題

- ICT (情報通信技術) の普及拡大による広報媒体・コミュニケーション構造の多様化や、激化する地域間競争に対応していくため、平成 26 (2014) 年度に策定した「三重県広聴広報アクションプラン」に基づき、戦略的・計画的な広報活動および政策形成につながる広聴活動の実現に取り組んでいます。
- 戦略的・計画的な広報活動を展開していくためには、県広報紙をはじめ、テレビ・ラジオや新聞、インターネット等、さまざまな広報媒体を効果的に活用した、情報発信におけるクオリティ・コントロール (品質管理) を行う必要があります。さらに、企業の誘致や移住・定住の促進に向けて、県外・海外に向けた県の認知度向上やイメージアップに取り組むため、ターゲットを明確にした訴求効果の高い広報活動を展開していく必要があります。
- 県政に対する幅広い「県民の声」を集約して県政に反映していくためには、県民の皆さんからの声に誠実に応え、改善を図るとともに、県から県民の皆さんに積極的に働きかけ、提言、意見などを求めていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

必要な情報が県民の皆さんに正しく的確に伝わることを基本として、暮らしの安全安心、多様化する価値観の中での生き方の選択、支え合いの取組など、県民の皆さんの選択を支えることのできる広聴広報活動に取り組んでいきます。また、地域の魅力への気づきや、地域の新しい価値を県民の皆さんとともに創る取組など、地域の魅力向上につながる広聴広報活動に取り組んでいきます。

取組方向

- 政策展開の中で広聴広報活動を事業と一体のものにとらえ、県の情報発信の質を担保する全庁統一的なクオリティ・コントロールに取り組めます。さらに、県の認知度の向上・イメージアップを図っていくため、県内市町や企業、NPO など関係機関と連携した情報発信についても強化していきます。
- 県広報紙やウェブサイト等の県が所管する広報媒体と、各種広告やパブリシティ、ソーシャルメディアなどさまざまな媒体のベストミックスによる情報発信に取り組めます。特に、ICT がもたらすメディア環境やコミュニケーション構造の変化に対応したメディア戦略に取り組み、継続的に県民の皆さんとつながる環境を構築していきます。
- 県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「IT 広聴事業 (e- モニター)」など、さまざまな手法を活用した広聴活動を展開していきます。
- 県政の透明性を高め、公正で民主的な行政運営を推進するため、情報公開制度を的確に運用します。また、県や市町、企業、関係団体等のさまざまな取組に生かせるよう各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供していきます。

平成31年度末での到達目標

県政情報が、多様な広報媒体を通じて県民の皆さんの視点に立って効果的に発信されることで、県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼が深まるとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合	30.2%	50.0%	「みえ県民意識調査」で、得たいと思う県の情報が、得られていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40501 効果的な広聴広報機能の推進 (主担当：戦略企画部広聴広報課) 県広報紙やインターネットなど多様な広報媒体のベストミックス、質の高いパブリシティの実現により、県民の皆さんが必要とする県政情報を適切かつ確実に伝えるとともに、県民の声相談やIT広聴事業(e-モニター)などの手法を活用して、広聴活動を展開します。	県民等による県政情報の拡散件数	—	123,000件
	(目標項目の説明) ソーシャルメディアに拡散されている情報から、県ウェブサイトへアクセスされた件数		
40502 戦略的なプロモーションの推進 (主担当：戦略企画部広聴広報課) 移住や少子化対策、誘致(誘客)などの各プロモーション事業を総合的にPRするため、平成27(2015)年度にプロモーションサイトを開設し、映像や画像等を効果的に活用して、県に関する興味・関心を喚起する取組を展開していきます。	県広報プロモーションのファン数	—	42,000人
	(目標項目の説明) 県広報プロモーション(平成27(2015)年9月に開設したプロモーションサイト等)と連動したソーシャルメディアのツールを通じて“常につながっている”県民等の数		
40503 統計情報の効果的な発信と活用の促進 (主担当：戦略企画部統計課) 県民の皆さんや企業・団体が、必要な統計情報を自由に入手、加工・分析して、社会状況の判断や行動・活動の基礎とするなど、さまざまな意思決定に利用できるよう、各種の統計情報を提供していきます。	統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	84.1万件 (26年度)	86.5万件
	(目標項目の説明) 県の統計情報のインターネット上の総合窓口となっている「みえDataBox」への年間アクセス件数(訪問者数)		
40504 行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護 (主担当：戦略企画部情報公開課) 情報公開事務がより円滑に実施されるよう、職員研修等の実施や相談等への対応を通じて、公文書の開示、行政情報の公表等「情報公開条例」の的確な運用に努めます。 また、県が保有する個人情報適正に取り扱われ、県民の権利利益が保護されるよう、職員研修等の実施や相談等への対応を通じて、個人情報保護制度の適正な運用に努めます。	公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	0.28% (26年度)	0.5%以下
	(目標項目の説明) 公文書および保有個人情報の部分開示決定件数等(部分開示・非開示・存否応答拒否・不存在)のうち、情報公開審査会、個人情報保護審査会に審査請求に伴う諮問があり、審査会で認容(一部認容を含む)と判断された件数の割合		

情報システムの安定運用



めざす姿

県の情報ネットワークや情報システムの安定運用と改善に努めることで、県全体の効率的な行政運営が図られています。

また、県民一人ひとりが、ITを活用してさまざまな行政サービスを安心かつ快適に利用できる環境が整っています。

現状と課題

- 県においては、県の情報ネットワークの安定運用をはじめ、情報システムを開発・運用することにより、業務の効率化を進めています。
- 効率的な行政運営による県民サービスの充実を図るため、全庁的な情報システムの適正化が求められています。また、災害等発生時における情報システムの運用について検討が必要です。
- 県の情報ネットワークを活用して、さまざまな行政サービスや行政情報の提供を行い、県民・行政相互の情報交流を進めています。
- 情報通信サービスが身近な存在となり、誰もが容易にITを活用したサービスが利用可能になってきたものの、移动通信等においてはサービスが提供されていない地域が存在しています。

新しい豊かさ・協創の視点

行政運営の効率化や県民の皆さんの利便性の向上につなげ、安心して県の情報システムを利用できるよう、適正なIT投資管理を行い、行政の基幹となる情報ネットワークや情報システムの安定運用と改善を図ります。

県民の皆さんが多様なITを活用できる環境づくりのため、電子申請・届出システムの利用促進、オープンデータの提供など、IT環境の向上や整備に取り組みます。

取組方向

- 県の情報ネットワークや情報システムの安定運用に取り組むことにより、職員が効率的に業務を処理できるよう支援していきます。
- 全ての情報システムを対象に、システムの企画、構築から運用、評価に至るPDCAサイクルによる最適化を推進し、IT利活用の適正化を進めます。また、災害等発生時において重要な役割を担う情報システムについて、業務継続計画の改訂に取り組みます。
- 県民の皆さんを対象に、より多様で、使いやすい行政サービスや行政情報の提供に取り組んでいきます。
- 県民の皆さんが、いつでも、どこでも情報通信サービスの利用が可能で、ITを活用した各種サービスを受けられるよう、情報通信環境の整備促進および市町の情報化を支援します。

平成31年度末での到達目標

県政のさまざまな分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られるとともに、県民の皆さんへのオンラインによる行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全庁基盤システムの停止時間	60分 (26年度)	35分	全ての職員が各業務を行うために必要となる、電子決裁や電子メールなどの共通的な基盤システムの年間停止時間(分) (ただし、メンテナンスや県に起因しない原因による停止を除く)

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40601 行政WAN等の基幹ネットワークの安定した運用 (主担当：地域連携部情報システム課) 行政WAN等の基幹ネットワークは、県業務の基盤であるため、情報セキュリティを確保しつつ、安定運用に努めます。事務処理の効率化を図るため、1人1台PCの配布・管理を行うとともに、総合文書管理システムやグループウェア等の情報システムの安定運用に努めます。	行政WAN等の基幹ネットワークの停止時間	24分 (26年度)	19分
	【目標項目の説明】 県の情報システムを利用する上で基盤となる、行政WAN等の基幹ネットワークの年間停止時間(ただし、メンテナンスや県に起因しない原因による停止を除く)		
40602 全庁の情報システム適正化 (主担当：地域連携部情報システム課) 情報システムの最適化を図るため、外部専門家の助言を受けながら、審査、支援を行うとともに、共通機能基盤の整備を進めます。災害等発生時に備え、情報システムに係る業務継続計画の改訂に取り組みます。情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、情報化の基盤となる人材の育成を推進します。	システム評価 ^{注)1} で指摘した課題の改善率	75.0%	80.0%
	【目標項目の説明】 システム評価により明らかになった課題の解決に向けて、システム所管課と情報システム課が継続的に取り組んだ結果、次期システム再構築に向けた予算要求において改善された課題の割合		
40603 ITを活用した行政サービスの提供 (主担当：地域連携部情報システム課) 行政手続きや各種の募集事業等で有効活用するために、電子申請・届出システムのさらなる利用促進に取り組みます。地域情報をわかりやすく提供するために、地図情報システムの利活用を促進します。県有データのオープンデータ化を促進します。	電子申請・届出システムによる申請件数	12,651件 (26年度)	20,000件
	【目標項目の説明】 電子申請・届出システムにより県が提供する多様な行政サービスの利便性が広く浸透した結果、県民等が同システムを利用した件数		
40604 情報通信環境の格差是正と市町の支援 (主担当：地域連携部情報システム課) 携帯電話の不通話地域を解消するため、国、市町と連携し、通信事業者へ基地局の整備を促します。市町の効果的、効率的なITの利活用を図るため、市町の情報化を支援します。市町と共に整備した共有デジタル地図の利活用を進めるとともに、地図の更新についても県と市町の共同事業として取り組みます。	携帯電話不通話地域の整備数(累計)	71基 (26年度)	75基
	【目標項目の説明】 条件不利地域における携帯電話基地局の整備数		

注) 1 システム評価：システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、システム運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し改善策に生かしていく取組のこと。

公共事業推進の支援



めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における審査等により公共事業の適正化に取り組んできました。今後も公共事業を取り巻く環境の変化等に対応した評価の内容の見直しや、電子調達システム等のCALS/EC(公共事業の情報化)の適正な運用に努め、公共事業の適正な執行に努める必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の審査結果をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 平成26(2014)年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が改正され、発注者の責務として「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定」等が明記されました。今後、担い手不足や若年入職者の減少等の現状をふまえ、入札契約制度の見直し等、公共事業の実施プロセスの改善を進めていく必要があります。
- 公共事業の実施にあたっては、公正性・透明性の確保、事業の適正かつ着実な実施に努め取り組んできました。引き続き、公共事業を適正かつ着実に実施し、県民の皆さんに公共事業の成果を早期かつ適切な時期に届ける必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

大規模自然災害等から県民の皆さんの命や暮らしを守るため、道路や堤防の整備等、公共事業を適正かつ着実に推進していくことが必要です。

このため、公共事業の適正な評価や入札契約制度の改善、適正な運用等、公共事業の推進を支援する取組を進めます。

取組方向

- 「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審査等による確認を受けるなど、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応した公共事業の適正な評価に取り組むとともに、電子調達システムをはじめとするCALS/EC(公共事業の情報化)の適正な運用に取り組みます。
- 「三重県入札等監視委員会」の調査審議等による確認を受けながら、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。
- 平成26(2014)年に改正された品確法の趣旨をふまえて、中長期的な担い手の育成・確保ができるような制度の見直し等実施プロセスの適正な運用と見直しに取り組みます。
- 県民の皆さんに公共事業の成果を早期かつ適切な時期に届けることができるよう、公共事業の早期発注に努めます。

平成31年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することで、公共事業の公正性・透明性が確保され、早期かつ適切な時期に県民の皆さんに公共事業の成果が届いています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業予算上半期発注率	60.1%	65.0%	公共事業の成果の早期発現に向けた県土整備部所管の公共事業予算における上半期での発注額の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40701 公共事業の適正な執行・管理 (主担当：県土整備部公共事業運営課) 事業の適正な実施に向けて、「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審査等により、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応した適正な評価を行います。また、電子調達システムをはじめとするCALS/EC(公共事業の情報化)の適正な運用に努めます。	三重県公共事業評価審査委員会の審査における適正率 【目標項目の説明】 公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で当該年度に審査を受け適正とされた割合	100% (26年度)	100%
40702 公共事業を推進するための体制づくり (主担当：県土整備部公共事業運営課) 実施プロセスの公正性・透明性の確保に向けて、「三重県入札等監視委員会」の調査審議等により、入札契約制度の改善と適正な運用に取り組みます。	三重県入札等監視委員会による調査審議結果に基づく改善率 【目標項目の説明】 入札および契約の適正化を図るために外部委員で構成される「三重県入札等監視委員会」による入札および契約の調査審議の結果、改善事項があると意見がなされた際、これを受けて入札契約制度を改善した割合	100% (26年度)	100%

第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）

公正中立な行政運営や権利調整などの準司法的権限に関する行政委員会の取組を掲載しています。

- 基本事業1 適正な選挙の管理執行
- 基本事業2 勤務条件の確保と職員の採用
- 基本事業3 監査の充実
- 基本事業4 労働関係の調整
- 基本事業5 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整
- 基本事業6 海面の総合利用
- 基本事業7 漁業権設定河川における水産動植物の増殖の推進

基本事業1

50001 適正な選挙の管理執行 (主担当：選挙管理委員会事務局)
選挙の適正な管理執行や投票率向上のための啓発活動等に取り組みます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全県を対象とする選挙の投票率	55.3%	55.3%	全県を対象とする選挙(衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙)の過去5年間の平均投票率

基本事業2

50002 勤務条件の確保と職員の採用

(主担当：人事委員会事務局)

県職員が勤務条件に満足することをめざすとともに、有為な人材の確保に努めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
勤務条件に関する職員の満足度	65.4%	66.0%	「日本一、働きやすい県庁(しょくば)アンケート」のうち、「正当な評価」、「仕事に見合った給与」、「昇任のしゅきみ」、「休暇」、「総勤務時間」、「ハラスメントを許さない雰囲気」、「ワークとライフの両立」の勤務条件に関する7項目の満足度

基本事業3

50003 監査の充実

(主担当：監査委員会事務局)

県の財務事務や事業が適正に執行されるよう監査を充実します。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
定期監査実施率	100%	100%	全箇所数に対する定期監査(実地・書面)の実施箇所数の割合

基本事業4

50004 労働関係の調整

(主担当：労働委員会事務局)

労働組合や労働者と使用者の健全な労使関係の確立を図ります。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
不当労働行為事件の平均処理日数の目標達成率	100% (26年度)	100%	申立てから終結までの目標審査期間(1年6ヶ月=548日以内)に対して、当該年度中に終結した事件の平均処理日数の割合
労働争議調整事件の円満解決率	66.7% (26年度)	70.0%	当該年度中に終結したあっせん等の総件数に対する実質的に円満解決した事件数の割合

基本事業5

50005 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整 (主担当:収用委員会)
公共事業に必要な土地等の収用または使用に関し、適正な補償を定めた裁決を迅速に行います。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
6か月以内終結率	100% (26年度)	100%	裁決申請があり審理を開始した事件のうち、審理を開始してから6か月以内に裁決を行った事件の割合

基本事業6

50006 海面の総合利用 (主担当:海区漁業調整委員会事務局)
漁業者を主体とした海の利用に関係する者が、漁場利用に係る紛争もなく、海面を総合的に利用できるように漁業調整を進めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
操業協定の締結件数	2件	2件	漁場利用に係る紛争等を防止するため他県と締結した漁業操業協定の件数

基本事業7

50007 漁業権設定河川における水産動植物の増殖の推進
(主担当:内水面漁場管理委員会事務局)
内水面漁業協同組合による漁業権魚種の増殖の向上を図ります。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
目標増殖量の達成率	99.0% (26年度)	100%	河川ごとに定めている目標増殖量を達成している比率

第1節 基本的な考え方

(1)「みえ県民カビジョン」の進行管理

「みえ県民カビジョン」の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。



① 計画(Plan)

長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。



② 実行(Do)

部局長、副部長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定め、各所属組織において経営方針を具体的に展開します。



③ 評価(Check)

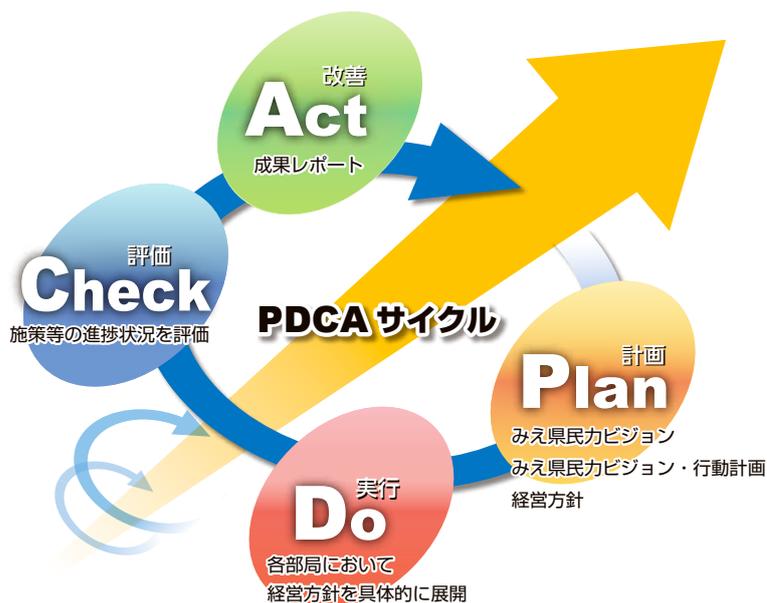
計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。



④ 改善(Act)

評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

「みえ県民カビジョン」 進行管理の仕組み



第2節 県民の幸福実感の把握

「みえ県民力ビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざすことから、政策分野ごとに「幸福実感指標」を設定しています。第二次行動計画では、15の政策分野ごとに「幸福実感指標」を設定し、「県民指標」に加えて、「幸福実感指標」の推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めるとともに、「成果レポート」に記載して公表します。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで、毎年把握することとします。

施策ごとに設定する「県民指標」が、県をはじめとしたさまざまな主体の活動による県民の皆さんにとっての成果を、数値目標を設けて評価するための指標であるのに対して、「幸福実感指標」は、一人ひとりが生活している中で感じる政策分野ごとの実感の推移を調べ、全体としての幸福実感を把握するための指標であり、目標値は設定しません。

15の「幸福実感指標」

「守る」



政策分野

指標

I - 1 防災・減災

災害の危機への備えが進んでいると感じる県民の割合

I - 2 命を守る

必要な医療サービスを利用できていると感じる県民の割合

I - 3 共生の福祉社会

必要な福祉サービスを利用できていると感じる県民の割合

I - 4 暮らしの安全を守る

犯罪や事故が少なく、安全に暮らせていると感じる県民の割合

I - 5 環境を守る

身近な自然や環境が守られていると感じる県民の割合

II 「創る」

政策分野

指 標

II - 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できていると感じる県民の割合

II - 2 学びの充実

子どものためになる教育が行われていると感じる県民の割合

II - 3 希望がかなう少子化対策の推進

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、子どもが豊かに育っていると感じる県民の割合

II - 4 スポーツの推進

スポーツをしたり、みたり、支えたりする環境や機会が整っていると感じる県民の割合

II - 5 地域の活力の向上

自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたいと感じる県民の割合

III 「拓く」

政策分野

指 標

III - 1 農林水産業

三重県産の農林水産物を買いたいと感じる県民の割合

III - 2 強じんて多様な産業

県内の産業活動が活発であると感じる県民の割合

III - 3 世界に開かれた三重

国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいると感じる県民の割合

III - 4 雇用の確保と多様な働き方

働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ていると感じる県民の割合

III - 5 安心と活力を生み出す基盤

道路や公共交通機関等が整っていると感じる県民の割合

第3節 行政経営資源の見通し

(行財政改革取組)

行財政改革においては、県民サービスの向上に向けて、県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重という基本理念を実現するため、県政の展開として「みえ県民力ビジョン」で掲げる「県政運営の基本姿勢」の変革をさらに促進するための取組を、ポイントを絞って重点的に進めることとします。

具体的には、これまで進めてきた「三重県行財政改革取組」において残された課題への的確な対応など、県民の信頼をより高めるための取組は継続しながらも、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進といった、県民の皆さんとともに進める県政運営の変革に重点を置いた取組を推進していきます。

【基本理念の実現：県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重】

第二次三重県行財政改革取組 H28～31年度

「協創」・現場重視の
推進

機動的で柔軟かつ
弾力的な行財政運営

「三重県行財政改革取組」で残された課題への
的確な対応

「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県政運営の基本姿勢」

- ・ 県民との「協創」の取組を進めるために
- ・ 県民に成果を届けるために
- ・ 県民の信頼をより高めるために

(計画期間中の財政見通し)

この行動計画期間中の本県の財政規模について、一般会計の歳出額の合計は、2兆9,189億円程度と推計され、また、歳入額の合計は、2兆8,685億円程度と推計されます。これによる要調整額(財源不足額)は、504億円程度と見込まれます。

なお、国の地方財政対策や景気の動向等により、財政見通しが変わる場合があります。

表1 計画期間中の財政見通し(一般会計)

(単位:億円)

区 分		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	備 考
歳 出	人件費	2,227	2,222	2,230	2,221	既に決定されている給与制度の見直しの影響を反映
	退職手当	213	210	217	209	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	988	1,035	1,044	1,072	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,221	1,236	1,262	1,271	過去及び将来の発行状況により推計
	税収関連交付金	1,011	1,051	1,090	1,109	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,940	1,796	1,623	1,540	大規模なイベント(第 27 回全国菓子大博覧会・三重(平成 29 年)、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体(平成 33 年))の実施や特定目的基金残高の減少を考慮のうえ、 ・投資的経費→年 4%削減として推計 ・政策的経費等→年 10%削減として推計
	歳 出 計 A	7,386	7,341	7,248	7,213	

(単位:億円)

区 分		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	備 考
歳 入	県税	2,495	2,533	2,819	2,869	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	646	658	674	686	名目経済成長率により推計
	地方譲与税	289	294	30	30	地方法人特別譲与税の廃止(平成 29 年度)の影響を反映
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん債を含む)	1,795	1,798	1,815	1,771	地方財政対策と本県の県税収入、公債費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	770	740	707	691	歳出に連動させて推計
	県債	769	698	607	578	歳出に連動させて推計
	その他	623	451	436	413	分担金負担金 →歳出に連動させて推計 その他収入 →特定目的基金残高の減少を考慮のうえ、原則として平成 28 年度と同程度の水準として推計
歳 入 計 B	7,386	7,172	7,088	7,039		

(単位:億円)

区 分	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
要調整額 (A - B)	0	169	160	174

(単位：億円)

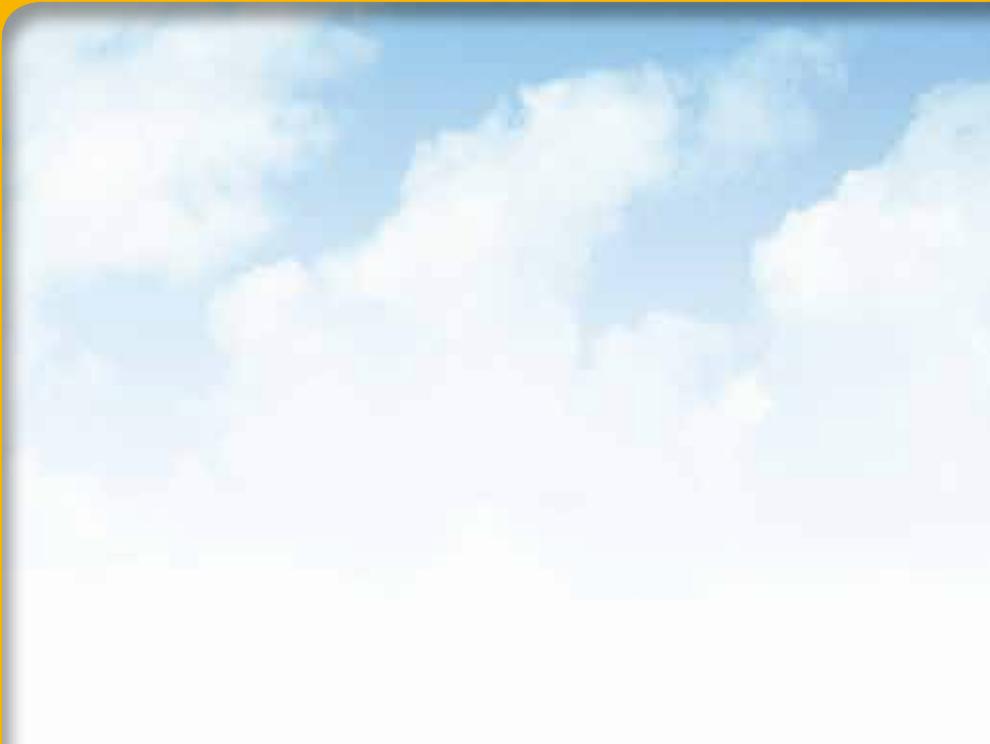
区 分	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	備 考
年度末地方債残高見込	14,111	14,140	14,054	13,943	
臨時財政対策債等	6,125	6,196	6,241	6,259	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	7,986	7,943	7,814	7,684	参考：平成 26 年度末現在高 8,048 億円(最終補正後)
当初予算計上	678	669	582	555	
補正予算計上	30	30	30	30	
元金償還金	754	742	741	716	

*平成 29 年度に実施される消費税率・地方消費税率の引上げの影響については、以下の理由により試算に反映させていません。

- ①社会保障の充実分に関する地方負担額や軽減税率導入の税収に与える影響が不明であること。
- ②地方消費税率の引上げにより、歳入においては税収の増、歳出においては社会保障充実に伴う地方負担分の増が想定されるが、それぞれ基準財政収入額及び基準財政需要額に算入されることから本県の歳入・歳出の差額見込みに影響を与えないと想定されること。

*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算(平成 28 年 1 月 21 日「中長期の経済財政に関する試算」(ベースラインケース))で用いられた率を使用しています。

*数値は、四捨五入によるため、各区分の合計と歳出計欄、歳入計欄の数値等が一致しない場合があります。



参考資料

- 1 県議会、市町、有識者、県民の
皆さんからの意見反映
- 2 個別計画一覧
- 3 数値目標一覧
- 4 横断的な取組
- 5 みえ県民カビジョン

1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の策定を進めるにあたっては、県議会から知事に申し入れをいただきました。市町からご意見やご提案をいただきました。また、有識者の方々からご意見やご提案をいただくとともに、県民の皆さんや市町、各種団体等からは、パブリックコメントの機会を通じて、ご意見やご提案をいただきました。

(1) 県議会からの申し入れ

時 期	内 容
平成 27(2015)年 11月、 平成 28(2016)年 1月	全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な調査が行われ、11月10日に「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案及び『次期の行財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』等に関する申込書」により、また、1月27日に「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』(仮称)最終案及び『第二次三重県行財政改革取組』(仮称)中間案に基づく今後の『県政運営』等に関する申込書」により、ご要望、ご意見をいただきました。

(2) 市町からのご意見やご提案

時 期	内 容
平成 27(2015)年 9月～10月	県内の各市町から、中間案に対するご意見等をいただきました。 * 8件

(3) 有識者の方々からのご意見やご提案

◆三重県経営戦略会議

時 期	内 容
平成 27(2015)年 6月、8月、12月	県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と意見交換を行うことを目的として設置した、三重県経営戦略会議において議論いただきました。

(4) 県民の皆さんからのご意見やご提案

◆パブリックコメント

時 期	内 容
平成 27(2015)年 9月～10月	中間案に対してパブリックコメントを実施し、県民の皆さんからご意見等をいただきました。 * 6件

◆各種団体等へのご意見等の照会

時 期	内 容
平成 27(2015)年 9月～10月	県内の高等教育機関、NPO法人、企業、団体などから、中間案に対してご意見等をいただきました。 * 27件

※これまでにいただいたご意見等の反映状況については、県のホームページでも公表していますので、ご参照ください。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>)

2 個別計画一覧

「関連する個別計画」は、法定計画や条例に基づき議決を経て策定された計画、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に記載されている計画等を施策ごとに記載しています。

施策 (行政運営の取組)	関連する個別計画		
	計画の名称	計画期間	計画の担当部
111 災害から地域を守る人づくり	三重県地域防災計画	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県新地震・津波対策行動計画	平成 26 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県新風水害対策行動計画	平成 27 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県復興指針	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県教育ビジョン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	教育委員会
	三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>	平成 23 年 12 月～	教育委員会
112 防災・減災対策を進める体制づくり	三重県地域防災計画	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県石油コンビナート等防災計画	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県新地震・津波対策行動計画	平成 26 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県新風水害対策行動計画	平成 27 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県復興指針	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県消防広域化推進計画(改訂版)	平成 26 年 3 月～	防災対策部
	三重県保健医療計画(第 5 次改訂)	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	三重県建築物耐震改修促進計画	平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
	三重県教育ビジョン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	教育委員会
三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>	平成 23 年 12 月～	教育委員会	
121 地域医療提供体制の確保	三重県保健医療計画(第 5 次改訂)	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	三重県周産期医療体制整備計画	平成 23 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	三重県へき地保健医療計画	平成 23 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	第二期三重県医療費適正化計画	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	県立病院改革に関する基本方針	平成 22 年 3 月～	健康福祉部 医療対策局
	三重県病院事業中期経営計画	平成 28 年度策定予定	病院事業庁

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
122	介護の基盤整備 と人材の育成・ 確保	第6期三重県介護保険事業 支援計画・第7次高齢者福 祉計画 みえ高齢者元気・かがやき プラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
123	がん対策の推進	三重の健康づくり総合計画 「ヘルシーピープルみえ・21」	平成25年4月～平成35年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県がん対策戦略プラン 第2次改訂	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県保健医療計画(第5 次改訂)	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
124	こころと身体の 健康対策の推進	三重の健康づくり総合計画 「ヘルシーピープルみえ・21」	平成25年4月～平成35年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県自殺対策行動計画	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県保健医療計画(第5 次改訂)	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		みえ歯と口腔の健康づくり 基本計画	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		第二期三重県医療費適正化計画	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
131	障がい者の自立 と共生	みえ障がい者共生社会づく りプラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
		第6期三重県介護保険事業 支援計画・第7次高齢者福 祉計画 みえ高齢者元気・かがやき プラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
132	支え合いの福祉 社会づくり	第3次三重県ユニバーサルデ ザインのまちづくり推進計画	平成27年4月～平成31年3月	健康福祉部
141	犯罪に強いまち づくり	犯罪から県民を守るアク ションプログラム(仮称)	平成28年度策定予定	環境生活部※
142	交通事故ゼロ、 飲酒運転0(ゼ ロ)をめざす安 全なまちづくり	第10次三重県交通安全計画	平成28年4月～平成33年3月	環境生活部
		第2次三重県飲酒運転0 (ゼロ)をめざす基本計画	平成28年4月～平成33年3月	環境生活部
		犯罪から県民を守るアク ションプログラム(仮称)	平成28年度策定予定	環境生活部※
143	消費生活の安全 の確保	三重県消費者施策基本指針	平成27年4月～平成32年3月	環境生活部
		三重県消費者教育推進計画	平成27年4月～平成32年3月	環境生活部
144	薬物乱用防止と動 物愛護の推進等	第2次三重県動物愛護管理 推進計画	平成26年4月～平成31年3月	健康福祉部
145	食の安全・安心 の確保	三重県食の安全・安心確保 基本方針	平成15年1月～	農林水産部
		三重県食を担う農業及び農村 の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		みえの安全・安心農業生産 推進方針	平成21年3月～平成31年3月	農林水産部

※警察本部と連携して「犯罪から県民を守るアクションプログラム(仮称)」を策定します。

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	三重県新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 25 年 11 月～	健康福祉部
147	獣害対策の推進	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月	農林水産部
		第 11 次鳥獣保護管理事業計画	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月	農林水産部
151	地球温暖化対策の推進	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県地球温暖化対策実行計画	平成 24 年 4 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
152	廃棄物総合対策の推進	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県廃棄物処理計画	平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
		三重県災害廃棄物処理計画	平成 27 年 4 月～	環境生活部廃棄物対策局
		ごみゼロ社会実現プラン	平成 17 年 4 月～平成 38 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
		三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	平成 19 年 4 月～平成 39 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
153	豊かな自然環境の保全と活用	三重県自然環境保全基本方針	平成 16 年 3 月～	農林水産部
		みえ生物多様性推進プラン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	農林水産部
		三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
154	大気・水環境の保全	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画	平成 25 年 3 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
		化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量にかかる総量削減計画(第 8 次)	平成 29 年度策定予定	環境生活部
		三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)	平成 28 年度策定予定	環境生活部
		伊勢湾再生行動計画	平成 19 年 3 月～平成 30 年 3 月	環境生活部
		三重県海岸漂着物対策推進計画	平成 24 年 3 月～	環境生活部
211	人権が尊重される社会づくり	三重県人権施策基本方針(第二次改定)	平成 27 年 12 月～	環境生活部
		第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	環境生活部
		三重県教育ビジョン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	教育委員会
		三重県人権教育基本方針	平成 21 年 2 月～	教育委員会

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	第2次三重県男女共同参画基本計画 改定版	平成28年度改定予定	環境生活部
		三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次改定版)	平成26年4月～平成29年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
213	多文化共生社会づくり	三重県多文化共生社会づくり指針	平成28年4月～平成32年3月	環境生活部
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		県立高等学校活性化計画	平成24年4月～平成29年3月	教育委員会
222	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		第三次三重県子ども読書活動推進計画	平成27年4月～平成32年3月	教育委員会
223	健やかに生きていくための身体の育成	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		三重県スポーツ推進計画	平成27年4月～平成31年3月	地域連携部 スポーツ推進局
224	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		三重県特別支援教育推進基本計画	平成27年4月～平成32年3月	教育委員会
		みえ障がい者共生社会づくりプラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
225	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		県立高等学校活性化計画	平成24年4月～平成29年3月	教育委員会
228	文化と生涯学習の振興	新しいみえの文化振興方針	平成26年11月～(おおむね10年間)	環境生活部
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
231	少子化対策を進めるための環境づくり	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～平成37年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
232	結婚・妊娠・出産の支援	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～平成37年3月	健康福祉部 子ども・家庭局

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県子どもの貧困対策計画	平成28年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		健やか親子いきいきプラン みえ(第2次)	平成27年4月～平成37年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県家庭的養護推進計画	平成27年4月～平成42年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
241	競技スポーツの推進	三重県スポーツ推進計画	平成27年4月～平成31年3月	地域連携部 スポーツ推進局
		三重県競技力向上対策基本方針	平成25年5月～平成35年3月	地域連携部 スポーツ推進局
242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	三重県スポーツ推進計画	平成27年4月～平成31年3月	地域連携部 スポーツ推進局
		みえ障がい者共生社会づくりプラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
253	中山間地域・農山漁村の振興	三重県過疎地域自立促進計画	平成28年4月～平成33年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		三重県離島振興計画	平成25年4月～平成35年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		紀伊地域半島振興計画	平成27年4月～平成37年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県農業農村整備計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		みえの安全・安心農業生産推進方針	平成21年3月～平成31年3月	農林水産部
311	農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県水産業・漁村振興指針	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県食育推進計画	平成28年度策定予定	農林水産部
		みえ食の産業振興ビジョン	平成27年7月～	雇用経済部
		三重の森林づくり基本計画2012	平成24年4月～平成38年3月	農林水産部
312	農業の振興	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県農業農村整備計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		農業振興地域整備基本方針	平成28年3月～(おおむね10年間)	農林水産部

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
313	林業の振興と森林づくり	三重の森林づくり基本計画2012	平成24年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県林業労働力の確保の促進に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県環境基本計画	平成24年4月～平成34年3月	環境生活部
314	水産業の振興	三重県水産業・漁村振興指針	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
321	中小企業・小規模企業の振興	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
322	ものづくり・成長産業の振興	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		みえ航空宇宙産業振興ビジョン	平成27年3月～	雇用経済部
		みえメディカルバレー構想第4期実施計画	平成28年4月～平成32年3月	健康福祉部
323	「食」の産業振興	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		みえ食の産業振興ビジョン	平成27年7月～	雇用経済部
324	地域エネルギー力の向上	三重県新エネルギービジョン	平成28年4月～平成43年3月	雇用経済部
		みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		三重県環境基本計画	平成24年4月～平成34年3月	環境生活部
325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
331	国際展開の推進	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		みえ国際展開に関する基本方針	平成25年9月～ (平成27年6月改訂)	雇用経済部
332	観光の産業化と海外誘客の促進	三重県観光振興基本計画	平成28年4月～平成32年3月	雇用経済部 観光局
		みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
333	三重の戦略的な営業活動	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		関西圏営業戦略	平成26年3月～	雇用経済部
341	次代を担う若者の就労支援	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		第10次三重県職業能力開発計画	平成28年度策定予定	雇用経済部
342	多様な働き方の推進	みえ産業振興戦略	平成24年7月～ (平成28年3月改訂)	雇用経済部
		第10次三重県職業能力開発計画	平成28年度策定予定	雇用経済部

施 策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
352	公共交通の確保と活用	三重県総合交通ビジョン	平成 27 年 4 月～ (おおむね 20 年間)	地域連携部
353	安全で快適な住まいまちづくり	都市計画区域マスタープラン	平成 23 年 4 月～ (おおむね 10 年間)	県土整備部
		三重県住生活基本計画	平成 24 年 3 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
		三重県公営住宅等長寿命化計画	平成 23 年 4 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
		三重県景観計画	平成 20 年 4 月～	県土整備部
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	北部広域圏広域的水道整備計画	平成 20 年 3 月～平成 31 年 3 月	環境生活部
		西部広域圏広域的水道整備計画	平成 10 年 3 月～平成 31 年 3 月	環境生活部
		南部広域圏広域的水道整備計画	平成 22 年 6 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
		三重県国土利用計画(第四次)	平成 20 年 10 月～平成 29 年 12 月	地域連携部

施 策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
行政運営 1	「みえ県民力ビジョン」の推進	三重県国土強靱化地域計画	平成 27 年 7 月～ (おおむね 10 年間)	戦略企画部
		三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年 10 月～平成 32 年 3 月	戦略企画部
		三重県教育施策大綱	平成 28 年 3 月～平成 32 年 3 月	戦略企画部
行政運営 2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	第二次三重県行財政改革取組	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	総務部
		三重県職員人づくり基本方針	平成 24 年 12 月～	総務部
行政運営 3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	第二次三重県行財政改革取組	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	総務部
		みえ公共施設等総合管理基本方針	平成 27 年 4 月～ (おおむね 20 年間)	総務部
		第二次みえ県有財産利活用方針	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	総務部
		本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画	平成 28 年 4 月～ (おおむね 20 年間)	総務部
行政運営 5	広聴広報の充実	三重県広聴広報アクションプラン	平成 27 年 3 月～平成 29 年 3 月	戦略企画部

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
111	県民 指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	「自らの命は自ら守る」ことの重要性に鑑み、防災人材の育成・活用が進んだ結果、率先して地域で活動する県民の割合が増えることにつながることから選定しました。	東日本大震災を契機に高まった県民の防災意識が、年々低下する傾向にある中、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年3%程度高め、最終年度に60%以上とすることを目標に設定しました。	47.4%	60.0%
11101	活動 指標	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数【創】	「みえ防災・減災センター」において育成した防災人材が、地域や事業所等における防災・減災活動で活躍し、地域防災力の向上に貢献することが、防災人材を育てる目的であることから選定しました。	みえ防災人材バンク登録者の活動の活性化が地域防災力の向上につながることから、平成31年度に登録者を150人程度に増やし、活躍の場の開拓も進めて、1人あたり平均2回以上、地域や事業所等で活動することを目標に設定しました。	—	300件
11102	活動 指標	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	災害時に児童生徒の命を守るためには、家庭や地域と連携した学校の取組が重要であることから選定しました。	災害時に児童生徒の命を守るため、全ての公立学校において、家庭や地域と連携した防災の取組を実施していることを目標に設定しました。	—	100%
11103	活動 指標	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)	災害時のボランティア活動の円滑な支援に備え、県をはじめとした幹事団体および協力団体の体制のより一層の充実を図る必要があることから選定しました。	「みえ災害ボランティア支援センター」は、現在8つの幹事団体・協力団体が運営を担うことになっていますが、これまでにない大規模な災害が発生した場合に運営の担い手不足が否めません。そこで、運営体制の充実を図るために、毎年1団体ずつ増やし、12団体に増加させることを目標として設定しました。	8団体	12団体
112	県民 指標	「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	県をはじめとする防災関係機関の防災・減災対策の取組がどの程度進んでいるかについて、県民の意識を把握することが、施策の進捗状況をより適切に把握できることから選定しました。	県民の防災対策への関心が年々薄れていくことが懸念されている中、「公助」で取り組む防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を毎年高め、最終年度にはその割合を90%以上とすることを目標に設定しました。	87.4%	90.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 [平成 27]	目標値 [平成 31]
11201	活動 指標	「三重県新地 震・津波対策 行動計画」等 の計画におけ る主要な行動 項目の進捗率	防災・減災対策の具体的な推進 については、行動計画に基づき、 取組を実施していることから選 定しました。	地震・津波対策や風水害対策に 関する行動計画に掲げた取組を 着実に進め、毎年度設定した進 捗率を 100%達成することを目 標に設定しました。	93.4% (26 年度)	100%
11202	活動 指標	県・市町・防 災関係機関が 連携した実働 訓練および県 災害対策本部 等が主催する 図上訓練の回 数	実働訓練は市町・防災関係機関 との連携について、図上訓練は 地域特性の理解と災害対応力の 把握および調整能力の向上をめ ざすものであることから選定し ました。	実働訓練は市町・防災関係機関 と連携する総合防災訓練を 1 回、 図上訓練は 9 地方部の訓練を各 1 回、県災害対策本部の訓練を 機能別訓練 2 回、総合訓練を 1 回実施することを目標に設定し ました。	8 回 (26 年度)	13 回
11203	活動 指標	「防災みえ・j p」から防災 情報等を入手 している県民 の割合	気象や災害に関する情報を総合 的に提供するホームページを利用 する人の割合が高まること、 災害時に県民の迅速な対応に向 けた情報共有につながることに より選定しました。	災害時における緊急情報の共有 を進めるため、現状値の割合を、 最終年度に 2 倍程度の割合に高 めることを目標に設定しました。	16.0%	30.0%
11204	活動 指標	災害拠点病院 の災害派遣医 療チーム(D MAT)数	大規模災害時に迅速かつ適切な 医療を提供するためには、災害 急性期から中長期当初までを担 う県内DMAT数の増加が必要 なことから選定しました。	国のDMAT養成研修の三重県 割当回数が年間 3 回程度ありま すが、2 回は医師等隊員の異動 に伴う補充、1 回は新規隊の養 成にあてる予定であるため、毎 年 1 チーム増を目標とすること から設定しました。	19 (26 年度)	24
11205	活動 指標	地震等の災害 時において避 難所として活 用される建築 物の耐震化率	耐震改修促進法の改正趣旨をふ まえ、早急にこれらの建築物の 耐震化を促進する必要があるこ とから選定しました。	不特定多数の者が利用する大規 模建築物等のうち、災害時に避 難所として活用される民間建築 物について、これら全ての耐震 性が確保されることをめざして 目標値を設定しました。	0% (26 年度)	100%
11206	活動 指標	学校の屋内運 動場等の天井 等落下防止対 策の未完了数	地震発生時に児童・生徒の命を 守るために、校舎の耐震化等 を行う中で、多くが避難所に指 定されている屋内運動場等の耐 震対策が重要であることから選 定しました。	県立学校については、平成 31 年度までに全ての対策を完了す る必要があることから設定しま した。 市町立学校および私立学校につ いては、県からの働きかけを行 うことで可能となる目標を設 置者に確認の上設定しました。	県立学校 131 棟 市町立学校 92 棟 私立学校 9 棟 (26 年度)	県立学校 0 棟 市町立学校 23 棟 私立学校 2 棟
11207	活動 指標	緊急輸送道路 上の橋梁のう ち良好な状態 である橋梁の 割合	大規模災害時における円滑な救 助・救援活動、緊急物資の輸送 手段の確保、復旧活動の基盤と なる緊急輸送道路上の道路施設 のうち、特に復旧に時間を要す る橋梁について適切な維持管理 を図り機能を確保することが必 要なことから選定しました。	緊急輸送道路上の橋梁のうち 良好な状態の橋梁(おおむね 5 年以内に修繕等を行う必要がな いと判断できる橋梁)の割合に ついて、法定点検の結果に基づ く修繕の進捗見込みを勘案して、 平成 31 年度を 96.5%と設定し ました。	93.4% (26 年度)	96.5%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
11208	活動 指標	消防団員の条 例定数充足率	地域防災力の強化に向けた新たな取組として消防団の充実強化を進めることとしたことから選定しました。 なお、県内の消防団においては、団の規模が約 70 人から 2,000 人と大きく違うことから、団員数ではなく、条例定数に対する充足率としました。	消防団の充実を図るために、条例定数を満たしていない市町について、毎年最低 1 名の増員（4 年間で 100 名）を図ることを目標に設定しました。	95.3%	96.0%
11209	活動 指標	高圧ガス等施設における事故発生防止率	高圧ガス等を取り扱う際の保安を確保するためには、事故の発生を防止することが重要であることから選定しました。	許認可をしている高圧ガス等を取り扱う施設への検査や研修等に努め、高圧ガス等の事故を無くすことを目標として設定しました。	99.6% (26 年度)	100%
113	県民 指標	自然災害への 対策が講じら れている人家 数	県民の皆さんの生命・財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成 31 年度末までに 5,600 戸増加することをめざして目標値を設定しました。	236,700 戸 (26 年度)	242,300 戸
11301	活動 指標	浸水想定区域 図作成河川数	県民の皆さんの生命を守るため、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な、河川の浸水想定区域図を作成した河川数であり、洪水対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	水位周知河川に指定している 37 河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を今後 8 年間で作成する計画のもと、平成 31 年度末までに 20 河川の浸水想定区域図の作成をめざして目標値を設定しました。	-	20 河川
11302	活動 指標	基礎調査実施 箇所数	県民の皆さんの生命を守るため、警戒避難体制整備に係る基礎調査を実施した数であり、土砂災害対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	土砂災害危険箇所(16,208 か所)における土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査について、平成 31 年度完了をめざして目標値を設定しました。	5,770 か所 (26 年度)	16,208 か所
11303	活動 指標	堤防耐震化延 長	県民の皆さんの生命・財産を守るため、海岸堤防の耐震対策を実施した延長であり、高潮・地震・津波対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	高潮・地震・津波からの被害軽減を図るため、過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、海岸堤防の耐震化延長を平成 31 年度末までに 2.3km 延伸することをめざして目標値を設定しました。	33.3km (26 年度)	35.6km
11304	活動 指標	山地災害危険 地区整備着手 地区数	県民の皆さんの生命・財産を守るため、施設整備を行い山地災害を未然に防止を図った危険地区数であり、山地災害対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	山地災害を未然に防止するため、過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、治山施設整備に着手した山地災害危険地区数を平成 31 年度末までに 150 か所増加させることをめざして目標値を設定しました。	2,029 地区 (26 年度)	2,179 地区

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
121	県民 指標	地域医療安心 度指数	施策のめざす姿である「必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っている」状態の実現に向けては、病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等への取組とともに、県民の地域医療に対する安心感を高めていくことが重要であることから、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目による複合指標を目標項目に選定しました。	県民の7割が医療に安心感を持っている状態をめざし、目標値70%を設定しました。	56.2%	70.0%
12101	活動 指標	地域医療構想 の達成度	地域医療構想の実現に向け、平成37年の必要病床数の達成度とともに、入院医療と在宅医療を一体的に整備していく上で、在宅医療提供体制の整備度の評価が重要であることから、2つの指標の平均による複合指標を目標項目に選定しました。	平成37年度に100%達成することをめざし、必要病床数については、徐々に整備が進んでいくことを見込んで平成31年度16%に、在宅医療提供体制の整備については、早期に支援策を講じていくことから、より進捗することを前提として平成31年度40%になるよう、この2つの平均をとって目標値を設定しました。	0%	28.0%
	活動 指標	保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度	医師数については、段階的な増加が見込まれてきましたが、一方で医師の地域偏在は、依然解消されない状況であることから保健医療圏間の病院勤務医師数の乖離度を活動指標に設定しました。	人口10万人あたり常勤換算医師数で県平均値を下回っている4つの保健医療圏(北勢、伊賀サブ、伊勢志摩サブ、東紀州)の平均値との乖離度について、過去5年間(平成22年度～平成26年度)の改善率をもとに、平成31年度目標値を80.9%に設定しました。	76.9% (26年度)	80.9% (30年度)
12102	活動 指標	県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数【創】	県内では50歳代以下の医師数は減少しており、救急医療などを担う若い世代の医師をより多く獲得することが、今後の医療体制を整備していく上で重要であると考えて、引き続き「県内の病院に勤務する研修医数」を確保する必要があることから選定しました。	県内の卒後5年目までの医師(初期および後期臨床研修医)が、県内採用者数の推移から平成31年度に243名になることを目標値として設定しました。	206人 (26年度)	243人
	活動 指標	県内看護系 大学卒業者の 県内就業者数 【創】	県内で不足する看護職員を確保するため、県内の看護系大学卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから選定しました。	看護師数の受給量推計調査から平成37年時点の不足分を供給するための供給数を算出したところ、毎年18名の増加が必要となります。この数値を補うこととし、特に県内就業率の向上が課題である看護系大学の卒業生で供給する目標を設定しました。	159人 (26年度)	231人 (30年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12103	活動 指標	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	救急搬送患者のうち軽症者の割合が 50%程度ある中、救急医療体制を確保するためには、時間外に初期救急を担う医療機関を増加する必要があることから選定しました。	病院については精神科単科病院を除く全ての病院(87 か所)、診療所については主として内科、外科または小児科を標榜する診療所(798 か所)の約 85% (680 か所)を対象とし、その合計 767 か所が地域医療構想の目標年次である平成 37 年に参加することをめざし、毎年度、平均 14 か所増加させていくこととし、平成 31 年度の目標値を設定しました。	634 機関 (26 年度)	704 機関
12104	活動 指標	医療安全対策加算届出医療機関数	診療報酬上の医療安全対策加算の届出の有無により、医療機関における医療安全体制の整備状況が把握できることから、目標項目として選定しました。	100 床以上の 62 医療機関の全てが、医療安全対策加算を取得することをめざして、目標値を設定しました。	47 機関	62 機関
12105	活動 指標	県立病院患者満足度	県立病院を利用される患者の満足度を高めていくことが重要であることから選定しました。	県立病院を利用される、より多くの患者の満足が得られるよう、95.0%の目標を掲げました。	90.5%	95.0%
12106	活動 指標	県内市町の国民健康保険料の収納率	県の広域化等支援方針で市町と協議しながら収納率の向上を推進しています。また、国の新たな保険者支援制度の指標の一つであり、かつ保険料の適正な確保は、国民健康保険制度の安定的運営を図る上で最重要課題であるため選定しました。	収納率が 90%を超えた平成 23 年度からの平均伸び率(0.37)をもとに、他県の状況も勘案して目標値を設定しました。	91.41% (26 年度)	93.00% (30 年度)
122	県民 指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数【創】	高齢者のニーズに応じた介護等を提供するためには、地域包括ケアシステムの構築とともに、在宅生活が困難となった場合の特別養護老人ホーム等の施設整備が必要であり、それらの充実の程度をあらわすものとして選定しました。	入所待機者が解消されることをめざし、平成 31 年度の目標値を設定しました。	863 人 (26 年度)	0人
12201	活動 指標	主任ケアマネジャー登録者数(累計)	介護従事者の人材育成と資質向上のため、ケアマネジャーを指導する役割を担う主任ケアマネジャーを増やすことが有効であることから選定しました。	各居宅介護支援事業所に主任ケアマネジャーが配置されていること、ケアマネジャー 5 名以上が配置されている比較的大規模な居宅介護支援事業所には複数の主任ケアマネジャーが配置されていること、地域包括支援センターに配置されているケアマネジャーは全て主任ケアマネジャーであることが、31 年度に全て満たされている状態となるために必要な登録者数を目標値に設定しました。	942 人	1,057人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12202	活動 指標	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	平成 26 年度に厚生労働省が実施した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計」によると、介護従事者の確保がますます重要となることから、県の取組によって介護職場等に就職した人数を選定しました。	「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計」による本県の平成 32 年度の人材不足数の 2,156 人を充足するために、毎年度確保していく必要がある人員数に加え、職場環境の改善や職員の資質向上を図る研修参加等が行えるための人員を確保できるように目標値を設定しました。	662 人 (26 年度)	710 人
12203	活動 指標	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため、計画的に施設整備することをめざして選定しました。	入所待機者の解消をめざし、各保険者(22 市町および 3 広域連合)の「第 6 期介護保険事業計画」による施設利用者数の見込みをもとに目標値を設定しました。	9,643 床	10,647 床
12204	活動 指標	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	介護が必要になっても安心して在宅生活を送れるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援に取り組む地域における関係者の連携強化、ネットワーク化が不可欠であり、そのための最も有効な手法が地域ケア会議であることから、地域ケア会議の開催数を選定しました。	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の全国の開催状況と本県の開催状況をふまえ、地域ケア会議が本県の全ての地域包括支援センターで開催され、かつ全国平均を上回る回数が開催されるよう目標値を設定しました。	339 回 (26 年度)	440 回 (30 年度)
12205	活動 指標	認知症サポーター数(累計)	認知症の方や家族を地域で支援するためには、認知症サポーターを増やすことが必要ことから選定しました。	国が平成 26 年度に策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)における認知症サポーター養成の目標数と今後の認知症高齢者の推計数に、今後の養成サポーターの質の向上と地域で活躍できる体制づくりの推進の取組をふまえ目標値を設定しました。	108,069 人 (26 年度)	175,000 人
123	県民 指標	75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	がんは県民の疾病による死因の第 1 位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の生命と健康をがんから守るためには、がんを予防し、また、がんを早期に発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから目標項目として選定しました。	平成 25 年度において、75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数が全国で最も少ない長野県が 66.1 人(全国平均 80.1 人)であることから、県の目標値は全国トップレベルをめざすこととし、平成 31 年度の目標値を設定しました。	70.8 人 (26 年)	66.0 人以下 (30 年)
12301	活動 指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから目標項目として選定しました。	三重県がん対策戦略プランの目標値である、乳がん 50%、子宮頸がん 50%、大腸がん 40% をがん検診受診率の目標値として設定しました。	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25 年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30 年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12302	活動 指標	がん診療連携 拠点病院およ び三重県がん 診療連携準拠 点病院指定数	県内のがん患者がその居住する 地域に関わらず適切ながん医療 を受けられるよう、標準的・集 学的治療の均てん化を図ること が必要であり、がん医療提供体 制の一層の充実・強化を図るた め、がん診療の拠点となる医療 機関の整備を推進する必要があ ることから目標項目として選定 しました。	がん対策推進協議会において、 県内のがん診療連携拠点病院お よび三重県がん診療連携準拠 点病院の整備については、10 か 所程度が適切とされていること から、平成 31 年度の目標値を 設定しました。	6か所	10 か所
12303	活動 指標	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)	三重県がん対策戦略プランにお ける主目標「全てのがん患者お よびその家族の苦痛の軽減なら びに療養生活の質の向上」を達 成する上で、緩和ケアに関する 基礎的な知識を持つ医師の増加 は重要課題であることから目標 項目として選定しました。	国が指定するがん診療連携拠 点病院において、平成 29 年度の 対象医師数の 90%の受講者数 (606 人)に、三重県がん診療連 携準拠点病院・三重県がん診療 連携病院の対象医師数の 80% (323 人)を加えた受講者数を目 標値として設定しました。	599 人 (26 年度)	929 人
12304	活動 指標	がん患者等の 就労について 理解を得られ た企業数(累 計)	がん患者は、治療に必要な休暇 や、治療後の後遺症などから、 就労継続が困難な状況になるこ ともあり、各種制度はもとより、 雇用主や同僚の理解を深めるこ とが必要であることから、がん 患者の就労状況の向上に資する 目標項目として選定しました。	全国健康保険協会三重支部との 協定に基づく事業所説明会およ び個別の事業所訪問により、年 間 240 事業所の管理者や人事担 当者等ががん患者の支援につ いて理解を求めていくことをめ ざし、目標値として設定しました。	232 社	1,192 社
124	県民 指標	健康寿命(健康 寿命の延び)	県民の皆さんが日常的に介護を 必要とせず、自立して心身とも に健康的な日常生活を送る期間 (健康寿命)の延伸は「三重の健 康づくり基本計画」の全体目標 の一つでもあることから、県民 指標として選定しました。	日常的に介護を必要とせず、自 立して心身ともに健康的な日常 生活を送ることができる期間を 維持することが必要であること から、健康寿命の延伸を、過去 10 年間の平均寿命の平均伸び 率(男性 0.16 歳、女性 0.11 歳) と同程度とすることを目標値と して設定しました。	男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26 年)	男 78.6 歳 女 81.1 歳 (30 年)
12401	活動 指標	特定健康診査 受診率	特定健康診査の受診率の向上に よりこれまで見つけられなかつ た生活習慣病予備群の早期発見 が可能となり、その後特定保健指 導や医療機関受診へつなぐこと で発症予防や重症化を防ぐこ とができることから選定しました。	平成 21 年度から平成 26 年 度までの受診率の平均伸び率 (1.84)を維持することをめざ し、目標値として設定しました。	49.0% (26 年度)	56.4% (30 年度)
12402	活動 指標	在宅訪問歯科 診療実施歯科 医療機関数	在宅歯科医療の重要性が一層増 す中、地域における在宅歯科保 健医療の環境整備を図っていく ことは重要な課題であること から、在宅訪問歯科診療実施 医療機関数を活動指標に選定 しました。	全国の歯科診療所のうち、訪問 歯科診療を行っている機関数は 全体の 27.7%となっている中、 三重県においては約 20% (全 国 30 位)と低い数値であるこ とから、全国平均を上回るこ とをめざし、県内歯科診療所約 850 機関の 30%を上回る 270 機関を目標値として設定しま した。	198 機関	270 機関

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12403	活動 指標	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	市町や保健所が事業を単独で実施するだけでなく、企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施することが重要であることから選定しました。	29市町全てで関係機関や民間団体が参画した事業を実施するとともに、8保健所において広域的に関係機関や団体が参画した自殺対策を実施することとし、37か所を目標値として設定しました。	8か所	37か所
12404	活動 指標	指定医療機関(診療所)指定数	難病患者が身近な地域で安心して質の高い難病治療が受けられるためには、指定医療機関の拡充が必須であることから選定しました。	従来の特定期疾患治療研究事業において、難病患者が治療を希望していた県内の診療所(実際に難病治療を行っていた県内の診療所)が1,006か所であったことから、現在の指定数が909か所である県内診療所数を、1,006か所まで拡大することを目標値として設定しました。	909か所	1,006か所
131	県民 指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での基本的な生活基盤となる居住系サービスの充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて目標値を設定しました。	1,410人 (26年度)	1,871人
13101	活動 指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場の充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	平成26年度までの実績と「障害福祉計画」の見込量を勘案し、平成31年度の目標値を設定しました。	6,775人 (26年度)	8,442人
13102	活動 指標	一般就労へ移行した障がい者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用契約に基づく就労の実現を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」での目標値や法定雇用率の引き上げ見込みをもとに、目標値を設定しました。	344人 (26年度)	480人
13103	活動 指標	農林水産業と福祉との連携取組数(累計)	農林水産業と福祉との連携を促進するためには、農林水産業者による障がい者雇用だけでなく、作業受委託などの多様な連携の取組を新たに推進していく必要性があることから選定しました。	農業と福祉の連携では、これまでの取組に加え、作業受委託など多様な連携を推進します。林業、水産業と福祉の連携は取り組み始めたばかりであるため、これまでの農福連携の実績もふまえながら、連携できる作業分野を開拓し、全体で毎年9件の取組の増加を目標として設定しました。	65件	101件
13104	活動 指標	相談支援事業における支援件数	障がい者が直面する社会的障壁を除去するためには、障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応することが必要であることから、実際に相談支援を行った件数を目標値として選定しました。	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の過去5年間の発行数の平均伸び率0.92%と法定雇用率引き上げ見込みをもとに、平成31年度における目標値を設定しました。	55,836件 (26年度)	60,202件
13105	活動 指標	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	精神障がい者の長期入院の減少を図り、地域移行を進めることが重要であることから、目標項目を選定しました。	厚生労働省の第4期障害福祉計画の基本指針における目標や「みえ障がい者共生社会づくりプラン」をふまえた上で、全国上位をめざして目標値を設定しました。	88.0% (26年度)	92.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
13106	活動 指標	障害者差別解 消法で努力義 務等とされて いる県・市町 等および関係 団体の職員対 応要領策定率	行政機関等において職員対応要 領が策定され、障がい者に対す る合理的配慮の提供が進むこと は、障がい者の権利擁護と社会 参加の推進に重要であることか ら、目標項目を選定しました。	県内の行政機関等(県、市町等 (29 市町、地方独立行政法人)、 公立大学法人、県 100%出資法 人)の全てにおいて障害者差別 解消法に基づく職員対応要領が 策定されることを目標に設定し ました。	26.3%	100%
132	県民 指標	日常生活自立 支援事業の利 用者数	判断能力が十分でない認知症高 齢者、知的障がい者、精神障が い者等が、地域で適正に福祉サー ビスを受けながら生活できる体 制の整備状況をあらわす目標項 目であり、施策の目標を象徴し ていることから選定しました。	日常生活自立支援事業のこれま での利用者数の状況や、本年度 の制度見直し後の利用状況等を ふまえた上で、この事業の利用 がさらに促進されるよう目標値 を設定しました。	1,426 人 (26 年度)	1,920 人
13201	活動 指標	民生委員・児 童委員の相談 支援件数	民生委員・児童委員は、県内で 4 千数十名が委嘱され、それぞ れの担当地区において県民に最 も近い場所で、高齢者、障がい 者、子ども、生活困窮者の相談 支援や安否確認等を担っており、 その活動は、地域福祉活動の重 要な取組です。そのうち相談支 援は、生活困窮者や児童虐待の 相談などの県の業務も含み、県 民への直接的な相談支援である ことから選定しました。	平成 24 年度から 26 年度まで の相談支援件数の実績の平均件 数が 107,136 件であることか ら、平成 31 年度まで、毎年度 107,000 件以上を目標値とし て設定しました。	105,559 件 (26 年度)	107,000 件
13202	活動 指標	第三者評価を 受審した福祉 施設の数	公正・中立な立場の第三者評価 機関が福祉施設の評価を行うこ とで、質の高い福祉サービスの 提供につながるから選定しま した。	社会福祉施設の受審を促進しな がら、毎年度 5 施設の増加をめ ざし、平成 31 年度に 40 施設 の受審を目標に設定しました。	17 施設 (26 年度)	40 施設
13203	活動 指標	「おもいやり 駐車場」の登 録施設数	歩行が困難な人の外出支援の制 度であり、ユニバーサルデザイ ンのまちづくりの象徴的な取組 であることから選定しました。	人口 1 万人あたり施設数全国ベ スト 3 となる、人口 1 万人あた りの施設数 11.8 施設を平成 31 年度に達成することをめざし、そ のために必要な施設数 2,160 施設 を目標値として設定しました。	1,961 施設 (26 年度)	2,160 施設
13204	活動 指標	地域で社会参 加や生活支援 サービスの担 い手として活 動する高齢者 団体数(累計)	急速な高齢化に対応するには、 地域において、行政主導では なく、自主的に社会参加や生活 支援等の活動をする高齢者を増 やすことが重要です。そのため、 県が地域で自主的に活動する高 齢者団体を研修により養成し、 養成された団体が地域に帰っ て、即戦力として活動すること をめざし、「地域で社会参加や生活 支援サービスの担い手として活 動する高齢者団体数」を指標に 選定しました。	市町において社会参加や生活支 援サービスの担い手として活動 するには、おおむね 1 市町 3 団 体必要と想定し、全市町におい て養成することを目標として養 成団体数を 87 団体と設定しま した。	4 団体 (26 年度)	87 団体

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
13205	活動 指標	就労支援を行 う生活困窮者 の人数	生活保護に至るおそれがある生 活困窮者の自立を図るためには、 就労が重要かつ効果的であるこ とから選定しました。	平成 27 年 4 月に生活困窮者自 立支援法が施行されたことから、 平成 27 年 4 月から 9 月までの 生活困窮者の就労支援者数の実 績をふまえながら、平成 31 年 度には、就労自立が見込まれる 全ての生活困窮者に対して就労 支援を行うことを目標として設 定しました。	—	540 人
13206	活動 指標	県および全国 戦没者追悼式 への若年世代 の参加者数	子どもたちが、県戦没者追悼式 や全国戦没者追悼式に参加する ことにより、戦争の悲惨さや平 和への思いをつなげていくこと ができることから選定しました。	県追悼式での市町代表の子ども による献花を継続し、子どもの 参加を促すとともに、全国戦没 者追悼式へ子ども代表団を継続 して派遣することにより、両追 悼式の合計で 64 人の参加を目 標として設定しました。	31 人	64 人
141	県民 指標	刑法犯認知件 数	施策の成果を客観的にあらず 指標として、県民にとってわか りやすいものであることから選 定しました。	平成 27 年の刑法犯認知件数は、 平成以降最少を記録しましたが、 今後もさらに減少させていくこ とが必要であり、社会構造や社 会情勢の変化により増減がある ことをふまえつつ、少なくとも、 現状値よりも減少させることを 目標に設定しました。	15,178 件	15,178 件 未滿
14101	活動 指標	防犯ボランティ アの団体数	「みんなで進める犯罪に強いま ちづくり」の推進状況を客観的 にあらず指標として、県民に とってわかりやすいものである ことから選定しました。	防犯ボランティア団体数を増や し、より多くの地区で幅広く活 動することが効果を発揮するこ とから設定しました。	610 団体	690 団体
14102	活動 指標	重要犯罪の検 挙率	個人の生命、身体、財産を侵害 する度合いが高く、県民の脅威 となっている重要犯罪の徹底検 挙は、県民の安全・安心を確保 していくための重要な課題であ り、体感治安の向上につながる ことから選定しました。	重要犯罪の検挙率は、治安情勢 のバロメーターである一方、認 知件数の多寡に影響を受ける ことをふまえ、平成 24 年～平 成 27 年の 4 年間の平均である 70%を最低ラインとし、それ 以上(究極的には 100%)をめざ す目標を設定しました。	81.3%	70.0% 以上
14103	活動 指標	交番・駐在所 の機能強化数	交番・駐在所は、県民の安全 を守る重要な活動基盤の一つ であり、また、地域住民の安全 と安心のよりどころであるところ、 施設そのものの高機能化は もとより、さまざまな警察事象 に即応する活動を行う治安維持 の最前線として小型警ら用自動 車(パトカー)の配備等の高機能 化を図ることが強く求められる ことから選定しました。	治安維持の最前線として、さま ざまな警察事象に即応するため には、少なくとも毎年 2 か所以 上の機能強化が必要であることを ふまえ、設定しました。	2 か所	年 2 か所 以上

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
142	県民 指標	交通事故死者 数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。	平成 28 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第 10 次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、平成 31 年までに交通事故死者数を 60 人以下とすることを目標値に設定しました。	87 人	60 人以下
14201	活動 指標	交通事故死傷 者数	交通安全対策における最大の課題である交通事故死者数の減少のためには、事故を減らし、死傷者数を減少させることが重要であり、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に向けた啓発・教育を推進していくことにより、その結果、死傷者数が減少していくことから選定しました。	平成 28 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第 10 次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、平成 31 年までに交通事故死傷者数を 7,700 人以下とすることを目標値に設定しました。	9,604 人	7,700 人 以下
	活動 指標	高齢者交通事 故死者数	高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めているため、高齢者に対する啓発・教育を推進し高齢者死亡事故を減らすことにより、全体の死者数が減少していくことから選定しました。	高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めているため、県民指標である交通事故死者数の半数以下を目標値に設定しました。	52 人	30 人以下
14202	活動 指標	飲酒運転事故 件数	「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げ、飲酒運転 0（ゼロ）をめざして、まず飲酒運転事故 0（ゼロ）の達成をめざしていく必要があることから選定しました。	「第 2 次三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」と合わせ、全国トップをめざし、毎年 5 件以上減少させることを目標値に設定しました。	44 件	23 件以下
14203	活動 指標	老朽化した信 号制御機の更 新数（累計）	信号機は、交通事故防止に大きく寄与している反面、その機能が損なわれた場合には交通に甚大な障害を及ぼすおそれがあります。老朽化した制御機により支障が生じることを防止するために選定しました。	耐用年数を大きく超えた期間設置されている信号制御機 152 基の更新を実施する必要があることから、目標値を設定しました。	25 基	152 基
14204	活動 指標	運転者のシー トベルト着用 率	シートベルトの着用は運転開始時に守らなければならない基本的なルールであり、シートベルトの着用率は順法精神向上のバロメーターの一つです。また交通事故死者数を減少させるため、被害軽減を図る上で有効な手段であることから選定しました。	本来、着用率 100% が理想ですが、三重県の現状を勘案して、平成 31 年までに全国平均を上回る着用率を目標値として設定しました。	96.6%	99.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
143	県民 指標	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用する人の割合	消費者トラブルに遭った時に消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、消費生活の安全の確保の指標として選定しました。	消費生活講座、消費者月間におけるイベント、情報提供等の啓発活動を進めるとともに、県・市町の相談体制を充実することにより、4年間で全国の消費生活センターの業務内容を認知している人の割合に、認知していない人(72.2%)の割合の半分を加えた水準まで利用しようと思う県民の割合を伸ばすことをめざし、64.0%を目標値と設定しました。	49.6%	64.0%
14301	活動 指標	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	消費者にとって有益な消費生活講座を提供することは、消費者トラブルの回避や、自主的かつ合理的な消費活動につながることで、また、内容を理解し、自分の知識としていただくことで、周囲への波及も生じると考えることから選定しました。	消費生活講座等の受講者の知識の定着と啓発の周囲への波及効果を高めるために、講座の内容等を工夫することにより、100%となることをめざして目標値を設定しました。	96.2%	100%
14302	活動 指標	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	消費者トラブルの解決のための助言、斡旋等を行う中で、斡旋による解決率を高めることが消費者被害の救済に大きく寄与することから選定しました。	消費生活相談体制の充実、相談員の資質向上等を図ることにより、斡旋事案のほとんどの解決をめざし、目標値を95.0%と設定しました。	92.3% (26年度)	95.0%
144	県民 指標	危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む)	危険ドラッグによる薬物の乱用を防止するためには、危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む)を0とする必要があることから、警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグの販売店舗に対し、監視指導を実施した後の店舗数を目標項目として選定しました。	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するために、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0件を維持することを目標値として設定しました。	1件 (26年度)	0件
14401	活動 指標	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	危険ドラッグなどの薬物乱用は深刻な問題となっており、薬物乱用防止に対する意識を向上することが重要であることから、目標項目として選定しました。	平成26年度末までの講習会の参加者の実績をふまえ、平成27年度の見込み449,000人から、今後、毎年度6万人ずつの参加者を確保する必要があることから目標値を設定しました。	388,992人 (26年度)	689,000人
14402	活動 指標	犬・猫の殺処分数	殺処分数は、動物愛護の普及啓発、譲渡事業、引取りを減らす取組等の動物愛護管理に関する施策を総合的に行うことで減少することから、目標項目として選定しました。	平成35年度までに殺処分数を0とすることをめざして、平成29年度から運用する三重県動物愛護推進センター(仮称)の活用をふまえ、平成31年度の目標値を設定しました。	627匹 (26年度)	200匹 以下

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
14403	活動 指標	県内の医薬品 等製造施設の うち不良品を 出さなかった 施設の割合	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、指標として選定しました。(指標としている不良品は、医薬品等の有効性や安全性に問題がある場合など、医薬品等製造販売業者等自らが回収したものとし、不良品の回収については、医薬品等製造販売業者等は法令上、県に報告義務があります。)	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、100%を達成し、それを維持することを目標として設定しました。	97.3% (26 年度)	100%
14404	活動 指標	生活衛生営業 施設のうち健 康被害が発生 しなかった施 設の割合	県民が安心して生活衛生営業施設を利用するためには、健康被害の発生はあってはならないことから目標項目として選定しました。	全ての生活衛生営業施設において健康被害の発生がないことを目標として設定しました。	99.9% (26 年度)	100%
145	県民 指標	食品の基準 適合の確認率 (累計)	食の安全・安心確保のためには、食品衛生法の規格基準や、食品表示法の表示基準、米トレーサビリティ法の基準に適合していることが重要であることから選定しました。	検査した全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設が、平成 31 年度末までに基準に適合していることを確認することをめざし、平成 31 年度目標値を設定しました。	16.2% (26 年度)	100%
14501	活動 指標	食品事業者の 自主点検実施 件数	食品事業者がコンプライアンス意識を高め、衛生管理や食品表示等について自主点検する取組が重要であることから、目標項目として選定しました。	全ての営業許可施設において自主点検を実施していることをめざし、平成 31 年度目標値を設定しました。	728 件 (26 年度)	34,200 件
14502	活動 指標	高病原性鳥イン フルエンザ等 家畜伝染病の 感染拡大阻止 率	高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の当県での発生を未然に防ぐとともに、発生農場を汚染源とした他農場への感染拡大を防止することが重要であることから選定しました。	畜産物の安全・安心を確保するためには、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生農場を汚染源とした発生拡大を 100%防止する必要があることから、100%達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (26 年度)	100%
146	県民 指標	危険性の高い 感染症発生数 のうち集団発 生が抑止でき た割合	一、二、三類感染症の集団発生が生じないように啓発を行うとともに、発生した場合は、迅速な連携と適切な対応により、発生を小規模に抑えることが重要であることから選定しました。	一、二、三類感染症の集団発生を起ささない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を 100%とすることを目標として設定しました。	98.6% (26 年度)	100%
14601	活動 指標	感染予防を 普及啓発する 推進者の総数 (累計)	保育所、学校、高齢者施設等の集団発生が起こる可能性がある施設では、感染予防を普及啓発する推進者が重要であることから選定しました。	施設等において感染予防の普及啓発等を行う推進者は、小学校区単位で活動できることとし、県内約 400 校の小学校があることから、平成 31 年度の目標値を設定しました。	-	400 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
14602	活動 指標	感染症危機管理に関する訓練実施率	感染症危機管理体制の整備には、平常時から、医療機関、警察、消防等との連携による訓練の実施が必要であり、本庁および全保健所において、実施することを目標として選定しました。	県内全ての地域(本庁および9保健所の計10か所)で訓練を実施することから、平成31年度目標値を設定しました。	20.0% (26年度)	100%
14603	活動 指標	保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数	HIVは性感染症であるものの、受診につながりにくく、今も感染が広がっていますが、啓発を行うことにより、検査受診者を増加させ、感染拡大を防止することができることから選定しました。	平成22年度から平成26年度までの過去5年間の最大の1,671件を超える1,700件をめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	1,671件 (26年度)	1,700件
147	県民 指標	野生鳥獣による農林水産業被害金額	農林水産業の被害金額は、国が調査に基づいて公表しており、農林水産業に対する総合的な獣害対策の効果として、県民にとって最もわかりやすいと考えられることから選定しました。	農林水産業者等が総合的な獣害対策の効果を実感できるためには、さらなる被害金額の減少が必要です。国の方針に合わせて、10年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、被害金額を460百万円以下に減少させることを目標として設定しました。	558百万円 (26年度)	460百万円 以下 (30年度)
14701	活動 指標	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	獣害対策に取り組む活動主体の基礎は集落であり、その体制を整えることが重要であることから選定しました。	ここ数年のアンケート調査により被害があると回答する約880集落のうち、被害が「甚大」または「大きい」と回答する集落が約600存在することから、何らかの獣害対策に取り組む集落を、600集落以上育成することを目標として設定しました。	470集落 (26年度)	600集落 (30年度)
14702	活動 指標	被害が大きい集落の割合	集落で取り組むさまざまな被害防止対策の効果は、被害に対する住民の実感としてあらわれることから選定しました。	国の方針に合わせて、ニホンジカの生息頭数を10年後に半減させた場合、被害が大きいと予想される集落の割合は、20%になるとの解析結果に基づき、現在のアンケート総回収数約1,300集落のうち、被害が大きい約600集落(47%)を10年後に260集落(20%)に減少させることを目標に、4年後には約470集落(36%)にすることを目標として、目標値を設定しました。	47.0% (26年度)	36.0% (30年度)
14703	活動 指標	ニホンジカの推定生息頭数	野生獣の生息頭数のモニタリングは、ニホンジカで方法が一定、確立されており、このモニタリングによって、適切な生息数管理が可能であることから選定しました。	平成24年度のニホンジカ、イノシシの生息頭数を平成35年度までに半減させるという国の目標に従い、県内のニホンジカの生息頭数を平成35年までに半減(約32,500頭)させるためには平成31年度に41,500頭とする必要があることから設定しました。	56,200頭	41,500頭

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
14704	活動 指標	みえジビエとして活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	みえジビエとして活用された野生獣の頭数が、野生獣肉の利活用の拡大を示す指標であることから選定しました。	みえジビエ登録事業者を増やし、ジビエの需要拡大により、利活用頭数を毎年 100 頭ずつ増加させることを目標値として設定しました。	817 頭 (26 年度)	1,300 頭
151	県民 指標	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	家庭における地球温暖化対策には、省エネルギーや節電、再生可能エネルギーの導入等の取組が必要であり、家庭からの二酸化炭素排出量の約半分を電気の使用が占めていること、社会全体の機運の盛り上がりには、家庭における温暖化対策を推進する必要があることから選定しました。	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26% 削減することとしていることから、国の目標に合わせ目標値を設定しました。	1,196 千 t -CO ₂ (26 年度)	1,119 千 t -CO ₂
15101	活動 指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	温室効果ガス排出量の約 6 割が産業部門から排出されており、その 8 割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。	大規模事業所が作成し、県に提出する地球温暖化対策計画書の目標(集計)と整合を図り、目標値を設定しました。	0 % (25 年度)	+ 2.0% 以下 (30 年度)
15102	活動 指標	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業により得られた成果を県内に広げていくことが重要であり、またサミットを契機として地球温暖化対策の取組を広げていく必要があることから選定しました。	伊勢志摩サミットに関係する市町等を中心に取組を推進し、電気自動車の活用や省エネルギーの取組などの内容ごとに県内に取組を広げることとして目標値を設定しました。	1 地域 (26 年度)	10 地域
15103	活動 指標	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	県民の皆さんや事業者の自発的な温室効果ガスの削減取組を進めるには、地球温暖化の意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であると考え、それを示す指標として選定しました。	講座等を受講した県民の皆さんや事業者の全員が、具体的な活動に取り組むことをめざし、平成 31 年度の目標値を 100% に設定しました。	95.8%	100%
15104	活動 指標	環境教育講座等参加者の満足度	「三重県環境学習情報センター」が実施する指導者養成講座、出前講座等への参加者満足度を向上させ、自ら環境行動を起こすことを意識付けていくことで、環境活動に参加する人が増加すると考えられることから選定しました。	講座等に参加した県民の皆さん全員が満足し、積極的に環境活動に参加していただけるように意識付けされることをめざし、毎年 100% に設定しました。	98.7% (26 年度)	100%
152	県民 指標	廃棄物の最終処分量	循環型社会の定着を図るためには、廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進め、最終処分量を削減する必要があることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度(平成 32 年度)の目標値(264 千 t)と整合を図り、平成 31 年度に 270 千 t となることをめざして目標値を設定しました。	293 千 t (26 年度)	270 千 t
15201	活動 指標	1 人 1 日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	廃棄物の最終処分量を削減するには、ごみの排出量の削減が必要であることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度(平成 32 年度)の目標値(936g/人日)と整合を図り、平成 31 年度に 943g/人日となることをめざして目標値を設定しました。	978g/人日 (26 年度)	943g/人日

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
15202	活動 指標	産業廃棄物の 再生利用率	廃棄物の最終処分量を削減するには、産業廃棄物の 3 R を推進する必要があり、排出された産業廃棄物は、貴重な資源として循環的な利用を行うことが重要であることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度(平成 32 年度)の目標値(43.6%)と整合を図り、平成 31 年度に 43.5%となることをめざして目標値を設定しました。	43.0% (26 年度)	43.5%
15203	活動 指標	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	不法投棄等不適正処理事案に対して、規模の拡大の防止の観点から、早期に改善に着手させる必要があることから選定しました。	全ての不法投棄等不適正処理事案に対して早期に改善に着手させることをめざして目標値を設定しました。	83.9% (26 年度)	100%
15204	活動 指標	不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	生活環境保全上の支障等のある 4 事案について、着実に環境修復を進める必要があることから選定しました。	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限である平成 34 年度までに環境修復を終了するためには、平成 32 年度までに是正措置を完了する必要があるため、目標値を設定しました。	25.0% (26 年度)	81.3%
153	県民 指標	自然環境の保全活動団体数	生物多様性の調査や観察会、里地・里山・里海の保全活動など、自然を守る活動の実施団体を育成し、活動が広がることから選定しました。	自然環境の保全活動をより多くの活動団体が自主的かつ継続的に実施することが重要であるため、活動団体数を現状値から 10 団体増やすことを平成 31 年度の目標値として設定しました。	74 団体 (26 年度)	84 団体
15301	活動 指標	希少野生動物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	特に保護が必要な県指定希少野生動物種や貴重な生態系を保全するためには、迅速かつ着実に保全活動等を実施する必要があることから選定しました。	県指定希少野生動物種のうち特に保護が必要な種と「生態系維持回復事業計画」に基づく維持回復活動数の合計を母数に、平成 31 年度までに、全てにおいて、保全活動を実施することを目標として設定しました。	35.0% (26 年度)	100%
15302	活動 指標	自然とのふれあい体験の満足度	自然公園等を活用したさまざまなプログラム等の参加者の満足度を高めることが、県民の皆さんによる自然とのふれあいの機会の増進につながるから選定しました。	自然体験活動団体が行ったプログラム参加者への満足度調査で、参加者満足度が全体平均(69.9%)よりも高かった活動団体の平均程度(80.0%)まで、全団体の参加者満足度を向上させることをめざし、設定しました。	69.9%	80.0%
154	県民 指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。	環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除き、各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。	91.2% (26 年度)	97.0%
15401	活動 指標	大気・水質の排出基準適合率	大気・水環境への負荷を削減していくためには、発生源である工場・事業場の排出基準が遵守されていることが必要であることから選定しました。	全ての工場・事業場で排出基準が遵守されている必要があることから目標値を設定しました。	100% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
15402	活動 指標	NOx・PM 法対策地域全 体の大気環境 基準達成率	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の 大気環境基準達成率は、自動車 排出ガスの影響を、最もわかり やすく示す指標であることから 選定しました。	NOx・PM法対策地域全体に おいて大気環境基準を達成する ためには、全ての大気環境測定 地点と評価地点で大気環境基準 を達成する必要があることから 目標値を設定しました。	100% (26 年度)	100%
15403	活動 指標	生活排水処理 施設の整備率	伊勢湾再生等において、陸域か らの水質汚濁負荷に占める生活 排水の割合が大きく、水質改善 のためには生活排水処理施設整 備の推進が重要であることから 選定しました。	現在策定中で平成 28 年 6 月 公表予定の「生活排水処理アク ションプログラム」の中間目標 年次(平成 37 年度)において、 生活排水処理施設整備率の目標 を 90%程度としていることか ら、整合をとるために、生活排 水処理施設整備率を年 1%上げ る目標を設定しました。	81.5% (26 年度)	86.5%
15404	活動 指標	海岸漂着物対 策等の水環境 の保全活動に 参加した県民 の数	伊勢湾の再生のためには、さまざ まな主体による活動が重要であ ることから、県民の皆さんの伊勢 湾に対する保全意識の高まりを 示す指標として選定しました。	平成 28 年度はサミット開催を 契機として全県的な取組による 伸びをめざすとともに、平成 29 年度以降も継続的な取組拡 大を図ることとして、近年の伸 び率を上回る目標値を設定しま した。	25,984 人 (26 年度)	34,000 人
15405	活動 指標	大気環境およ び水環境の保 全に関する調 査研究成果を 公表した研究 事業数	光化学スモッグや PM2.5 など の大気環境と伊勢湾再生などの 水環境に関する課題解決や、検 査精度の確保に係る研究事業を 継続的に実施し、その成果を環 境保全の取組に還元していく必 要があることから選定しました。	研究成果を環境保全の取組に還 元していくためには、学会や論 文発表に加え、新たに環境負荷 が大きい企業への技術情報の提 供等が必要として、近年の実績 を上回る目標値を設定しました。	4 件 (26 年度)	7 件

Ⅱ 「創る」

～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
211	県民 指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	38.5%	42.5%
21101	活動 指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	より多くの団体が研修会を実施することが、地域における人権が尊重されるまちづくりの広がりにつながると考えられることから選定しました。	県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施する団体数について、過去の平均実績を上回る毎年度35団体とすることをめざして目標値を設定しました。	35 団体 (26 年度)	35 団体
21102	活動 指標	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	人権イベント・講座等は、人権に関する理解を深めていただくためのものであり、参加者の人権に関する理解度が指標として適当であることから選定しました。	人権に関するイベントや講座等の参加者のアンケートにおいて「人権に関する理解が深まった」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.0%	100%
21103	活動 指標	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	学校において、教育活動全体を通じて人権教育を進めることが、人権を守るための実践行動力を育成することにつながると考えられることから選定しました。	平成31年度に全ての公立小中学校および県立学校で人権教育カリキュラムが作成されることをめざして目標値を設定しました。	65.5% (26 年度)	100%
21104	活動 指標	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	相談員を対象とした資質向上研修会は、相談員の人権に関する知識の習得や相談対応力の向上を図り、相談体制の充実を図るものであり、参加者の研修内容の理解度が指標として適当であることから選定しました。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者のアンケートにおいて「人権に関する知識等を得られた」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	95.6%	100%
212	県民 指標	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	女性が働く場や地域活動の場等に参画していると感じる県民が増加することは、女性の社会参画が着実に進んでいると考えられることから選定しました。	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均が2ポイントであることから、毎年2ポイント、4年間で8ポイントの増をめざして設定しました。	39.4%	47.4%
21201	活動 指標	県・市町の審議会等における女性委員の割合	県および市町の審議会等において女性委員の占める割合が増加することは、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいると考えられることから選定しました。	「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう」との国の目標もふまえ、県および市町の審議会等における女性委員の割合を、年0.7%程度増加させることをめざして目標値を設定しました。	25.8% (26 年度)	29.4%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
21202	活動 指標	男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満 足度	県民の皆さんのニーズに合った講座の実施等により、これまで関心のなかった県民の参加を促すことにより、より幅広く意識の普及啓発ができると考えられることから選定しました。また、講座やセミナー等の参加者の満足度が高ければ高いほど、男女共同参画に対する理解が深まったと考えられることから選定しました。	県民の皆さんのニーズをとらえた課題解決型の取組や関心の高いテーマでの事業を行うことにより、新規参加者を年5%程度増加させることを目標に設定しました。また、満足度については、平成31年度に100%となることをめざし、目標値を設定しました。	新規参加者数 292人 満足度 94.0% (26年度)	新規参加者数 370人 満足度 100%
21203	活動 指標	「女性の職業 生活における 活躍の推進に 関する法律」 に規定する事 業主行動計画 等の策定団体 数(累計) 【創】	各企業等が女性管理職比率や女性の職域拡大等について行動計画等を策定したり自主的に宣言を行うことは、職業生活等における女性の活躍や環境整備に着実につながることから選定しました。	企業の規模ごとに目標値の目安を定め、さまざまな事業を実施し、県内企業等における女性活躍推進の機運醸成を進めることにより、最終的には300団体を超える団体が計画策定や宣言につながるよう目標値を設定しました。	14団体 (26年度)	303団体
21204	活動 指標	性犯罪・性暴 力被害者支援 制度の周知の ための協力団 体数(累計)	性犯罪や性暴力については、さまざまな考え方がある中で、性犯罪・性暴力被害者に寄り添える社会を実現させるには、直接、県内の団体に県の取組について説明を行い、理解を深めていただくことが必要であることから選定しました。	平成27年6月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を開始しましたが、相談窓口としての認知をさらに広げるために、周知のための協力団体を全県的に拡大することとし、平成31年度に49団体まで協力団体数を増やすことをめざして目標値を設定しました。	—	49団体
213	県民 指標	多文化共生の 社会になって いると感じる 県民の割合	多文化共生の社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	29.1%	33.1%
21301	活動 指標	多文化共生に 係るセミナー、 研修会等参加 者の理解度	多文化共生の社会づくりのためのセミナーや研修会等の参加者の理解が増えることで、多文化共生の社会づくりにつながると考えられることから選定しました。	多文化共生に係るセミナーや研修会等の参加者のアンケートにおいて「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.9%	100%
	活動 指標	医療通訳者が 常勤している 医療機関の数 (累計)	外国人住民等が安心して医療機関を利用できることが、多文化共生の社会につながると考えられることから選定しました。	過去の通訳実績や県内の外国人住民数等をふまえ、新たに4医療機関での常勤化をめざして、平成31年度までに10医療機関とすることを目標値に設定しました。	6機関	10機関

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
21302	活動 指標	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることが、進学希望をかなえて自分に合った学習環境を得ることや、社会の構成員として自立して生活していくことにつながることから選定しました。	県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒が就職または高等学校等に進学していることをめざして目標値を設定しました。	—	100%
221	県民 指標	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数【創】	全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率は、学力の特定の一部であり教育活動の一側面ではありますが、その結果は全国規模で実施される学力の実態を示す客観的なデータであるとともに、学力の向上は社会参画力の育成にもつながることから選定しました。	全国学力・学習状況調査の本県平均正答率で、全教科(8教科)で全国平均を上回ることを目標として設定しました。 なお、平成 31 年度は英語の導入が予定されており、実施教科数が、9 教科以上になる場合があります。	0	8 (全教科)
22101	活動 指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	国における全国学力・学習状況調査の結果の分析によれば、授業内容の理解度と教科の平均正答率には関連があることから選定しました。	本県では、学校・地域・家庭が一体となって学力向上に取り組んでおり、授業内容の理解度は全国学力・学習状況調査の結果と関連が高いことから、さらに向上させることをめざし、成果をあげている他県の状況をふまえて、各校種・教科ごとの伸びを設定しました。	小学校 国語 82.2% 算数 81.3% 中学校 国語 76.3% 数学 75.4%	小学校 国語 88.0% 算数 88.0% 中学校 国語 84.0% 数学 77.0%
22102	活動 指標	海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数	グローバル教育を推進することにより、海外留学等に参加する高校生が増えると考えられることから選定しました。	国が平成 32 年度を目途に日本の海外留学生数を倍増する方針であることから、三重県においても海外留学生数が平成 32 年度を目途に倍増することをめざして、平成 31 年度の目標値を設定しました。	287人 (26 年度)	480 人
22103	活動 指標	地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合【創】	地域の専門的人材を招へいして授業等の教育活動を行うことは、自己の進路について考える能力や態度を育成することにつながることから選定しました。	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね 5 ポイント高めることとし、高等学校においては 100%になるよう設定しました。	小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 92.6% (26 年度)	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%
222	県民 指標	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成を図るためには、一人ひとりの自尊心を高めることが重要と考えられることから選定しました。	小中学校ともに、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね 5 ポイント高めることとして、目標値を設定しました。	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 81.0% 中学生 75.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22201	活動 指標	人の役に立ち たいと思う子 どもたちの割 合	他者理解や社会への寄与は、より よく生きるための人としてのあ り方や生き方の礎になると考え られることから選定しました。	国または県の平均値の過去の 最高値(小学校 94.7%、中学校 94.2%)を上回るよう設定しま した。	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 95.0% 中学生 95.0%
22202	活動 指標	地域や社会を よくするため に何をすべき かを考えるこ とがある子ど もたちの割合	郷土の豊かな自然、歴史、文化 について知り、郷土に対する愛 着が深まることにより、子ども たちは地域や社会に自ら深く関 わっていきこうとすることにな ると考えられることから選定しま した。	小中学校ともに、成果をあげて いる他県の状況をふまえて、現 状値からおおむね 20 ポイント 伸ばすこととして、目標値を設 定しました。	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0%
22203	活動 指標	授業時間以外 に読書をする 子どもたちの 割合	読書活動の推進により、読書に 親しむ児童生徒が増えることが 重要であり、豊かな心の育成に もつなぐと考えられることから 選定しました。	国または県の平均値の過去の 最高値(小学校 64.7%、中学校 53.0%)を上回るよう設定しま した。	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0%
223	県民 指標	全国体力・運 動能力、運動 習慣等調査の 結果【創】	子どもたちの体力・運動能力の 向上について、全国で一斉に行 われる調査の結果から見ること が客観的でわかりやすいことか ら選定しました。	子どもたちの体力・運動能力は、 全国調査では平均を下回ること から、全国平均を超えることを 目標として設定しました。	48.5	51.0
22301	活動 指標	1 学校 1 運動 プロジェクト に取り組んで いる小学校の 割合	体力の向上を図る上で、体育の 授業以外にも児童の運動習慣を つけることが重要と考えること から選定しました。	全ての小学校が体力の向上に向 けた 1 学校 1 運動プロジェクト に取り組むことを目標として設 定しました。	77.0%	100%
22302	活動 指標	毎日、規則正 しく寝起きし ている子ども たちの割合	子どもたちが、規則正しく寝起 きすることは、基本的な生活習 慣の一つであり、健康の保持・ 増進を図る上で重要と考えられ ることから選定しました。	成果をあげている他県の状況を ふまえて、生活習慣チェック シート等の活用により、生活習 慣の改善を P T A と連携して家 庭に働きかけることにより、現 状値から、おおむね 5 ポイント 上昇させることとして、目標値 を設定しました。	小学生 寝る 37.6% 起きる 59.3% 中学生 寝る 31.0% 起きる 55.7%	小学生 寝る 43.0% 起きる 64.0% 中学生 寝る 36.0% 起きる 61.0%
22303	活動 指標	朝食を毎日食 べている子ど もたちの割合	子どもたちが毎日朝食を食べる ことは、健やかに成長するため に必要な基本的な生活習慣であり、 体力の向上や健康な体づくりに つながり、重要であると考えら れることから選定しました。	成果をあげている他県の状況を ふまえて、保護者への啓発等 により、現状値より毎年 1 ポイ ント上昇させることとして、目標 値を設定しました。	小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 90.5% 中学生 88.0%
224	県民 指標	特別支援学校 高等部の一般 企業就職希望 者の就職率	障がいのある子どもたちの教育 的ニーズを的確に把握し、早期 からの一貫した指導と支援の充 実を図ることにより、一般企業 への就職を希望する生徒の就職 を実現することは、特別支援教 育の成果を象徴的にあらわすこ とから選定しました。	一般企業への就職を希望してい る生徒全員の希望が実現でき ることを目標に、毎年 100% に 設定しました。	100% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22401	活動 指標	特別支援学級 においてパー ソナルカルテ を活用してい る小中学校の 割合	早期から一貫した教育支援を推 進し、子どもたちの成長を図る上 で、パーソナルカルテの活用は特 別支援学級において特に必要と されることから選定しました。	全ての特別支援学級において パーソナルカルテが活用される ことをめざして 100%に設定し ました。	59.2%	100%
22402	活動 指標	特別支援学校 版キャリア教 育プログラム を作成した特 別支援学校の 割合(累計)	計画的・組織的にキャリア教育 に取り組むことは、児童生徒の 自立と社会参画につながるこ とから選定しました。	全ての特別支援学校において キャリア教育プログラムを作成 して、計画的・組織的なキャ リア教育が進められるよう設定 しました。	25.0% (26 年度)	100%
22403	活動 指標	「三重県特別 支援教育推進 基本計画」に 基づき整備さ れた特別支援 学校数(累計)	特別支援学校の整備は、子ども たちの学習環境の充実につな がることから選定しました。	「三重県特別支援教育推進基本 計画」に基づき、特別支援学校 東紀州くろしお学園(本校)、か がやき特別支援学校、松阪地域 特別支援学校(仮称)の整備につ いて設定しました。	—	3校
225	県民 指標	学校生活に安 心を感じてい る子どもたち の割合	安全で安心な教育環境が整備さ れていることにより、子どもた ちが学校生活に安心を感じる割 合が高くなると考えられるこ とから選定しました。	学校生活の安心感は現状におい ても、比較的高い状況ですが、 子どもたちにとって特に重要な 項目であることから、さらに上 昇させることをめざし、95% にすることとして設定しました。	92.3%	95.0%
22501	活動 指標	いじめの認知 件数に対して、 年度内に解消 したものの割 合	いじめを早期発見し、組織的に 対応をすることにより、早期解 決を図ることがいじめのない学 校づくりにつながると考えられ ることから選定しました。	いじめは子どもたちの命にも関 わる重大な問題であることから、 全てのいじめを解消していくと の決意を示すため解消率 100% に設定しました。	92.0% (26 年度)	100%
	活動 指標	小・中・高等 学校における 1,000 人あた りの暴力行為 発生件数	子どもたちが安心して学校生活 を送れるよう、学校における暴 力行為発生件数の減少を図る必 要があることから選定しました。	小学校および高等学校は、全国 と比べて児童生徒 1,000 人あ たりの発生件数が多いことから、 平成 26 年度の全国の平均件数 (小学校 1.7 件、高等学校 2.1 件) を下回ることを目標に設定しま した。 中学校は、既に全国平均(10.7 件)より件数が少ないことから、 県内において過去最も少なか った件数(9.6 件)を下回るこ とを目標に設定しました。	小学校 2.7 件 中学校 10.5 件 高等学校 2.8 件 (26 年度)	小学校 1.6 件 中学校 9.5 件 高等学校 2.0 件
22502	活動 指標	児童等が交通 安全マップを 作製している 小学校の割合	子どもたちがフィールドワー クをとおして、直接自分たちの目 で発見した危険な箇所等を交通 安全マップにまとめ、発表会等 で成果を共有することで、危険 予測・危険回避能力を向上させ ることができ、交通事故防止に つながることから選定しました。	子どもたちの危険予測・危険回 避能力を高めるため、全ての小 学校で、交通安全マップを作製 することを目標に設定しました。	74.6% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22503	活動 指標	小・中・高等 学校における 1,000 人あた りの不登校児 童生徒数	児童生徒の将来の社会的自立に 向けて、不登校の未然防止、早 期対応を図ることが重要である ことから選定しました。	小学校は、全国と比べて 1,000 人あたりの不登校児童の人数が 多いことから、平成 26 年度の 全国の平均(4.0 人)を下回るこ とを目標に設定しました。 中学校は、全国平均(28.8 人) との差が小さいことから、前計 画期間中県内において最も少な かった人数(26.3 人)を下回る ことを目標に設定しました。高 等学校は、既に全国平均(18.1 人)より少ないことから、さら に減少させることを目標に設定 しました。	小学校 4.7人 中学校 28.9人 高等学校 14.8人 (26年度)	小学校 3.9人 中学校 26.2人 高等学校 14.4人
226	県民 指標	コミュニティ・ スクール等に 取り組んでいる 市町の割合	コミュニティ・スクールや学校支 援地域本部の取組をとおして、学 校の教育活動への保護者、地域住 民の参画が進むことで、地域に開 かれ信頼される学校づくりにつ ながると考えられることから選 定しました。	市町に対して、成果の普及や導 入の働きかけを行うことにより、 三重県型コミュニティ・スクー ル、学校支援地域本部のいずれ かに取り組む市町の割合を 25 市町(86.2%)に設定しました。	65.5%	86.2%
22601	活動 指標	コミュニティ・ スクールに取 り組んでいる 小中学校の割 合	コミュニティ・スクールの取組 をとおして、学校の教育活動へ の保護者、地域住民の参画が進 むことで、地域に開かれ信頼さ れる学校づくりにつながると考 えられることから選定しました。	市町に対して、成果の普及や導 入の働きかけを行うことによ り、三重県型コミュニティ・スク ールに取り組む学校の割合を 27.0%に設定しました。	14.6%	27.0%
	活動 指標	学校支援地域 本部に取り組 んでいる小中 学校の割合	学校支援地域本部の取組をとお して、学校の教育活動への保護 者、地域住民の参画が進むこと で、地域に開かれ信頼される学 校づくりにつながると考えられ ることから選定しました。	市町に対して、成果の普及や導 入の働きかけを行うことにより、 学校支援地域本部に取り組む学 校の割合を 50.8%に設定しま した。	42.0%	50.8%
22602	活動 指標	地域の活性化 に向けて特色 ある教育活動 に取り組んで いる県立高等 学校の数(累 計)	地域の活性化や担い手の育成 が課題となっている中で、高 校においても地域の活性化に 向けた取組は、今後、重視す べき特色化・魅力化の観点の 一つと考えられることから選 定しました。	各学校の目標や学科・特色等 を考慮し、毎年 5 校程度(各地 域 1 校ずつ)増やすこととして目 標値を 35 校と設定しました。	14 校	35 校
22603	活動 指標	授業で主体 的・協動的に 学習に取組 んでいると感 じる子どもた ちの割合	主体的・協動的に学ぶ学習(い わゆる「アクティブ・ラーニン グ」)への転換が求められている 中で、研修等を通じて教職員 の指導方法の改善が進んだ結果、 子どもたちが主体的・協動的に 学習に取り組めると考えられ ることから選定しました。	成果をあげている他県の状況 をふまえて、研修会等とおして 主体的・協動的な学習活動が できるよう指導方法の改善を 図ることにより、毎年 2%程 度の増加をめざして設定しま した。	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%
22604	活動 指標	私立学校にお ける特色ある 教育・学校運 営の取組事例 数	私立学校が建学の精神に基づ く個性豊かで多様な教育に取 組んでいるかどうかの観点から 選定しました。	より多くの特色と魅力ある教 育に取り組む私立学校が増加 することをめざして、年 4 件程 度の伸びを維持することを目 標として設定しました。	95 件 (26年度)	115 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
227	県民 指標	県内高等教育 機関卒業生の 県内就職率 【創】	県内で学び、働きたいという希望を持つ若者の希望をかなえることが非常に重要であることから、県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合(就職率)を目標項目として選定しました。	県内高等教育機関と協議を行い、平成 31 年度に平成 26 年度実績から 10%増の 59.0%をめざすものとして設定しました。 なお、現状値については、平成 26 年度において県内高等教育機関を卒業し就職した者は 3,018 人であり、うち 1,480 人(49.0%)が県内に就職しています。	49.0% (26 年度)	59.0%
22701	活動 指標	県内高等教育 機関への県内 からの入学者 の増加数	県民指標である「県内高等教育機関卒業生の県内就職率」を高めるための重要な要素の一つであることから、「県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数」を目標項目として選定しました。	各高等教育機関の取組状況や高校生を対象としたアンケートの結果、高等教育機関の新設見通し等をふまえ、平成 31 年度に県内からの入学者数が、平成 27 年度の 2,677 人に対して 200 人増加していることを目標として設定しました。	0 人	200 人
22702	活動 指標	「学生×地域 活動」サポ ート情報局等 におけるマッ チング延べ人 数の増加数	県および県内高等教育機関による学生の地域活動への参加促進に向けた取組の効果を適切かつ効率的に捕捉できることから、「学生×地域活動」サポート情報局等におけるマッチング延べ人数の増加数を目標項目とし選定しました。	「学生×地域活動」サポート情報局のコーディネーターの活動量や各高等教育機関からの聴き取り結果、平成 26 年度実績(2,778 人)等をふまえ、平成 31 年度に地域活動に取り組んでいる学生が、平成 27 年度実績に対して延べ 1,000 人増加していることを目標として設定しました。	0 人	1,000 人
228	県民 指標	参加した文化 活動、生涯学 習に対する満 足度	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから選定しました。	第一次行動計画期間中の実績値を上回る 97.0%以上を維持することをめざして目標値を設定しました。	95.3% (26 年度)	97.0%
22801	活動 指標	県立文化施設 の利用者数	文化にふれ親しみ、創造する機会を充実させるためには、県立文化施設が、県民の皆さんに魅力ある文化にふれる機会を提供する必要があることから選定しました。	魅力ある文化にふれる機会を提供していくため、県立文化施設の利用者数については、平成 26 年度の特種要因を除いた 134 万人を基準とし、魅力的な展覧会等による増加を図ることで、近年の伸び率をふまえ、毎年度 1 万人増の 140 万人をめざして目標値を設定しました。	150.7 万人 (26 年度)	140 万人
22802	活動 指標	文化財情報ア クセス件数	多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めるためには、県民の文化財に対する関心を高め、文化財情報をより多く活用していただく必要があることから選定しました。	多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めるため、文化財関係ウェブサイトをより充実させるなど、各種新規の取組を展開することで、アクセス数を、過去の増加率を上回る 12%増加させ、平成 31 年度までに 228,000 件とする目標値を設定しました。	203,945 件 (26 年度)	228,000 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22803	活動 指標	みえ生涯学習 ネットワーク 登録会員数 (累計)	県民の皆さんが主体的に学び、その成果を生かして地域の活動を支えるためには、生涯学習センターが、自ら学んだ成果を生かす場や情報発信の機会を提供する必要があることから選定しました。	自ら学んだ成果を生かす場や情報発信の機会を提供していくため、生涯学習センターが運営する「みえ生涯学習ネットワーク登録会員数」について、過去の年平均登録数を上回る目標値を設定しました。	122 会員 (26 年度)	170 会員
22804	活動 指標	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)	地域の教育関係者のネットワークへの参画者が増えることにより、社会教育活動の促進につながると考えられることから選定しました。	新たにネットワークを構築するにあたり、現在地域で活動しているみえの学び場のコーディネーター、子ども体験活動クラブの指導員、放課後子ども教室の安全管理指導員等については全員の参画をめざし、さらに各小学校区から 1 名以上の参画をめざし、目標値を設定しました。	-	500 人
231	県民 指標	地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合【創】	「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざす「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標と同じ項目を選定しました。	スマイルプランの総合目標の設定根拠(平成 25 年度の実績値 56.0%をもとに毎年 1 ポイントずつ上昇)に基づき設定しました。	53.4%	62.0%
23101	活動 指標	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	少子化対策の機運醸成を進めることにより、関心を持った方が県の少子化対策の情報にアクセスすることが考えられることから選定しました。	平成 27 年 2 月に「みえ子どもスマイルネット」を開設したことから、平成 27 年度の平均月間アクセス数をベースに、毎年増加させていくことを目標に設定しました。	-	31,000 件
23102	活動 指標	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	子育て家庭の経済的負担の軽減や、子育て家庭応援クーポンに賛同する店舗が地域に増加することで地域で子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成が図ることができることから選定しました。	1 世帯あたりの協賛店舗数が全都道府県の中で上位水準に入ることをめざし、目標値を設定しました。	350 店舗 (26 年度)	3,000 店舗
	活動 指標	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	携帯電話等の利用における子どものネット被害を防ぐためには、フィルタリングサービスの普及が重要であることから選定しました。	フィルタリングサービスの普及を進めている先進県の調査結果における最高値をめざし、目標値を設定しました。	59.1%	72.4%
23103	活動 指標	ライフプラン教育を実施している市町の数【創】	小中学校において、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報や自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっていることから選定しました。	子どもの自己肯定感の醸成や家族の大切さ、性や命の大切さを学ぶ事業であり、全市町での実施が望ましいことから目標値を設定しました。	10 市町 (26 年度)	29 市町
	活動 指標	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合【創】	家族の役割や家庭を築くこと、子育ての意義を考える機会を設けるとともに、妊娠・出産の医学的知識等を習得することができるライフプラン教育を充実させる必要があることから選定しました。	高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的知識等を学ぶ事業であり、全ての県立高等学校での実施が望ましい取組として設定しました。	38.6% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
23104	活動 指標	「みえの育児 男子プロジェ クト」に参加 した企業、団 体数(累計) 【創】	男性が子育てに積極的に関わる ことが重要であり、「みえの育児 男子プロジェクト」への参画は 職場や地域社会の中で男性の育 児参画の考え方が広まるのを示 すことから選定しました。	男性の育児参画の推進に関して 企業への働きかけを進めている 先進県の実績数と同程度の数を 目標値として設定しました。	19 企業・団体 (26年度)	300 企業・団体
232	県民 指標	妊娠期から子 育て期にわた る総合的な相 談窓口が整備 されている市 町数 【創】	妊産婦・乳幼児やその家族に対 して、必要な母子保健サービ スがワンストップで切れ目なく行 われることが必要であることか ら選定しました。	全ての市町で切れ目のない妊産 婦・乳幼児への母子保健対策(ポ ピュレーションアプローチ)を 行えるよう、目標値を設定しま した。	24 市町	29 市町
23201	活動 指標	出逢いの場 の情報提供数 【創】	結婚を希望する人に、出逢いの 場が提供されることが求められ ていることから選定しました。	先進県の状況も参考に、結婚を 希望する人に、県内各地の出逢 いの機会が情報提供されている 数値として目標を設定しました。	15 件 (26年度)	240 件
23202	活動 指標	県独自の全て の不妊治療助 成事業に取り 組む市町数 【創】	不妊等に悩む夫婦が安心して相 談でき、治療が受けられるよう な環境づくりが必要であること から選定しました。	26年度の助成事業の実施状況等 をふまえ、27年度の実績見込み である約 10 市町から倍増する ことを目標値として設定しました。	5 市町 (26年度)	20 市町
23203	活動 指標	妊娠届出時等 に医療機関と 情報提供等の 連携をした市 町数	切れ目のない妊産婦・乳幼児へ の保健対策を推進していくため には医療機関との連携が必要で あることから選定しました。	県内のどの地域においても行政 と医療機関との連携が行われる ことをめざし目標を設定しまし た。	22 市町 (26年度)	29 市町
233	県民 指標	保育所の待機 児童数 【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境 を整備するためには、待機児童 を解消する必要があることから 選定しました。	保育所における待機児童をなく すことをめざし、平成 31 年度 の目標値を設定しました。	98 人	0 人
23301	活動 指標	放課後児童ク ラブの待機児 童数 【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境 を整備するためには、待機児童 を解消する必要があることから 選定しました。	放課後児童クラブにおける待機 児童をなくすことをめざし、平 成 31 年度の目標値を設定しま した。	86 人	0 人
23302	活動 指標	生活困窮家庭 またはひとり 親家庭に対す る学習支援を 利用できる市 町数 【創】	子どもの能力・可能性を伸ばし夢 に挑戦できるよう、関係機関や地 域と連携し、ひとり親家庭等の子 どもたちの学習環境を整えるこ とが必要であることから選定し ました。	全市町において学習支援を利用 できる環境整備をめざし、平成 31 年度の目標を設定しました。	6 市町 (26年度)	29 市町
23303	活動 指標	「CLMと個別 の指導計画」 を導入してい る保育所・幼 稚園等の割合 【創】	発達支援が必要な子どもが、身 近な地域において早期支援が途 切れることなく受けられるため の体制づくりの一つとして、進 捗状況を把握することができる ことから選定しました。	三重県立子ども心身発達医療セ ンターの開設(平成 29 年 6 月) までに 50%の幼稚園・認定こ ども園・保育所で導入が行われ るよう取組を進め、以降、年 10%ずつ拡大(開設初年度の平 成 29 年度のみ移転作業等を勘 案し 5%とします。)を図るよう、 平成 31 年度の目標を設定しま した。	33.1% (26年度)	75.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
23304	活動 指標	家庭教育を支援する市町・団体数(累計) 【創】	市町や団体等と連携して家庭における教育を進めていくことが重要であることから選定しました。	全市町において家庭教育を支援する取組を実施するとともに、より多くの団体に参画していただくよう、平成 31 年度の目標を設定しました。	10 市町・団体 (26 年度)	74 市町・団体
	活動 指標	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 【創】	小学校の児童と幼稚園・認定こども園・保育所の幼児が交流を行うことは、小学校への円滑な接続につながることから、選定しました。	全ての公私立幼稚園・認定こども園・保育所において、小学校の児童との交流が行われていることをめざして、平成 31 年度の目標値を設定しました。	—	100%
234	県民 指標	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 【創】	社会的養護は、原則として家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15 年後(平成 41 年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成 31 年度の目標値を設定しました。	18.5% (26 年度)	21.5%
23401	活動 指標	児童虐待により死亡した児童数 【創】	平成 24 年度に発生した死亡事例の教訓をふまえ、目標として選定しました。	虐待による児童の死亡はあってはならないことであり、常に 100%の対応をめざす目標数値として設定しました。	0人 (26 年度)	0人
23402	活動 指標	新規養育里親登録数(累計)	里親委託の推進に向け、新規の養育里親登録数の増加が不可欠であることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15 年後(平成 41 年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成 31 年度の目標値を設定しました。	—	50 世帯
23403	活動 指標	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 【創】	施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15 年後(平成 41 年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成 31 年度の目標値を設定しました。	8.5% (26 年度)	18.1%
241	県民 指標	国民体育大会の男女総合成績	平成 33 年の三重とこわか国体において、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保するため、計画的に競技水準を向上させる観点から選定しました。	平成 33 年の三重とこわか国体における天皇杯・皇后杯の獲得および大会終了後の安定した競技力の確保をめざすためには、計画的に競技水準を向上させる必要があり、開催 3 年前の平成 31 年度の目標を 10 位以内と設定しました。	27 位	10 位以内

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
24101	活動 指標	全国大会の入 賞数	ジュニアから成年選手まで幅広い年齢層における本県の競技力向上対策に取り組んだ成果があらわれる数値であると考えられることから選定しました。	平成 33 年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得を見据えるとともに、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会や平成 32 年の全国中学校体育大会に向けたジュニア・少年選手の育成・強化をふまえ、142 を目標として設定しました。	117	142
24102	活動 指標	国体開催に向 けた広報ボラ ンティアの延 べ活動人数	平成 33 年の三重とこわか国体開催に向けて、機運の醸成を図ることで、幅広い県民の理解と協力を得て、県民力を結集した準備を進める観点から選定しました。	平成 33 年の三重とこわか国体では多くの県民によるボランティア参加が必要となるため、5 年前から先行して、県民の参加を呼び掛けていただける広報ボランティアを募集することとし、積極的な P R 活動に必要な延べ活動人数 970 人を目標として設定しました。	—	970 人
24103	活動 指標	県営スポーツ 施設年間利用 者数	県民の皆さんが利用しやすい県営スポーツ施設の環境づくりに県が取り組んだことの効果を示すことができると考えられることから選定しました。	平成 26 年度の実績値を基準として、各施設の利活用を促し、毎年度 2 %程度増加することをめざし、978 千人を目標として設定しました。	870,333 人 (26 年度)	978,000 人
242	県民 指標	成人の週 1 回 以上の運動・ スポーツ実施 率	スポーツの推進に係る取組を通じて、県民がスポーツに親しみ、スポーツを「する」人を拡大する観点から選定しました。	国の「スポーツ基本計画(平成 24 年 3 月 30 日)」の目標値(3 人に 2 人(65%程度))および「三重県スポーツ推進計画(平成 27 年 3 月)」の目標値(65%)をふまえ、65%を目標として設定しました。	47.4%	65.0%
24201	活動 指標	総合型地域ス ポーツクラブ の会員数	総合型地域スポーツクラブは、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりにつながるものと考えられることから選定しました。	県全体の人口が減少傾向にある中、クラブの新規設立や既存クラブの会員数拡大に努め、4 年間で 400 人程度増加させることとし、27,350 人を目標として設定しました。	26,955 人	27,350 人
24202	活動 指標	全国障害者ス ポーツ大会へ の出場率	全国障害者スポーツ大会(ブロック大会含む)の団体競技(12 競技)全ての出場をめざすことを通じて、障がい者スポーツの育成・強化およびさらなる裾野の拡大を図る観点から選定しました。	全ての団体競技で全国障害者スポーツ大会(ブロック大会含む)に出場し、その状態を維持することをめざし、目標値として設定しました。	75.0%	100%
251	県民 指標	南部地域にお ける転出超過 数	南部地域において人口流出が著しい中で、転出超過数の改善は「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における社会減対策の基本目標として掲げられていることから選定しました。	「三重県人口ビジョン」、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の数値目標をふまえて、平成 31 年度には 1,200 人まで転出超過数を改善することを目標として設定しました。	2,069 人	1,200 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
25101	活動 指標	南部地域の人 びとによる創 業件数(累計)	より「働く場」という点を意識して、南部地域の人びとが主体的かつ持続的に取り組む経済活動をあらわすことから選定しました。	集落活性化に取り組んできた市町と地域おこし協力隊を導入している市町のそれぞれ全てで持続的な経済活動が行われることをめざして、現状値から 11 件増加させ、15 件を目標として設定しました。	4 件	15 件
25102	活動 指標	南部地域にお いて将来的に 戻りたいと考 えている高校 生の割合	若者が一旦地域を離れても将来的には戻ってくるために必要となる地域への愛着を測る指標であることから選定しました。	高校生・保護者アンケート結果によると、南勢志摩地域と東紀州地域の高校生で将来的に県内(南部地域以外の他の地域も含む)に戻りたいと考えている生徒の割合が約 80%であることから、その水準まで「今住んでいる地域」に戻りたいと考えてもらうことをめざして目標値を設定しました。	—	80.0%
25103	活動 指標	県および市町 の相談窓口等 で把握した南 部地域への移 住者数	暮らしたくなる地域として南部地域に魅力を感じ、実際に移り住んだ人の数をあらわす指標であることから選定しました。	平成 26 年度の空き家バンク成約実績(20 人)を参考に、空き家バンク以外の制度利用や移住相談センター開設の効果等も考慮して、平成 31 年度には関係市町それぞれで 2～3 人程度増となることをめざして、60 人を目標として設定しました。	—	60 人
252	県民 指標	東紀州地域に おける観光消 費額の伸び率	地域特性を生かした集客交流の実績と地域経済への影響をあらわす指標であることから選定しました。	「三重県観光振興基本計画(平成 28 年度～31 年度)」をふまえ、東紀州地域における観光消費額もおおむね同様の伸び率を確保することをめざして、平成 26 年から 7%増加させ、107 を目標として設定しました。	100 (26 年)	107
25201	活動 指標	地域づくり に 取り組む語り 部人数	地域資源を生かしたまちづくりに向けて、地域住民への働きかけの効果をあらわす代表的な指標であることから選定しました。	増加する熊野古道来訪者への対応およびより一層の東紀州地域や熊野古道の理解促進に必要な語り部人数として、現状から 15 人増加させ、100 人を目標として設定しました。	85 人	100 人
25202	活動 指標	熊野古道の来 訪者数【創】	地域資源の核である世界遺産熊野古道を生かした集客交流の実績をあらわす指標であることから選定しました。	熊野古道を核とした集客交流の拡大をめざし、過去最高を記録した世界遺産登録 10 周年の来訪者数 429 千人から、おおむね 5%増加させ、450 千人を目標として設定しました。	429 千人 (26 年)	450 千人
25203	活動 指標	商談会等にお ける成約件数	東紀州地域の産業振興に係る取組の成果をあらわす代表的な指標であることから選定しました。	新商品の開発、ブランディング、販路拡大などを支援することにより、毎年 2 件程度の増加をめざし、現状値からおおむね 50%増加させ、28 件を目標として設定しました。	19 件 (26 年度)	28 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
253	県民 指標	中山間地域・ 農山漁村の活 性化に取り組 む新規団体数 (累計)	中山間地域・農山漁村において、 コミュニティが維持され、生活 サービス機能が確保されるなど、 地域の活力が向上していること をあらゆる指標であることから 選定しました。	施策を構成する事業を活用して 平成 27 年度に新たに取組を実 施する団体数を 19 団体と見込 み、それを基準に、毎年 20 団 体が新たに取組を実施すること をめざし、80 団体を目標とし て設定しました。	—	80 団体
25301	活動 指標	中山間地域等 において持続 可能なコミュ ニティづくり に取り組む地 域数(累計)	中山間地域等において、コミュ ニティの維持や生活サービス機 能の確保のための対策を行う市 町に対して支援を行うことで、 地域の活性化につなげることが でき、事業の効果をあらゆる指 標として適当であることから選 定しました。	平成 28 年度は対策を実施する ための地域実態調査等を行うこ ととし、平成 29 年度以降は人 材育成などの地域に応じた支援 を毎年度 3 地域ずつ増やして実 施していくことをめざし、9 地 域を目標として設定しました。	—	9 地域
25302	活動 指標	複数集落の ネットワーク により新たに 活動している 事例数(累計) 【創】	人口が減少し、地域において集 落の機能が損なわれつつある中 で、集落機能を維持するため には、複数集落がネットワークを 形成し活動することが有効であ り、住民が地域(集落)に住み続 けたいという希望を持ち、維持・ 活性化に取り組む活動を市町と 共に支援していく必要があるこ とから選定しました。	新たな取組として、市町や地域 に働きかけを行いながら、平成 31 年度までに毎年 1～2 事例 ずつ増やすことをめざし、6 事 例を目標として設定しました。	—	6 事例
25303	活動 指標	農山漁村の交 流人口 【創】	農山漁村の活力を向上させるた めには、豊富な地域資源に着目 し、都市との交流を促進するこ とが重要であることから選定し ました。	農山漁村の暮らし、食文化、農 林水産業などを体験できる施設 の年間利用者数を交流人口(現 状値)として、毎年 2%相当を 増加させることをめざして設定 しました。	1,376 千人 (26 年度)	1,484 千人 (30 年度)
25304	活動 指標	多面的機能維 持・発揮のた めの地域活動 を行う農業集 落率	農山漁村の有する多面的機能の 発揮の促進にあたっては、地域 における貴重な資源である農用 地等の保全に資する各種の取組 が、農業集落の皆さんによる地 域活動で営まれることが重要で あることから設定しました。	「三重県農業農村整備計画」に 定める平成 32 年度の間目標 (53.1%)に基づき設定しました。 (農林業センサスにおける農業 集落数：2,109 集落)	44.7% (26 年度)	52.9%
25305	活動 指標	ため池および 排水機場の整 備により被害 が未然に防止 される面積	安全・安心な農村づくりを進め るため、農業用施設の整備を実 施し、被害防止を図る必要があ ることから選定しました。	「三重県農業農村整備計画」に 定める H32 年度の間目標 (3,432ha)に基づき設定しまし た。 (緊急性の高い農業用ため池や 排水機場の被害想定面積の計： 7,696ha)	2,717ha	3,357ha
254	県民 指標	県および市町 の相談窓口等 で把握した県 内への移住者 数 【創】	社会減対策の一つとして実施す る県内への移住促進施策の効果 をあらゆる指標であることから、 県と市町で把握できる範囲の移 住人数を選定しました。	平成 26 年度の県内市町の空き 家バンクの県外からの成約件数 19 件 32 人を参考に、移住相 談センター開設の効果等を見込 んで毎年 10～20 人ずつ増や すことをめざし、100 人を目標 として設定しました。	—	100 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
25401	活動 指標	移住相談センターにおける相談件数	東京在住者の約 4 割が地方への移住を検討している(内閣府調査)現状において、三重県や県内市町に興味を持っていただいたり、移住先候補地の一つとして認識していただいたことをあらかず指標であることから選定しました。	平成 27 年度の相談件数の実績見込み(約 650 件)をふまえ、毎年 50 ～ 100 件ずつ増やし、1,000 件を目標として設定しました。	—	1,000 件
25402	活動 指標	県外の移住相談会等への参加市町数	移住相談会へのブース出展は市町の移住受入体制の熟度をあらかず指標であることから選定しました。	平成 27 年度の実績見込み(34 市町)をふまえ、県内市町の移住受入体制の整備・充実により、参加市町が毎年延べ 2 市町ずつ増加することをめざし、42 市町を目標として設定しました。	26 市町 (26 年度)	42 市町
25403	活動 指標	農林水産業就労体験者数(累計)	農林水産業への就労を通じて移住の促進を図るためには、農山漁村の魅力発信するとともに、農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる機会を創出することで、農林水産業への就労意欲を醸成することが重要であることから選定しました。	農林水産業への就労体験として、市町などと連携した体験プログラムや生産者等による就労体験者の受入等の取組により、毎年 70 人ずつ増加させることとして設定しました。	—	280 人
255	県民 指標	地域活動等を行っている県民の割合	NPO に対する理解が深まり、NPO 活動、地域づくりの担い手としての活動に取り組んでいる県民の状況を把握できることから、指標として選定しました。	過去(第 1 回～第 4 回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイントの増をめざして設定しました。	19.7%	23.7%
25501	活動 指標	NPO 法人活動への支援としての会費収入等	NPO 法人の会員や賛同者になることは市民活動への重要な参画手段であることから、会費収入等を指標として選定しました。	NPO 活動や市民活動に対する県民の皆さんの理解を深め参加・参画につなげるとともに、NPO 法人の資金調達力の向上を支援するなど、NPO 法人の会費収入等を、近年の伸び率をふまえ、4 年間で約 1 割増加させることをめざして目標値を設定しました。	411,362 千円 (26 年度)	450,000 千円
25502	活動 指標	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)	若者との協創により地域活動に取り組む事業であり、その件数が事業効果をあらかず上で適切と考え、選定しました。	平成 31 年度までに北勢、中勢、伊賀地域で各地域 2 件の地域課題の解決に取り組むこととし、4 年間で 6 件の課題解決にモデル的に取り組むことをめざして設定しました。	—	6 件
256	県民 指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	県と市町がそれぞれの地域が固有に持つ独自課題の解決に向けて、検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数を目標とすることで、地域の活性化のために当施策に取り組んだ効果をあらかずことができることから選定しました。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、各地域防災総合事務所および各地域活性化局(9 か所)別に設置する地域会議の検討会議でそれぞれ毎年 2 項目の成果を得ることをめざし、109 取組を目標として設定しました。	19 取組 (26 年度)	109 取組

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
25601	活動 指標	県と市町の連携により全県的な課題の解決に成果があった取組数(累計)	県と市町が連携し、全県的な課題の解決に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、成果に結びつけることが有効であることから選定しました。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の全県会議の検討会議において、全県共通の重要課題に厳選して取り組むため、毎年 1 項目の成果をめざし、8 取組を目標として設定しました。	3取組 (26 年度)	8取組
25602	活動 指標	財政健全化計画策定市町数	県内全市町が健全で安定的な財政運営を行い、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体にならないことが重要であることから選定しました。	県内全市町が財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体にならないことを目標に、策定市町数を「0」に設定しました。	0市町	0市町
25603	活動 指標	特定地域の利用率	大仏山地域、木曾岬干拓地等の特定地域の活性化のためには、整備や用地の分譲が進む必要があることから選定しました。	特定地域の分譲・整備について、それぞれの分譲見込みや整備予定等に基づき、48.9%を目標として設定しました。	23.5%	48.9%

Ⅲ 「^{ひら}拓く」

～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
311	県民 指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	イノベーションの創出によって生み出された付加価値の高い県産農林水産物やその加工品の販売拡大の効果は、県民の皆さんの魅力実感の程度にあらわれると考えられることから選定しました。	平成 31 年度の「みえ県民意識調査」において、回答した県民の半数(50%)が実感していることをめざして設定しました。	42.1%	50.0%
31101	活動 指標	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	イノベーションの創出による直接的な成果を測る指標として適当であることから選定しました。	フードイノベーション商品の平成 24 年度から 26 年度までの3か年の平均売上額をベースに、今後開発販売を進める新商品等の売上増加額等を勘案して設定しました。	4億円 (26年度)	19億円
31102	活動 指標	農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	県の農林水産研究所における研究成果等は、農林水産業者や食品関連事業者が県民の皆さんに提供する商品やサービスなどに活用されることで、農林水産事業者の収益向上につながるから選定しました。	県の研究所におけるこれまでのフードイノベーションに関する研究の成果や現在の研究課題件数などをもとに、向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通して設定しました。	155件	315件
31103	活動 指標	魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	県産農林水産物の魅力を効果的に発信していくためには、企業の県産農林水産物に対する評価を高め、連携した取組を実施していくことが重要であることから選定しました。	地産地消や食育、ブランド化の推進に際し、これまで事業者などと共同でPRなどに取り組んできた状況をふまえ、年間50社との連携を確保することを目標値として設定しました。	-	200社
31104	活動 指標	「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数(累計)	「みえ農林水産ひと結び塾」では、個別分野だけでなく、多様な分野と連携してイノベーションを生み出せる人材の養成を目的としていることから選定しました。	事業連携、研究開発、ブランド化等の各分野から、数名程度を確保し、4年間で40人の人材を養成することをめざして設定しました。	-	40人
312	県民 指標	農業産出等額【創】	食料の安定供給とともに、「もうかる農業」の展開を本格化させることを通じ、農業収益を確保していくことが重要であることから選定しました。	農産物単価を現状水準と想定(経営所得安定対策等による支援措置を想定)した上で、米の需給見通し、麦・大豆等の振興方針、園芸・畜産の生産動向をふまえつつ、平成 30 年産にはTPPによる影響も考慮し、4年間で22億円の増をめざして設定しました。	1,138億円 (26年)	1,160億円 (30年)
31201	活動 指標	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	県民に食料を安定的に供給していくためには、供給カロリーの8割を占める米、小麦、大豆の生産力を維持していくことが重要であることから選定しました。	米の生産量は国の「食料・農業・農村基本計画」をもとに、麦・大豆は、食品産業事業者なども参画した振興会議などで合意されている振興方針等をもとに、4年間で2%増をめざして設定しました。	77.0% (26年度)	79.0% (30年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
31202	活動 指標	産地改革に 取り組む園芸 等産地増加数 (累計)	園芸等産地の維持・発展を図る ためには、現状の市場出荷だけ でなく、多様化する需要に対応 するとともに、新規産地を育成 することが必要であることから 選定しました。	これまでの実績をふまえ、県内 の主要産地(野菜 37、果樹 27、 花卉 9、茶 3)の約 5 割で、産 地改革を進めることをめざして 設定しました。	15 産地 (26 年度)	40 産地
31203	活動 指標	高収益型畜産 連携体数(累 計)	畜産業の健全な発展を図るため には、畜産経営体がさまざまな 関係者と連携し、生産性の向上 や畜産物の高付加価値化、さら には雇用の創出等をめざすこと が重要であることから選定しま した。	収益性の高い「もうかる畜産業」 に取り組む連携体を各畜種(肉 牛、酪農、養豚、養鶏)ごとに 毎年 1 連携体育成していくこと をめざし、4 年後に 20 連携体 を育成することを目標として設 定しました。	4 連携体	20 連携体
31204	活動 指標	農畜産経営体 における法人 経営体数(累 計)	法人化や企業の農業参入を進め ることにより、農業経営体の雇 用力を高めていくことが重要で あることから選定しました。	国の法人化目標と県のこれまで の取組状況をふまえ、毎年 20 経営体を法人化することをめざ し、平成 31 年度の目標を 495 経営体と設定しました。	395 経営体 (26 年度)	495 経営体
31205	活動 指標	基盤整備を契 機とした農地 の担い手への 集積率	良好な生産基盤の確保・整備状 況と、基盤整備の事業効果をあ らわす指標として適当であるこ とから選定しました。	「三重県農業農村整備計画」に 定める H32 年度の間目標 (50%)に基づき設定しました。 (対象面積：4,487.7ha)	35.1%	47.1%
313	県民 指標	県産材(スギ・ ヒノキ)素材 生産量 【創】	林業を活性化させるためには、森 林資源を活用していくことが必 要であることから選定しました。	「三重の森林づくり基本計画 2012」に定める平成 37 年度の 素材生産量を確保していくため、 現状値を基準にして、必要な素 材生産量を算定し、目標値に設 定しました。	315 千 ^m (26 年度)	426 千 ^m
31301	活動 指標	「三重の木」認 証材等の製材 出荷量に占め る割合	県産材の需要を拡大するため には、品質や性能の明確な「三 重の木」認証材など、県産材の利 用を高めていく必要があること から選定しました。	県産材の需要拡大を図るため、 住宅や公共建築物等への「三 重の木」認証材などの利用促進 に取り組むことにより、現状値 から毎年 2%ずつ増加すること を目標値として設定しました。	17.0% (26 年度)	25.0%
31302	活動 指標	森林経営計画 認定面積(累 計)	持続可能な林業生産活動を推進 していくためには、森林経営計 画に基づく効率的で計画的な森 林施業の実施が不可欠であるこ とから選定しました。	県民指標で目標とする平成 31 年度の素材生産量を実現するた めに必要となる森林経営計画認 定面積(集約化団地面積)を、目 標値として設定しました。	41,662ha (26 年度)	62,000ha
31303	活動 指標	新規林業就業 者数 【創】	主伐や間伐等の森林整備を着実 に実施するためには、不足する 林業従事者を新たに確保・育成 していく必要があることから選 定しました。	県民指標で目標とする平成 31 年度の素材生産量を実現するた めに必要な主伐や、それに伴う 再造林、下刈り、間伐等の森林 整備を実施する体制を確保する のに必要な新規就業者数を目 標として設定しました。	40 人 (26 年度)	44 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
31304	活動 指標	公的森林整備 面積	森林の公益的機能を発揮させていくためには、市町にも働きかけながら、公的に保全すべき森林の適正管理を進めていく必要があることから選定しました。	環境林のうち整備を要する森林について、20年に一度の間伐等の森林整備を実施する場合、毎年約2,000haの整備が必要となることから、公的森林整備を実施する面積の目標として設定しました。	2,671ha (26年度)	2,000ha
31305	活動 指標	森林づくりおよび森林環境教育などの活動の進展度	みんなで支える森林づくりを進めるためには、NPOの活動や企業の森、漁民の森、みえ森と緑の県民税を活用した森林づくりなどを通じて、県民の参加を促進していくことが必要ことから選定しました。	これまでの企業や森づくり活動団体の取組など森林づくりに参加した人数をふまえるとともに、みえ森と緑の県民税を活用した取組の見直しなどを勘案し、参加者を現状値から毎年度2,000人ずつ増加させることを目標として設定しました。	57,956人 (26年度)	66,000人
314	県民 指標	漁業者1人あたり漁業生産額【創】	水産業の成長産業化に向けた取組を進め、「もうかる水産業」の展開を加速させていく中で、漁業所得の確保が重要であり、効果を示す指標として適切であることから選定しました。	水産業の成長産業化の取組を進め、「もうかる水産業」の展開を加速させることで、漁業者1人あたりの漁業生産額を12%増加させることとして、目標値を設定しました。	593万円 (25年)	667万円 (30年)
31401	活動 指標	県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	県産水産物の輸出促進を図り、恒常的な輸出を実現することが水産業の成長産業化に寄与することから選定しました。	水産部会に所属する事業者あたり1件を実現することとして、平成31年までに全会員が契約を成立させることをめざして設定しました。	—	12件
31402	活動 指標	新規漁業就業者数(45歳未満)【創】	漁師塾の地区拡大による1ターンやUターン者の受入れ、新たな協業体など雇用力のある経営体の育成といった取組を進め、若い45歳未満の新規就業者を確保していく必要があることから選定しました。	これまで新規漁業就業者を毎年30人程度確保してきたことから、今後も毎年30人確保することに加え、漁師塾の地区拡大や協業体の育成といった取組を進めることで、45歳未満の新規就業者を毎年3人ずつ増加させることとして、目標値を設定しました。	30人 (26年度)	42人
31403	活動 指標	資源管理に参加する漁業者の割合	水産資源を持続的に利用するためには、公的な管理措置のほか、漁業者による自主的な資源管理措置が重要です。資源管理計画は漁業者自らが作成・実践する取組であることから選定しました。	持続的な水産物供給体制を構築するには、より多くの漁業者が資源管理計画を策定・実践することが重要であり、今後の持続的な水産資源利用の主体となる若い世代(50代半ばまで)の全漁業就業者の参加を目標とし、現在の倍程度の30%を目標値として設定しました。	14.0% (26年度)	30.0%
31404	活動 指標	耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	岸壁は、漁獲物の水揚げに欠かすことのできないものであり、また災害時の緊急物資の輸送および災害後の水産業の早期再開に寄与することから、成果を示す指標として適切であり、県民にわかりやすいことから選定しました。	地域防災計画において、陸上陸のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路を確保するため、4漁港を防災拠点漁港として耐震岸壁の整備に取り組んでいます。平成31年度までに整備を完了することをめざして目標値を設定しました。	2漁港	4漁港

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
321	県民 指標	県内中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合【創】	県内企業の景気動向や業況等を把握するために、平成 23 年度から県内事業所(5,000 社)アンケートを実施しているところであり、その中で、経済活動によって 1 年間に生み出された企業の成果(付加価値)をあらゆる営業利益について、その状況を確認することで、県内中小企業・小規模企業の現場の声を反映した結果を把握でき、中小企業・小規模企業の振興に資することから選定しました。	平成 27 年度に実施したアンケートにおいて、平成 23～26 年度の実績が、「増加傾向」または「横ばい」と回答した企業の割合は、大企業の 64.8%に対し、中小企業は 62.9%で、景気回復の実感に格差が見られます。そこで、現在の国内外の景気動向などを勘案し、大企業の割合を年平均 1%ずつの伸び、平成 31 年度に 69.0%と想定しました。今後、中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進するとともに、きめ細かい伴走型の支援に取り組むことにより、中小企業・小規模企業が大企業と同じ景況感を実感できることをめざし、中小企業・小規模企業の「増加傾向」または「横ばい」の回答企業割合を年平均 1.5%ずつ増加させ、平成 31 年度には、大企業と同水準の 69.0%を目標に設定しました。	62.9% (26 年度)	69.0%
32101	活動 指標	企業が三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)	「中小企業・小規模企業振興条例」の推進を図るためには、中小企業・小規模企業が主体的に経営向上に係る取組を進めることができるよう支援することが重要であることから選定しました。	平成 26 年度までの経営革新計画の認定累計件数は 833 件、三重県版経営向上計画は 166 件でした。 三重県版経営向上計画については、今後、地域インストラクター、経営指導員等と連携し、計画策定事業者のさらなる掘り起こしや認定事業者のフォローアップに取り組み、ステップ 3 の認定件数を増やすことにより年間 200 件の認定を目標とします。また、三重県版経営向上計画のステップ 3 認定企業がさらなる経営向上をめざし、経営革新計画に取り組むことにより、年平均 20 件を目標とします。合計で年平均 220 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 2,100 件を目標に設定しました。	999 件 (26 年度)	2,100 件
32102	活動 指標	商業・サービス産業における高付加価値な商品・サービス等の創出件数(累計)	県内事業者が、経営革新計画および三重県版経営向上計画の認定後、経営革新資金や日本政策金融公庫からの融資を受け、新しい商品やサービスの開発を行った件数であり、新たな産業の創出につながり、地域経済の活性化、商業・サービス産業の振興にも貢献することから選定しました。	平成 24～27 年度の実績は年平均 12.25 件でした。今後、三重県版経営向上計画について年平均 20%増を目標としていることなどをふまえ、関係団体と連携してさらなるきめ細かい支援等に取り組むことにより、年平均 20%増となる 15 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 60 件を目標に設定しました。	—	60 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32103	活動 指標	地域資源を活用した新商品を開発、商品化し販売につながった企業数(累計)	中小企業・小規模事業者が継続的に事業展開していくためには、開発商品が確実に販売につながり、投資資金の回収が円滑に行われる必要があることから選定しました。	中小企業・小規模企業の着実な事業発展につなげていくため、ファンド活用事業者等の2割程度に相当する事業者が商品開発から販路開拓、商品化による販売まで到達できるよう、年平均13社ずつ増やし、平成31年度に52社を目標に設定しました。	—	52社
32104	活動 指標	「三重県オープンデータライブラリ」に登録したオープンデータの数(累計)	「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」の目的の一つが、オープンデータの推進による新たなサービスの創出であることから選定しました。	中小企業・小規模企業の新たなサービスの創出を促進していくため、平均して月1データのペースで県が保有する情報のオープンデータ化を進めることで、年平均12件ずつ増やし、平成31年度に累計で80データを「三重県オープンデータライブラリ」に登録することを目標に設定しました。	31データ (26年度)	80データ
322	県民 指標	ものづくり中小企業における、従業員1人あたりの付加価値額	ものづくり・成長産業の振興を図ることで、県内の企業活動が活性化され、付加価値額が高まります。その結果、企業における利益増加、地域における雇用確保、賃金向上に結びつくなど、地域経済の持続的発展につながることから選定しました。	県内企業に対し、国の支援制度等も活用しながら、技術支援、人材育成、販路開拓支援、補助金活用など多面的な支援をきめ細かく実施することで、企業における従業員1人あたりの付加価値額を平成25年の10,383千円(全国10位の水準)から、平成31年度には100万円増の11,383千円(全国5位の水準)にすることを目標に設定しました。	10,383千円 (25年)	11,383千円 (30年)
32201	活動 指標	県内で新たに航空宇宙産業へ参入・事業拡大をした企業数(累計)	航空宇宙産業は今後大きな成長が期待される産業であり、航空宇宙産業の参入を促進することが県内のものづくり産業全体の振興につながるから選定しました。	成長産業の一つである航空宇宙産業において、新たに参入・事業拡大をした県内企業を、平成26年度に策定した「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」での目標をふまえ、年平均5社ずつ増やし、4年後の平成31年度に累計で30社を目標に設定しました。	0社 (26年度)	30社
32202	活動 指標	医療・健康・福祉分野の製品・サービス開発数(累計)	県内事業者等が医療・健康・福祉分野の製品やサービスの開発に取り組むことが、本分野の産業の成長につながるから選定しました。	医療・健康・福祉分野における産業の成長につなげていくため、企業の製品やサービスの開発数のこれまでの実績が増加傾向にあり、県として今後も支援を強化拡大していくことから、初年度の年7件を段階的に増やしていき、平成31年度に累計で34件を目標に設定しました。	—	34件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32203	活動 指標	ものづくり中 小企業が自らの 経営戦略に 基づき取り組 み、事業化を 進めた件数(累 計)	自動車産業、電機・電子産業等の製造業等が行う、企業の業態や段階に応じた技術力向上へ向けた取組に対する総合的な支援を行います。意欲のある企業等が自ら経営戦略を策定し、技術開発等の取組を進める取組に対し、県では「みえ産業振興戦略」に基づき支援することから選定しました。	ものづくり企業等に対する各種支援制度や研究会等の実施による支援に引き続き取り組んでいくため、平成 24～26 年度の実績である年平均約 30 件をふまえながら、これまでの平均を上回る年平均 35 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 140 件を目標に設定しました。	—	140 件
32204	活動 指標	共同研究等による企業の課題解決数(累計)	県内企業の技術開発を推進するためには、県研究機関(工業研究所)と県内企業の共同研究だけでなく、社会・市場のニーズをふまえながら、県研究機関が持つハブ機能を生かして広域的に県外の企業、高等教育機関、研究機関などのさまざまな主体と連携し、県内のものづくり企業における技術課題の解決に向けて支援していく必要があることから選定しました。	県研究機関を活用した県内企業の課題解決をより一層進めていくため、共同研究をはじめ、広域的な技術連携、現場に研究員が出向いて課題解決を図る現場派遣などの技術支援に取り組むことで、これまでの年平均 20 件の実績を上回る年平均 27 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 108 件を目標に設定しました。	—	108 件
32205	活動 指標	企業等の技術 交流会等により 成約に至った 商談数と共同 研究に進んだ 件数(累計)	大手企業等からの中小企業へのニーズは、部品調達等に加えて、設計や試作段階から参画できる技術力の高い中小企業の発掘への比重が高まっていることから選定しました。	県がこれまで取り組んできた技術交流会等をきっかけに、新たに成約した商談数、共同研究など販路開拓につながった件数をふまえながら、年平均 13 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 52 件を目標に設定しました。	—	52 件
323	県民 指標	県内における 飲食料品の製 造品出荷額お よび販売額の 合計 【創】	食関連産業の振興を図るためには、製造品出荷額等のほか、サービス産業における県内での販売額を高めていく必要があります。当該指標は、県内における飲食料品の製造および販売の状況を示すとともに、食関連企業の経済活動の状況を示す指標であることから選定しました。	「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、商品開発や販路拡大、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博 2017 の開催などといったさまざまな機会をとらえて取組を進め、食関連産業の振興を図ります。このため、県内における飲食料品の製造品出荷額および販売額について、平成 26 年の 6,577 億円を現状値とし、平成 31 年度に 3% 増の 6,774 億円にまで伸ばしていくことを目標に設定しました。	6,577 億円 (26 年)	6,774 億円 (30 年)
32301	活動 指標	商談会等に出 展した県内食 関連事業者が 商談に至った 件数	県産品の県内外への販路拡大をめざすためには、県内食関連事業者が販路拡大にチャレンジできる環境の整備が重要です。この指標は、その環境を生かした県内食関連事業者の取組実績であり、国内外への販路拡大に向けた意欲を示す指標でもあることから選定しました。	県産品の国内外への販路拡大を促進するためには、事業者が商談会や食品見本市などに参加し、数多くの商談を行える機会を確保することが効果的です。事業者に対して毎年一定の商談機会を創出するため、これまでの実績をふまえながら、年平均 650 件(国内 400 件、海外 250 件)を目標に設定しました。	585 件 (26 年度)	650 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32302	活動 指標	「みえの食」の 産業を担う人 材の育成数 (累計) 【創】	食の成長産業化を進めていくためには、それらを支える人材の育成が重要です。今後の三重の食の産業を担う人材を育成していくための各種研修会等の開催や、その後のフォローアップに取り組むことで、企業の現場改善や人づくりなどの主体的な取組を促進していくことから選定しました。	食の成長産業化に貢献する人材を育成し、その人材を核として企業内での成功事例を他の企業へも水平展開できるように企業間のネットワーク構築にも取り組み、より効果的に事業を実施していくため、年平均 80 人ずつ育成し、平成 31 年度に累計で 320 人(常用雇用者 10 人以上の企業 3,237 社の約 10%)を目標に設定しました。	-	320 人
324	県民 指標	新エネルギー の導入量(世 帯数換算)	県民、事業者、市町等との連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギーの導入による安全で安心なエネルギーが確保されている社会の実現をめざしていくことから選定しました。	三重県新エネルギービジョン(平成 27 年度改定)に掲げた長期目標(845 千世帯)と県内における今後の導入見込をふまえて平成 31 年度の目標値を 543 千世帯に設定しました。	384 千世帯 (26 年度)	543 千世帯 (30 年度)
32401	活動 指標	事業者等 による新エネ ルギーの普及 啓発の取組数 (累計)	事業者等の新エネルギーの普及啓発を目的とする取組を通じ、県民等の新エネルギーの導入や省エネに関する意識の醸成が期待されることから選定しました。	県内の新エネルギー施設において、見学会や勉強会を事業者と協力しながらこれまで年 6 回程度開催しています。今後、新たに産業展や各種イベント等において事業者と連携した取組など新エネルギーの普及啓発に取り組むことにより、年平均 10 回ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 40 回を目標に設定しました。	-	40 回
32402	活動 指標	創エネ・蓄エ ネ・省エネ技 術を活用した まちづくり への支援件数 (累計)	地域団体・事業者・市町等が行う創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの取組を支援し、県内に展開することをめざしていくことから選定しました。	これまで県が支援した創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりに向けた計画策定やモデル事業は年平均で 2.7 件でした。今後、企業における可能性調査や計画策定の継続支援に加えて、これまでのモデル事業の成果を県内の他地域にも展開させるため、まちづくりに向けた具体的な調査研究や啓発事業への支援にも取り組むことにより、これまでの実績の約 2 倍の年平均 5 件ずつ取り組み、平成 31 年度に累計で 32 件を目標に設定しました。	8 件 (26 年度)	32 件
32403	活動 指標	エネルギー関 連技術に関す る企業との共 同研究の件数 (累計)	工業研究所などが有する評価・計測などの技術を生かして、エネルギー関連技術の開発の取組が、県内企業等に広がることをめざしていくことから選定しました。	企業から提案のあった共同研究に取り組むとともに、今後は新たに県から企業へ積極的に技術開発提案などを行うことにより、これまでの実績(年平均 3~4 件)を上回る年平均 5 件ずつ共同研究を行い、平成 31 年度に累計で 34 件を目標に設定しました。	10 件 (26 年度)	34 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32404	活動 指標	次世代の地域 エネルギー等 の活用に向 けた研究テ ーマ数(累計)	水素エネルギー、バイオリファイナリー、メタンハイドレートなどの実用化を、産業振興や新しいまちづくりにつなげることができるよう検討を重ねていくことから選定しました。	次世代の地域エネルギーや新技術の利活用を産業振興やまちづくりにつなげるため、企業や地域の取組状況に沿った具体的なテーマについて、年平均6～8テーマずつ検討することにより、平成31年度に累計で44テーマを目標に設定しました。	11テーマ (26年度)	44テーマ
325	県民 指標	県内への設備 投資目標額に 対する達成率	多様な産業による活発な事業活動が展開され、国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が行われることを示す指標であることから選定しました。	平成23～26年度に県が関与した企業の設備投資額(約1,200億円)の10%増(1,320億円)とし、平成31年度にその100%達成をめざして、年25%ずつ進めていくことを目標に設定しました。	—	100%
32501	活動 指標	企業立地件数 (累計)【創】	国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が行われていることを示す指標であることから選定しました。	電気業を除く立地件数は、平成23～26年の134件を基準に10%増の147件、また、電気業の立地件数は、平成23～26年と同数の93件とし、あわせて平成31年に累計で240件(年60件)を目標に設定しました。	—	240件
32502	活動 指標	外資系企業の 立地件数(累 計)	県内に外資系企業が立地し、対内投資が増加していることを示す指標であることから選定しました。	平成23～26年度の外資系企業の立地件数4件を参考に、平成31年度に累計で6件(年1～2件)を目標に設定しました。	—	6件
32503	活動 指標	操業環境の向 上に向けた取 組件数(累計)	操業環境の向上に向けた取組状況を示す代表的な例として、規制の合理化や法手続の迅速化などの取組件数を指標に選定しました。	平成26年度に取り組んだ操業環境の向上に向けた取組件数(年3件)を参考に、平成31年度に累計で20件(年5件)を目標に設定しました。	—	20件
32504	活動 指標	四日市港にお ける外貿コン テナ取扱量	四日市港における企業の物流動向の状況を示す最もわかりやすい指標であることから選定しました。	四日市港における荷主企業の利便性を確保し、必要な定期航路サービス数を維持するために、四日市港管理組合が策定した「四日市港戦略計画(2015～2018)」にある目標項目「外貿コンテナ取扱量」をもとに、年平均約1万TEU増加させ、平成31年度に26万TEUを目標に設定しました。	18万TEU (26年)	26万TEU

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
331	県民 指標	海外の政府・自治体等との連携取組件数(累計)	本県が培ってきた海外の政府・自治体等との関係を、持続的かつ具体的に活用して、本県の国際展開を推進していくことをめざしていくことから選定しました。	県、県内市町、関係団体等の「オール三重」で国際展開を推進していくため、平成 24～26 年度の 3 年間での実績(年平均 16 件程度、累計 49 件)をふまえ、これまでの実績を上回る年平均 20 件程度、加えて、新たに県内市町や関係団体等の連携した取組を年平均 10 件程度を目標とし、合計で年平均 30 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 120 件を目標に設定しました。	—	120 件
33101	活動 指標	県内市町、関係団体等が新たに国際展開に取り組んだ件数(累計)	本県が有する海外の政府・自治体等との関係を生かしながら、国際展開の取組を県内の市町、関係団体等に波及させ、県全体で活発に取り組むため、県内市町、関係団体等における食や医療・健康・福祉、観光・スポーツ・文化交流等多分野にわたる国際展開の取組を支援し、本県における国際展開の取組をさらに深化させることをめざしていくことから選定しました。	県内市町、関係団体等が姉妹・友好提携、覚書(MOU)等の締結など新たに国際展開に取り組んだ件数を、県内市町については年平均 2 件程度、関係団体等については年平均 1 件程度、合計で年平均 3 件程度ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 12 件を目標に設定しました。	—	12 件
33102	活動 指標	海外事業展開に取り組む企業数(県が支援または関与した県内中小企業等)(累計)	産業連携に関する覚書(MOU)等といった本県が培ってきた海外の政府・自治体等との関係や、海外ミッションや海外ビジネスサポートデスク等の支援など本県の取組により、県内中小企業等の海外事業展開が進んでいることをめざしていくことから選定しました。	県内企業のさらなる海外事業展開をめざすため、平成 24～26 年度の 3 年間での実績(年平均 10 社程度、累計 29 社)をふまえ、年 15～17 社ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 64 社を目標に設定しました。	—	64 社
332	県民 指標	観光消費額【創】	観光のもたらす経済的効果を把握する基本的な指標の一つであることから選定しました。	国際観光地としてのレベルアップを図り、三重県内での滞在時間を伸ばすこと、外国人旅行者の倍増、三重ファンの増加による周遊性の拡大、宿泊比率の向上により、平成 31 年には 5,000 億円以上にすることを目標に設定しました。	4,657 億円 (26 年)	5,000 億円 以上
33201	活動 指標	県内の延べ宿泊者数	本県に宿泊した旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。	人口減少等により入込客数を伸ばすことは、厳しい状況が予測されますが、伊勢志摩サミットの開催等を契機に、本県の強みである「食」等の魅力を生かした取組や周遊性・滞在性を高める取組により、平成 26 年の 879 万人を平成 31 年には、1,000 万人にすることを目標に設定しました。	879 万人 (26 年)	1,000 万人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
33202	活動 指標	県内の外国人 延べ宿泊者数 【創】	本県に来訪した外国人旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。	伊勢志摩サミットの開催等を契機に、本県の持つクールジャパン資源を活用しながら重点国(地域)を中心とした効果的なプロモーションを展開するほか、受入れ環境の整備や外国人旅行者向け口コミサイト等においてキャンペーンを実施することで、さらなる誘客促進を図り、外国人の延べ宿泊者を平成 26 年の約 18 万人の倍増を上回る 45 万人を目標とし、平成 31 年まで維持する目標を設定しました。	178,520 人 (26 年)	450,000 人
33203	活動 指標	国際会議開催 件数(累計)	伊勢志摩サミットの経験とノウハウを生かし、持続的に国際会議の誘致に取り組むことから選定しました。	伊勢志摩サミットの開催等を契機に、積極的に国際会議の誘致活動に取り組むため、平成 23～26 年の実績 8 件をふまえ、年平均 5 件程度増やし、平成 31 年度には 2.5 倍となる累計 20 件を目標に設定しました。	—	20 件
33204	活動 指標	観光客満足度 【創】	観光地の魅力づくり、人づくり、バリアフリー観光の推進など観光の基盤づくりやリピーターを増やしていく上で、観光客の満足度を高めていくことが重要であることから選定しました。	三重県観光客実態調査における総合満足度(7段階評価)の「大変満足」の割合を平成 26 年度の 5 人に 1 人(20.5%)から年平均 1%増やし、平成 31 年度には、4 人に 1 人(25%)にすることをめざし、目標を設定しました。	20.5% (26 年度)	25.5%
333	県民 指標	三重が魅力ある 地域であると 感じる人の 割合	県内産業や地域経済の活性化を推進していくためには、三重が魅力ある地域として理解され、共感を呼ぶことが必要であり、三重県営業本部による活動の成果や伊勢志摩サミット効果により、三重の認知度や知名度の向上につながると考えられることから選定しました。	魅力ある地域としての三重の認知度をさらに高めていくため、戦略的な営業活動を行っていく必要があります。このため、首都圏および関西圏において実施するイベント等のほか、一般通行者に対するアンケート調査を実施し、「三重が魅力ある地域であると感じる人の割合」を算出します。平成 27 年度に実施した調査結果(55.5%)をふまえ、年平均 1.5～2.0%程度伸ばし、平成 31 年度には 62.0%にすることをめざし、目標を設定しました。	55.5%	62.0%
33301	活動 指標	三重ファンと なった企業等 と連携した三 重の魅力発信 件数(累計)	コアな三重ファンとの連携を強化するとともに、戦略的な営業活動を進めることにより、産業の活性化につながるから選定しました。	コアな三重ファン(応援企業、応援店舗など)とのネットワークを活用し、営業展開を戦略的に進めるためには、連携した取組をさらに増やしていくことが必要であることから、平成 26 年度の取組実績を参考に、年平均 440 件程度ずつ増やし、平成 31 年度に累計 1,750 件を目標に設定しました。	—	1,750 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
33302	活動 指標	首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数	営業活動を活発に進めていくことが、三重のポテンシャルや魅力の情報発信力の強化・向上につながることから選定しました。	首都圏での営業活動をさらに活発に進めていくためには、首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数(ショップ、レストラン、イベントスペースの計)を増やしていくことが重要であることから、年1万人ずつ増やし、平成31年度に62万人を達成することを目標に設定しました。	566,521人 (26年度)	620,000人
33303	活動 指標	関西圏での企業等と連携した「三重の認知度向上」に向けて取り組んだ実践数(累計)	関西圏での効果的な情報発信や観光誘客、「食」の販路拡大を進めるためには、関西圏の企業や団体と連携することが、関西圏営業戦略の取組の基盤となっていることから選定しました。	関西圏でのさらなるネットワークの充実、強化を図るためには、これまで関西圏で取り組んできた取組を維持するとともに、今後、新たに関係を構築していく「三重ファン」となっていく企業等と連携した取組を増やしていく必要があることから、平成26年度の実績をふまえ、年平均130件程度の取組を進め、平成31年度に累計530件を目標に設定しました。	—	530件
341	県民 指標	県内新規学卒者等が県内に就職した割合【創】	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業へ就職し活躍することが、産業の振興、ひいては、地方の活性化に寄与することから選定しました。	高等学校や大学、短大、専修学校など県内の学校を新規卒業し就職した人や、おしごと広場みえの新規登録者など若年求職者が、県内企業へ就職した割合(就職率)について、平成26年度の実績71.9%を年平均1%程度高め、平成31年度に76.1%を目標に設定しました。	71.9% (26年度)	76.1%
34101	活動 指標	おしごと広場みえに登録した若者の就職率	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、若者が就職して活躍することが、企業の成長に寄与することから選定しました。	おしごと広場みえの新規登録者の就職者は、直近で最も多かったのが、平成23年度の888人でした。今後、若者と企業の双方が理解した就職をめざし、若者に魅力ある情報を提供し、若者が集い、成長できる若者就労支援の拠点として、おしごと広場みえの機能を充実させることで、過去最高の900人の就職者数をめざします。そのため、就職率を年平均1%程度アップさせ、平成31年度に59.0%を目標に設定しました。	55.0% (26年度)	59.0%
34102	活動 指標	職業訓練入校者の就職率	県内産業の振興に不可欠な人材の育成・確保に向け、就労を求める若者等が就職するためには、必要な技術やノウハウを習得することが重要です。県が取り組む職業訓練事業により就職につなげていくことをめざすことから選定しました。	津高等技術学校における職業訓練入校者のうち就職した人の割合は、平成26年度実績では76.9%となっており、訓練学校の規模など算出方法は異なりますが全国第28位でした。今後、年平均1%程度高め、平成31年度に81.5%(全国第10位以内の水準)を目標に設定しました。	76.9% (26年度)	81.5%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
342	県民 指標	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	多様な働き方の推進に向け、より多くの企業で「短時間勤務制度」や「フレックスタイム制」「在宅勤務制度」など多様な就労形態を導入する取組が行われている状況をめざすことから選定しました。	内閣府が示す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための行動指針」における数値目標、および本県調査「三重県内事業所労働条件等実態調査」の調査結果をふまえ、多様な就労形態を導入する県内事業所をさらに増やしていくことをめざし、年平均 1.3%程度増やし、平成 31 年度に 55.0%を目標に設定しました。	48.5% (26 年度)	55.0%
34201	活動 指標	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合【創】	障がい者がいきいきと当たり前に働くことができる社会をめざし、より多くの企業で、法定雇用率が達成されているという状況をめざすことから選定しました。	平成 26 年の 52.2%から年平均 2%程度増やし、全国トップクラスにすることをめざし、平成 31 年に 10%増となる 62.2%を目標に設定しました。	55.7%	62.2%
		民間企業における障がい者の実雇用率	民間企業における障がい者雇用を促進するため、企業や県民の皆さんの理解を深めながら、さらなる支援に取り組んでいくことから選定しました。	現行の法定雇用率(2.0%)を早期に達成するとともに、平成 30 年に法定雇用率が見直される予定であることもふまえながら、全国トップクラスにすることをめざし、平成 31 年に 2.45%となることを目標に設定しました。	1.97%	2.45%
34202	活動 指標	女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	妊娠・出産・子育て等と両立しながら就労継続を希望する女性のため、両立しやすい環境整備に取り組む企業の意向が重要であることから選定しました。	平成 27 年度に実施した「女性の活用・就労継続支援企業アンケート調査」における従業員規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所の実績値 86.0%を現状値とし、女性の活用に対する企業の理解を深めることにより、平成 31 年度には 9 割の県内事業所が女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つという目標を設定しました。	86.0%	90.0%
34203	活動 指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合【創】	だれもが働きやすい職場環境づくりに向け、より多くの企業で長時間労働の抑制や休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスに関する取組が行われている状況をめざすことから選定しました。	内閣府が示す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための行動指針」における数値目標、および本県調査「三重県内事業所労働条件等実態調査」の調査結果をふまえ、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を実施している県内事業所をさらに増やしていくことをめざし、年平均 5%程度増やし、平成 31 年度に 65.0%を目標に設定しました。	36.8% (26 年度)	65.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
351	県民 指標	県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応し、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を推進する必要があることから選定しました。	県民生活の安全性・利便性の向上および平成 33 年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成 31 年度までに 76.8km 新規供用することを目標値として設定しました。	—	76.8km
35101	活動 指標	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図る必要があることから選定しました。	公表された県内の高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を勘案し、平成 31 年度までに 34.3km を新規供用することを目標値として設定しました。	—	34.3km
35102	活動 指標	県管理道路の新規供用延長	高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成をめざすとともに、県民ニーズへの的確な対応を図るため、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ、効果的・効率的な県管理道路の整備を推進する必要があることから選定しました。	県民ニーズの的確な対応および平成 33 年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成 31 年度までに 42.5km を新規供用することを目標値として設定しました。	—	42.5km
35103	活動 指標	舗装の維持管理指数	舗装の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから選定しました。	安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が 5.0 以上であることから、目標値として設定しました。	5.1 (26 年度)	5.0 以上
35104	活動 指標	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	県管理港湾における岸壁の利便性を確保し、県民の生活や経済活動を支えるため、更新・大規模修繕を行い、施設の長寿命化を図る必要があることから選定しました。	県管理港湾における岸壁について、更新・大規模修繕が必要な施設を今後おおむね 10 年間で実施していく計画のもと、今後の事業の見通しを勘案し、平成 31 年度までに 240m を整備することを目標値として設定しました。	168m	240m
352	県民 指標	県内の鉄道とバスの利用者数	県民が鉄道、バスなど公共交通の重要性を理解し利用することで、その維持・確保と併せて県民生活の充実やさまざまな社会経済活動につながることから、「公共交通の維持と活用」の成果が反映される指標として選定しました。	公共交通網を確保していくためには、人口減少社会においても、利用者数を減らさないことが重要と考え、平成 22～24 年度の平均値 117,034 千人を維持することを目標として設定しました。 (※平成 25・26 年度の数値は式年遷宮およびおかげ年の特殊な集客効果が生じていることから、現状値把握の対象に含めない。)	118,213 千人 (26 年度)	117,034 千人 (30 年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
35201	活動 指標	地域公共交通 網形成計画を 策定し、事業 に着手した地 域数(累計)	地域における公共交通ネット ワークの再構築が、各市町にお けるまちづくりと連携しながら 計画的に進められることによっ て、地域ごとに持続可能な地域 公共交通網の形成が図られ、生 活交通の維持・確保につながる ことが期待されるため選定しま した。	国の支援を受けながら公共交 通ネットワークの再構築を進め ることができる、地域公共交通 活性化再生法に基づく法定協議 会を設置している地域が、各々 公共交通ネットワークの再構築 に取り組むことをめざし、16 地域を目標として設定しました。	2地域 (26年度)	16地域
35202	活動 指標	モビリティ・ マネジメント 力の向上を促 進する取組件 数(累計) 【創】	公共交通を積極的に利用する ことの必要性や重要性を意識 する機会を増やすことがモビ リティ・マネジメント力の向上 につながるから選定しました。	モビリティ・マネジメント力の 向上を促進する取組を、毎年度 3～4件程度創出することをめ ざし、15件を目標として設定 しました。	—	15件
35203	活動 指標	伊勢鉄道(普 通)、快速み え、特急南紀 の利用者数	広域交通には空路、航路等も含 まれますが、県内外との広域的 な移動の手段が確保されている ことを示す代表指標として選定 しました。	人口減少や並行する道路網の整 備等が利用者減少の要因となり ますが、県南部の交流人口増加 に向けた取組などを勘案し、平 成22～24年度の平均値1,620 千人を維持することを目標とし て設定しました。 (※平成25・26年度の数値は式 年遷宮およびおかげ年の特殊な 集客効果が生じていることから、 現状値把握の対象に含めない。)	1,719千人 (26年度)	1,620千人
353	県民 指標	生活サービス 施設が身近に 存在するまち づくりを推進 する事業に着 手した数(累 計)	住宅および都市機能増進施設(医 療施設、商業施設等)の立地の適 正化を図るための計画(立地適 正化計画)に位置づけられた誘導 する施設の整備やその周辺の基 盤整備等に着手することにより、 集約型都市構造の形成が進展す ることから選定しました。	市町による立地適正化計画に位 置づけられる事業について、今 後の進捗の見込みを勘案して目 標値を設定しました。	—	3件
35301	活動 指標	緊急輸送道路 となっている 街路で無電柱 化された箇所 数(累計)	緊急輸送道路となっている街路 の無電柱化は、当該緊急輸送道 路の被災後の機能確保等に資す る事業であり、県民の皆さんの 安全・安心につながるから選定 しました。	無電柱化推進計画に位置づけら れた5か所の街路のうち、防災 拠点である市本庁舎周辺の緊急 輸送道路3か所を、平成31年 度までに無電柱化することをめ ざして目標値を設定しました。	12か所	15か所
35302	活動 指標	県営および市 町営住宅の長 寿命化工事達 成割合	既存住宅ストックの活用に向け、 予防保全の観点から、県および 市町の公営住宅の長寿命化を進 め、さらに県全体に波及させる 必要があることから選定しまし た。	県および市町が策定する「公営 住宅等長寿命化計画」に基づく 改修計画の達成をめざして目標 値を設定しました。	17.9% (26年度)	100%
35303	活動 指標	防火設備等が 適正に維持保 全されている 建築物の割合	より多数の者が利用する大規模 な既存建築物において、防火設 備等の維持保全適合率を優先的 に向上させることが県民の安全 ・安心につながるから選定しま した。	安全・安心な建築物の確保をね らいとして、過去の推移も勘案 し、毎年4%の上昇をめざして 目標値を設定しました。	62.8% (26年度)	82.8%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
35304	活動 指標	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	景観計画の策定や屋外広告物事務の実施は、良好な景観形成に取り組む状況をあらわすことから選定しました。	市町が主体となった景観づくりを促進する中、市町の景観行政団体への移行等の検討状況をふまえ、平成 31 年度までに 3 件増をめざして目標値を設定しました。	15 件	18 件
354	県民 指標	地籍調査の実施面積	地籍調査が土地取引の円滑化や災害時の復旧・復興の円滑化に資するものであることに加え、三重県の進捗率が全国と比較して著しく低く、その推進が重要な課題であることから選定しました。	市町が行う地籍調査の年度ごとの実施面積について、国土調査第 6 次十箇年計画に基づき、13 km ² を目標として設定しました。	11.5km ² (26 年度)	13.0km ²
35401	活動 指標	管路の耐震適合率	安全で安心な水を安定的に供給するためには、大規模地震に備えて管路の耐震化の推進が重要であることから選定しました。	大規模地震発生時に液状化等により被害が想定される管路の整備を計画的に進めており、その計画に基づき目標値を設定しました。	61.1%	62.3%
35402	活動 指標	地籍調査の実施市町数	全市町が意識を高め、地籍調査に取り組むことが重要であり、また、事業の進捗につながると考えられることから選定しました。	全市町が、地籍調査に取り組んでいることが重要であることから、平成 31 年度には全ての市町で調査が実施されることをめざし、29 市町を目標として設定しました。	24 市町 (26 年度)	29 市町

2. 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

I 行政運営

～施策の推進を支えるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
行政 運営 1	県民 指標	各施策の「県 民指標」の達 成割合	施策は「みえ県民力ビジョン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てをカバーしており、「みえ県民力ビジョン」の推進の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。	第一次行動計画の達成割合(48.2%(平成26年度))を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることや、さまざまな主体が取り組んだ成果をあらわす指標であることから、70%が妥当であると考え設定しました。	48.2% (26年度)	70.0%
40101	活動 指標	各施策の「県 の活動指標」 の達成割合	「みえ県民力ビジョン」の推進を図る上で、県行政の取組を着実に進め、成果を出していくことが必要であることから、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の達成割合を選定しました。	第一次行動計画の達成割合(67%(平成26年度))を参考にしつつ、「県民指標」の達成割合に寄与することと、県が取り組んだことの効果をあらわす指標であることから、80%と設定しました。	67.0% (26年度)	80.0%
40102	活動 指標	新たに具体的 な連携取組を 開始した事業 数(累計)	県境を越えた広域的な課題を解決するためには、具体的な連携した取組が必要であることから、県が取り組んだことを的確にあらわす指標として選定しました。	第一次行動計画での取組をふまえ、毎年10件程度、4年間で40件の取組を新たに開始することをめざして設定しました。	—	40件
行政 運営 2	県民 指標	行財政改革取 組の達成割合	「第二次三重県行財政改革取組」では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断されることから選定しました。	「第二次三重県行財政改革取組」は平成28年度～31年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考え、設定しました。	—	100%
40201	活動 指標	事務改善取組 の実践(「M I E 職員力ア ワード」への 応募)	職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「M I E 職員力 アワード」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことから選定しました。	これまで平成24年度から毎年5%高めていく目標設定としたことから、今後も同じ割合で毎年高めていくことを維持し、90%とすることを目標に設定しました。	70.5%	90.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
40202	活動 指標	人材育成に関する達成度	現場を重視し、自ら課題を発見する力や自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲とともに、「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材を育成することが求められていることから選定しました。	「みえ県民力ビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組を推進する必要があるため、全ての職員が「協創」の取組を進めるスキルを身につけることをめざし、設定しました。	—	100%
行政 運営 3	県民 指標	県債残高	持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債残高(臨時財政対策債等を除く)を抑制することが必要であることから選定しました。	「計画期間中の財政見通し(一般会計)」に示した平成 31 年度末建設地方債等残高見込を目標値として設定しました。	8,048 億円 (26 年度末)	7,684 億円
40301	活動 指標	総事業本数	厳しい財政状況をふまえ、限られた県資源を最適配分することが必須となっており、事業本数の削減といった具体的な数値目標を設定することで、今まで以上に徹底した事業の見直しを行い、選択と集中をさらに進めていくことが必要であることから選定しました。	リーマンショック発生前時点の平成 19 年度当初予算編成時点から平成 27 年度時点までの事業削減率(年 1.22%の削減)をふまえ、平成 28 年度当初予算の総事業本数を起点として、今後年 1.25%の削減を目標として設定しました。	1,616 本	1,418 本 未満
40302	活動 指標	3 月末現在の県税徴収率(個人県民税を除く)	行政サービス提供のもととなる県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。	徴収率は既に高水準に達していますが、公平で適正な賦課徴収を行う観点から、さらなる徴収率の向上に努め、5 年間で徴収率を 0.1 ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	97.47% (26 年度)	97.57%
40303	活動 指標	メンテナンスサイクルの実施割合	「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクルを的確に実施することにより、庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化につながることから選定しました。	庁舎利用者の安全・安心を確保するとともに、庁舎の長寿命化や中長期的な維持管理コストの縮減を進めるためには、本庁舎および全ての地域総合庁舎において、法定点検に加え、建物・設備の自主点検に取り組み、メンテナンスサイクルを着実・的確に実施していく必要があることから設定しました。	—	100%
行政 運営 4	県民 指標	県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施 1 か所あたり)	適正な会計事務を確保していく上で、定期監査結果の財務事務の執行に関する意見数は、取組の進捗状況を測る客観的な指標であることから選定しました。	不適正・不正事案の発生がないこととともに、第一次行動計画における削減率(実績)よりも高い目標値として設定しました。	1.44 件	1.00 件 以下
40401	活動 指標	出納局が行う会計支援の有益度	各所属の適正で円滑な会計事務の執行に、会計支援が有効に機能する必要があることから選定しました。	出納局が行う会計支援におおむね全ての会計事務担当職員が有益と感じている状況として、95.0%を目標値として設定しました。	90.2%	95.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
40402	活動 指標	債券による基金運用益の増加率	厳しい財政状況が続く中で歳入増加に向けた取組として、より有利な基金運用を進める必要があることから選定しました。	債券での長期運用による基金運用益を倍増させることを目標として設定しました。	100	200
行政 運営 5	県民 指標	得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合	県民の実感をアンケートにより直接把握することが適切であると考え選定しました。	27年度の現状値を調査したところ、「感じる」「どちらかといえば感じる」とした割合は30.2%であり、毎年度5%ずつ増加させ、31年度には県民の半数が実感していることをめざし、目標値を50%に設定しました。	30.2%	50.0%
40501	活動 指標	県民等による県政情報の拡散件数	高い影響力のあるソーシャルメディアにおいて県の発信する情報の拡散度を測ることで、効果的な県情報の発信がなされているかを把握できると考え、選定しました。	県ウェブサイトへの年間アクセス数を、過去5年間の平均の伸び(約50万件)で毎年増加させ、平成31年度には、1,500万件程度とします。 そのうち、ソーシャルメディアからの流入率が民間企業の平均レベル(0.82%)となることをめざし、目標値を123,000件と設定しました。 (なお、平成27年度に、県ウェブサイトの一定の範囲でソーシャルメディアからの流入率を試行的に調査した結果は、0.55%でした。)	—	123,000件
40502	活動 指標	県広報プロモーションのファン数	県民との接点の拡大と充実を測る指標として適切であり、「三重県広聴広報アクションプラン」においても本項目を設定していることから選定しました。	県広報プロモーションと連動したソーシャルメディアツールを整備し、「三重県広聴広報アクションプラン」に定めているように、平成28年度に36,000人をめざします。さらに毎年度2,000人のファンを新たに確保していくことを目標とし、42,000人を目標値として設定しました。	—	42,000人
40503	活動 指標	統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	県民等による統計情報の利用件数を的確に把握できる指標であることから選定しました。	平成26年度におけるアクセス件数の実績値である84.1万件をベースとして、毎年度5,000件増加させ、過去の最高値である平成23年度の85万件を上回る86万件台をめざすこととして設定しました。	84.1万件 (26年度)	86.5万件
40504	活動 指標	公文書や個人情報情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	部分開示決定等のうち、審査請求が認容された件数の割合が小さいほど制度が的確に運用されていると考えられることから選定しました。	過去5年間の平均が0.57%であることから、毎年度それを上回る0.5%以下を継続してめざす目標値を設定しました。	0.28% (26年度)	0.5% 以下

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
行政 運営 6	県民 指標	全庁基盤システム の停止時間	行政運営において、業務を効率的に進めるためには、全庁基盤システムが安定して稼働していることが必須であることから、その停止時間を稼働実績を示す指標として選定しました。	平成 26 年度 1 年間の停止時間(分)から、毎年 5 分間ずつ減少させることをめざし、35 分を目標として設定しました。	60 分 (26 年度)	35 分
40601	活動 指標	行政 WAN 等 の基幹ネット ワークの停止 時間	行政サービスを維持・向上させるためには、ネットワークの停止時間は少なく安定的に運用されていることが不可欠であることから選定しました。	平成 26 年度 1 年間の停止時間(分)から、毎年 1 分間ずつ減少させることをめざし、19 分を目標として設定しました。	24 分 (26 年度)	19 分
40602	活動 指標	システム評価 で指摘した課 題の改善率	課題の改善率は、システム評価実施後、情報システム課がシステム所管課に対し、課題の解決に向けたさまざまな助言・支援を行った結果を反映したものであり、取組の有効度を測るのに適した指標であることから選定しました。	平成 27 年度の実績をふまえ、より高い水準で課題解決に取り組むことをめざし、80%を目標として設定しました。	75.0%	80.0%
40603	活動 指標	電子申請・届 出システムに よる申請件数	ITを活用した行政サービスの利用状況をあらわす指標であることから選定しました。	平成 31 年度には、平成 21 年度から平成 25 年度までの年間平均利用件数 17,910 件から 10%増加することをめざし、20,000 件を目標として設定しました	12,651 件 (26 年度)	20,000 件
40604	活動 指標	携帯電話不通 話地域の整備 数(累計)	携帯電話の不通話地域の解消に取り組んだ成果をあらわすには、対象地域における基地局の整備数がふさわしいことから選定しました。	市町からの要望地域自体が減少し、整備条件が極めて不利な地域ばかりが対象になり、整備実績がない年もある中で、要望地域に対し年 1 基ずつ整備することをめざし、75 基を目標として設定しました。	71 基 (26 年度)	75 基
行政 運営 7	県民 指標	公共事業予算 上半期発注率	県民の皆さんに対して早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、発注の進捗を示す「公共事業予算上半期発注率」を、公共事業の推進に係る指標として選定しました。	県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、これまでの上半期発注率を勘案して設定しました。	60.1%	65.0%
40701	活動 指標	三重県公共事 業評価審査委 員会の審査に おける適正率	公共事業再評価および事後評価において、公共事業が適正に実施されているかを客観的に評価できる指標として選定しました。	当該年度の公共事業再評価および事後評価において、全ての事業が適正とされることを目標として 100%に設定しました。	100% (26 年度)	100%
40702	活動 指標	三重県入札等 監視委員会に よる調査審議 結果に基づく 改善率	入札契約制度の公正性・透明性の確保に向けた取組が客観的に評価できる指標として選定しました。	入札および契約の調査審議で改善事項の意見があった際、これらが全て入札契約制度に反映されることを目標として 100%に設定しました。	100% (26 年度)	100%

Ⅱ. 行政委員会

～民主的かつ公正中立な行政運営～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
行政 委員会 1	活動 指標	全県を対象と する選挙の投 票率	投票率は選挙の情勢等によっ て大きく変動し、投票率のみ によって選挙の公明性や適正性 を評価することは難しいですが、 最も重要な指標の一つであるこ とから選定しました。	過去 5 年間の平均投票率を現状 値とし、投票率の長期的な低落 傾向の中で、現状値以上を維持 することを目標として設定しま した。	55.3%	55.3%
行政 委員会 2	活動 指標	勤務条件に関 する職員の満 足度	勤務条件に関する職員の満足度 を意識した勤務条件の整備に関 する取組が、適正な勤務条件の 確保につながると考えたことか ら選定しました。	職員を取り巻く環境が厳しくな る中、現状の満足度の水準を計 画期間中維持していくことをめ ざして目標値を設定しました。	65.4%	66.0%
行政 委員会 3	活動 指標	定期監査実施 率	県の財務事務や事業の適正な執 行に向け、監査の実施率が重要 であることから選定しました。	県の財務事務や事業が適正に執 行されるためには、毎年度全所 属の監査を実施する必要がある ことから設定しました。	100%	100%
行政 委員会 4	活動 指標	不当労働行為 事件の平均処 理日数の目標 達成率	不当労働行為事件は、紛争解決 のため、審査を迅速に行い、的 確に処理することが望ましいこ とから選定しました。	申立てから命令書交付だけで なく、和解・取下の件数、処理日 数を反映させるべきであるこ とから設定しました。	100% (26 年度)	100%
	活動 指標	労働争議調整 事件の円満解 決率	労使間の紛争は、当事者のみなら ず社会経済にも影響を及ぼすこ とがあり、円満解決することが望 ましいことから選定しました。	過去の円満解決率の実績(60% 前後)をふまえ、それを上回る ことをめざすべきであることか ら設定しました。	66.7% (26 年度)	70.0%
行政 委員会 5	活動 指標	6 か月以内終 結率	審理の促進を図り、裁決が遅延 することのないよう努めること から選定しました。	全ての事件を 6 か月以内に終結 させることをめざすこととして 目標値を設定しました。	100% (26 年度)	100%
行政 委員会 6	活動 指標	操業協定の締 結件数	漁場利用に係る紛争の調整およ び県内の漁業者が他県の漁場を 利用できる操業協定の締結等 により県内漁業者の安全操業の 確保に取り組むことから選定し ました。	漁場利用に係る紛争の調整およ び県内の漁業者が他県の漁場を 利用できる操業協定の締結等 により県内漁業者の安全操業の 確保に取り組むことから設定し ました。	2件	2件
行政 委員会 7	活動 指標	目標増殖量の 達成率	免許された漁業権に係る目標増 殖量を定め、その達成について 取り組むことから選定しました。	免許された漁業権に係る目標増 殖量を定め、その達成について 取り組むことから設定しました。	99.0% (26 年度)	100%

4 横断的な取組

(1) 地方創生(三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要)

総合戦略の位置づけ

- 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するもので、三重県における人口の現状と将来展望を示す「三重県人口ビジョン」をふまえ、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、めざす姿、今後5年間(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)の目標や基本的な取組方向等を示すものです。

めざす姿

- 総合戦略では、「希望がかない、選ばれる三重」をめざす姿とし、その実現に向けて、自然減対策および社会減対策それぞれに目標を掲げ、車の両輪として推進していきます。めざす姿を実現するためには、県だけでなく、地域のさまざまな主体が持てる力を発揮し、連携・協力しながら、地域の課題解決に向け一丸となって取り組む必要があります。幅広く県民の皆さんの参画を得て、効果的に戦略を推進していきます。

自然減対策のめざす姿(基本目標)

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

社会減対策のめざす姿(基本目標)

「学びたい」「働きたい」「暮らし(続け)たい」という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重

『希望がかない、選ばれる三重』

基本的な視点

- 総合戦略の推進にあたっては、緩和と適応、「三重県らしさ」と「三重県ならではの」、条件不利地域への対応などの本県独自の9つの視点に基づいて取組を展開します。

【主な県独自の視点の内容】

緩和と適応 (定量的側面と定性的側面)

【定量的側面】

人口減少の抑制や交流人口の増加を進めることで、地域経済の縮小という人口減少がもたらす「負のスパイラル」から脱却する。

【定性的側面】

郷土愛を育み、地域に対するアイデンティティを高めることが、住民自らの地域を良くしようとする行動を促し、次世代の希望につながる地域運営の「正のスパイラル」を創りあげる。

「三重らしさ」と「三重ならではの」

強み・弱みを踏まえ、「三重県らしさ」を意識しつつ、他県との差別化の武器となる「三重県ならではの」を追求する。

【本県の強み】

- ・豊かな自然環境や観光資源
- ・食に関わる多数のブランド
- ・ものづくり県(県民1人当り製造品出荷額全国1位)

【本県の弱み】

- ・県南部に地理的・経済的な条件不利地域が多い
- ・大学収容力指数(H26年度全国45位)など

条件不利地域への対応

地理的・経済的な条件不利地域や、地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況にある中山間地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が重要である。特に、北中部地域と比較して人口減少率の大きい南部地域は、これまでの南部地域活性化の取組を踏まえた対応が必要である。

基本目標と基本的な取組方向

【自然減対策】

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」は、自然減対策のめざす姿です。本県では、これまでも少子化対策に重点的に取り組んできており、平成 27 年 3 月には「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定したところです。このプランをベースに、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなうよう、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の 4 つのライフステージごとに、働き方も含め、若者の雇用対策や出逢いの支援など、地域の実情に応じた切れ目のない少子化対策を継続的に実施していきます。

数値目標 1

県の合計特殊出生率を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」）である 1.8 台に引き上げます。

数値目標 2

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成 26 年度 55.6%）を、平成 36 年度に 67.0%まで引き上げます。

ライフステージ 1 子ども・思春期

- 1 ライフプラン教育の推進
- 2 子どもの貧困対策
- 3 児童虐待の防止
- 4 社会的養護の推進

ライフステージ 2 若者／結婚

- 5 若者の雇用対策
- 6 出逢いの支援

ライフステージ 3 妊娠・出産

- 7 不妊に悩む家族への支援
- 8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- 9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

ライフステージ 4 子育て

- 10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
- 11 男性の育児参画の推進
- 12 発達支援が必要な子どもへの対応

【社会減対策】

『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重』は、社会減対策のめざす姿です。人口の社会移動の契機となる、進学時の対応としての「学ぶ」、就職・転職時の対応としての「働く」、そして、それらのベースでもあり、人を惹きつける魅力ある地域としての「暮らす」の、3つのライフシーンごとに、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでいきます。

数値目標

県外への転出超過数(3,000人)を、毎年280人改善し、5年後には転出超過数を1,600人にまで改善します。

ライフシーン1「学ぶ」

- 13 若者の県内定着の促進
- 14 子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保

ライフシーン2「働く」

- 15 しごとの創出
- 16 産業人材の育成
- 17 働く場・働き方の質の向上

ライフシーン3「暮らす」

- 18 総合的な移住の促進
- 19 暮らしの安全・安心の確保
- 20 いきいきと豊かに暮らせる地域づくり
- 21 地域資源の活用による交流人口の拡大

(基盤づくり～自然減対策および社会減対策を支えるベース～)

- 自然減対策と社会減対策を両輪として人口減少に立ち向かい、『希望がかない、選ばれる三重』を実現するためには、県民の皆さんの安全・安心を下支えするさまざまな基盤づくりの整備・充実も必要となります。このため、本戦略で取り組む自然減対策および社会減対策と合わせて、これらの取組を効果的に推進するための下支えとして、次のような基盤づくりを推進していきます。
 - ① 地域特性を活かした個性あふれるまちづくり
 - ② 広域的な交通基盤などの社会資本整備と次世代を見据えた交通基盤の構築
 - ③ 大規模災害に備えた防災・減災対策
 - ④ 公共施設等の効果的・効率的な維持管理

(2)教育・人づくり(三重県教育施策大綱)

1 大綱策定の趣旨

(1)大綱の位置づけ

「三重県教育施策大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示すものです。

(2)大綱の期間

策定の日から平成31(2019)年度末までとします。

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

(人口減少、少子高齢社会の進行)

- 三重県の人口は減少局面に入り、平成42(2030)年には、平成22(2010)年より、約20万人少ない165万人程度にまで減少すると推計されています。今後、戦略的な人口減少対策を進め、県域全体の自立的かつ持続的な活性化につなげることが喫緊の課題となっています。
- 特に本県の人口社会減の状況は、高等教育機関進学時および卒業時の若者の県外流出が顕著で、今後、県内への若者の定着を図るため、高等教育機関の魅力向上と学生の確保、就職対策が求められています。

(グローバル化の進展)

- ICTや交通ネットワークの飛躍的な発達により、人・もの・情報等が地球的な規模で交流するグローバル化が進んでいます。教育においても、郷土に対する深い理解や異文化理解の精神、語学力をはじめとする幅広いコミュニケーション能力などを育成することが求められています。

(情報化の進展)

- 距離的・時間的な制約を受けない双方向での情報交流が可能になるなど、情報化の進展が加速しており、日常生活や経済活動に劇的な変化がもたらされています。情報スキルの差が新たな社会的・経済的格差を生む可能性もあり、情報教育の重要性がますます高まっています。
- 子どもたちの携帯電話等の所有率は約6割に達し、SNS^{*1}と言われるコミュニケーション手段が生活に浸透しつつあります。一方で、ネット上でのいじめ事案等が増加しており、情報モラルの向上が求められています。

^{*1}SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のサービスのこと。あるいは、そういったサービスを提供するサイトも含まれる。

(雇用環境の変化)

- 国籍を問わない採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、雇用環境が変化し、雇用形態の多様化が進む中で、非正規就業者の割合は、労働者の37.4%（平成26(2014)年度)を占めるに至っています。若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消などが課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化などが求められています。

(教育格差と貧困の連鎖)

- 我が国においては、家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。

(子どもたちの安全確保への対応)

- 東日本大震災により、これまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。本県においては、建物の耐震化は進んでいますが、外壁、天井材などの非構造部材の耐震化は早急に対策を講じる必要があります。
- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる交通事故や連れ去り・通り魔などの生命を脅かす事件が全国的に相次いでおり、学校や通学路における子どもたちの安全確保が求められています。

(国の教育改革の動き)

- 国において、道徳の教科化、小中一貫教育の制度化をはじめ、高等学校教育改革、高大接続改革、大学改革、学習指導要領の改訂など、教育改革に係るさまざまな動きがあります。今後とも、教育内容・制度の大きな変革が予想されることから、本県においても的確に対応していく必要があります。

3 三重の教育における基本方針

(教育の意義)

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです(個人的意義)。
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の希望を創るという意味で、最も重要な政策分野だと言えます。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動です(社会的意義)。
- 経済社会活動のあらゆる分野において、「人」が活力の源泉であることを考えれば、教育こそが「未来創造の『駆動力』」とならなければなりません。

(教育の重要性の一層の高まり)

- 折しも、知識が社会の発展を牽引する「知識基盤社会」*²が一層その進展の歩みを速めており、今後は教育の質が地域の将来を左右する決定的要因となります。
- また、社会が本格的な人口減少局面を迎えつつある中、地域が持続可能な発展を遂げていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数(希望活動人口)を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

(「新しい豊かさ」への挑戦と教育の役割)

- 加えて、今、三重県政は、これからの時代を展望し、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そして、これまでは積極的に豊かさにとらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つを全て高めることで、「新しい豊かさ」を享受できる三重の実現をめざしています。
- 「新しい豊かさ」の実現のためには、一人ひとりが、自らの選択により、未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、自分らしさを発揮できる機会を見だし、アクティブ・シチズン*³として主体的に社会づくりに関わるのが大切です。
教育には、アクティブ・シチズンを育み支援する社会的基盤として、重要な役割が求められています。

(教育に取り組む基本方針)

- 「第三の分水嶺」*⁴の先にある社会、新しい三重の姿を展望する時、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けて、教育の果たすべき役割は多大です。
- そこで、人口減少等がもたらすさまざまな地域課題と向き合う中で、三重の持つ「多様性」という強みを活かしながら、教育が「駆動力」となって、新しい時代へのブレークスルーに挑みます。

*² 知識基盤社会：平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義されている。

*³ アクティブ・シチズン：三重県の長期構想である「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する、「自立し、行動する住民」のこと。

*⁴ 第三の分水嶺：「みえ県民力ビジョン」で用いられている言葉。日本が今直面している時代の転換点を、明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺」と表現するもの。「分水嶺」は、異なる水系の境界線をさす地理用語であり、ここではターニングポイントの意味で用いている。

- そして、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；
 - ①「生き抜いていく力」の育成
 - ②「教育安心県」の実現
 - ③「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実
 - ④教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」^{*5}の推進～
 - ⑤「三重ならでは」の教育の推進
 - ⑥社会的課題をふまえた教育の充実
 を基本方針として、全力で進めていきます。

(1)「生き抜いていく力」の育成

三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

- 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。
- また、「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう活かすのか」を重視し、学んだ知識を、課題や困難を乗り越えるための知恵や実行力へと結実させること、新しい価値の創造へとつなげていくことができるよう、教育活動の改革・改善を図ります。
- 特に子どもたちに関しては、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、課題となっている学力・体力の向上に向け、優先度を高くして取り組むとともに、規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育を一層推進します。併せて、「教育の原点」である家庭教育と、人間形成の基礎を担う幼児教育の充実に向けた取組を拡充し、就学後の確かな学びにつなげていきます。
- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持てず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

^{*5}協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

(2)「教育安心県」の実現

この三重県を、経済的・社会的な事情にかかわらず、誰もが必要な「学び」を自由に選択できる「教育安心県」にする。

- 教育を受ける機会は、生まれ育った環境等によって決定されるのではなく、本人の能力・意欲に応じ等しく与えられなければなりません。
三重県は、家庭の経済的な事情等による学習機会や学力等の差が収入の格差につながり、それが世代を越えて再生産されるといわれる「貧困の連鎖」によって、意欲ある者の将来が閉ざされることのないよう、誰もがあらゆる制約を越えて必要な「学び」を自由に選択できる環境を整えます。
- また、学校教育において、災害や交通事故、犯罪など、子どもたちをさまざまな危険から守るとともに、いじめの根絶、不登校児童生徒への支援を図るなど、安全で安心な教育環境を実現します。併せて、障がいの有無や国籍の如何にかかわらず、子どもたちが共に学べる環境を整備し、一人ひとりの多様なニーズに寄り添う教育の推進を図ります。

(3)「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現に向け、学習基盤の充実を図る。

- 生産年齢人口が減少する中、地域社会の持続的な発展に向けて、あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現が求められています。
そこで三重県は、経験豊かなアクティブ・シニアを含むあらゆる世代が、また、障がい者、女性、外国人等を含む全ての人々が、主体的に学習機会を選択し学ぶことのできる、生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に活かすことができる環境づくりを進めます。
- 生涯を通じた学習基盤の充実に向けては、幼稚園・保育所から小学校、中学校、高等学校、大学等、さらには社会人教育に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫く学びの「縦の接続」が円滑に進むよう取り組んでいきます。

(4)教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組む。

- 人は誰も、年齢や職業、考え方の異なる多様な人との魂の触れ合い、心の交流の中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割を有すると言えます。

そこで、学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、三重の県民力を結集し「横の連携・協働」を進め、社会総がかりで教育に取り組んでいきます。

- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。そこで、「横の連携・協働」により結集した全ての者が、「縦の接続」を意識し、過去・未来と共鳴し響き合う教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創」を本県教育の根幹ととらえ、大切にしていきます。
- 加えて、社会総がかりで教育に取り組むためには、そうした機運が脈々と息づく自立した地域コミュニティの形成が不可欠であり、教育の営み自体がその形成・活性化の基盤となる必要があります。

そのキーワードは「絆」であり、さまざまな人びとのつながりや支え合い(社会関係資本)を生み出す教育・学習活動を、学校や公民館等の役割を重視しつつ進めていきます。

(5)「三重ならではの」教育の推進

自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進する。

- 三重県は、美しい自然や豊富な人材、多彩な歴史・文化、高度な産業集積を有し、さまざまな資源や魅力にあふれる地域です。この自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ「多様性」という強みを活かした「三重ならではの」教育活動を推進することにより、「新しい豊かさ」の実現に参画できる人を育みます。
- 「三重ならではの」教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌としての郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲、異なる文化を理解する態度等を育てていくことに意を用います。

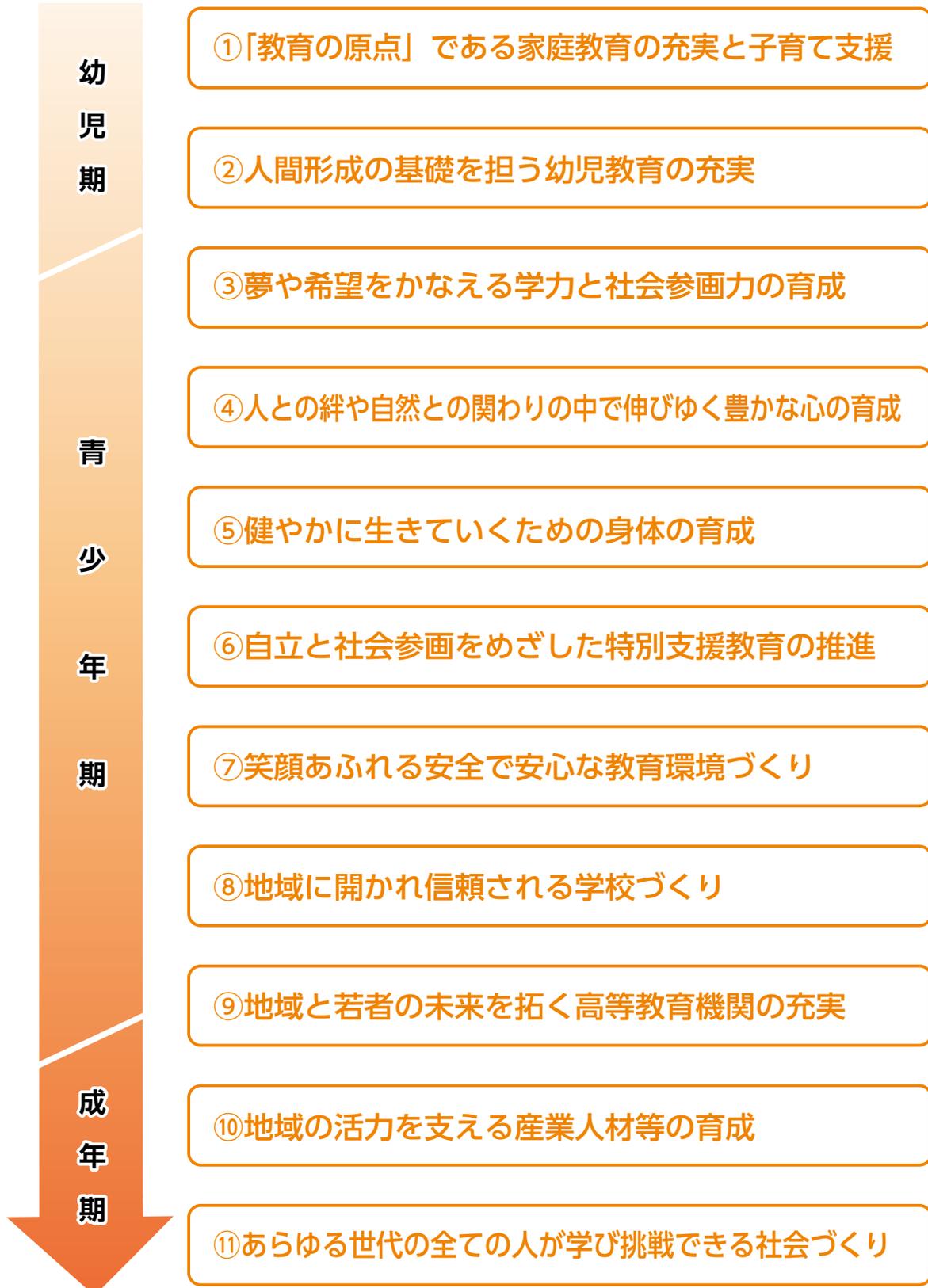
(6)社会的課題をふまえた教育の充実

時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題に的確に対応した教育の充実を図る。

- 少子化・高齢化、グローバル化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、産業構造・雇用環境の変化といった時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 今後需要が見込まれる分野の専門家、人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、三重の活力の源泉となる産業人材・地域人材等の育成・確保(活力を生む人づくり)に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍できる環境づくり(人を活かす地域づくり)を進めます。

4 教育施策

(教育施策の体系)



① 「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援

基本的な取組方向

子どもの基本的な生活習慣の形成、心身の調和のとれた発達等を担う「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、出産・育児・子育て家庭への支援を充実するとともに、子どもの育ちを支える社会環境づくりを推進します。

また、通園・通学中の子どもを有する家庭に対しては、学校等との連携の一層の推進を図り、家庭と学校が教育効果を高め合うよう取組を進めます。

主な取組内容

- 1 家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見の収集等により、家庭に対する啓発手法を確立します。
- 2 生活習慣・読書習慣チェックシートの活用を促進するとともに、結果を家庭と学校が共有し、連携して家庭での子どもたちの基本的な生活習慣や読書習慣の確立を図ります。
- 3 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。また、保護者に対してネット啓発講座を実施します。
- 4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して家庭においてできることなどを考える場づくりを促進します。
- 5 各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健対策を進めるため、三重県の出産・育児の支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により市町の体制整備を支援します。
- 6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充を進めます。
- 7 子どもや子育て家庭の声を直接受け止める電話相談窓口を開設し、関係機関が連携して対応します。
- 8 子育て中の親同士の交流等に取り組む市町の支援や、祖父母世代における子育て応援講座の開催など、子育て家庭を応援する取組を促進します。
- 9 地域企業や子育て支援団体と連携して、親子の絆づくりや地域で子どもの育ちを支える取組を行い、子どもが豊かに健やかに育つことができる家庭や地域社会づくりを進めます。
- 10 子どもたちが社会を生き抜いていく力を育てるため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。
- 11 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会^{*6}を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。

^{*6} 要保護児童対策地域協議会：要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成される。

- 12 社会的養護^{*7}を必要とする子どもが、できるだけ家庭的な環境で養育されるよう、里親委託の推進や児童養護施設の小規模グループケア化などの取組を進めます。
- 13 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。
- 14 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカー^{*8}を効果的に活用し、福祉の関係機関等と連携した支援を行います。
- 15 乳幼児と触れ合う体験活動等を通じて、子どもたちが家庭や家族の役割についての理解を深め、将来、親になったときの心構えを持てるようにします。

② 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実

基本的な取組方向

子どもたちに、遊びや多様な体験活動等をとおして、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊感情、思いやりの心など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。

主な取組内容

- 1 多様な体験活動をとおして、自主性や規範意識、自尊感情、思いやりの心などの育成を図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、家庭との連携を深め、運動機会の拡充と生活習慣の確立に努めます。
- 3 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。(再掲)
- 4 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育の推進に要する経費の助成等を行うことにより経営の安定化を図り、もって幼児教育の充実を図ります。
- 5 子どもたちが社会を生き抜いていく力を育てるため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。(再掲)
- 6 幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組みます。
- 7 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、交流や合同研修等の取組を推進します。

^{*7}社会的養護：保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家族への支援を行うこと。

^{*8}スクールソーシャルワーカー：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

- 8 知事部局と教育委員会が連携して研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修を充実します。
- 9 幼稚園・認定こども園・保育所の運営の改善や、乳幼児教育に係る諸課題の解決に向けた研修を園(所)長等を対象に行います。

③ 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

基本的な取組方向

全ての子どもたちが、自らの夢や希望をかなえ、未来を創り、自分らしく暮らしていけるよう、学力向上に取り組みます。また、グローバル教育、キャリア教育、情報教育等を通じて、コミュニケーション能力など子どもたちの社会参画力を育成します。

主な取組内容

- 1 子どもたちが主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って社会を創造していく力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、学力向上に取り組みます。
- 2 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック^{*9}、ワークシートの3点セット等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善等に取り組みます。
- 3 学力向上アドバイザーや指導主事等による学校訪問をとおして、授業改善に向けた小中学校教員の意識向上と、効果的な授業スタイルの確立や授業規律の徹底に取り組みます。
- 4 指導教諭^{*10}を配置し教科指導の改善や充実を図るとともに、授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進し教員一人ひとりの授業力を高めます。
- 5 家庭での学習が困難な子どもたちや学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに対して、補充的な学習や家庭学習のための指導等の組織的な取組を進めます。
- 6 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実に取り組みます。
- 7 外国人児童生徒^{*11}が自己実現を図り、将来社会的に自立できるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたJSLカリキュラム^{*12}の普及や適応指導等の充実を図ります。

^{*9}みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、個に応じた指導の充実等を促進する取組。

^{*10}指導教諭：授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うため、公立小中学校に配置される職。

^{*11}外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

^{*12}JSLカリキュラム：JSLはJapanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

- 8 外国人児童生徒等が夢や目標を持って学習に取り組むことができるよう、必要な情報を提供するとともに、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 9 小学校における英語教育の早期化、教科化に向けて、小・中・高等学校の系統性を意識した英語指導モデルの構築と普及・啓発を行います。
- 10 海外留学や海外での研修等への支援を行うとともに、県立高等学校における国際バカロレア^{*13}認定に向けた調査研究、語学力向上のための指導法の研究などに取り組みます。
- 11 地元の企業での就業体験や社会で活躍する卒業生等による授業の実施など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を充実します。
- 12 子どもたちがよく知っているしごとや三重ならではのしごとの体験をとおして、その面白さや楽しさを実感することができる魅力的な参加型イベントを開催します。
- 13 子どもたちが社会への参画と貢献に対する意欲・態度を身につけることができるよう、政治的教養を育む教育に取り組めます。
- 14 情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実、ICTを活用したわかりやすい授業の推進、ICT環境の整備等を通じて、情報教育の推進を図ります。
- 15 子どもたちが、消費者として自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための取組を推進します。

④ 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

基本的な取組方向

子どもたちが、他者とのつながりや自然環境、郷土、社会等との関わりの中で、豊かな心を持つことができるよう、人権教育、道徳教育、郷土教育、環境教育に取り組めます。また、文化芸術活動や本にふれる機会をとおして、子どもたちに豊かな情操を育みます。

主な取組内容

- 1 子どもたちが、人権についての理解と認識を深めることにより自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう、人権教育を推進します。
- 2 子どもたちが、命を大切に作る心や公共心、規範意識、人間関係を築く力等を身につけるとともに、自尊感情を高め意欲的に生きていけるよう、道徳教育を推進します。
- 3 道徳の教科化へ向け、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導体制の充実や、高等学校における道徳教育の全体計画の充実等に取り組めます。

^{*13} 国際バカロレア：国際バカロレア機構(スイス・ジュネーブに本部を置く1968年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。)が実施する教育プログラム。このうち、高校レベルの「ディプロマプログラム」は、最終試験の合格で国際的な大学入学資格を取得可能。

- 4 有識者や関係者等による三重県道徳教育推進委員会を開催し、同委員会の調査や提案を道徳教育の推進や取組の充実に活かします。
- 5 子どもたちが、郷土三重への誇りを持って地域や世界で活躍できるよう、郷土に関する教材や伝統文化・伝統工芸にふれる体験活動等をとおして、郷土教育に取り組みます。
- 6 伊勢志摩サミットの開催を契機として、子どもたちが郷土三重のすばらしさを再認識するとともに、世界の子どもたちに関わる諸問題に関心を持ち、考える機会を創ります。
- 7 地域への定住を促進するため、南部地域の市町が連携して実施する、子どもの愛郷心を高め、将来の地域リーダーを育成する取組を支援します。
- 8 高校生が地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、地域活性化の取組に参画するなど、高等学校と地域が連携した取組を推進します。
- 9 子どもたちが環境について地球的視野で考え、持続可能な社会づくりの担い手となれるよう、民間団体等との連携や環境学習の拠点施設の活用等を通じ、環境教育を進めます。
- 10 学校等における森林環境教育^{*14}の一層の充実を図るため、学習活動のコーディネートやきめ細かな相談対応等、包括的な支援体制を構築します。
- 11 子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、小学校において地域のボランティア、市町担当者が講師となったごみ減量化やリサイクルに関する出前授業を実施します。
- 12 読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して行うことにより、子どもたちの読書活動を推進します。
- 13 学校図書館を活用した授業や朝の読書、ビブリオバトル(書評合戦)^{*15}等の子どもと本をつなぐ取組を進めることにより、子どもたちの読書機会の拡充に努めます。
- 14 学校とPTAが連携して生活習慣・読書習慣チェックシートを普及すること等により、家庭読書(家読)を促進します。
- 15 子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることで、豊かな感性・情操や生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うとともに、次代の文化の担い手を育成します。
- 16 子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実に取り組みます。
- 17 望ましい交通社会の実現に向けて、自発的に「人にも社会にもやさしい移動のあり方」を探求し、行動する能力(モビリティ・マネジメント力)の育成を図っていきます。

^{*14} 森林環境教育：森林内での多様な体験活動などを通じて人びとの生活や環境と森林との関係について学ぶことにより、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成する取組。

^{*15} ビブリオバトル(書評合戦)：発表者が1人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者のみならず聴衆にも読書への興味を高める効果がある。

⑤ 健やかに生きていくための身体の育成

基本的な取組方向

健全な食生活などの基本的な生活習慣や日常的な運動習慣の確立等に向けた取組を進め、子どもたちが健やかに生きていくための基礎を培います。

主な取組内容

- 1 生涯にわたって運動に親しむ習慣を子どもたちに育むとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わうことなどをおして、子どもたちの体力の向上に取り組めます。
- 2 各小中学校が「みえ子どもの元気アップシート」を活用し、体力向上に向けた目標の設定や実践が進むよう、市町等教育委員会と連携して取り組めます。
- 3 子どもたちの運動する機会を拡充するため、体育の授業以外に運動や体を動かす遊びに取り組む1学校1運動プロジェクトを推進します。
- 4 各学校が毎年継続して体力テストを実施し、その結果を「体力の成長記録」として子どもたちや保護者と共有することをおして、体力向上につなげる取組を推進します。
- 5 運動部活動の指導者を対象とした研修会等を通じて指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。
- 6 平成30(2018)年度全国高等学校総合体育大会、平成32(2020)年度全国中学校体育大会の開催を通じて、運動部活動の充実と強化を図ります。
- 7 将来のトップアスリートを育成するため、関係団体と連携して、優れた才能を持つ子どもたちを発掘し、一貫した強化体制による育成・強化を進めます。
- 8 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や性の問題行動、薬物乱用、アレルギー、心の健康など健康課題の解決に向けて、関係機関と連携を図りつつ健康教育の取組を推進します。
- 9 子どもたちが妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得できるよう、保育体験の機会充実やライフプラン、結婚、子育てをテーマとした講演会の開催等に取り組めます。
- 10 児童期から、がんに関する正しい理解を広げるため、保健医療関係者と教育関係者が連携して、がんに関する教育に取り組めます。
- 11 健全な口腔機能の維持による全身の健康づくりをめざし、学校歯科医と教育関係者が連携して正しい歯科疾患予防の知識、生活習慣が習得できる歯科保健の取組を推進します。
- 12 子どもたちが「食」に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるよう、朝食メニューコンクールの実施等を通じて、食育の推進に取り組めます。
- 13 食育の推進を図るため、給食への県産品の利用促進や、家庭や学校、地域などのさまざまな場面で子どもたちが県産品に触れ親しむ機会の創出に取り組めます。

⑥ 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

基本的な取組方向

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、子どもたちの自立と社会参画のために必要な力を育みます。

主な取組内容

- 1 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテ^{*16}を活用した支援体制の充実を図ります。
- 2 発達障がい児等への早期発見・支援に向けて、支援ツールである「CLM(Check List in Mie)と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進します。
- 3 全ての子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供を進めます。
- 4 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めます。
- 5 特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。
- 6 特別支援学校高等部の企業就労については、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- 7 小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性が向上するよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援教育コーディネーターへの研修支援等を進めます。
- 8 三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校を新たに整備し、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い支援を行います。
- 9 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、三重県立松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めます。
- 10 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めるとともに、特別支援学校の計画的な施設改修等を行います。
- 11 発達支援が必要な子どもが身近な地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることのない体制の構築をめざします。

^{*16} パーソナルカルテ：子どもおよび保護者が必要な情報(生育歴等)を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行き、学校や関係機関等から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を追加して綴じ込んでいくファイル形式。

- 12 保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口との連携を強化するとともに、専門性の高い人材の育成のための研修受入れや巡回指導による技術的支援を行います。

⑦ 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

基本的な取組方向

子どもたちが安全・安心に学ぶ環境を整えるため、防災教育・防災対策の推進や学校の安全・安心の確保に取り組みます。また、いじめや暴力行為、不登校等への対応、教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援などに取り組みます。

主な取組内容

- 1 子どもたちにいじめや暴力行為を許さない心を育むとともに、学校全体でいじめ等の解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 2 県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明確にした総合的な視点での「いじめ防止条例(仮称)」の制定を検討します。
- 3 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。
- 4 子どもたちが、防災学習を通じて自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災教育を推進します。また、校舎の耐震化および学校の防災機能の強化に取り組みます。
- 5 みえ防災・減災センターにおいて、世代を越えてつないでいくべき災害の記憶や記録を収集し、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実を図るとともに、防災教育に活用します。
- 6 交通事故や不審者事案などから子どもたちを守り、危険予測・危険回避能力を育成するため、防犯教室や危険予測トレーニング等による交通安全・防犯教育を推進します。
- 7 子どもたちが安全に登下校できるよう、防犯団体や関係機関等、地域のさまざまな主体と連携し、通学路の安全対策を進めます。
- 8 飲酒運転0(ゼロ)をめざし、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進します。
- 9 魅力ある学校・学級づくりや安心して学べる環境づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援を家庭や関係機関等と連携して行います。
- 10 進路指導や入学後の教育相談体制を充実することにより、学校生活・学業不適應による中途退学等の未然防止に取り組みます。
- 11 いじめや暴力行為、不登校の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*17}による支援に取り組みます。

^{*17} スクールソーシャルワーカー：295 ページ参照。

- 12 いじめや暴力行為、不登校の解決に向けて、総合教育センターにおいて「いじめ電話相談」や専門的教育相談を実施するとともに、教職員に対する教育相談研修を実施します。
- 13 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携し、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。
- 14 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム^{*18}として位置づけ、学校を窓口として関係機関等との連携を図ることで、貧困の状況にある子どもを生活支援や福祉制度につなげます。

⑧ 地域に開かれ信頼される学校づくり

基本的な取組方向

学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化していることをふまえ、コミュニティ・スクール等の推進や学校の特色化・魅力化、教職員の資質向上等に取り組むことで、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクール^{*19}や学校支援地域本部^{*20}の導入など、保護者や地域住民が参画する学校運営を促進します。
- 2 土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用について普及するとともに、地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習や体験活動を充実します。
- 3 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小・中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- 4 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- 5 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習など、高等学校と大学との連携に取り組みます。

^{*18} 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

^{*19} コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が、学校の方針承認や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与するタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現するもの。

^{*20} 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

- 6 高等学校において、グローバル人材の育成を目的とした教育内容の充実や地域に根ざした特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。
- 7 県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。
- 8 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を図ります。
- 9 業務の簡素・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員が意欲的に教育活動に取り組む環境をつくります。
- 10 校舎の耐震化やバリアフリーなど学校施設の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保と快適な学習環境づくりを推進します。
- 11 個性豊かで多様な教育の場を確保するため、私立学校の特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。

⑨ 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実

基本的な取組方向

県内における高等教育の学びの選択肢を増やすとともに、各校の教育の質や魅力を高める取組を支援することにより、高等教育機関の充実を図ります。また、このことを、三重県で学び、働く若者の増加につなげます。

加えて、高等教育機関と地域との連携を促進し、地域課題の解決に向けた取組の活性化、および学生と地域との結びつきの強化を図ります。

主な取組内容

- 1 大学・学部等の新增設・再編に向けた検討を進め、高等教育における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。
- 2 学生の確保、県内への定着等に向けた県内高等教育機関による魅力向上・充実の取組を支援します。
- 3 「高等教育コンソーシアム^{*21} みえ(仮称)」を設置し、県内高等教育機関相互および県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図ります。

^{*21} コンソーシアム：複数の個人や法人、団体が集まり結成される組織・団体の一種。同種の団体が集まって共同事業を行ったり、特定のテーマや目的に関連する企業や団体、個人が共同で活動を行ったり、参加者が財産や権利を出し合って共同で運用したりするもの。

- 4 三重大学が中心となり進める「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」*²²に参画し、本県の産業を担う人材の養成と魅力ある就職先の創出を図ります。
- 5 若者の県内定着を促進するため、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。
- 6 「おしごと広場みえ」における中小企業・小規模企業の魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進など、若者と中小企業・小規模企業との一層のマッチングを図ります。
- 7 県内高校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などに取り組みます。
- 8 地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域のさまざまな主体の情報を全県的に一元化し、マッチングを図ることにより、学生の地域活動への参画を一層促進します。
- 9 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習など、高等学校と大学との連携に取り組みます。(再掲)
- 10 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の養成および育成のため、三重大学教職大学院をはじめとする教員養成機関との連携・協働を推進します。
- 11 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い教育・研究を実践するとともに、地域と連携し、地域に貢献する魅力ある大学づくりを進めるよう支援します。

⑩ 地域の活力を支える産業人材等の育成

基本的な取組方向

本県経済を牽引する経営人材、新分野を切り拓く高度人材、企業の中核を担うホスピタリティ人材、食関連産業の発展を担う人材など、地域の活力の源泉である産業人材の育成を推進します。併せて、農林水産業の次代を創造する多様な担い手、人びとの暮らしを根幹から支える医療・福祉人材、防災人材、地域活性化の核となる地域人材等の育成・確保を着実に進めます。

主な取組内容

- 1 航空宇宙産業について、世界に通用する多くの人材を育成するため、海外とのネットワークを活かし、産学官の連携により取り組みます。
- 2 県内産業を牽引していく経営人材の育成をめざし、力強い中小企業経営者を核とした業種を超えたネットワークを構築する場づくりに取り組みます。

*²² 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)：高等教育機関を対象にした文部科学省の補助事業。大学等が地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先を創出するとともに、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を行う取組を支援するもの。

- 3 県内産業の発展に必要な県内中小企業・小規模企業の強靱化に向け、製造管理者の育成など、各企業における中核人材の育成に取り組みます。
- 4 県内企業が、自社の新たな事業展開や技術力向上等のために、専門的な知識や技術等を有する人材を育成できるよう取り組みます。
- 5 食・観光産業等サービス産業の従事者等を対象に企業の中核を担うホスピタリティ人材を育成・確保するとともに、食関連産業の発展を担う人材の育成について検討を進めます。
- 6 急増している外国人旅行者に適切な対応ができる人材の育成・確保に取り組みます。
- 7 三重県が培ってきた海外ネットワークとの連携や資金、人材育成など独自の「スタートアップ・サポートプログラム」を策定し、創業および第二創業を支援します。
- 8 ヘルスケア分野の多様化するニーズに対応すべく、産学官民が連携し、多様な人材の育成・確保に取り組みます。
- 9 建設業の活性化に向けて人材確保や技術継承が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。
- 10 農林水産業に関わるさまざまな分野の人材間ネットワークの構築を通じて、新たなイノベーションを創出する人材の育成に取り組みます。
- 11 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を整備するとともに、産学官が連携して若き農業ビジネス人材を育成する包括的な仕組みを構築します。
- 12 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止を図るため、生産段階における危機管理体制の強化や獣医師などの畜産経営体を支える人材の確保・育成に取り組みます。
- 13 新規林業就業者の確保に向け、職場体験研修、就業フェアを開催するとともに、林業大学校の設置を含めた検討など、次代の林業を担う人材の育成に取り組みます。
- 14 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾^{*23}の座学カリキュラムの充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援策の充実などに取り組みます。
- 15 新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム^{*24}の活用を働きかけ、県内で活躍する医師の育成を図ります。
- 16 看護職員確保対策検討会の議論をふまえ、「人材確保対策」「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的な看護職員確保対策の取組を進めます。
- 17 国際医療技術連携体制(M-MU S C L E)^{*25}協議会での議論をふまえ、海外大学との連携を進めることで医療分野の魅力向上を図り、医療従事者の確保・定着につなげます。

^{*23} 漁師塾：若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。

^{*24} 三重専門医研修プログラム：地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら、17の基本領域を対象に専門医資格を取得することができる後期臨床研修プログラム。

^{*25} 国際医療技術連携体制(M-MU S C L E)：医療分野の学術面における国際連携を進めるために構築した県内の医療・看護系等の大学の連携による国際医療技術連携体制(三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ；Mie Medical University Science Collaboration League)。

- 18 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い看護を実践できる人材を育成するよう支援します。
- 19 福祉・介護分野の人材確保のため、福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修等による人材育成に取り組むとともに、事業者団体等が実施する参入促進等の取組を支援します。
- 20 さまざまな分野で防災・減災対策を担う防災人材を育成するとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 21 地域の市民活動センター等の中間支援団体と連携し、災害時のボランティア活動等、さまざまなNPOが活躍できる環境整備を進めます。
- 22 南部地域において、主体的にコミュニティを支える地域人材を育成するとともに、地域人材同士がつながり、新たな価値を生み出す場づくりに取り組みます。
- 23 みえの文化芸術を支える専門人材の育成とともに、若いアーティストの育成や交流などを進めることにより、文化をとおして地域の活力を支えることができる人材を育成します。
- 24 外国人住民等が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳育成研修を開催し、医療通訳の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。
- 25 外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、さまざまな主体と連携して開催し、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みづくりを進めます。

⑪ あらゆる世代の全ての人々が学び挑戦できる社会づくり

基本的な取組方向

未来を担う「子ども」はもとより、チャレンジし続ける「社会人」、学び続ける「高齢者」に至るあらゆる世代が、また、これまで社会との結びつきがまだ十分とはいえない障がい者、女性、外国人等を含む全ての人々が、いつでも学び、挑戦し、社会参画できる「生涯現役・全員参画型社会」の実現をめざし、学習基盤の充実を図るとともに、学習成果を発揮して活躍しやすい環境づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 生涯学習施設において、高等教育機関等との連携の強化、多様な主体の交流や情報発信の充実により、ライフステージに応じた学びの場や学習成果の活用機会を創出します。
- 2 社会教育関係者のネットワークを拡充し、交流の場を設け、人材育成を図ることにより、社会教育、学校教育、家庭教育の連携を促進し、地域の教育力の向上につなげます。
- 3 県民が人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知識や情報を届け、多様な学習機会を提供することにより、人権が尊重されるまちづくりを促進します。

- 4 学卒者、離転職者、在職者などに対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。
- 5 若年者を対象に、社会人としての基礎に関するセミナー等を開催するとともに、正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を支援します。
- 6 社会参画意欲の高いシニア世代が、人材が不足している介護職場において活躍していけるよう、就業促進の取組を進めるとともに、環境の整備を図ります。
- 7 障がい者の社会参画を進めるため、障がい者の態様に応じた職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所^{*26}の創設、運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。
- 8 障がい者雇用の促進に向けて、ステップアップカフェ^{*27}等を活用した啓発、関係機関と連携した企業への働きかけ、企業間ネットワークの活動支援などの取組を推進します。
- 9 福祉事業所の農業参入や農業経営体の障がい者雇用を促進するため、関係者の支援体制の強化や、農業経営体へのさらなる意識啓発に取り組みます。
- 10 林業分野への障がい者の就労促進に向け、林業事業者と福祉事業者の連携による苗木生産等の取組や関係事業者への意識啓発を進めます。
- 11 水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、福祉事業所の漁業参入の促進や関係団体等への意識啓発に取り組みます。
- 12 女性の雇用について、就労継続がかなう労働環境づくり、キャリアアップ支援、就労相談や研修等の再就職のための支援、再就職後のフォローアップなどに取り組みます。
- 13 育児等で離職した人が就農し、定着するための環境づくりに取り組む地域活動を支援するとともに、育児期からの就労開始プログラムの開発や実証を行います。
- 14 多言語での情報発信、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供することで、文化的背景の異なる人びとが社会参画しやすい環境づくりを進めます。
- 15 スポーツに親しむ人びとの拡大を図るため、総合型地域スポーツクラブ^{*28}の支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ機会の拡充や機運の醸成を図ります。
- 16 本県選手が国内外の大会で活躍できるよう、関係団体と連携して、育成・強化を図るとともに、本県選手等が県内に定着し、競技を継続できる環境づくりに取り組みます。
- 17 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実、確保を図り、スポーツを通じた障がい者の自立と社会参画を促進します。

^{*26} 社会的事業所：障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や障害福祉サービス事業所における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

^{*27} ステップアップカフェ：障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実践的な訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の障がい者が働くことに対する理解を深めていくことをめざして、県が関係機関と連携し設置したレストランカフェ。

^{*28} 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

5 「教育への県民力の結集」に向けて

県民力を結集し社会総がかりで教育に取り組むためには、多様な主体それぞれが教育の当事者として、期待される役割を果たしていくことが大切です。

(1) 「学校」の役割 ～信頼される教育の実現～

◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育むこと

教員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育みます。

◇地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めること

日頃の教育活動等の情報を、良い面も悪い面も含めて積極的に公開し、また、家庭・地域との幅広い「協創」体制を築く中で、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めます。

(※「学校」：幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいう)

(2) 「家庭」の役割 ～「心の拠り所」、そして「教育の原点」～

◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと

「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図ります。

◇学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと

学校との連携を深め、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。また、「地域の教育力の源」として、PTA活動等に積極的に参画します。

(3) 「地域」の役割 ～「絆」による成長の場の創出と支援～

◇豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を提供すること

住民やNPO等が連携し、異年齢・異世代の人びとの「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など、多彩な成長の場を継続的に創出します。

◇学校を支援すること、子育てや家庭教育を応援し支えること

学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。また、今後こうした活動をとおして住民の交流を活性化させ、地域の絆をさらに深めていくという循環につなげます。

(4) 「企業等」の役割 ～企業等活動を通じた教育への貢献～

◇専門性等を活かし、教育活動に積極的に参画すること

インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性等を活かし教育活動に積極的に参画します。

◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に貢献すること

子育てを支援する職場づくり等の教育環境の改善や、障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に貢献します。

(5)「高等教育機関」の役割 ～人材の輩出と地域の教育振興～

◇地域社会を牽引していく人材を輩出すること

教育機能を高め、課題探究能力を身につけた、地域社会を牽引していく人材を輩出します。また、学校の魅力向上を図り、三重で学び、働く若者の増加につなげていきます。

◇「知」の集積を地域の教育振興に還元すること

出前授業や公開講座などにより、「知」の集積を積極的に還元することにより、地域の教育振興を支援します。

(6)「行政」の役割 ～質の高い教育環境の創造～

◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行うこと

行き届いた教育を行うため、質の高い教育環境を整備・実現します。また、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。

◇「教育への県民力の結集」を促進すること

「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

(7)県と市町との役割分担

①市町の役割 ～義務教育、幼児教育の責任者～

義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

②県の役割 ～全県的な教育水準の維持向上～

全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。

(3) ポストサミットについて

- 三重県における「ポストサミット」とは、伊勢志摩サミットの「レガシー」を、三重の未来に生かすことです。サミット開催は三重にとって千載一遇のチャンスであり、これを一過性にせず、サミットの資産を次世代に継承していかなければなりません。

●一般に「レガシー」は遺産や受け継いだものを意味しますが、ここでは、サミットの開催により地域にもたらされる有形無形の好影響を指しており、伊勢志摩サミットの「レガシー」を次の3つに整理しています。

①知名度等の向上

- ・「日本人の心のふるさと」三重・伊勢志摩の知名度の向上や評価・関心の高まり
- ・県民と海外・世界との距離が縮まること 等

②会議自体の成果

- ・宣言、方針、共同声明等や、それらに基づく計画、取組 等

③地域の総合力の向上

- ・県民や地域の一体感の醸成 ・郷土に対する愛着や誇りの高まり
- ・地域に対する理解の深化、地域のネットワークの強化
- ・地域で自らイノベーションを起こそうとする県民の行動の活発化
- ・おもてなしの力の向上 ・「ダイバーシティ※」の視点による地域の深化
- ・県民力により世界最高峰の会議を安全・安心に開催するため取り組んだ経験 等

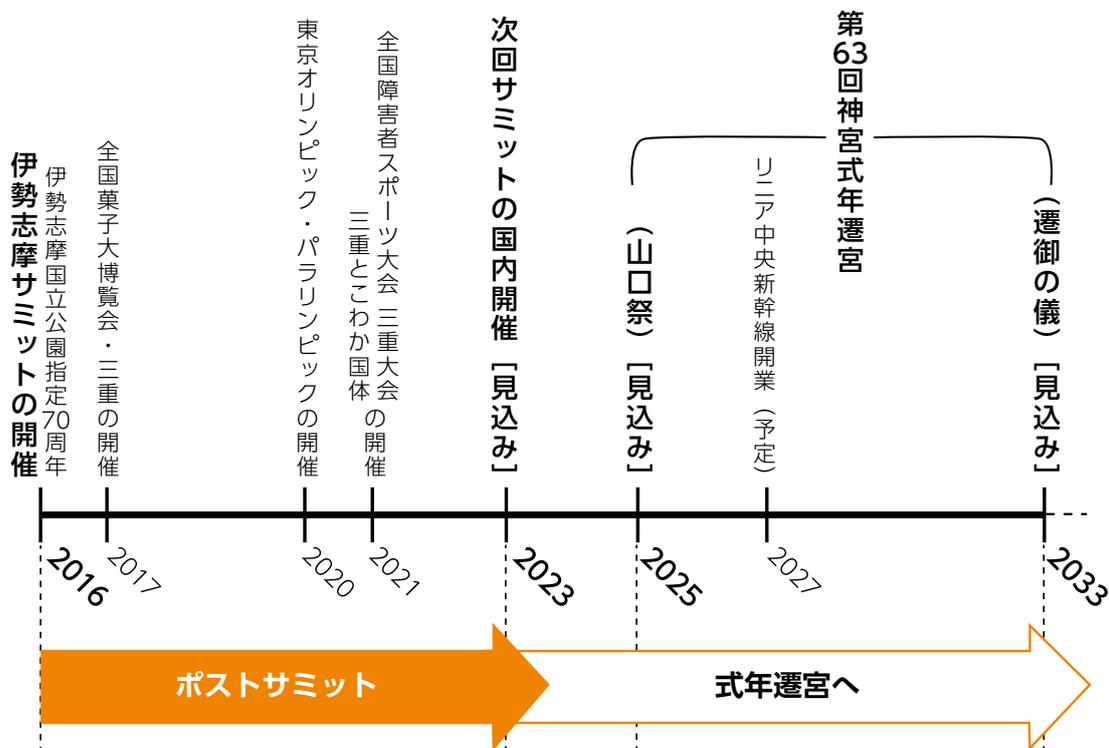
【※ダイバーシティ:違いを積極的に受け入れ活用する視点から、組織や社会として人材等の多様性を生かすこと】

(基本的な考え方)

- サミットは、三重の知名度等を高めるチャンスであるばかりでなく、県民の皆さんが郷土に対する愛着や誇りを高めたり、自分が暮らす地域に対する理解を深めたりすることにより、アクティブ・シチズンとして一層活躍する契機ともなります。また、三重と世界との距離が大きく縮まることや、信仰、性別・ジェンダーの違いや年齢差、障がいの有無に関わらず活躍する人の姿にあらためて注目が集まることに加え、自然環境や文化、産業などに多様性を有する三重のDNAが再認識されて発展・拡大することにより、三重の社会や県民の皆さんが「ダイバーシティ」の視点で深化を遂げていく契機ともなります。
- サミット開催に向けた「オール三重」による取組は、県民の皆さんがサミットの成果を地域の発展のために生かそうとする行動や、地域をより良くしようとする行動へとつながります。
そのことにより、地域の活力・魅力が高まって、観光やビジネス等さまざまな分野で三重が世界から選ばれるようになり、それが次代を担う若者や子どもたちの希望につながっていくという「正のスパイラル」が生まれ、地域の自立的かつ持続的な活性化が図られます。
- そのように、サミットのレガシーを最大限に生かし、三重の未来を持続的に発展させていくことが、「ポストサミット」の基本的な考え方です。

(具体的な取組の方向性)

- 「ポストサミット」の取組の基本的性質は、次のとおりと考えます。
 - ・ サミットが開催されるからこそ生まれる(発展する)取組
 - ・ アクティブ・シチズンとしての県民の行動を促す取組
 - ・ サミット開催後、一定期間にわたって効果が持続する取組
- そうした基本的性質を備え、三重の未来の持続的な発展に向けてサミットのレガシーを最大限に生かす取組を、次の3つの視点から展開していきます。
 - ① 人と事業を呼びこむ
(知名度等の向上を最大限に生かし、国内外の人びとと事業を呼びこむ取組)
 - ② 成果を発展させる
(サミットそのものの成果を引き継ぎ発展させる取組)
 - ③ 次世代に継承する
(サミットを通じて高まった地域の総合力を、次世代の育成や地域の魅力向上につなげる取組)
- 「伊勢志摩サミットの開催後、我が国での次のサミット開催地が決定するまで」を、本県の「ポストサミット」の期間ととらえ、長く効果が持続すると期待される取組を展開します。そして、同じく国内外からの注目を集める「第63回神宮式年遷宮」に向けて、スムーズにバトンを渡していきます。



(4) 国土強靱化(三重県国土強靱化地域計画)

(策定の背景)

- 平成 25 年 12 月、東日本大震災から得られた教訓をふまえ、必要な事前防災・減災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「国土強靱化基本法」が成立・施行され、それを受けて、平成 26 年 6 月、「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」)が閣議決定されました。
- 県では、国の基本計画と同時に策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を指針として、平成 27 年 7 月に「三重県国土強靱化地域計画」(以下、「県の地域計画」)を策定しました。

(基本的考え方)

- 県の地域計画は、おおむね 10 年先を見据え、国土強靱化に関する今後の取組の方針を示す計画です。その方針に沿った具体的施策は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に基づいて展開し、毎年度、その進捗状況を把握して、翌年度の取組に反映させていくこととしています。
- 県の地域計画では、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっていること等から、対象リスクを大規模自然災害と設定しています。

(県の各種計画等との関係)

- 対象リスクを大規模自然災害としており、主に想定される自然災害は地震・津波、風水害であることから、県の地域計画の策定にあたっては、三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示した「三重県新地震・津波対策行動計画」および風水害対策についての「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にしています。

(策定の手順)

- ガイドラインに沿い、次の手順で脆弱性評価を行いました。
 - ① 県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定
 - ② 達成すべき目標(「基本目標」および「事前に備えるべき目標」)を設定
 - ③ 目標の妨げになる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定
 - ④ そのリスクシナリオごとに現状の取組を評価
- 脆弱性評価で得られた結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組方針(推進方針)を決定しました。

第1章 地域計画策定の基本的考え方

【策定の背景・目的】

- 国…国土強靱化基本法の施行、基本計画の策定、ガイドラインの策定
- 県…南海トラフ地震の発生の危惧、近年の風水害被害が甚大化傾向

【基本的考え方】

- おおむね 10 年先を見据えた計画
- リスク対象は大規模自然災害
- 毎年度、取組の進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

【県の各種計画等との関係】

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」「三重県新風水害対策行動計画」を参考

第2章 脆弱性評価

【評価の方法】

- 想定するリスク、目標、「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組を評価

【想定するリスク】

- 大規模自然災害

【目標】

- 国の基本計画と同様の目標を設定

【起きてはならない最悪の事態】

- 国の基本計画で設定された事態をもとに、三重県の実情を踏まえ設定
(三重県の実情を反映した事態の例：帰宅困難者に「観光客」を含むこととした)

【評価結果のポイント】

- 国土強靱化に資する取組はまだ十分ではなく、引き続き取組が必要
- 建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成等のソフト対策も必要
- 市町や企業等と連携した取組が必要

第3章 脆弱性評価をふまえた国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の取組方針をリスクシナリオごとに整理

【本県の実情を踏まえた主な取組方針】

- ・土砂災害危険箇所数が多いことをふまえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）
- ・離島等への対策（2-2） ・観光県であることをふまえた観光地の防災対策（2-5）
- ・石油コンビナート等の防災対策（5-3） ・外国人住民向けの防災対策（8-3）

第4章 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進
- 毎年度、進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

5 みえ県民カビジョン

第1編 基本理念 県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

第1章 私たちの置かれている状況～パラダイム^{注1}の転換～

私たちの社会には、大きな枠組みの変化が起こっており、日本は明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺^{注2}」ともいうべき大きな転換期を迎えています。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災、9月に発生した紀伊半島大水害^{注3}により、私たちは自然の脅威を見せつけられました。東日本大震災では、強大な津波等により死者・行方不明者は2万人にも及び、被災地への直接的な被害額は、約16.9兆円にのぼりました。原子力発電所の事故を併発し、放射性物質による汚染が拡大して、多くの住民が避難を余儀なくされています。

私たちは、このような大災害に直面し、命の尊さ、家族や地域との絆の重要性を再認識しました。

私たちには、災害は必ず起こるものとして意識し、行政の力や堤防などの施設に頼りすぎることなく、互いに助け合うとともに、一人ひとりが備えに当たることが求められています。

また、原子力発電所の事故の影響で、エネルギー政策の根本的な見直しを迫られるとともに、資源には限りのあることをあらためて認識させられました。地球規模の環境問題への対応が、持続可能な発展を続けるための国際的な課題となってきましたが、地球温暖化を防止するための方策についても見直しを求められています。

国の推計によれば、日本の人口は、減少局面にあるとみられています。今後、私たちは、人口減少社会の本格的な到来と向き合うこととなります。人口の減少と並行した少子高齢化の一段の進行は、地域コミュニティや経済、産業など、私たちの社会のあらゆる面に大きな影響を及ぼす懸念があります。現在の社会保障制度をはじめ、人口が増加することを前提に作られた仕組みを見直すなど、人口減少と超高齢社会に的確に対応していくことが必要です。

平成20（2008）年に、リーマンショック^{注4}に端を発する世界同時不況に見舞われ、また、東日本大震災後には、欧米諸国の財政・経済の先行きの不透明さが、過去最高水準の円高を引き起こしています。日本の経済や産業は、国内だけではなく海外の情勢に大きな影響を受けるようになっており、もはや世界市場の一部となっていることを認識する必要があります。グローバル競争への対応を一段と進め、知識集約型産業への転換を図ることと併せて、危機に強い地域循環型の産業を育成するなど、強じんて多様な産業構造に変えていくことが求められます。

行政の面においても、こうしたパラダイムの転換を十分に認識し、政策を柔軟に見直していくことが求められます。現金給付によるセーフティネットのように全国一律の仕組みと、地域の多様性を重視し、その自主性に委ねる仕組みの整理が必要です。

国および地方の債務残高^{注5}は1,000兆円を超え、将来の世代、私たちの子や孫の世代への負担を考えたとき、もはや放置できない状態にあります。加えて、東日本大震災からの復興に多大の経費を要することなどから、財政面で厳しい制約があるとの前提に立って、真に

行政が取り組むべきものへ転換することについて、合意形成を図っていくことが必要です。

このような厳しい現実を前に、私たちは安易にバラ色の未来を描くことはできません。現実を直視した上で、私たちが自ら行動することで社会を変革し、転換期に対応していくことが求められています。

注) 1 パラダイム：ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方やとらえ方」のこと。

注) 2 分水嶺：異なる水系の境界線をさす地理用語。ここでは時代の転換点の意味で用いています。

注) 3 紀伊半島大水害：平成 23（2011）年 9 月に発生した台風 12 号に伴う豪雨による大災害について、その貴重な教訓を次代に継承するため、三重県・奈良県・和歌山県において統一的な名称として用いることとしたもの。県内では、死者 2 名、行方不明者 1 名、1,227 棟にのぼる家屋損壊、道路・河川堤防等の公共施設の損傷など、甚大な被害が発生しました。[平成 24 年 1 月 21 日現在]

注) 4 リーマンショック：平成 20（2008）年 9 月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻が世界的な金融危機の引き金となったことをさした表現。

注) 5 国および地方の債務残高：ここでは、経済の実態把握および国際比較に資するため、世界共通の基準（SNA）に基づき、一般政府（中央政府、地方政府および社会保障基金）の金融負債残高を体系的に集計した数値である一般政府総債務（内閣府経済社会総合研究所）を用いています。

第 2 章 三重の持つ力と課題

私たちは、このような転換期において、三重が持つ力や課題を十分に認識した上で、新しい三重づくりに取り組んでいく必要があります。

名古屋、大阪の両大都市圏にまたがる三重は、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しています。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人びとが先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育てている、多様性に満ちた地域です。

一方、県北部と県南部とでは、地理的・経済的な要因等を背景として、さまざまな面で格差が生じており、こうした地域間格差の解消が求められています。

三重は、古くから幾たびも大規模な自然災害に見舞われながら、これを克服してきました。江戸時代末期の嘉永 7（1854）年に発生した伊賀上野地震をはじめとして、昭和 19（1944）年の東南海地震、昭和 21（1946）年の南海地震、あるいは昭和 34（1959）年の伊勢湾台風などにより、大きな被害を受けてきました。

このような大規模な自然災害に見舞われるたび、私たちの先人は、力を合わせて、地域の復旧・復興に取り組み、災害から得た教訓を次代へ伝えてきました。

近年、大規模地震および津波の発生、台風の大型化等が懸念され、局地的大雨が頻発する中、こうした自然災害への対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

三重は、政治、経済の分野のほか、文化やスポーツの分野でも、世界的に著名な人物を輩出してきました。

近年では、三重出身の選手がオリンピックやパラリンピックで金メダルを獲得するなど、アスリートの活躍は私たちに夢と感動を与えています。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果などから、三重の小・中学生の学力、体力の向上や、国際的に通用する人材の育成など、次代を担う人づくりの重要性が増しています。また、県民の皆さんに活力を与え、地域の一体感を醸成する上で、スポーツの持つ力に注目が集まっています。

江戸時代から木綿の産地であった伊勢平野は、戦前から紡績産業の一大集積地でしたが、高度経済成長期に、石油化学コンビナートの整備や企業誘致によって、ものづくりの拠点として発展し、その後も、戦略的な企業誘致に積極的に取り組んだ結果、2000年代半ばには半導体や液晶関連産業などの大規模投資が相次ぎました。県経済は好調に推移し、1人あたり県民所得が平成19（2007）年には全国で5番目になりました。

しかし、平成20（2008）年秋に発生した世界同時不況の影響により、一転して同年の1人あたり県民所得は全国一の下落率となりました。雇用においても、平成21（2009）年6月の有効求人倍率は過去最低の0.40倍にまで低下しました。

三重には、素材・部材産業から加工組立産業に至る生産・研究施設の集積や高い技術力で全国や世界に高いシェアを誇る中小企業が多く存在することから、このような強みを生かすことで、県内産業の競争力を高め、強じんな構造にしていくことが重要です。

また、三重は、恵まれた自然環境を背景にして、おいしい食べ物に恵まれており、伊勢エビ、アワビなどの海産物や松阪牛などのブランド産品を生産しています。

一方で、農林水産業の就業者数は、平成2（1990）年の6万7千人から平成17（2005）年には4万5千人へと3割以上減少するとともに高齢化が進行しており、担い手問題が一段と深刻化しています。

さらに、三重は、「おかげ参り」など古くから国内の人びとを集めた伊勢をはじめ、魅力ある観光地と多くの観光資源を有しています。20年に一度、遷宮に向けた諸行事が行われる伊勢志摩地域や「熊野古道」が世界遺産登録された東紀州地域など、独自の魅力を有する地域がたくさんあり、また、全国的にも有名な複合レジャー施設等も存在しています。

広域的な交流・連携や経済活動を支える高速道路網の整備が進められ、平成18（2006）年には紀勢自動車道の一部が、平成20（2008）年には新名神高速道路が開通したことなどにより、県内への観光入込客数は順調に増加してきました。

東日本大震災や紀伊半島大水害などの影響から観光入込客数の減少が懸念されますが、遷宮以降も観光産業が県内経済をけん引する産業として発展するように取組を進める必要があります。

このように三重は、さまざまな力を持った魅力に満ちた地域です。地域の持つ力、三重の力を再認識し、さらにその力を伸ばしていくとともに、国内外に認められるように情報発信していくことで、大きな時代の転換期において私たちが直面する課題を克服できるのではないのでしょうか。

第3章 県民力による「協創」の三重づくりへ

私たちは、パラダイム転換を伴う時代の分水嶺^{れい}に立ち、将来に対する不安や閉塞感を抱いています。ここで立ち止まっていたら、私たちに明るい未来はありません。分水嶺^{れい}の先にある社会、新しい三重を創造するために、勇気と気概を持って、スタートを切る必要があります。

安全・安心への備え

新たな世界に向かって存分に自分の能力を発揮するためには、命と暮らしの安全・安心を確保することが前提になります。

東日本大震災や紀伊半島大水害などの災害で明らかになったように、自然災害から命を守るためには、技術を過信してはならず、また、他人任せにすることはできません。私たちは、自分たちの命は自分たちで守る、という意識を持った上で、歴史の中で育まれてきた先人の知恵や周りの人びとの力を借りながら、あるいはまた、周りの人びとへ自分の力を提供しながら、力を合わせて取り組むことが求められています。

また、私たちの人生には、さまざまなリスク、不安要素があります。病気や事故、犯罪、老後の生活など、人それぞれの不安を抱えており、自分たちの能力を発揮するために、その不安をなくしていくことが求められます。特に、人口減少と超高齢社会を迎え、かつてのような高度経済成長は見込めない中で、命と暮らしの安全・安心を支える仕組みについて、世代を問わず私たち自身のこととして考え、国にも働きかけて、将来にわたって持続可能なものとなるようにしていくことが必要です。

今ある力の発揮と新しい力の開拓

私たちには、新しい三重を創るために、今ある力を最大限発揮することが求められています。

第2章で見たように、三重はさまざまな資源に恵まれた魅力ある地域です。

こうした恵まれた資源や人びとの知恵や能力など、今ある力を再認識し、生かしていくことが必要です。また、私たち自身が気づいていない資源を発掘し、新たな力を開拓していくことも大切です。価値あるものを創り出すだけでなく、積極的に国内外へ発信し、さらにその価値を理解してもらう必要があります。

私たちは、このように今ある力を発揮し、新しい力を開拓することで、「すごいやんか!」と思えるような地域の魅力や価値を見だし、磨き上げ、日本をリードしていく役割を果たしていくことができるようになります。このことは、視点を変えれば、新しい三重づくりの中で、私たち一人ひとりが、いきいきと活動することができる社会ということができます。

自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン^{注6}）へ

安全・安心を脅かすものに備え、今ある力を発揮し、新しい力を開拓することによって、新しい三重を創るために、私たち一人ひとりが力を注いでいくことが必要です。

しかし、一人ひとりの力には限界があります。さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できないでいる人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちもいます。こうした人びとが社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることのできる社会に変えてい

く必要があります。

私たちは、誰もが自分の夢や希望を持ち、その思いを実現するために生きています。夢や希望を持って人生を主体的によくしていこうとする力や、住んでいる地域をよくしていこうとする力を発揮できたときに、私たちの人生は輝きます。

私たちは自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）でありたいと思います。

「自立し、行動する」とは、一人で生きることではなく、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。

身の回りの家族や地域の絆を大切なものととらえ、その中で自分にできることに取り組んでいきます。私たち一人ひとりが夢の実現に向け、希望を持って生きていくことができるように、私たちがみんなで支え合うことにより、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

私たちは、人生のさまざまな局面で、家族として、ご近所や同じ地域に住む者として、性別や年齢などにとらわれず、県民としてのいろいろな力を発揮し、助け合い、支え合っていきます。

三重には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、「公」^{おみやげ}を担ってきた実績^{注7}があります。その積み重ねを生かし、さらに深化させ、私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、新しい三重を創ることができると考えます。

注) 6 アクティブ・シチズン：社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉です。アメリカ合衆国の第35代大統領であるJ.F.ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

注) 7 「公」を担ってきた実績：三重県では、平成10（1998）年に、全国に先駆けて「みえパートナーシップ宣言」を行い、いち早く県民と行政との協働に取り組んできました。

県民力による「協創」の三重づくり

私たちが創りあげようとする新しい三重は、次の三つのことがイメージされる社会です。

まずは、さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らせることです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。

次に、私たち一人ひとりが、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域の中で活動できることです。

最後に、三重という地域が強みを生かして発展し、私たちの生活や地域の活力を支える産業が活発であり、働きがいのある仕事に就くことができます。

私たちは、それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼び、みんなで力を合わせて新し

い三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきたいと考えます。

「協創」について

私たちは、これまで個人、企業、地域の団体といったさまざまな立場で、行政との役割分担のもと、「公」の領域を共に担う「協働」を進めてきました。

さまざまな分野で「協働」が進められてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに参画することにとどまっている場合も少なくなく、私たちそれぞれの主体的な活動には至っていないものもあります。

これからは、これまで実践を重ね、蓄積してきた「協働」の現場での経験と課題をもとに、私たちが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく段階に進んでいく必要があるとの思いから「協創」という言葉を使用しています。

第4章 新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重

私たちは自立し、行動する県民として、「協創」により新しい三重をみんなで創っていきます。新しい三重づくりは、私たち一人ひとりにとってどのような意味を持つのでしょうか。

幸福の考え方の変化

私たちは、どんな時代にあっても幸福でありたいと願っています。人は、社会との関わりの中で、自らの求めるもの、こうあって欲しいという思いが満たされたとき、幸福を感じることができます。求めるものは、時代背景により変化するため、私たちの幸福観も変わっていきます。

戦後の長い間、私たちはモノを所有すること、つまり、物質的な豊かさに幸福を感じ、それは日本経済が大きく成長していく中で満たされてきました。

その後、「物の豊かさから心の豊かさへ」といわれたように、私たちの価値観は変化し、多様化しました。また、いわゆるバブル経済崩壊後、右肩上がりの成長が望めなくなった社会経済情勢の変化の中で、人びとの幸福に対する考え方も変化していきました。

物質的な豊かさだけでは得られない幸福とは何か、私たちは試行錯誤してきたと言えるでしょう。そのような中で発生した東日本大震災は、一人ひとりの生き方や社会のあり方についても、根本からの見直しを迫るものとなりました。

幸福を実感するために

一人ひとりの価値観、考え方により、求める幸福の形、内容はさまざまです。しかし、幸福とは自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見いだすことで得られるものであり、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できるものだと、私たちは考えます。

私たち一人ひとりが幸福を実感するために必要なことは、

- ・自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、
- ・個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け(失敗をすれば再挑戦をし)、
- ・自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、
- ・いきいきと働き、生活の豊かさを実感する

ことではないでしょうか。

一人ひとりがこうして夢や希望の実現に向けて行動するためには、個人を支える社会の側に、失敗しても何度でも挑戦し続けられるような仕組みが確保されていること、全ての人が社会に参画できるよう必要な支援が得られること、仲間や地域のために主体的に行動しようとする人びとをお互いに支え合う仕組みが整っていることが必要です。

新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重をめざして

私たちは、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行うことを提案しました。

こうした三重づくりに、私たちが自立し行動する主体として、自分自身の人生をデザインし、それぞれの立場で参画すること、そのこと自体で幸福を実感することができると思えます。

新しい豊かさとは、自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることで、すなわち、アクティブ・シチズンとして活動することによって得られるものではないでしょうか。そして、私たちのこのような生き方こそが、時代の分水嶺^{れい}の先の新しいモデルになると考えます。

私たちみんなで力を合わせ、県民力を結集して、「日本一、幸福が実感できる」と胸を張ることができる新しい三重、すなわち「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を創っていきましょう。

第2編 基本理念を実現するための県政の展開

県政運営の基本姿勢

第1編で示された基本理念の実現に向けて、県民の皆さんが主体となって新しい三重づくりが進むように、県政を運営していきます。県民の皆さんとしっかり「協創」の取組を進めることができ、幸福実感が高まるように、県政運営の基本姿勢やあり方を変えます。

第1節 県民との「協創」の取組を進めるために

これからの県政は、県民の皆さんを、サービスの受け手（顧客）としてとらえるのと同じ重みで、新しい三重づくりの主体としてとらえます。県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、活動でき、その上で成果を生み出せるように、事業を展開していく必要があります。

社会への参画をサポートします

県民一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて、積極的に社会に参画することができるよう、自立し行動する県民となるための支援を行います（県民力養成支援）。

さまざまな事情から社会で十分に力を発揮できないでいる県民の皆さんも、自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支え、全ての県民の皆さんとの「協創」の取組を進めることをめざします。

絆づくりをサポートします

県民の皆さんがさまざまなつながり、絆のもとに、社会で活動することが広がるよう、仲間で一緒に社会をよくする取組への支援を行います（県民力拡大支援）。

企業や団体の行う社会貢献活動、NPOや社会起業家による取組など、さまざまな主体の行う「公」を担う活動を結びつけ、活動の輪を広げていきます。

活躍できる場を増やします

県民の皆さんが主体として活躍できる場が増えるよう、これまで県が主導してきた場を開放していくなど、県の事業のあり方を見直します（県民力発揮支援）。

参画のモチベーションが高まり、持続的な活動につながるよう、県民の皆さんと一緒に取り組んだ事業の成果についても共有する取組を進めます。

第2節 県民に成果を届けるために

県政は、県民の皆さんのニーズに的確かつ迅速に応えた上で、その成果が実感されるものにならなければなりません。県民の皆さんへの成果を第一に考え、より高めていくため、課題が発生している現場の実態を把握するとともに、課題に応じて最も適した行政主体がその役割を担えるよう、市町、他府県、国との関係を変えていきます。

現場重視で事業を進めます

県政のさまざまな課題は、県民の皆さんの生活の現場に存在します。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町や県民の皆さんとの直接対話の機会などを通じて、より現場に近いところでのニーズ把握に努めます。また、課題ごとに、どんな関係者（ステークホルダー）がいるのかを的確に把握し、県の内部だけでなく、関係する県民の皆さんと協議しながら、事業を進めていきます。

県が取り組んだ事業の成果については、積極的に情報発信し、より多くの県民の皆さんに知っていただくとともに、それに対するご意見を受け止め、より成果を上げることのできる事業へと改善していきます。

市町との連携を強化します

住民に最も身近な自治体である市町との連携をより強化していきます。

市町が地域の実情に応じて、より適切な行政サービスを提供することができるよう、県から市町への権限移譲を進めるとともに、県に必要とされる専門性を高めるなどして、市町の実情に応じた支援を行います。

また、市町の区域を越える課題について、県としての役割を果たすために関係市町と連携して、調整役を担ったり、連携の核となるなどの取組を進めます。

なお、地理的・経済的に不利な条件にある地域の多い県南部については、若者をはじめあらゆる世代の住民が住み続けることができるよう、市町と連携して活性化に取り組みます。

県境を越える広域行政を進めます

県境を越えて広域化する経済活動や県民生活の実態などをふまえ、他府県との交流・連携を進めます。とりわけ、防災、観光、医療など県民の皆さんにとって、よりよい成果を得る上で有効な分野においては、広域的な防災訓練の実施や観光ルートの提案、ドクターヘリの共同運航などに積極的に取り組みます。

また、無料職業紹介、相談業務など国の事業のうち、県が行うことで県民の皆さんによりよいサービスを提供することができるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務・権限の移譲を積極的に求めていきます。

第3節 県民の信頼をより高めるために

県政に対する信頼をより高め、自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくために、県もまた、自立した地域経営を実現する必要があります。

職員力の向上を進めます

県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めるには、職員のさらなる意欲と能力の向上が求められます。職員一人ひとりが、県民の皆さんと共感できる感性、リスクを素早く察知する感性を持ち、自ら発信し、行動できるように、職員力の向上に向けた人づくりを進めます。

持続可能な財政運営に努めます

社会情勢の変化に対応し、県民の皆さんのニーズにあった事業を展開するため、徹底した無駄の排除と、「選択と集中」による戦略的な取組の推進を図ります。また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めます。

県政運営の仕組みを見直します

県政を着実に推進するため、県政運営の仕組みについて、時代の変化に適應しているか、また、県民の皆さんに成果を届けられるものになっているかなどの観点から不断の改善に取り組みます。

みえ県民カビジョン・第二次行動計画

平成 28 (2016) 年 4 月

三重県戦略企画部企画課

〒 514-8570 津市広明町 1 3 番地

T e l : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 2 5

F a x : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 6 9

E-mail : kikakuk@pref.mie.jp

URL:<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>



みえ県民カゴ ビジョン

第二次行動計画

三重県

